

# 令和6年香美市議会定例会

## 12月定例会議会議録

令和6年11月29日 開議

令和6年12月20日 閉会

香美市議会

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第1号）

令和6年11月29日 金曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和6年11月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月29日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 4番 | 西村剛治 | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 5番 | 西山潤  | 15番 | 利根健二  |
| 6番 | 森田雄介 | 16番 | 山本芳男  |
| 7番 | 村田珠美 | 17番 | 山崎眞幹  |
| 8番 | 小松孝  | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番 | 舟谷千幸 |     |       |

欠席の議員

10番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|        |       |              |      |
|--------|-------|--------------|------|
| 市長     | 依光晃一郎 | 建設課長         | 野村文紀 |
| 副市長    | 村上真祥  | 農林課長         | 川島進  |
| 総務課長   | 竹崎澄人  | 商工観光課長       | 門脇正人 |
| 企画財政課長 | 黍原美貴子 | 環境課長         | 依光伸枝 |
| 定住推進課長 | 小松伯聖  | 管財課長         | 三谷恵司 |
| 防災対策課長 | 中川英斉  | ふれあい交流センター所長 | 原美和子 |
| 税務収納課長 | 猪野高廣  | 会計管理者兼会計課長   | 明石清美 |
| 高齢介護課長 | 中山繁美  | 《香北支所》       |      |
| 福祉事務所長 | 野邑裕永  | 支所長          | 石元幸司 |
| 市民保険課長 | 萩野貴子  | 《物部支所》       |      |
| 健康推進課長 | 宗石こずゑ | 支所長          | 片岡亮  |

【教育委員会部局】

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 教育長職務代理者 | 宮地憲一 | 教育振興課長   | 一圓まどか |
| 教育次長     | 中山泰仁 | 生涯学習振興課長 | 小松幸春  |

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

|            |      |         |       |
|------------|------|---------|-------|
| 農業委員会事務局次長 | 岡村昭彦 | 上下水道局次長 | 田村美智代 |
|------------|------|---------|-------|

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生      議会事務局書記 今 井 沙 織  
議会事務局書記 横 田 恵 子

## 市長提出議案の題目

- 議案第 77号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）  
議案第 78号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）  
議案第 79号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 80号 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 81号 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 83号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 84号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 85号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 86号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 88号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 89号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 90号 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 91号 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 92号 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について  
議案第 93号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について  
議案第 94号 令和5年度香美郡殖林組一般会計歳入歳出決算の認定について

## 議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

令和6年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第1日目 日程第1号）

令和6年11月29日（金） 午前 9時開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 77号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議案第 78号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正  
予算（第4号）

日程第6 議案第 79号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）

日程第7 議案第 80号 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第 81号 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第 82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

日程第10 議案第 83号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第 84号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第12 議案第 85号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 86号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第14 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第 88号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第 89号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第17 議案第 90号 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第 91号 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第 92号 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理  
者の指定について

日程第20 議案第 93号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定に  
ついて

日程第21 議案第 94号 令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第22 朝ドラ「あんぱん」特別委員会委員の選任について

**会議録署名議員**

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これから令和6年香美市議会定例会を再開し、12月定例会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年は例年にない遅い紅葉でございます。別府峡をはじめとする紅葉でにぎわった名所もそろそろ見納めとなり、早いもので令和6年の師走を迎えることになりました。

国におきましては、アメリカ合衆国大統領選の結果を受け、安全保障や輸出産業など、外交交渉において今後の動向が注目されます。

また、内政におきましても、与党が少数となり、政策決定は不透明でございます。その中で、103万円の壁撤廃や地方創生による交付金の大幅増など、地方自治体としても注視し、素早い対応が求められると考えております。

次に、11月9日から17日にかけて開催されました議会報告会につきましては、多くの市民の皆さんに御参加いただきまして無事終了いたしました。市民の皆さんの貴重な御意見、御提言を市政に生かしていくため、また、回答する部分につきましては回答文作成のため、報告会の精査を行いました。回答文作成につきましては、執行部の皆さんの御協力もよろしくお願いいたします。

さらに、11月13日には、令和5年度の決算審査を踏まえて市長に提言書を提出いたしました。議会の総意として提言したものでございますので、来年度の当初予算にも反映していただくよう申し上げておきます。

さて、令和6年12月定例会議に市長から提出されております議案等につきましては、この後、市長より提案理由の説明がございますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格別の御協力を賜りますように申し上げまして、御挨拶といたします。

それでは、報告いたします。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、11月26日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんから協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から12月20日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から12月20日までの22日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしました予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、2番、公文直樹君、3番、中平麻衣さんを指名いたします。両名はよろしくお願ひします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による、香美市の私債権放棄について報告がありました。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりでございます。

日程第4、議案第77号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）から、日程第21、議案第94号、令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び提出議案の提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

（午前 9時05分 休憩）

（システム不調により休憩）

（午前 9時06分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和6年香美市議会定例会12月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、旧物部村から南米パラグアイに移住されたお2人が市長室を訪問くださいましたので、御報告させていただきます。

1人目は、昭和42年にパラグアイのイグアスに移住された公文義雄さん。先月9日にお越しくださいました。お父様は、旧物部村村長を3期務められ、村を挙げての南米移住を計画された公文包治さんです。公文義雄さんは、毎年のように物部町の御実家に帰られており、パラグアイ国アルトパラナ県イグアス地区と香美市を行き来されております。

2人目は、中古味寛さん。昭和35年、家族と13歳のときにパラグアイのピラポに移住されました。現在のパラグアイ国イタプア県ピラポ地区にお住まいです。中古味さんは20年ぶりの帰郷とのことで、今月13日に市長室にお立ち寄りくださいました。

今年の春の叙勲で、旭日単光章を御受賞されてもおります。

さて、お2人とは、私が県議会議員として、平成28年、パラグアイ日本人移住80周年式典に参加したときに、パラグアイにてお会いさせていただきました。遠く日本を離れ、気候も文化も高知県とは大きく異なる土地で、電気も水もないという想像を絶する環境の中、原始林をおのやのこぎりを使い、人の力だけで切り開き、井戸を掘り、家を建て、農地を生み出していきました。パラグアイの日本人移住地には日本語学校があるのですが、中古味さんは、無報酬ながら長らく日本語学校の教師として教鞭を執られました。

最近では、高知ファイティングドッグスが、パラグアイの少年野球指導のため訪問しておりますが、現地で土佐弁が使われていることに皆さん驚かれます。このように、日本語学校のレベルは非常に高く、移住三世でも流暢な日本語を話されます。旧物部村出身の方を含む土佐人移住者の底知れぬパワーと、日系社会での存在感を感じます。私は、古き良き物部町の伝統が、遠く南米の地に受け継がれていることに感動するとともに、本家物部町は人口減少が続く現状ではありますが、原始林を切り開いて町をつくった旧物部村出身移住者のパワーに見習い、頑張らなければと改めて決意しました。お2人のふるさと香美市へのお気持ちを多くの方に知っていただくべく、この場で御紹介をさせていただきました。

次に、教育長の不在問題についてです。

教育長の選任につきましては、香美市の教育委員4人の合意を得てからの議会提案という慣例に従い、御了承いただくべく御説明を続けております。これまで、議長、副議長に進行をお願いして、11月25日に7回目の会議を開催しております。現状は、第1回目の会議で合意できた第2期教育振興基本計画を進められる方という共通認識に基づき、御説明を続けていますが、まだ具体的な人選の合意までには至っておりません。私としましては、教育委員会が掲げる学園都市構想がどういったものかを明確にさせていただき、私が考えている構想と何が同じで何が違うのかを明確にする必要があると思っております。

また、9月定例会議以降で、山田小学校PTA会長、鏡野中学校PTA会長、小・中学校長で組織された校長会の皆様と、意見交換をさせていただきました。私からは、第2期教育振興基本計画を高いレベルで実現させるためには、PTAの皆様や香美市民の御協力が不可欠と考えており、私と教育委員4人だけで協議するのではなく、PTAの皆様にも議論に加わっていただきたいと考えている旨、お答えいたしました。例えば、市民向けの説明会として、まず、私が考えている構想を発表し、次に、教育委員から学園都市構想を発表していただき、御参加の市民から御質問を受ける形で、共通したイメージを導き出せないかと考えております。私としましては、引き続き御説明を続け、教育委員の皆様から早期の合意が得られるよう努力してまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

香美市にとりまして、来年春からのNHK連続テレビ小説「あんぱん」は、観光振興による経済活性化にとって大きなチャンスであると考えております。そこで、香美市に來られたお客様に御満足いただき、リピーターとなっていただくべく、集落活動センター美良布の施設内に臨時観光案内所を設置いたします。この案内所は、香美市観光協会に運営を委託する予定です。お客様が欲しい情報を的確に伝え、さらに、香美市の見どころもお伝えできるよう取り組んでまいります。

次に、香美市におけるアニメツーリズムについてです。

アニメツーリズムとは、アニメや漫画作品の舞台となった土地や建物などを訪れる旅行のことを指し、香美市においては、アンパンマンミュージアムへの誘客につながる新たな切り口と捉えています。そこで、11月9日、10日に東京都の池袋で開催された「アニメ&まんが聖地EXPO」に、香美市とアンパンマンミュージアムでブース出展させていただきました。当日は「アニメイトガールズフェスティバル2024」という、2日間で15万人集めたイベントと同時開催で、香美市ブースにも多くのお客様にお越しいただきました。また、トキワ荘で売り出している地元豊島区をはじめ、手塚治虫さんの宝塚市、水木しげるさんの境港市、藤子不二雄Aさんの氷見市など、全国の自治体との交流も深めました。アニメツーリズムでは、日本人だけではなく外国人観光客もターゲットにしており、香美市としましても、NHK連続テレビ小説「あんぱん」が放映される予定の台湾など、外国人観光客の誘致につきましても取り組んでまいります。

次に、農業の振興についてです。

本議会では、園芸用ハウス等リノベーション事業に、94万9,000円の補正予算を計上させていただいております。この事業は、ハウス内部設備の省力化や高度化につながる環境制御装置や資材の導入に対し補助するものですが、想定以上の要望がありましたので補正させていただきます。今後ともチャレンジする農業者を応援し、香美市の農業を守っていくべく取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

昨年引き続き、働き盛り世代に運動習慣をつけてもらうべく「わくわくワークアウトチャレンジ」が10月8日からスタートしております。香美市の特徴としましては、御自分の意思でレベルに合ったコースを選び、達成できたならば、健康センターセレネの利用券及びkamica（カミカ）ポイントがプレゼントされるものです。現在実施中のため、最終的な実績はまだお示しできませんが、昨年よりも多くの市民に御参加いただいております。市民一人一人が生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らせる香美市となるよう、取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

本定例会議では、教育委員会の姉妹都市交流事業として53万9,000円の補正予算を計上させていただいております。この予算は、姉妹都市であります積丹町の小学生

と香美市の小学生との交流事業ですが、積丹町側が、同程度規模の小学校である大栃小学校との交流事業を望んでおり、本年度は、大栃小学校の4年、5年、6年生を積丹町に派遣するものです。大栃小学校の生徒にとって、高知県とは気候・風土も違った土地で見聞きする体験は、今後の人生においてかけがえのない財産となることと思います。また、積丹町とは姉妹都市盟約を結んで22年になりますが、若い世代に交流を引き継ぎ、今後ともこの交流を発展させていただきたいと思っております。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

今年の11月5日に「香美市自主防災組織みんなで避難訓練」を実施いたしました。例年、日曜日の午前中に開催しておりましたが、今年は、平日である火曜日の午後7時開始としました。能登半島地震がお正月に起こったように、地震は我々の生活とは関係なく日時を問わず発生いたします。それぞれの自主防災会の皆さんが、いろいろな工夫をして実施していただきましたことは、本当にありがたく、うれしく思っております。香美市への御要望も幾つかいただいておりますので、できる限りお応えして、地域の防災力向上に取り組んでまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

来年のNHK連続テレビ小説「あんぱん」に向けて、観光客の皆様の増加が予想されますので、国道195号についての整備を、国道195号改良促進期成会の会長として、11月21日に中央東土木事務所及び高知県土木部に要望いたしました。この要望活動には、小松香美市議会議長をはじめ、南国市長、南国市議会議長、高知市都市建設部長、高知市議会副議長、そして、3市の担当課長に御参加いただきました。要望内容としましては、道路整備の推進、山田バイパスの早期完成、既存構造物の機能強化と老朽化対策、通学路の安全対策などを含む予算確保についてです。ありがたいことに、国道195号につきましては、杉田地区の道路冠水対策工事、側溝への蓋をかぶせる歩道拡幅、木の伐採、また、センターラインの修繕など、今年になって複数箇所を工事していただいております。今後も、継続した要望を行い、安心・安全な道路整備に努めてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

10月25日に、こうち人づくり広域連合主催の令和6年度トップセミナーが開催され、政策研究共同研修報告を聞かせていただきました。県内自治体から6人の職員が研修し、香美市からは建設課の坂田康孝さんが発表しました。内容は、新規就農者のスタート支援に関する提案で、他の自治体関係者から私のところに、すばらしい内容だったとお褒めの言葉をいただき、市長としまして誇らしく感じました。私は、市民から評価を得られる仕事をするためには、職員の能力開発が不可欠で、職員自らの意欲が重要だと思っております。本人によれば、自身の意思で参加を決め、政策提案という課題に取り組んだとのことでした。坂田さんには、来年度の予算化を目指して、ブラッシュアップ

の検討を提案しております。私としましては、職員の提案については担当課と協議の上、効果が高いものは予算化する方針です。今後とも、職員が能力向上のために学ぶことを応援し、香美市役所のレベルを上げ、市民に親しまれ信頼される市役所となるべく取り組んでまいります。

次に、3月定例会議で御紹介しました、中田浩嗣さんから御寄贈いただいた本庁ロビーの「SANZUI」という石の展示物についてです。

このたび御遺族の了解をいただきまして、香美市立美術館へ移設させていただきました。今後は、ロビースペースにNHK連続テレビ小説「あんぱん」の機運を盛り上げるコーナーを設けるほか、広く市民の活動を御紹介できるようなスペースにしたいと考えております。香美市民の活躍について紹介することや市民による作品展示など、市民の活動を後押ししていくような展示につきまして検討してまいります。

2つ目は、中山間地域対策の充実・強化です。

本定例会議では、配食サービス事業につきまして、45万円の補正予算を計上させていただきます。

この事業は、香美市内に住所を有し、自分で調理できない方や食事の提供が受けられない65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯に加え、重度の心身障害者世帯と重度の心身障害者と高齢者が同居する世帯を対象としたもので、高齢化が進む中でニーズが高まっております。事業者の皆様には安否確認を行っていただくとともに、栄養バランスの取れた食事の提供をしていただいております。本当にありがたく思っております。配食を担っていただいている事業者の皆様は、点在する居宅に届けていただくことで、利益が出にくい中で頑張っているのだと思っております。今後も、事業者の皆様により事業を担っていただけるよう、市としましても情報交換に努め、できる限りの支援と事業継続をお願いしてまいります。

3つ目は、こども施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

7月7日と10月13日に、未就学児を対象とした体験イベントである「あそびのこ」が龍河洞商店街にて開催されました。香美市提案型市民主役事業補助金を使っての事業です。主催者であるあそびのこ実行委員会の皆さんにお聞きすると、小学生以上のイベントはいろいろとあるけれど、未就学児向けのイベントは少ないという問題意識から企画したのだそうです。イベントは、親子で楽しめるワークショップがたくさんあって、例えば、子供たちがろうそくを溶かしてキャンドルを作ったり、土佐和紙でミニランタンを作ったりと、子供たちの創造性を高めるような楽しいイベントとなっております。こうしたイベントが香美市で企画されたことをうれしく思いますし、大人も子供も楽しめるワークショップや学びが、これからもたくさん生まれるようなまちづくりを目指して取り組んでまいります。

4つ目は、文化芸術とスポーツの振興です。

本定例会議では、保健福祉センターのリニューアルで2,493万9,000円の補正

予算を計上させていただいております。この予算は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を見据え、エレベーター、音響設備などの機材をリニューアルするとともに、机や椅子なども入れ替えます。議会の皆様からも、アンパンマンミュージアム周辺での食事に対する御心配をいただいておりますが、保健福祉センターを休憩所や食事場所として開放することにより、一定のニーズを満たしたいと考えております。また、NHK連続テレビ小説「あんぱん」終了後も、保健福祉センターのホールを使ったイベントなどにより、文化芸術の振興や市民の健康づくりなど、これまで以上に有効活用すべく取り組んでまいります。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

防災対策課からは、避難訓練の実施についての1件。定住推進課からは、ふるさと納税についての1件。福祉事務所からは、福祉体育大会についての1件。建設課からは、工事関係について、各種協議会についての2件。詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。

続きまして、本定例会議に提案します議案について説明いたします。

議案第77号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）です。

議案第78号は、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第79号は、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

議案第80号は、令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）です。

議案第81号は、令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）です。

議案第82号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

議案第83号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第84号は、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第85号は、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第86号は、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第87号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第88号は、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第89号は、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第90号は、香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてです。

議案第 9 1 号は、香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 9 2 号は、香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定についてです。

議案第 9 3 号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてです。

議案第 9 4 号は、令和 5 年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

以上、議案 1 8 件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

日程第 2 2、朝ドラ「あんぱん」特別委員会委員の選任についてを議題とします。

朝ドラ「あんぱん」特別委員会委員、私、小松紀夫から特別委員会委員長を経由して辞任の申出をし、副議長から辞任の許可を得ております。

後任の委員の選任につきましては、香美市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、公文直樹議員を議長において指名いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は 1 2 月 1 0 日午前 9 時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前 9 時 2 8 分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第2号）

令和6年12月10日 火曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第2号)

招集年月日 令和6年11月29日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日火曜日(審議期間第12日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 5番 | 西山潤  | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 6番 | 森田雄介 | 15番 | 利根健二  |
| 7番 | 村田珠美 | 16番 | 山本芳男  |
| 8番 | 小松孝  | 17番 | 山崎眞幹  |
| 9番 | 舟谷千幸 | 18番 | 小松紀夫  |

欠席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 4番 | 西村剛治 | 10番 | 比与森光俊 |
|----|------|-----|-------|

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|                 |       |        |       |
|-----------------|-------|--------|-------|
| 市長              | 依光晃一郎 | 健康推進課長 | 宗石こずゑ |
| 副市長             | 村上真祥  | 建設課長   | 野村文紀  |
| 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | 竹崎澄人  | 農林課長   | 川島進   |
| 企画財政課長          | 黍原美貴子 | 商工観光課長 | 門脇正人  |
| 防災対策課長          | 中川英斉  | 環境課長   | 依光伸枝  |
| 税務収納課長          | 猪野高廣  | 《物部支所》 |       |
| 高齢介護課長          | 中山繁美  | 支所長    | 片岡亮   |
| 福祉事務所長          | 野邑裕永  |        |       |

【教育委員会部局】

|                 |      |          |       |
|-----------------|------|----------|-------|
| 教育長職務代理者        | 宮地憲一 | 教育振興課長   | 一圓まどか |
| 教育次長兼学校給食センター所長 | 中山泰仁 | 生涯学習振興課長 | 小松幸春  |

【消防部局】

なし

【その他の部局】

上下水道局長 西村安史

職務のため会議に出席した者の職氏名

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 議会事務局長  | 一圓幹生 | 議会事務局書記 | 今井沙織 |
| 議会事務局書記 | 横田恵子 |         |      |

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和6年香美市議会定例会12月定例会議事日程

(審議期間第12日目 日程第2号)

令和6年12月10日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 西山 潤
- ② 11番 山崎 晃子
- ③ 9番 舟谷 千幸
- ④ 14番 山崎 龍太郎
- ⑤ 12番 笹岡 優
- ⑥ 1番 有光 収三
- ⑦ 2番 公文 直樹
- ⑧ 3番 中平 麻衣
- ⑨ 13番 濱田 百合子
- ⑩ 7番 村田 珠美
- ⑪ 17番 山崎 眞幹
- ⑫ 4番 西村 剛治
- ⑬ 6番 森田 雄介

会議録署名議員

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君、4番、西村剛治君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） おはようございます。5番、みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

議員になって2年と3か月、全ての定例会議で一般質問をしてきましたが、一番のくじを引いたのは初めてです。1年締めくくりの12月定例会議、トップバッター、頑張って質問したいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

大きな1番、よりよい教育のための条件整備について、お聞きします。

つい先日、高知大学教育学部4回生の方、お二人と話をする機会がありました。お二人のうちの一人は、既に高知県の教員採用審査に合格し、4月から学校現場へ出ていくことが決まっております、本当に意欲に燃え、すばらしいと感じました。と同時に、この方たちの出ていく学校現場の労働条件を整備することが何よりも大切だと、改めて肝に銘じたことでした。

さて、本市教育委員会は、教育長不在の中、大変な努力をされていることと思います。ところが、県教育委員会資料によりますと、県下公立小・中学校で、病休・産育休等の代替教職員が1か月以上未着任だった事例が、令和4年度75件、令和5年度109件に上っております。また、11月21日に県教職員組合が公表した未配置調査結果によると、令和6年度も、1か月以上未着任が9月初めまでで32件に上っています。大変心配をしているところです。

①です。

本市の人事異動方針は確立していますか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 西山議員の御質問にお答え申し上げます。

香美市の人事異動につきましては、県教育委員会の人事異動方針に沿って行っております。具体的には、各学校長の次年度の学校経営方針に基づく意見をできるだけ尊重しまして、子供たちに対して、よりよい教育が進められるよう努めております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、各学校、各教職員の皆さんの要望に添った人事異動がされますことを望んでおります。

②です。

本市教職員の産育休・病休取得者、中途退職者の状況を、令和4年度、令和5年度、令和6年度9月までお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

令和4年度の産育休は6人、病休は9人、中途退職は1人です。令和5年度の産育休は12人、病休は5人、中途退職は1人でございます。令和6年9月までの産育休は11人、病休は1人ございまして、中途退職はおりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） その方たちへの代替補充状況を教えてください。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

年度当初に産育休や病休を取得することが決まっている場合の代替教員は、県教育委員会によって配置されております。しかし、年度当初の取得者への補充につきましては、教員不足によりまして、なかなか確保が難しい状況でございます。

本年度におきましては、年度途中の取得者が4人ございまして、そのうち、フルタイムの講師配置が2件、週当たりの上限時間を設定して勤務する非常勤講師の配置が1件、配置なしが1件でございます。なお、配置なしの1件は、男性教諭の育休取得で、夏季休業期間1か月を含んで2か月間の取得であったために、別の教員が授業を担当いたしました。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ほとんどの方がすぐ代替補充ができていくということで、これは大変よかったと思います。ただ、男性育休取得者のときに空白ができたことが少し引っかけかかります。ぜひ、男性育休もどんどん取りやすいと言える状況になってほしいと思いました。

④の質問に移ります。

代替教職員が見つからない場合、担任や授業はどうされているのですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

県教育委員会との連携を密にすることはもちろんでございますが、退職された教員の情報を学校から提供してもらったりして、代替教員の配置に努めております。どうしても配置できない場合は、小学校では、教頭先生が学級担任や授業をするケースが多くな

っております。中学校におきましては、学級担任は学年団がごございますので、その学年団で担当しまして、教科の指導におきましては専門性が必要なことから、他校の教員に兼務してもらうなどの対応が必要になります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 教頭先生が小学校ではやっているということですが、大変、教頭先生のお仕事が忙しいことは私も知ってしまして、また、中学校の先生も、なかなか部活などがあり多忙ですので、ぜひ、素早く代替教員が見つかる状況をつくっていただきたいと思っております。

それとも関連しまして、⑤に移りたいと思います。

前定例会議でも示しましたこのボードですが、県教育委員会は、県独自の課題を解決するためとして、全国的にも高い比率で充て指導主事を学校現場から切り離し、県教育委員会や各教育事務所、教育センターなどに配置しております。今年度4月の状況で、私が名簿で拾った数でございますので、実数とは少し違っているかもしれませんが、教育センター51人、それから、香美市に関係するところと言いますと、東部教育事務所12人と続いて、全県で合計160人の指導主事の方がおります。

充て指導主事という言葉は聞き慣れない言葉だと思っておりますが、公立学校教員でありながら、主指導主事として県教育委員会などに配属され、学校での教員の職務をしていない人たちを、充て指導主事と呼ぶわけでございます。本来、学校現場で授業をすることができる人たちです。教員免許を持っておりますのでね。ところが、その方たちが学校現場を離れて、充て指導主事となっておりますので、この教員不足の中で、これは大きな矛盾ではないかと思っております。見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

充て指導主事の県教育委員会事務局への配置につきましては、高知県教育委員会の御判断によるものでございまして、香美市教育委員会として見解を述べることは差し控えさせていただきます。

教員が不足している現状を踏まえまして、県教育委員会には、学校現場が困らないようにしっかりと教員を確保していただきたいと要望もしてございまして、県教育委員会も教員不足の解消に努力をしてくださっておると思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、県教育委員会の方とお話しする機会があったら、そのことも特に伝えていただきたいと思っております。先日も、高知市内の先生ですけれども、聞きましたところ、タブレットの使用状況とその活用方法について指導するというところで、その学校へは6人の指導主事が来た。こんなに来る必要があるんだろうかと、そ

の先生は言うておりました。私としては、この制度は改善の余地が大いにあるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

⑥です。

学校施設設備の改修要望には速やかに取り組んでいますか。これは、大規模改修のことではなくて、小さな修繕等へスピーディーに取り組まれているかという意味です。お願ひします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 学校施設設備で緊急修繕が必要なものにつきましては、その都度、速やかに対応するようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 12月定例会議の補正予算を見ましても、片地小学校体育館雨漏り修繕などが出ておまして、頑張ってやっつけてくださっていることが分かりました。ぜひ、今後とも教育条件整備をよろしくお願ひいたします。

続いて、大きな2番に移ります。

投票率向上に向けた取組です。本年10月27日に投開票された衆議院議員選挙の投票率は、全国53.85%、高知県内51.97%で、戦後3番目の低さであったことが報道されました。また、本市投票率は55.32%であり、全国平均、県平均よりは高いのですが、まだまだ低水準であると思います。

モニターを御覧ください。これが、地元紙に11月後半から12月初めにかけて「「国」と「民」の物語、民撰議員設立建白書150年の【第2部 帝国下の臣民】」が連載されておりました。読まれた方も多いと思いますが、板垣退助らが国会を開設せよと自由民権運動を起こして150年になることを記念した連載の第2部です。私が改めて驚いたのは、連載第6回「流血の選挙大干渉」です。1892年2月、2回目の衆議院議員選挙のとき、政府は、知事、地方官吏、警官まで動員し、徹底的に選挙干渉を行いました。その結果、民権派支持者と激しい衝突が引き起こされ、全国で25人が死亡、388人が負傷、高知県は全国で最も多い死者10人、負傷者66人を出したわけです。しかし、連載第7回の最終回には「土佐人は屈服しない」との見出しで、金や暴力に屈しない土佐人が、ついに政府党を敗北させたとあります。まさに、私たちの先輩たちは命がけで票を守り、国会をつくっていったことが分かるわけでございます。そう考えると、今や妨害を受けることもなく自由に投票ができるのに、なぜ55%の方しか投票に行かなかったのかを改めて考えてみたいと思いました。

こちらのボードを御覧ください。今回の衆議院議員総選挙を含め、過去14回の全国投票率の推移を折れ線グラフで示したものです。小数点以下を切り捨て、1983年から2024年までを表しています。1986年（昭和61年）には71%もありました。その次の1990年の選挙では73%に上がりました。ところが、1996年に59%

に落ち込み、その後、一度も70%台には到達できず、直近5回は50%台で低迷しております。力尽きて、私がよう書いておりませんが、この1983年より前に15回、戦後、総選挙がありました。それも見てみますと、そのうちの12回は70%超えと。ちなみに、最高投票率は1958年（昭和33年）の76.99%、これは私の生まれた年の総選挙でした。何やらうれしいです。あと、70%に到達しなかった3回も、67%、68%、68%となっており、この1996年の赤いラインより前の投票率は、一度も67%を割ったことがない、ほとんど70%以上であることが分かりました。

じゃあ、この赤いラインは何なんだと。大きな選挙制度の変更がされたわけです。皆さん覚えていますか。そうです。1996年（平成8年）には、それまでの中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変更されました。中選挙区制のときは、たしか、高知県が一つの選挙区で、その中で5人の国会議員を選ぶ仕組みだったと思います。この頃は、なかなか4人目、5人目の当選者が決まりませんで、深夜まではらはらどきどきして開票速報を聞いておりました。ある方は、枝豆とビールを構えて、最後までそれを聞くのが楽しみだったと言っておりました。ところが、小選挙区になって、1人しか通らない。さらに、今やマスコミの出口調査もあり、今回も高知1区、2区は、午後8時に当選確実が出ました。これでは、枝豆もビールも楽しむ間がありません。はらはらどきどきもしない。別の言い方をすると、血が騒がない。土佐人は血が騒がないと頑張らないのかもしれない。

ということで、いろいろ質問する前に個人的見解を言っておりますが、この選挙制度、小選挙区比例代表並立制が投票率を下げている大きな理由ではないかと、私は考えるところです。

もう一つ、2005年のところにピンクのラインを引いておりますが、このときから期日前投票が簡単にできるようになりました。その効果が一定あったのでしょうか、67%、69%とアップしたんですが、やはり、2014年以降は落ち込んでしまっているのが現状です。

質問に移ります。

なお、質問に関連して丁寧な資料もつけていただき、ありがとうございました。

①です。

今回、投票率向上のために取り組んだことはどのようなことでしょうか。また、今後の具体策もお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 御質問にお答えいたします。

今回の選挙につきましては、解散から投開票までの日程が短期間であったこともあり、準備等に時間がなく、ホームページへの選挙のお知らせ以外に、投票率向上のための特別な取組は行いませんでした。

日程に余裕がある選挙の際には、広報香美や各種SNSへの掲載、スーパーマーケッ

ト等での選挙啓発を行っています。また、投票率向上のための選挙啓発には限界もあり、移動期日前投票所など投票へ行きやすい投票環境の整備が、今後は重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 日程があまりに短期間であったということは、私も同感でございます。

②です。

香美市は、移動投票所を合計8か所設けて取り組んでおりますが、その実績と効果はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市内で計8か所の移動期日前投票所を設け、対象地区合計154人中、62の方が移動期日前投票所を利用されました。移動期日前投票所を設置している地区は高齢者の選挙人が多く、投票環境向上の効果があると思われまます。また、利用者からは、コミュニケーションの場となっており、ありがたいという御意見もいただいております。これらのことから、移動期日前投票所については、今後も投票環境向上のために継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） よい取組だと私も思いました。

③に移ります。

期日前投票が大変増えてきており、今回の選挙では、全国で2,095万人が期日前投票を行い、過去2番目に多かったとのことです。この期日前投票の実績と効果はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の選挙では5,372人が期日前投票を行っており、利用者は年々増加傾向にあります。以上のことから、期日前投票所は投票環境向上のための効果があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） これも効果があるということでよかったです。

④です。

年代別の投票率と課題について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

タブレットに掲載の資料を御覧になってください。衆議院議員総選挙の年代別資料作成には時間を要するため、現時点では未作成となっております。このため、直近3回分の選挙の年代別投票率を代わりに示させていただきました。グラフを見ていただきましたとおり、70代をピークに投票率は高く、それ以降は減少傾向になっており、これは全国的に見ても同じような傾向ではないかと思っております。このことから、高齢者の投票環境整備や、若年層を含め、全体的な選挙啓発が課題と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 若い方への課題も見えてきたと思います。

⑤です。

物部・香北・土佐山田の旧町村別投票率と、そこから見えてきた課題について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

こちら、タブレット掲載の資料を御覧になってください。旧町村の単位で見ますと、土佐山田町、香北町、物部町の順に投票率が高くなっております。投票率を上げるためには、人口の多い土佐山田町内での投票率向上が課題になると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 土佐山田町の課題も見えてきたと思いました。

⑥に移ります。

④の質問にも大きく関連しますが、今後も主権者教育が重要と考えます。取組状況について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 主権者教育の取組について、お答えいたします。

選挙管理委員会における対応といたしましては、毎年4月に、小学6年生と中学3年生に向けた学びのきっかけづくりとしまして、選挙啓発物資を配布しているほか、主に高知県選挙管理委員会に各学校が依頼し、出前授業を行っていると同っております。また、各学校での対応につきましては、小学6年生の社会科、中学3年生の公民の授業で、教科書に基づき主権者教育の取組をさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 大変、重要な取組であると思います。一例を挙げますと、スウェーデンでは全体の投票率は87%であります。若者が85%の投票率ということで、

主権者教育の取組で、若者世代の投票率が全体の投票率とほぼ変わらない状態をつくっていることもお聞きしておりますので、ぜひ、香美市でも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

⑦に移ります。

今回は、公示が10月15日火曜日、期日前投票は翌10月16日水曜日に開始されました。ところが、選挙公報、国民審査公報が市役所に届いたのは、10月18日金曜日とお聞きしました。配布されたのが、翌週の21日月曜日以降でした。市民からは、特に、国民審査は広報がなければ判断に困るとの声がありました。

これに関連しまして、11月19日付の地元紙声ひろば欄には「国民投票の重要性」と題して、土佐町の方が意見を書いておられました。一部読ませていただきます。国民審査公報に所載の裁判官としての心構えの欄には、6人全員の基本的な姿勢等が示され参考になりますが、期日前投票の開始日までに津々浦々に行き届いていたかどうか。ちなみに拙宅への配達は10月21日でした。そのため、今般の性急な解散総選挙は、国民審査を形骸化し、憲法を軽視すると言えますと書かれております。私も全くそのとおりだと思ったわけです。国に意見を上げるべきではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

選挙公報は、候補者の政策や信条が掲載された、また、国民審査の審査公報は、審査対象となる裁判官の経歴や関わった裁判の内容が掲載されたものであり、投票及び審査の判断材料として、大変、有意義なものです。

選挙公報は立候補届出受理後、審査広報については審査の告示の日以後に印刷・配布を行うため、現行法や配布方法によって、配布期間の短縮は困難と思われれます。今後、選挙人の皆様への配布時期を少しでも早めることができないかといった点につきまして、全国選挙管理委員会連合会などの場で研究を深めていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、意見を上げていって、改善していただきたいと思いますと思っております。

大きい3番、最後の防災対策についてに移ります。

私は、1月1日の能登半島地震以来、とにかく能登のことは他人事ではない、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくないと考え、1年間の一般質問全てで防災関連質問をしてまいりました。具体的に言いますと、3月定例会議は今こそ南海トラフ地震への対策加速を、6月定例会議は南海トラフ地震への対策強化を、9月定例会議は大規模災害への備えと見直しをとということでございました。その中で、本市も努力していただき、本年度4月から防災関連補助金額がアップされ、市民の関心も高まりました。また、追

加の補正予算が組まれたことも評価されます。また、先日、いただいた香美市地域防災計画、そして、附属資料も完成しており、これはすばらしいと思いましたが（資料を示しながら説明）。補正予算により11月1日から補助金受付を再開したが、設計と工事については受付を停止との内容がホームページに、11月18日付でアップされました。

質問の①です。

現時点、11月末までの耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の受付件数をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 11月末時点の申請受付件数ですけれども、耐震診断が165件、耐震設計が117件、耐震改修工事が80件となっています。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 大変、増えておりまして、私も喜んでいきます。

事前に防災対策課長と御相談したときに資料を教えてください、令和3年度、令和4年度、令和5年度、そして、本年12月3日までの数字をいただきました（パネルを示しながら説明）。下には年数、そして、上には、診断、設計、工事という耐震の流れを載せております。これを見ていただくと、令和3年度から令和6年度までの数字が非常に増えている。特に、今年度は本当に飛躍的に数字がアップしていることが分かると思います。本当にこの取組の努力に敬意を表するわけでございます。さらに、追加としましては、8月に南海トラフ臨時情報が出されたこともあったと思います。職員の方にお聞きしますと、非常に夏頃に問合せの電話が多かったということでございますので、この南海トラフ臨時情報もきっかけになったと思いますが、私としましては、8月1日に発行いたしました香美市議会だよりですが（資料を示しながら説明）、裏面に香美市の補助金一覧を載せたわけでございます。編集委員の1人といたしましては、これも非常に良かったのではないかと自画自賛しています。

そこで、②の質問に移ります。

耐震診断を受けて、設計を経て工事まで完了しないと意味がありません。今年度の場合で言いますと、165件が診断を受け、117件が耐震改修設計に取りかかっております。48件の差があるわけでございますが、耐震診断を受けて、耐震性に問題がないおうちももちろんあるでしょうから、この差は当然出てくると思います。問題なのは、117件設計したのに、80件しか今年度は工事をしていません。残り37件、工事まで完了していない家屋については、来年度予算にぜひ上乗せでやってもらいたいと考えておるわけでございますが、そこをお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 議員がおっしゃるとおり、今年は元日の能登半島地震から始まり、4月の豊後水道地震、8月の南海トラフ臨時情報など、関心を集める地震が立て続けにあったことから、多くの申請がありました。補正はしたものの、今年度

中に全てに対応することはできず、来年度に対応できるよう上乗せして要求しています。今年度当初予算より上乗せしている件数は、耐震診断が10件、耐震設計は30件、耐震改修工事が30件です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 大変うれしいことでございます。

③です。

現時点（11月末）までのブロック塀撤去・改修、家具転倒防止・窓ガラス飛散防止フィルム、老朽住宅取壊し、災害用トイレ、防災士資格、それぞれの受付件数をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 11月末時点の申請件数ですが、ブロック塀撤去・改修が20件、家具転倒防止が31件、そのうち、窓ガラスの飛散防止フィルムが10件、老朽住宅除去が32件、災害用トイレ36件、防災士資格補助が5件となっています。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） これも、大変、過去と比べまして増えていることが分かりました。

④です。

市民の関心の高い今こそ、さらなる広報活動により受付件数の増加を図るべきではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 耐震診断の申請件数は秋以降減っており、地震に関心が高い方は既に耐震診断を申請しているのではないかと分析しています。

住宅の耐震化は、倒壊による直接死を防ぐだけでなく、出火、火災、延焼等による被害拡大の防止、災害廃棄物の減量のほか、自宅が無事だった場合には住み慣れた家で避難生活ができるなど、多くの効果があります。これまでも、広報誌や自主防災会の総会や訓練に合わせて補助金を説明するなど、広報を実施してきましたが、さらに効果的な広報を研究し、耐震化のメリットを多くの方に知っていただき、耐震化を進めてまいりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） このボードは、前定例会議でも示しましたが、石川県で、元日の能登半島地震により亡くなった227人の死因の中で、建物倒壊に関連しているのが、圧死95人、窒息49人、凍死32人、外傷性ショック28人、焼死3人、合計220人の方が建物倒壊に関連して亡くなっており、9割の方が建物倒壊により亡くなっています。逆に言えば、建物が倒壊しなければこんなに人が亡くなることもなかったということです。ぜひ、広報をしていただいて、耐震改修に取りかかってくださいと、PRし

ていただきたいと思います。

最後の質問です。火災に関連してお尋ねします。

私の住んでいる地域は上野地区と言うのですが、最近、宗目・上野地区で非常に火災が多いわけでございます。一番大きかったのは、2020年1月15日に泰山ふれあいセンターが全焼しました。依光市長も消防団の一員として消しに来てくれたそうですが、残念ながら地域の拠点が全焼してしまったわけでございます。その後、また、宗目地区で不審火と思われるものによって2件、住宅、倉庫とか物置とかが火事になったわけでございますが、近隣の方が初期消火をしていただき、全焼や延焼を免れたと思います。ところが、本年6月に私の住む上野地区でも住宅火災がありまして、夜中のことでして、午後11時頃、その住人の方は前の水路の水をバケツでくんでかけていたが追いつかず、御近所の方が気づいたときには、既に、一部2階建ての屋根を越えるぐらいに炎が大きくなっていたとのことでした。一般的には、背丈より大きくなった炎が天井部分に当たりだすと、なかなか素人ではといたしますか、一般の方では消火が難しいと言われております。そうなる前に、家庭用消火器で消していれば、このお宅も全焼することはなかったのではないかと残念に思い、質問します。

家庭用消火器の設置を促すため、消火器購入補助制度がつかれないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 各個人が家庭用消火器を購入する場合の補助制度は県下市町村にはなく、今のところ導入は考えていません。消火器購入の補助金については、自主防災組織活動支援事業補助金を利用させていただきたいと思います。ただし、自主防災会が購入し、屋外や防災倉庫に設置した消火器を共同で利用することが条件となっています。消火器は、過去2年間で4つの自主防災組織がこの補助金を利用し、合わせて59本を整備しています。この補助金は、自主防災組織が実施する消火訓練や炊き出し訓練などにも利用できますので、ぜひ、自主防災組織の活動に参加していただき、地域の初期消火能力を高めていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 分かりました。自主防災組織で共同利用するということですね。確かに見てみましたら、ふらっと中町の前とか、目につくところに消火器が置かれているのを見ましたので、ああいう形で誰でも分かる場所に、ここに消火器があるんだなど分かるような形で、取組を進めていきたいと思いました。

それとともに、ぜひ、この住宅用の火災報知機、消火器の設置についても、さらに広報していただきたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 西山潤君の質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住

民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い、質問いたします。

本日の質問は、子育て支援、孤立対策、ひきこもり支援、物部町の振興策、道路の安全対策についての5項目をお伺いいたします。

初めに、子育て支援について、お伺いいたします。

①です。

私は繁藤地域や楠目地域を訪問する中で、地域に子供が安心して遊べる場所がない、秦山公園までは遠いので子供だけでは行かせられないなどの声を多く聞いています。そのほかの地域でも、身近に児童公園がない、子供たちの遊び場を考えてほしいなど、切実な声も聞きました。

子供の遊ぶ権利は、1994年に日本も批准した、子どもの権利条約第31条に明記されています。また、子どもの遊ぶ権利のための国際協会では、子供にとって遊び場は食事と同じくらい大事だと強調しています。子供の遊び場についてどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子供の遊び場につきましては、子供たちだけで遊びに行ける場所が香美市にたくさんあるほうが、当然、望ましいものと考えております。昔は、学校であったり、物部川であったりと、それなりに存在したのだと考えております。一方で、学校が開放をやめたり、川は危険であるなどとの認識から、時代の流れにより減ってきたのだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね。昔は、いろんなところに遊びに行けて、すぐ近くの山とか川とかに自由に遊びに行っていたことがありましたが、今はそういう状況にないことは私も同感でございます。

それでは、②の質問に移ります。

子供は、遊びを通してコミュニケーション能力や社会性を発揮させ、秘密基地づくりや冒険遊びなど、危険な遊びによってリスク管理を学ぶとされています。しかし、環境の変化などにより、昔のように野山を駆け回る遊びはできなくなったため、公園が外遊びの場として、以前よりも重要な役割を担ってきているのではないかと思います。子供の遊び場、公園の整備について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現在のところ、新しい公園整備につきましては考えておりません。個人的には、昔の子供の遊び場が、なぜ今、子供を遊ばせられないのかについて、もう一度みんなで考える必要があるのではと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 公園の整備は考えていないということですが、先ほど市長が言われた、なぜ遊べないのかを考えていくということでしたが、具体的に何かの場で検討することは考えているがでしょうか。

○ 議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○ 市長（依光晃一郎君） 楠目小学校の話もありましたが、私が小学校のときには、楠目小学校の校庭で、夕方暗くなるまで遊んでおりました。現状、なぜ小学校で遊べなくなったのかというのは、学校の考え方があるので、どこかのタイミングでできなくなったんだと思いますが、そういったことも、P T Aも含めて、みんなで考える必要があるのではないかと考えております。

また、川に関しましては、先日、物部川漁協の皆様方と意見交換の場を持たせていただきましたが、物部川漁協としても、できるだけ子供時代に川に親しんでほしいというお話があるのですが、川に行く子はいけない子だという教育がなされているのではないかというお話もありました。実際のところ分かりませんが、川に親しんでほしいという物部川漁協のお話もありますし、実際に、漁協では川で遊べる体験会とかも開いていただいておりますので、そういった関係機関とも協力しながら、できることもあるのではないかと考えております。

○ 議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 遊びは、本当に子供の成長にとってすごく大事なものでして、市長も現在子育ての最中であるかと思っておりますので、ぜひ、子供の遊び場を考えていただきたいし、P T Aともみんなで考えていきたいと言われましたので、ぜひ、その点も進めていただきたいと思っております。

それでは、2 番目の質問に移ります。孤立対策について、お伺いいたします。

①です。

国立社会保障・人口問題研究所は、1 1 月 1 2 日に都道府県別世帯数の将来推計を発表しました。それによりますと、2 0 5 0 年には、全世帯に占める一人暮らしの割合が、2 7 都道府県で 4 0 % を超えると推定されています。また、高知県では、6 5 歳以上の高齢者が 1 人で暮らす割合は 2 7 . 0 % と、全国で最も高くなっています。背景として、未婚の人が増え、少子高齢化で同居する家族の人数も減ってきたことが考えられます。本市はどのような状況なのか、実態について、お聞かせください。

○ 議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○ 企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和 2 年の国勢調査の結果では、6 5 歳以上の単身世帯は 1 万 2 , 0 3 3 世帯中、2 , 1 7 1 世帯で、約 1 8 % となっております。

○ 議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 令和 2 年度を基にということですが、今後は、国立社会保障・人口問題研究所が将来推計という形で出したんですけれども、香美市もそう

いう状況になっていくと考えてもよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 過去の国勢調査の率を見ておきますと、国勢調査を1回増やすごとに1%ぐらい増えておられますので、増えていくのではないかと想定します。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後、増えていくと想定されることが分かりました。それでは、②の質問に移ります。

一人暮らしの高齢者は、配偶者や子供と同居している人と比べて孤立しやすい状況にあります。また、認知機能や体力の低下が進めば、家事や行政手続など、日常生活で困難な課題が増えてきます。地域社会で孤独や孤立にならないよう、安心して暮らせる仕組みづくりが急がれています。特に、中山間地域では過疎高齢化が深刻で、緊急時の対応は困難な場合もあり、様々な手段で対策を講じる必要があります。今後、どのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

本市では、地域包括支援センターが、社会福祉協議会をはじめ民生委員や市内の企業等と連携して高齢者を見守り、早めに異変をキャッチして支援につなげる体制がございます。提供する支援は高齢者の状況によりまして、介護保険サービスや介護予防事業の運動教室や脳トレ教室など、また、電話による見守りの「声ともだち」などがあります。また、住民主体で介護予防のための運動や交流を実施している地区の集いが市内に50か所あり、集いに参加することで地域での高齢者孤立予防につながっております。

今後、地域の見守り関係者との連携強化と、地区の集いが継続して実施できるよう支援します。

高齢者福祉サービスでは、一人暮らしの高齢者・夫婦のみの世帯に対して、緊急通報装置の貸与がございます。これは、自宅の電話に設置し、利用者が急病の際、ボタンを押すことでコールセンターにつながり、利用者に代わって、救急車の手配、親戚や協力者へ連絡することができます。さらに、毎日の安否確認に加え、24時間連絡が可能で、夜間の緊急時にも対応することができます。また、コールセンターには看護師や専任のオペレーターもいるため、健康相談もできます。

また、食事と見守りを兼ねた高齢者配食サービス事業がございます。この事業では、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、定期的に居宅を訪問し、利用者の安否確認を行います。

そのほか、自宅で暮らすことが不安な一人暮らしの高齢者・夫婦のみの世帯に対し、最長6か月居住できる生活支援ハウスこづみが物部町にあります。この施設では、日曜日を除く朝夕の見守りがあり、デイサービスも併設されておまして、介護認定が

あれば介護サービスを利用することができます。そのため、安心して健康で明るい生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供できる場となっております。そして、災害時等の緊急時にも短期の入所が可能でございまして、例えば、中山間地域の高齢者が、降雪が多い時期などに一時的に避難して利用しているケースもあります。

今後も、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域社会の中で、健康で自立した生活を営めるように支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 孤立を避けるためには、様々な機関、いろんなどころで重層的に関わっていくのが大事になってこようかと思っておりますので、現在行われていることを今後も続けながらにはなってくるかと思っております。

今、ちょっと思ったんですけれども、光ファイバーを全市内に導入して、これは機器が必要にはなりますけれども、今後、担い手も高齢化してきたりとか、人材確保に大変苦労するようなことにもなってくるかと思っておりますが、そういったICTを使った見守りなんかも、今後、研究していくことが出てくるのではないかと思うんですけれども、その点、以前、課長は定住推進課にいて、高知工科大学と研究を進めているとも言われていたかと思うんですけれども、何か情報がございましたらお聞きしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 高知工科大学のことはちょっと存じておりませんが、ICTにつきましては、例えば、見守りのポットとか、それから、見守り電池とか、いろんないCTを使った機材がございまして、それもまた啓発、皆さんに使っていただくように支援していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何か、市長、御発言をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 高齢者の見守りに関しましては、日本の課題であると思っておりますし、また、高知県は課題解決先進県ということで、県内各地でもいろんな事例があります。先ほど課長からありましたとおり、例えば、テレビのリモコンを押しているかどうかから、いるか、いないかが分かるというものから、郵便局であるとか、電気会社であるとか、いろんな事業者もこういった取組をスタートしております。

費用対効果、また、どこにつなげるか、高齢者の状況を誰が知るのかも含めまして、今、研究を進めているところであります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 一つだけではなくて、いろんな取組をしながらになるかと思っておりますので、ぜひ、研究を進めていただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

日本総合研究所の試算で、65歳以上で配偶者や子など3親等以内の親族がいない、身寄りのない高齢者が、2050年に448万人となる見込みであることは分かりました。2024年の286万人の1.5倍で、高齢者の9人に1人程度になるそうです。子供がいない高齢者は、2024年の459万人から2050年には1,032万人になり、うち配偶者もいない人は、371万人から834万人に増え、高齢者全体の11.5%になると推計しています。3親等以内の親族は民法上の扶養義務がありますが、親族がいても関係が悪く頼れない場合もあります。孤立を防ぎ、安心して暮らすには、日常生活の援助や、施設入所や入院時に求められる身元保証、死後の手続など、多岐にわたるサービスが必要になります。医療や介護サービスの利用機会が多いのに、身元保証人がいないことで、公的医療や介護サービスが受けられない事態はあってはならないことです。本市の対応策について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

日常生活の援助につきましては、介護保険サービスや、先ほどお話ししました高齢者配食サービス、生活管理指導員派遣事業など、高齢者福祉サービスの利用が原則となっております。それらのサービス利用のみでは対応できない、身元保証や死後の手続につきましては、専門的助言等の支援の確保及び権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関にて、成年後見制度の利用につないでおります。しかしながら、成年後見人等も施設入所や入院の際の保証人にはなれないため、施設や病院へ成年後見人等の業務範囲を説明しまして、保証人にはなれないことを前提に、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得ております。

また、令和5年10月には、香美市養護老人ホーム入所中の身寄りがない人への支援ガイドラインを作成しまして、これまで入所条件として身元引受人を必要としていた養護老人ホームへの入所において、身寄りがなくても入所できるようになり、必要な対応については福祉事務所、高齢介護課において行うことといたしました。さらに、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にて、養護老人ホーム入所以外においても同様に必要な支援が提供されますよう、ガイドラインの整備についての検討を進めることを目標として定めており、令和7年度には、身寄りがない人への支援ガイドラインを作成する予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 成年後見制度は医療同意とかができませんので、その辺りをフォローするような形で、ガイドラインができればと思うんですけども、そのガイドラインは、具体的にはどういった内容になっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） 養護施設のガイドラインでよろしいでしょうか。

やはり、身寄りのない方に対しまして、死後の手続等、老人ホームに入っております後のこととか、いろんなことがガイドラインに書いております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、在宅の方のガイドラインも、そういった形で、死後の手続とかも含めて、身寄りがなくても安心というか、誰かがいなくても暮らせるような内容になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

養護施設のガイドラインでも、身寄りがないことにより起こり得る問題、例えば、入院時、また、緊急連絡先とか、施設入所の際の緊急連絡先、契約のこと、いろんなことがございますので、施設に入っていない方につきましても、それ以外のことについてもフローチャートをつくり、死後の手続や緊急連絡先につきましても、いろんなことをガイドラインに沿って作成したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほども言いましたけれども、身寄りのない方が、今後、増えてくるとおられますし、身寄りがいても関係が悪くてできないということもあつたりしますので、そうしたところから考えましても、入院時の保証とか施設入所の保証、それから、医療行為に対する同意とか死後の手続のこと、それから、遺品の処分とかも含めて対応できるような形で、ガイドラインは、ぜひ、つくっていただきたいと思えます。

それでは、3番目の質問に移ります。ひきこもり支援について、お伺いいたします。

ひきこもりとは、厚生労働省のガイドラインによると、様々な要因の結果として、学校や職場などの社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態と定義しています。趣味の用事や近所のコンビニに行くなどの外出はしても、他者との交流がない場合も含まれ、誰でもひきこもり状態になる可能性があります。これまでに全国調査も行われ、ひきこもりの長期化、親の高年齢化に伴い、親が80代、本人が50代で生活が困窮する「8050問題」が深刻になっています。生きづらさを抱えた方には様々な背景があり、本人や家族の状況等に応じて、継続的にきめ細かな支援が必要です。

そこで、質問に移ります。①です。

広報香美12月号にも、ひきこもりについて御相談くださいという紙面が掲載されました（資料を示しながら説明）。そこには、主な相談窓口は、市町村、福祉保健所、高知県ひきこもり地域支援センターとあります。そして、それぞれの状態に応じての相談機関があります。市町村では、地域包括支援センター、精神保健担当部署などとなっていますが、本市の相談窓口はどこなのか、ひきこもりの方や家族が安心して相談できる

体制はできているのでしょうか。ひきこもりに関する相談窓口の明確化、周知について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 本市の相談窓口は、福祉事務所及び健康推進課として、市のホームページ、高知県の作成するリーフレットで周知しております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これは一般的なあれですかね。本市であれば、福祉事務所、健康推進課ということですが、その辺りは広報に書いていないわけですが、その周知についてはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 今月の広報誌の「①市町村」のQRコードを読み込んでいただいたら、多分、県のリーフレットが出てきて、市町村の相談窓口として、香美市は福祉事務所と健康推進課であると載っております。このリーフレットにつきましては県が作成したものを掲載しております。一般的には、市町村は地域包括支援センターや精神保健担当部署などとなっておりますが、実際は、健康推進課は精神保健担当の保健師、それから、福祉事務所は生活困窮とかの窓口、あと、社会福祉協議会とかが相談窓口となっております。

市のホームページには、相談窓口として、福祉事務所、健康推進課と書いてありまして、具体的に詳しくどこへ行ってくださいとまでは、周知できていないところもありますので、もうちょっと分かりやすく変えていくように検討したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 広報香美は香美市民向けの紙面になろうかと思うんですけども、香美市はここが相談窓口ですよとちゃんと、ここは県のものかとも思うんですけども、香美市ではここが相談窓口だと明確にして、周知を図っていくことが大事なことだと思いますので、ぜひ、掲載するのであれば、きちんと分かるようにしていただきたいと申し上げておきます。

それでは、②の質問に移ります。

ひきこもりに関して、これまでに15歳から39歳、40歳から64歳を対象に全国調査が実施されましたが、高知県では2020年に初めてひきこもりの実態把握調査をしています。このときには、県内にひきこもりの人が692人いることが明らかになっていますが、誰にも言えず家庭内で抱え込んでいるケースもあるのではないかと考えます。このときの調査結果は半数近くが30代から40代で、全体の約75%が男性、期間は10年以上20年未満が25.7%、5年以上10年未満が14.9%で、生活状況は約8割が同居者ありで、ほとんどは親と暮らしていました。きっかけは、職場などでの人間関係による悩み、不登校などで、全体の約3分の1が支援を受けていない状態でした。

本市のひきこもり状態にある方の実態を年齢別にお聞かせください。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 令和4年度の数字になるんですけども、香美市が民生委員を通じて実施した実態調査では、20代1人、30代5人、40代8人、50代6人、60代1人、70代以上が5人、年齢不詳の方が4人の計30人となっております。
- 議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） それぞれ原因等は把握できているんでしょうか。原因というか、要因の把握はできているんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 要因については分析できておりません。民生委員からの回答も、地域に近い方で行っておるんですけども、やっぱり近所の方から聞いたとか、直接その御家庭の声を聞けていないものが多いので、実際のところは、この数も不正確といいますか、ちょっと分からないところではあります。
- 議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） そしたら、実際に相談があって、民生委員の情報以外でも市としてつかんでいるものはあるのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） ③の質問にも関わってくるかと思いますが、実際に市役所へ相談している件数としましては、健康推進課の保健師が直接受けているもので、令和5年度の実績としては11件の相談がございます。
- 議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） ③の質問に移ります。

私は、ひきこもりに関して5年前に一般質問を行いました。その当時は、全国調査をした後ぐらいだったかと思うんですけども、当時の課長からは、福祉担当部署のみではなかなか支援が完結しない、関係する部署と連携を深めて、今後、支援体制を整備していくとの答弁をいただいております。その後、国は、ひきこもりを新型コロナウイルス禍で顕在化した孤独・孤立対策の一環に位置づけ、骨太方針にひきこもり支援の推進を盛り込みました。そして、自治体は、行政の各分野や関係機関が連携し、効果的な支援体制を構築することが求められてきております。そういう経過の中で、本市のひきこもり支援の取組状況と、体制についてお聞かせください。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 福祉事務所と健康推進課は、相談窓口においてた方の内容によりまして、それぞれの担当が必要に応じて訪問するなど、実施しております。また、障害福祉サービスや地域活動支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の利用者には、ひきこもりの方やひきこもりとなる可能性の方もいらっしゃいますので、そこ

での支援が結果的にひきこもり支援になっているということがございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何人体制で行っているのかと、今の状況は訪問すると、取組としてはそういう形でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 体制としましては、健康推進課は地区担の保健師が担当しておりまして、福祉事務所は社会福祉協議会に委託してやっていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、健康推進課の地区担当保健師と、福祉事務所ではなくて社会福祉協議会に委託しているということによろしいですか、福祉事務所ではしていないのですか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 福祉事務所の窓口でも、もちろん担当しております。それと別に、社会福祉協議会でも委託事業としてやっていただいております。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 追加してお答えさせていただきます。

ケースによりましては医療が必要だったりしますので、保健所のチームの方であるとか、それから、県のひきこもりセンターの方に入ってきて、ケース検討会を開くなど、その方に応じた形で、スタッフはいろいろ替わりながら対応しているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、先ほど言われました11件の方々を、ここで支援しているのでしょうか。福祉事務所、健康推進課、それから、社会福祉協議会と情報共有もしているかと思うんですけども、その辺りは11件ともしているということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

現在、関わっている方が11件挙がっているということで、潜在的にはもう少したくさんいらっしゃいますが、その方々にはそれぞれ必要な御本人のタイミングもありますし、それから、御家族の状況とか、いろいろ複雑な事情がありますので、何年もかかって対応しているような方もたくさんいらっしゃいます。一筋縄ではなかなか難しい状況がございますが、スタッフで力を合わせて、何とか本人のタイミングと合うような形で、社会とのつながりが取れたらなど考えて対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 課長も言われましたように、本当になかなかすぐに解決する問題ではないわけですが、御本人もそうですし、それから、家族の方も大変心を痛めている状況がありますので、そういった方々に寄り添いながら支援をしていくのが大事であることは、よく私も分かっております。引き続いて、きめ細かい取組をお願いしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

ひきこもり支援には、多機関協働による包摂的な支援体制が必要ですが、本市のプラットフォームの設置はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） プラットフォームの設置につきましては、必ずしも会議体の設置や設置要綱の策定等を必要とするものではなく、関係者間で必要に応じて連絡・情報共有ができる関係性が構築されておれば、市町村プラットフォームと位置づけして差し支えないとされております。

本市におきましては、こうした関係性が構築されていることから、相談事例に応じて個別に対応しておりまして、プラットフォームを設置しておるという認識でやっております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、ケースによって、会とか協議の場はそれぞれになってこようかと思うんですけれども、何か定期的に行っていることはございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 定期的に行っているものはないですが、相談とか気になるところがありましたら、その都度、それに応じて実施しております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 関係機関とお話がありましたが、どういった機関がこの場に入ってくるのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） まず、福祉事務所、健康推進課、場合によりましては、高齢介護課も関係があります。それと、社会福祉協議会とか、ひきこもり地域支援センターとかになります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。今後も、それぞれの機関で御支援をしていただければと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

ひきこもりの状態から回復した事例等はございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 具体的にはちょっとお答えできませんが、事例はございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなかすぐにはいかないところもありますので、地道に御支援をしていただければと思うんですけども。

私も少しピアサポーターの方からお話をお聞きすることがありまして、やはりこういうひきこもりに関しての啓発とかですよね、地域、家族も含めた理解がなかなか進んでいないということですけども、市役所の中でもそうだと思いますが、ひきこもりに関する理解は十分進んでいるのかなと思いましたが、そうした啓発、理解を進めるという取組なんかも必要になってくるのではと、そこが、ひきこもりから回復する経過の中で重要になってくるかと思いますが、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から、ひきこもりに関しまして様々な御質問をいただきました。香美市は福祉のまちと私自身も思っておりますし、関係機関、市役所も含めて、しっかりと対応しているものだと思っております。

前提としまして、ひきこもりの難しさは、まず、引き籠もっている方自体が社会との接点を避けてる部分がある、また、ある意味、セルフネグレクトといいますか、支援自体を求めていることもあります。そういった意味で、先ほど課長からも本人のタイミングと言われておりましたが、何かきっかけがあれば、そこから支援ができるものと思っております。

先ほど、啓発というお話もありましたので、しっかりとひきこもりに関しましては、市役所としてもやってまいりますし、また、先ほど議員の質問の中にもありましたが、会社での行き違いからひきこもりになってしまったとか、また、不登校からであるとか、そのきっかけをしっかりと社会でサポートできれば、例えば、会社であれば企業等人権啓発連絡会という、香美市の企業でも人権の勉強をしておりますので、ひきこもりがちな社員を会社ぐるみでサポートするような体制であるとか、また、不登校対策につきましても、山田高校には定時制がありまして、社会に出るための最後の砦だということで、高校の定時制の先生方も頑張っておられます。まだ、こういったもので解決できるというものはありませんが、本人のタイミングで何かやってみようという思いになれば、しっかりと支えていく体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長からも、しっかりと体制を整えていきたいとの御答弁がございました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時41分 休憩）

(午前10時59分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 引き続き質問させていただきます。

4番目、物部町の振興策について、お伺いたします。

①です。

来年4月から、NHK連続テレビ小説「あんぱん」が放送されることになり、放送開始に向けて様々な取組が、現在、急ピッチで進んでいます。多くの方に本市を訪れていただき、楽しんでいただきたいと願いますし、この盛り上がりが一過性で終わるのではなく、朝ドラ「あんぱん」放送終了後も、継続して活性化につながるよう願っています。

やなせ先生の地元である香北町では、市民の皆さんの熱い思いを感じますが、物部町は少し違うように感じます。それは、これまでもアンパンマンミュージアムに来た人たちが、物部町まで足を運んでくれることが少なかったからだと思います。物部町は、年々過疎・高齢化が深刻になっていますが、朝ドラ「あんぱん」効果で多くの人々が物部町にも足を延ばしてほしいと期待しています。この放送を香美市全域の振興のチャンスと捉えて、物部地域にも足を運んでくれる取組が必要であると思います。市としては、これを契機にどのような取組を考えているのでしょうか。今後の取組について、具体的にお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

連続テレビ小説「あんぱん」放送開始に伴い、本市を訪れた観光客が物部町まで足を延ばしていただけるよう、現在休館となっております奥物部ふるさと物産館の再開に向けて取り組んでおります。再開に当たりましては、老朽化した施設の改修だけではなく、飲食の提供のほか、体験型観光を取り入れるなど、指定管理業務の見直しを行い、観光客だけではなく、地元住民にも足を運んでいただける施設を目指して取り組んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 奥物部ふるさと物産館をリニューアルして、レストランとか体験型観光を考えているということです。

いろいろイベントとかもしていかないといけないと思うんですけども、ただ待っていても来ないわけですので、そこをどういうふうにPRしていくのかが、非常に重要になってくるかと思うんですけども、その辺りについてはどういうふうに対応していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） PRの手段としましては、ウェブサイトやフェイスブック、インスタグラム等のSNSとデジタル技術を活用するという手段で、市内の関係団体であります、観光協会や高知工科大学と協力していくという手段、時と場合によりましては、アンパンマンミュージアム周辺でビラ配りをするなどのアナログ的な手段も有効であると思います。そのほか、令和7年度に入ってからにはなりますが、国道沿いの臼杵トンネルの香北側にあります野立て看板、あと、山崎塩の国道沿いにあります野立て看板の再整備を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） いろんな方法を駆使してPRしていくということですし、あと、取組に関しても体験型観光と言われたのですが、具体的にはこれから出てくると考えておいてよろしいでしょうか。これだけではいかんと思いますので、もっと何か目を引くようなものを考えていかなければいけないと思うんですけども、その辺りは、今後、また検討していく形になるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 以前から、物部町には食事を提供できる場所が本当に少ないということで、やはりレストランが欲しいという住民からの声はいただいております。ただ、どこにでもあるようなありきたりのレストランでは、集客効果として厳しいものがあると思います。そこで、体験型観光として物部町ならではの体験ができることを、一つ目玉として取り入れることで、今、進めております。今年から県も「どっぷり高知旅」と銘打って体験型観光に力を入れておりますので、本市もそれに倣って、物部町での集客効果を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物部町に足を運んでいただけるように、取組を進めていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

物部町の玄関口である奥物部ふるさと物産館では、先ほども言いましたように、来年4月にリニューアルオープンできるように改修を進めています。リニューアルオープン後は、立ち寄る方が増え、交通量の増加が見込まれます。駐車場は、主に、奥物部ふれあいプラザを利用することになると思いますが、トラックの往来がある中、横断や車両の進入に心配があります。また、別府寄りの横断歩道は夜になると暗く、人の横断に危険があるとの声を聞きます。周辺的安全対策が必要ではないでしょうか。対応策等をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

奥物部ふるさと物産館の建物前の広場は、合併処理浄化槽が埋設されていることもあり、駐車場としての利用には適していないため、奥物部ふれあいプラザ駐車場の利用を想定しております。議員御指摘のとおり、奥物部ふるさと物産館利用客の国道の横断が増え、安全対策が必要になると考えます。今般、奥物部ふれあいプラザ駐車場内にある公衆トイレ裏側の壁面に、横断者注意という横断幕を整備しました。かねてから信号機設置を要望する声もありましたが、交通量が規定に達しないことから、設置には至っておりません。国道の管理を管轄する県中央東土木事務所に対して、交差点周辺に注意喚起を促す減速帯やカラー舗装の導入、街路灯の設置を要望しましたところ、交通量が少ないこともあるが、検討するとの回答をいただいております。

また、繁忙期の交通誘導員の設置が可能であるかなどにつきまして、指定管理者と協議し、横断者の安全確保について、でき得ることを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 早速、対応していただけるとお聞きしたわけですが、検討するとのお返事をいただいておりますが、これは朝ドラ「あんぱん」放送に間に合うような形で何らかしていただけるものと、これがもし難しいようであれば、ほかの方法等も考えないといけないと思うんですけれども、その辺りの見通しとしてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 県に相談したところ、先ほど申し上げたとおりの回答だったんですが、時期について具体的には残念ながら聞いておりません。その前に、国道沿いに注意喚起のための看板やのぼり旗なんかを設置することも、こちらから許可を求めたんですが、イベントとかで一時的に設置するのは認められるけれども、恒常的に設置するのは認められないということで、許可をいただけませんでしたので、今のところは、要望していくことになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 要望していくということですが、こちら側の要望が認められないとなりますと、何らかの方法は検討していかなければならないと思いますので、できるだけ早くお返事をいただいて、それが難しいようであれば、次の方法という形で考えていただきたいと思います。せっかく物部町に来られた方が大変な思いをして帰っていただく形にならないように、ぜひ、安全対策を十分にしていきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定が今定例会議に上程されました。奥物部ふるさと物産館が以前のように再開できることは、大変うれしいことであり、住民の方々

は待ち望んでいます。この施設が、情報発信や観光拠点となり、住民の交流の場となって、地域の活性化につながることを期待しています。

リニューアル後、2階がこれまでの奥物部美術館からオープンスペースへと変わり、新たな取組をすることになりますが、2階の活用方法と、レストランを今後どのように運営していくのか、併せて、人員体制等についてもお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

奥物部ふるさと物産館の運営につきましては、指定管理者と提案書に基づいて、人員体制を含めた具体的な調整をしているところですので、提案書に基づいて回答させていただきます。

2階部分の運用につきましては、地元の団体等が提供する体験型観光の会場としての利用や、VR映像の視聴についての提案がございました。指定管理者選定評価委員会から、VR事業につきましては、事業効果や必要経費が不明であることと、2階部分について、部屋割りや用途を固定するような利用を避けるべきであり、再検討することとの附帯意見をいただいております。このことを踏まえ、指定管理者と県や定住推進課とともに協議・調整を図りたいと考えております。

1階のレストランの運営につきましては、べふ峡温泉で業務経験がある調理師1人、非常勤のアドバイザー1人、パート2人の体制での提案となっております。提供するメニュー等につきましては、田舎ずしやジビエ料理など、物部町の特長を生かしたメニューだけでなく、定食や麺類、各種デザートなど、地元住民のニーズにも応えられる豊富なメニューの提案がございました。また、常勤の調理師による通常メニューの提供に加えて、外部から調理師等呼んで異なるメニューを期間限定で提供してもらい、二毛作レストランの提案もございました。サービスの固定化を避け、リピーターを獲得するための取組と言えらると思います。

以上の提案内容から、住民や観光客の交流促進、地域の活性化への効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 新たな取組ということです。

それで、少し気になるのがレストランですけれども、今までもそうでしたが、レストラン部門でいかに収益を上げていくかが、この物産館の運営に関わってくるかと思うんですけれども、料理長1人、パート2人、アドバイザー1人の体制とのお話がありましたが、このアドバイザーとはどういった役割をするのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） この方も調理師であります。過去に物部町の事業所での経験もあります。専属の常勤調理師が入れないときには、アドバイザーもできる体制と

聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 体制的には4人で、朝、昼、夜は予約制という形になるかと思いますが、指定管理者はこれでできるという形で提案されてきたのだろうと思うんですけれども、実際やってみないと分からないところがあるかと思いますが、このレストランに関しては、十分に指定管理者の情報をお聞きしながら、運営ができていけるように、市もお話を聞いて対応していく形を取っていただきたいと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

④に移ります。

べふ峡温泉は、本年4月から営業を休止しています。別府地域では過疎高齢化が進行する中で温泉が休止となり、今までのように人の出入りがなくなり、ひっそりとした状況になっています。

都市計画マスタープランでは、べふ峡温泉を森の交流拠点として位置づけています。周辺には、べふキャンプ場、農林漁業体験実習館、べふ峡休憩所があります。これらの施設を含め、今後どのように生かすか、市としての戦略が必要ではないかと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

べふ峡温泉、べふキャンプ場、農林漁業体験実習館、べふ峡休憩所等は、都市計画マスタープランにおける物部地域の観光拠点として、また、第2次香美市振興計画における森の交流拠点として位置づけられております。これらの施設では、観光客や市民が豊かな自然の中で有意義な時間を過ごし、特色のある体験ができます。それぞれの施設は若干離れた立地条件ではございますが、訪れた方々が複数の施設でできるだけ多くの時間を過ごしていただけるような工夫も必要ではないかと考えております。

しかしながら、べふ峡温泉、べふキャンプ場は、本年4月から休業中でありまして、現在は、今後の運営方法を模索している最中であることと、施設の老朽化も考慮しなければなりません。したがって、これらを踏まえた上で、べふ峡温泉周辺は総合的に充実を図っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 森の交流拠点という位置づけで、今後、総合的に検討していくというお話をお聞きしたところですが、⑤にも関係しますので、⑤の質問に移ります。

べふ峡温泉は、当初、今年5月以降に指定管理者の公募を行う予定だったかと思うのですが、べふ峡温泉の調査分析を実施した結果、これまでのようなやり方での運営は大

変厳しいとの判断になったと聞きました。今後、どうなるのか、休止期間が続くとお客さんが来てくれなくなるなどと心配する声があります。想定スケジュールでは、令和7年度に指定管理者の公募を行い、必要な改修工事を行うなどして、営業再開は令和8年度の予定だったと思います。調査の結果と併せ、その後どのように進んでいるのか、その経過と今後の方向性をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

指定管理者の公募に向けまして、県が実施しております、観光関連事業の展開を検討している企業と観光事業に活用したい施設等を有する市町村とのマッチング事業への登録や、サウンディング調査を行っておりますが、地理的な理由から調査に応じてくれる企業が少なく、現地視察を行った企業はこれまで2件となっております。

昨年度末までに実施した、べふ峡温泉の財務会計及び優位性調査の結果や、今年度を実施したサウンディング調査によれば、現状の施設で、これまでと同様の運営内容を条件とした指定管理者の公募を行ったとしても、これに応募していただける可能性が低いのではないかと予測しております。また、昨今の観光客に受け入れられやすい傾向といたしましては、現地視察を行った企業からは、レストラン及び日帰り温泉の縮小、または廃止、既存バンガローへの調理施設及び入浴施設の追加、ペットの宿泊を可能とし、ドッグランを設置することなどが提案されております。これらの提案内容を踏まえまして、指定管理の公募の方法や仕様などについて考慮を重ねております。また、継続してサウンディング調査を実施しながら、早期に方向性を決めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、想定スケジュールのように令和7年度に指定管理者の公募を行うという段取りは、なかなか難しいと思ったんですけども、スケジュール的なことと、あと、市としてどうするかというところもあろうかと思うのですが、検討委員会を設置して協議していくことも考えられるのではないかと思います、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

まず、令和7年度の公募は難しいのではないかと御質問につきまして、今のところ令和7年度の公募を目指して仕様などの検討を進めている状況ですので、令和7年度に公募いたしまして、令和7年度の後半から令和8年度の前期には、指定管理を行いたいという計画ではございます。

また、検討委員会での協議が必要ではないかという御質問につきましては、今のところサウンディング調査を継続して行う予定もございまして、その中で検討委員会の設置

が必要であるとなりましたら、その検討もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど言われた現地視察では、レストランと温泉は廃止と言いましたかね、温泉も。そうですか。せっかく温泉の泉質がいいとお話を聞いておりますので、何らかの形で利用できないかなと、足浴とかもあろうかと思うのですけれども。それから、ここは山の中にあるわけですので、森林を生かすところでいけば、登山客とかで考えたら、キャンプ場がちょっと離れていますので、バンガローに調理できる場所を追加するのも一つの案なのかなと思ったわけです。せっかくの温泉ですので、温泉を生かすことも考えていただければと思うんですけれども、その辺りについて、課長はどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど申し上げた、レストランや温泉施設の縮小、または廃止という内容につきましては、あくまでサウンディング調査を行いました企業側からの提案でございまして、これを全て受け入れる考えは今のところございませんので、べふ峡温泉等の施設が整備された経緯もございまして、地元市民の方々のお気持ちもありますことから、その辺は慎重に考えまして、これからどのような整備を進めていくか、また、どのような公募をしていくかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、⑥の質問に移ります。

例えばですけれども、べふ峡温泉の一室には、いざなぎの間もあり、いざなぎ流に触れることができます。いざなぎ流は、物部町に伝わる民間信仰ですが、舞神楽は国の重要無形民俗文化財になっています。この舞神楽を中心に、いざなぎ流に関するような取組は考えられないものでしょうか。実際に、市民の方からそのような声も寄せられています。

私は、数年前に実施された行政視察の中で、観光に関してはストーリー性を持たせることが大事だと聞いたことがあります。山々に囲まれたべふ峡温泉施設にも、こうしたストーリー性を持たせてアピールしてはどうかと考えるところですが、見解をお伺ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

いざなぎの間につきましては、地域ブランディングにも寄与することから、舞神楽、御幣切り体験の認知度の向上や、今回御提案のあった、ストーリー性を持たせることも

踏まえた情報発信も検討していきたいと考えております。

ただし、舞神楽は、元来、興行的なものではなく、民間信仰で地域住民の心の支えであることから、保存会等の協力していただける方々や、地域住民に配慮した形で、関連資料の展示や、県内各地で演舞される日時などの情報発信を図り、観光客などのニーズに対応できればと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） こうしたものも生かしていただきながら発信していただきたいと思います。

それでは、最後の5番目の質問に移ります。道路の安全対策について、お伺いいたします。

道路の横断歩道や停止線等の白線が消えていて危ないとの声を多く聞きます。実際にそのような状態になっているところも多く見かけますが、数年は放置された状況になっているところもあります。そこに住んでいる住民の方は、横断歩道や停止線があったことを認識していたとしても、地域外から来た方や観光で来られた方は、ないものとして認識するため、交通違反にもなりかねません。市民の安全を守るため、早急に改善すべきと考えます。適時に調査し、関係機関につないで安全対策を講じるよう要望できないものでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

住民の方や自治会から御連絡や御要望があった場合、また、職員が道路パトロールを実施して把握しました危険箇所につきましては、速やかに南国警察署に情報提供を行っております。また、南国警察署にも御確認させていただきましたが、横断歩道線や停止線などが消えかかっている現状については、広域で把握しておりまして、緊急性の高いものから順次、警察本部へ南国警察署としても上申を行っておるということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 緊急性の高いところからお話があったんですが、私も何人かの方に御相談を受けて、南国警察署に御相談したところもあるんですけども、どうしても人数の多いところというようなニュアンスの言葉をいただきまして、物部町にも横断歩道が全く消えてないところがありますので、道路パトロールもしているということですが、再度確認していただいて、南国警察署にお伝えしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市から警察署へは、全て情報提供させていただいています。南国警察署から本部へ上げる場合には、緊急度の高いものから順次上げておるとお話を伺いさせていただいたところです。市としては、もちろん優劣関係なく、御提供いただいたもの、職員で確認できたものについては、速やかに情報提供をしておる状況です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、今後も続けて安全対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従ひまして、一問一答で2項目について、質問させていただきます。

まず、1項目めは、小・中学校体育館にエアコン設置をです。

文部科学省によると、小・中学校の普通教室のエアコンの設置率は、今年9月1日現在99.1%となっています。全国の公立小・中学校体育館のエアコン設置状況の推移は、資料1を御覧ください。設置率は低いですが、徐々に増加し、22.1%となっています。なお、ここに資料はございませんが、設置率の推移は18.9%となっています。次に、資料2ですけれども、これは、全国のエアコン設置状況の推移です。東京都が特に88.3%と高く、高知県の設置状況は5.7%です。次に、資料3を御覧ください。これは、高知県内の設置状況です。安田町、大豊町、大月町、三原村、黒潮町と、市では安芸市と須崎市が設置されています。お聞きしますと、安芸市では、建て替えに合わせて1か所、体育館にエアコンを設置したということでした。須崎市は、現在3か所が工事中ということで、小学校に1か所、中学校に1か所、それぞれ2つ設置が完了している状況でした。

文部科学省は、2023年4月に、公立学校施設の空調整備、エアコン設置整備の今後についてを公表しました。災害時には地域の避難所としての役割も担う体育館へのエアコン設置と併せ、断熱性も確保するよう要請。ともに国庫補助の対象となるため、自治体での検討を進めるよう促されています。

①の質問です。

本年の夏は、本当に尋常じゃないぐらいの猛暑が続きました。本市の公立小・中学校普通教室のエアコン設置は全校完了しましたが、体育館は未設置です。体育館は、体育の授業や学校の行事、バレーボール、バスケットボール等の部活動等に使用されています。運動時には体が熱を発して、熱中症が起こりやすくなります。どのようにして体育館での熱中症対策を行っているのか、お伺ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 体育館での熱中症対策としましては、熱中症指数

の測定を行いながら、窓の開閉による換気やスポットクーラー、扇風機の活用、活動内容に応じた水分補給を小まめに行うなど、児童・生徒の体調に注意しながら、授業・部活動を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） スポットクーラーとか扇風機で工夫をされているということですが、この夏に熱中症での緊急搬送はなかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 熱中症などで救急搬送された事例はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 救急搬送がなかったということで安心いたしました。

②の質問です。

小・中学校体育館へのエアコン設置について、学校関係者や市民からの意見・要望とかがありましたら、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各学校から、今年の夏以降、体育館に空調を設置してほしいという要望が上がってきております。今のところ、体育館を利用している市民からの声は、教育委員会に上がってきておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 市民からはなくて、学校から要望があったということですが、私の方には、この夏に鏡野中学校の保護者から、体育館でのクラブ活動はとて暑くて、熱中症に気をつけて水分を取っているけれども、持っていった水分がなくなるぐらいになっていると。また、一度電気が切れたことがあったようでして、そのときはとても暑かったので、エアコンの設置ができないかとの要望がございました。また、先月の議会報告会の際にも、体育館は避難所にもなっているのでエアコン設置を望むと、ほかの人からも聞いたから、私がここへもう一回言いに来たというお声も聞いたわけです。このような声も聞いて、学校関係者からもあったということですが、文部科学省からさきに述べました要請も出ているわけですが、エアコンの設置には現在至っていないわけです。

③の質問です。

体育館へのエアコン設置をする上での課題について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 体育館へ空調を設置する上での課題につきましては、当該建物に断熱性があることを要件とすることから、単に空調だけを設置すればよ

いだけではないため、多額の費用がかかることが想定されます。また、工事期間中の授業、中学校では部活動も実施しているので練習場所の確保、また、空調設置後のランニングコスト増加などが課題として挙げられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 様々な課題がございますけれども、部活動の場所の確保はかなり要るかと思えますし、一番は多額の費用かと思われまます。確かに、教室と比べますと何十倍もの容積があつて大きな費用がかかりますが、設置後のランニングコストはもちろん、定期的なメンテナンスも必要ですけれども、電気代につきましては、教室へのエアコン設置が進み始めた平成31年頃ですけれども、高知県選出の石田祝稔衆議院議員の提案により、電気代を節約するためにエアコンの稼働を控える実態があるという現場の声から、エアコンの電気代が普通交付税に算定されて国からの支援となっています。現在も、体育館のエアコンの電気代についても、このような国の支援があるのではないかと思われまます。

続いて、④の質問です。

学校体育館のエアコン設置に対しまして、国の支援制度に学校施設環境改善交付金があり、これは、令和5年度から令和7年度に、国の補助率を従来の3分の1から2分の1に引き上げています。先ほど課題の中にもありましたけれども、建物に断熱性があることを要件としていますが、断熱工事を実施する場合の経費も補助対象としています。そしてまた、災害時に避難所となる体育館のエアコン整備に活用でき、自治体の実質的な返済負担が大きく軽減される、総務省の緊急防災・減災事業債があります。この事業も令和5年度から令和7年度までですけれども、延長されております。

このような国の支援制度があるわけですけれども、この支援制度について検討はされたのか、お伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 空調を設置する際には、議員が先ほどおっしゃられました、交付金や事業債などを積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） この支援制度もぜひ見ていただいて、今お話ししましたように来年度までとはなっておりますけれども、今後、国の方針も、今2割ぐらいですので、100%を5年間の間に目指していることもございますので、ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

⑤の質問です。

小・中学校体育館は、災害時における避難所となっています。避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準があります。1990年代

に、アフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して、国際赤十字などがつくった基準で、この基本理念の1つ目は、被災者には尊厳がある生活を営む権利、支援を受ける権利がある、2つ目は、苦痛を軽減するため実行可能な手段が尽くされてなくてはならないとの2つの基本理念を挙げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準を記載しています。基準に関する考えをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 防災対策全般に関することですので、私から御答弁を申し上げます。

お尋ねがございましたスフィア基準であります。御紹介いただきましたように、スフィアという人道支援の質、それから、説明責任の向上を目的とした施策体系の一部であります。1997年に始められたものでございます。

スフィアハンドブック日本語版をひも解いてみたところ、先ほど御紹介がございました2つの基本理念、1点目は、災害紛争の影響を受けた人々は尊厳ある生活を営む権利がある、したがって、支援を受ける権利があるということ、そして、2点目として、苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされていなくてはならないという2つの基本理念が示されております。この基本理念を実践へと導くものとして、人道憲章、そして、最低基準、人道支援の必須基準、基本指標などが示されています。ただ、このスフィア基準につきましては、満たすべき最低基準、あるいは、数値目標として紹介されることが多いのですが、本来は尊厳のある生活に関する基本的権利そのものを指しているようでありまして、こうした指標、それから、最低限の必須条件適用については、その状況に応じて適用していく必要があると解説されています。

避難所の整備におけるスフィア基準の適用については、現時点でまだ国の考え方、どのように防災政策に位置づけをしていくのかが明らかになっておりませんが、単に、ある技術基準や数値目標を満たせばよい、あるいは、逆に、満たしていないから避難所として使用することができないといったことではなくて、避難生活をよりよいものにしていくために、不断の改善をしていくべきものであるという捉え方をしております。

本市においても、小・中学校を避難所として指定している場合に、エアコンを設置していくことは、将来的に目指すべき方向性であると考えておりますが、できることから少しずつやっていく対応になっていくかと思えます。また、避難所の面積等につきましても、スフィア基準ではかなり高い数値が設定されているわけですが、必ずしもこれを今すぐ守らないと避難所として使えないということはありませんので、確保できるところからできるだけ確保し、そして、今置いている数値目標を実現したからといってそれで終わりではなくて、よりよい環境を目指していくことが求められるものであるという理解をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） スフィア基準について、丁寧な御答弁をありがとうございました。避難所の生活をよりよいものにするための環境目標として、また取り入れていただきたいと思います。

⑥の質問です。

そのスフィア基準ですけれども、この基本理念からも、災害時に避難所となる学校体育館エアコン設置が必要と考えますけれども、今後の計画について、お聞きいたします。

○ 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○ 教育振興課長（一圓まどか君） 教育委員会としましては、体育館は児童・生徒の学習、生活の場であるので、環境整備の一環として、体育館へ空調設備を設置するための、まずは調査を行い、その後、計画・検討につなげていきたいと考えております。

以上です。

○ 議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） まずは調査からと返答がございましたけれども、見ていただきましたように、安芸市は設置しておりますけれども、近隣の市町村に関してはまだ設置されていないわけですが、近隣市町村の動向も参考にされるのでしょうか。

○ 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○ 教育振興課長（一圓まどか君） そういった他市町村の事例も研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） お調べになっているかもしれませんが、まだ設置していない南国市と香南市に問い合わせましたところ、南国市は来年度、学校ではなくて市民体育館への設置を検討されているということでした。また、香南市は、今言われたような調査が入っているということにして、コンサルタントに外部委託をし、今年度は調査をして、まだどことは決めてないけれども、設置を考えているということでした。また、電気であり、ガスでありと、いろんな方法があるので、それについても調査結果から検討していくということでした。

本市においても、遅れることなく、体育館のエアコン設置を考えていただきたいと思いますけれども、市長の考えをお聞きいたします。

○ 議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○ 市長（依光晃一郎君） 先ほど御答弁させていただいたとおり、まずは調査というところですが、先ほどからもありましたように、夏がどんどん暑くなっている状況もあります。そういった中で、しっかりと夏場対策、スポットクーラーや扇風機の活用であるとか、また、子供たちにとって安全な体育の授業といったことも含めて、検討してまいりたいと思います。国の制度設計も含めて、これからこういった形でやっていけるのか、近隣市町村には負けないように頑張っていきたいと考えております。

- 議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。
- 9番（舟谷千幸君） それでは、次の2項目。
- 議長（小松紀夫君） 暫時、昼食のため、午後1時まで休憩します。  
(午前11時51分 休憩)  
(午後 1時00分 再開)

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

9番、舟谷千幸さん。

- 9番（舟谷千幸君） 午前に引き続きまして、2項目めの質問をさせていただきます。手話言語条例です。

今年度、制定に向けて、当事者や関係者の意見を聞き、話し合いによって素案ができたことを大変うれしく思っております。全員協議会でもありましたけれども、12月2日よりパブリックコメントで市民から意見を聞くこととなっております。手話を言語と認め、聴覚障害が暮らしやすい社会づくりを目指すために期待するところです。高知県でも、条例制定が検討されています。そして、来年は東京都で、デフリンピックと呼ばれます、聞こえない、聞こえにくい人のための国際的なオリンピックが開催されることとなっております。

(1)の質問です。

この条例を制定するに当たり、当事者と関係者にアンケートを行っています。そのアンケートの結果について、5点お伺いいたします。

①です。

当事者がコミュニケーションで困った場所や場面で多かったのが何なのか、お伺いいたします。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

- 福祉事務所長（野邑裕永君） アンケートは、聴覚障害のある当事者68人と手話関係者24人を対象に行い、当事者21人、手話関係者16人、合わせて37人から回答をいただいております。当事者のうち手話ができない方で多かったのは、役所での手続、病院での診察時の対応、災害時や緊急時にアナウンスが聞こえないといった回答でした。手話ができる方では、災害時や緊急時にアナウンスが聞こえないとの回答が多くありました。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

- 9番（舟谷千幸君） やはり、市役所とか病院、それから、災害時についてよく聞いておりました。

それでは、②の質問です。

手話の理解・普及に必要と思うものが、当事者と関係者の全体で多かったのは何なの

か、お伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） その質問について、当事者と関係者全体では、手話教室や手話講座の開催をする、学校で子供たちが手話に触れ合う授業がある、市民及び行政に対して、手話は聞こえない人の言語であることを広めるという項目で多くの回答がありました。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③の質問です。

この条例制定に期待することとして、当事者と関係者全体でどのような内容が一番多かったのか、お伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 全体としましては、聞こえない人に手話によって正しく情報が入る社会になるというのが最も多くありました。次いで、いつでもどこでも手話で会話ができる、学校教育で手話を学ぶ、手話で会話できる場所が増えるについても回答が多くありました。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ④です。

当事者や関係者からは、日頃感じられていること、広く伝えたいことについて、主どのような記載があったのか、お伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 当事者からは、手話を見るのみで実技は不能だが実行してみたい意欲はある、読み書きは日常茶飯事だが相手を書いてくれない、デイサービス等の行事は一切聞こえず下を向いてうつむいている、認知症と間違われて悔しい、一人の夜はつらいので話や相談をしたいなどの記載がありました。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 先ほど言ってくださった当事者の声、本当に心にしみるものがございます。認知症と間違われるのは悔しいっというように、やっぱり耳の聞こえない方は外見からはなかなか判断が難しい、普通の人のように見られるということですね。次の、⑤です。

当事者や関係者から行政への意見とありましたけれども、その主な内容をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） まず、当事者の方からは、2025年秋に東京でデフリンピックが開催されるが、聞こえる人の認識が低いので広めてもらいたいという意見がありました。また、関係者からは、数多くの方が手話の行事・講習等に参加してもらえるようにしてほしい、手話を目にする機会が増えることを期待している、当事者及

び人々の提案を見える形にさせていただけると、ろう者にとって暮らしやすくなる面もあると思う、当事者の話を直接聞く機会があればよい、災害時に聴覚障害者が適切な情報を受け取れない場合、命に関わる重大なリスクが生じる、行政には手話通訳の増員や手話に関する情報提供の充実を図り、災害時に迅速かつ正確に情報が伝わる体制を整えてほしいなどの御意見がありました。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 後の質問にも入ってくるわけですがけれども、行政に対してのアンケートの中で、行政に手話の分かる職員を置いてもらいたいという声に対して、所長はどのように感じたかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 条例が制定しましたら、今言ったような、例えば、災害の訓練であるとか、また、市民大学とか、あと、この議会の中継なんかも手話で見ただけ、情報提供があれば、もっと皆さんに関心を持っていただけると感じております。この条例が決まりましたら、具体的に令和7年度に向けて、施策はどのようなものが考えられるか、また関係部署と相談しながら進めたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） （2）の質問です。

先ほど述べていただきました、当事者、そして関係者からのアンケートの一つ一つから、手話言語条例について実効性のある具体的な施策が望まれるわけですがけれども、素案の第8条に示されました施策の推進の中で、（1）手話言語の理解及び普及を図るための施策として、教育の現場の出前講座、市民や市職員向けの講座などを実施する考えはあるのか、重なるかもしれませんが、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 教育現場でも手話を広めていただくことはすごくいいことだと思いますので、先ほども申しましたけれども、条例が制定した後に、そういった関係機関と、こういったところで需要があるのかを検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 昨日、今年度の手話養成講座が、1年間の講座でしたけれども終了しまして、香美市の講座修了者から、もっとみんなに手話のことを知ってもらいたい、香美市は遅れちゃうという言葉聞いたんです。御自分は民生委員もされておりましたので、民生委員にも講座への参加などをもっと呼びかけてもらいたいというお言葉がありました。民生委員は地域福祉の増進をされておられますので、ぜひともお声かけをお願いしたいと思います。

それでは、次の（3）の質問です。

施策の推進の（2）手話言語が普遍的に用いられる環境を構築するための施策として、

具体的に考えていらっしゃることはどういうことか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） まずは、手話は言語であるとの普及が大事だと考えております。今までもやってきておりますけれども、手話奉仕員養成講座や手話教室の開催など、手話言語の普及促進に努めたいと考えております。

また、繰り返しになりますけれども、条例は今の段階でまだ素案でして、パブリックコメントを求めている状況なので、具体的なことはまだちょっと、確定的なことになりますのでお答えはできませんけれども、香南市も今年はいろいろなイベントとかをやっているとお聞きしておりますので、そういうことも参考にしながら考えていけたらと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 先ほど、手話養成講座とか手話教室というお話がありましたけれども、昨日終了した1年間の手話養成講座には、香美市から私を含めて5人でしたけれども、修了しまして、手話奉仕員の登録もしたところでございます。修了しますと、もっと手話通訳を目指す方に関しては養成講座受講試験があって、また、それを受けることによって手話通訳者になっていく門戸を開かれるわけです。来年度におきましては、この養成講座ではなく、手話の教室を行うとお聞きしましたけれども、手話教室はどのような感じで行われるのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 過去にも開催したことがございますが、聴覚障害者協会の方に講師を依頼しまして、年に2回にはなりますけれども、手話の基本であったり、どんなところでろう者の困り事があるのかとか、日常の簡単な挨拶等、手話になれ親しんでいただくよう、レクリエーション形式での開催を考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 年に2回と回数的には少なくなるわけですが、この講座には手話のろう者も来られて交流できることになるかと思うんですけれども、ぜひ、また広めていかれるとともに、手話言語条例ができる一つのバロメーターとして、手話通訳者が今よりも増えてくるともお聞きしているわけですので、今回、養成講座がなくなることで、通訳者が増えることに対してちょっと後回しになるんじゃないかなと、自分としては感じているところです。ぜひ、手話通訳者の養成に関しても臨んでいただきたいと考えますけれども、それに関して福祉事務所長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 養成講座なんですけれども、過去の実績では、2年

連続で講座を、最初に入門課程講座を1年やりまして、次年度に基礎課程講座をやりまして、それを両方修了した方に、今回議員も出していただいた、香美市で手話奉仕員登録をしていただけることになるんですけど、その次の年なんかは募集をしても人数が集まらないことが何回かあったようで、今回は手話教室で手話について親しんでもらって、その後に養成講座をやるという感じのサイクルでやったらどうかと。どうしてもやってほしいという声があったら、考えることは可能かと思えますけれども、一応、予算的なこともありまして、この講座は年に二十数回あるもので、費用もかなりかかるところもあって、費用対効果を言うのは違うかもしれないですけど、あまりにも集まらないと教室としても寂しいものになってしまうので、1回間を置いて。定期的にやっていくような考えはありますので、手話通訳者養成の機会がなくなるとは感じておりません。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 分かりました。ぜひ、また手話通訳者が増えるような活動も行っていただきたいと思います。

（4）の質問です。

施策の推進の（3）手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策では、市民が多く集う市民大学とか、また、ろう者が不安を一番感じているとアンケートにもありましたけれども、防災の講座などには手話通訳者の派遣が、大きな会合等で講師の横に立って手話通訳をするといった、講座への派遣が必要ではないかと考えますけれども、こういった検討はされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 先ほどちょっと手前の質問で先走って答えてしまいましたけど、手話通訳者がつくことがポスターなりチラシなりに載っていると、参加してみようかなと思う方もいらっしゃると思いますので、何度も言いますが、条例が制定して、しっかりと施策に入っていくような形になれば、また、そういったところの要望はないか、関係各課とかほかの団体とかに聞いて備えていくという方向で、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） すごく期待しております。

それで、このことも昨日の参加者の方がおっしゃっていたんですけど、昨年条例をつくった、また香南市の話になるんですけど、香南市の市長が定期的に御挨拶をされるのを、手話の動画で流されているというお話を聞きまして、条例制定の暁には、香美市においても、市長の横で香南市のようなことは検討されるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） その映像につきましては、私も見せていただきました。

た。聴覚障害者協会に費用とかがどれぐらいかかるのか問合せをしたところ、それほど高額ではないように聞いていますので、市長の言葉とか、あと、いろんな場面においての情報発信、今ですとあんぱん室なんかもインスタでやってますけれども、これは私の思っていることなのであれですけど、そういう要望があれば可能なのではないかなと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） いろんなことができたら、手話が広がっていくとすごく感じられる御答弁だったと思います。ほかにもいろんなお話がありますけれども、香美市においては特別支援学校がございまして、子供とか、かみーるで行っている「子ども司書」の機会とか、いろんなことを手話を知っていただく機会に、今後、手話が広がって伝わっていくことを、条例制定の暁にはしていただきたいと思っています。

耳が聞こえなくなる突発性難聴とかもありますし、もともと聞こえない、生まれたときからのろう者もおられますけれども、自分もいつ耳が聞こえなくなるかもしれないと、当事者の気持ちになることがすごく大事ではないかと思っています。手話言語条例ができることで、手話の普及と理解を深める取組を進めていただきたいと申しまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、水道料金等の減免について、お伺いしてまいります。

物価高騰が続く中、市民の生活はますます大変になっております。マスコミ等では、各地で水道料金の値上げや有機フッ素化合物P F A S検出等の話題が出ているところです。

さて、水道法の目的を少し話させていただきます。法第1条では、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することを目的とすると記されております。また、法第2条では、国及び地方公共団体は、水道が国民の健康を守るために欠かせないものとの位置づけと、そのために必要な施策を講じることの責務が規定されております。あわせて、地方公営企業法第3条では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとなっております。

そのような中、企業経営、経済性と公共の福祉の増進の面から、本市では、水道料金が令和4年4月より改定され、令和9年の値上げにて、都合30%の市民負担増となるところでございます。あわせて、下水道料金にもこの件は連動していくところでありま

す。

そこで順次、お尋ねしてまいります。①です。

上水道事業の令和5年度損益計算書では、当年度純利益7,135万2,392円、未処分利益剰余金1億4,929万5,073円であります。貸借対照表で見ますと、資産では、現金預金が8億425万7,340円、負債では、企業債が4億2,866万1,202円の状況であり、事業としては、八王子浄水場更新工事等を行い、順調な経営状況で推移しているとの認識を持っております。

令和6年度の現状も踏まえて、局長の見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

令和5年度の決算は、議員がおっしゃられるとおりでございます。令和6年度も同様な状況で、中間決算で純利益は6,300万円となっております。経営状態は良好でございます。整備事業につきましては、令和2年度から実施している送水管の耐震化工事を継続して行っているところです。水道事業の課題としましては、渇水期における水不足、漏水対策、基幹管路の耐震化率の向上などが挙げられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 順調な経営状況であると認識しました。

②です。簡易水道事業についてであります。

損益計算書では、一般会計から2億6,823万2,000円の補助金を入れて、3,945万8,786円の経常利益を上げています。また、別途1億円の出資金を企業債返済等への出資として入れております。合計約4億円を一般財源から入れているとの認識でいいのでしょうか。工事としては、神母ノ木分の公共下水に係る配水管布設替えを行ったところですが、令和6年度の現状も踏まえて、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 1時29分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

簡易水道は、令和5年度の状況ですが、議員の御認識のとおりでございます。

令和6年度も同様の状況で、中間決算では純損失が1,700万円となっております。期末決算では一般会計からの繰入れにより純利益は出ると思われませんが、市財政に大きく依存している状況です。整備事業におきましては、令和6年度は、龍河洞公園線道路改良に伴う配水管工事を実施いたしました。簡易水道事業の課題としましては、人口減

少の影響で給水収益は減少しています。これにより固定費が増加し、少ない利用者で維持することはますます難しくなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 一般会計から1億円を入れました。ただ、予算上は、1億3,000万円強のお金を入れる予定でしたが、1億円でした。実際、企業債返済等に充てられる款項の予算組みだったと思うんですけど、これがマイナス3,000万円ぐらいになったことについての説明をいただきたいですが。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

令和5年度の出資金の予算額は1億3,000万円でありました。議員のおっしゃるとおりです。それにつきましては、過年度分及び当年度分の消費税、地方消費税に関する資本的収支調整額と減債積立金を活用いたしまして、最終的には、出資金は3,000万円減の1億円に抑えることができました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

御承知のとおり、本市の簡易水道事業は今後を見据えても、収益性の確保には一般財源からの繰入れが不可欠であります。以前、本市の上下水道課長だった久保元議員が質問されたと記憶しておりますけれども、そのときに簡易水道事業は福祉を目的とするものであるという執行部からの答弁もありました。もちろん、広い地域に管を走らせてやりますので、なかなか収益性は取れないところでもあり、その見解に変更はないと思いますが、そうであるのなら、ライフライン維持のためにも、一般財源からの繰入れは、事業規模に応じて現状維持を確保し、継続すべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

簡易水道事業会計は令和4年度に公営企業法の適用を行いました。議員がおっしゃられたとおり、公営企業の目的である経済性の発揮と公共の福祉の増進に努めているところであります。本来であれば、繰入額は基準内に抑えなければなりません。給水収益の減少や維持管理費の高騰などがあり、このような状況では、一定額の繰入れが必要であると考えています。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちなみに、基準内繰入額は、基準内に収めようとしたら、今いかほどですかね、念のために。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 簡易水道事業についての基準内繰入額は、約8,0

00万円程度でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 実際、この基準内繰入れであれば、あとの2分の1は交付税措置されるというスキームがあると思いますが、これはそういう認識でいいんですかね。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

基準内繰入れにつきましては、一定の有利な起債等を充ててやっていますので、おっしゃるとおり、財源措置がございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） もう1点、公営企業法を適用するけれども、本市の場合は、いまだ浄水と簡易水道とが別会計になっておりますわね。我々議員としてはすごい見やすい、えいと思いますけど、聞きますと、県下では結構統合してやっていると。統合しているところと統合してない本市の場合での相違点というか、異なる点があれば説明いただきたいんですが。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

総務省の通達等により、水道事業と簡易水道の統合が進められてきました。しかし、本市においては過疎地域の認定がありまして、過疎債、簡易水道事業債という有利な起債が使える現状を踏まえまして、統合を見送っておるところです。県下においては、水道事業、簡易水道事業の両方を運営しているところで、統合していない市町はありません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

水道料金の推移についてであります。口径20ミリメートルまでの一般家庭用でいいますと、税込みの基本料金で、令和4年3月までが1,760円、4月から2,090円に、令和9年5月から2,420円となります。超過料金が、1立米につき99円から115円50銭、令和9年5月から132円と上昇します。

市ホームページの料金計算例によりますと、一般用口径20ミリメートル、2か月で50立米使用した場合、過去5,060円の料金が、現在5,885円、令和9年より6,710円となり、32.6%の値上げとなります。年間9,900円、約1万円の負担増は、大変、市民生活にとっては大きいと考えます。上水道の決算状況から見ても、また、簡易水道の一般財源からの繰入れを継続、増加も行い、令和9年の値上げは見合わせるべきではないか、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

水道事業においては、約4キロメートルの送水管耐震化に係る費用約10億円の償還金を捻出するため、料金改定を行っています。また、簡易水道事業においては、経営の健全化に向けて、一般会計からの繰入金を抑制するために料金改定を実施しており、令和9年度の料金改定は予定どおり実施する考えでございます。水道事業では、今後、基幹管路の配水管の耐震化や老朽化対策を行う予定がございますので、料金体系は維持する必要があると考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 想定内の答弁ですが、答弁の中で、簡易水道においては一般会計の繰入金を抑制するとありましたけど、上下水道局としても増額してほしいという願いは、財政当局に対してはしないのですか。

やはり、これからの簡易水道事業については、結構老朽管も入っていますので、耐震化も踏まえたら、どんどんお金は要りさえすれ、減ることはないんですよ。8,000万円が基準内繰入れと言いましたが、現実、それ以外にも要ることを考えたときには、市民生活を守るために増額要求はしていくべきと思いますが、その点は、局長の認識をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

現在、一般会計からの繰入金が4億円弱ということで、抑制、または、これ以上増やさないということで認識しています。持続可能な水道事業を運営していくためには、今後繰入金が増えていくと維持できなくなりますので、長く持続可能に、市民に欠かせないライフラインでございますので、そこを守っていくためには、一定抑制し、費用も見直しながら継続に努めるよう考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 企画財政課としてはありがたい答弁かもしれませんが、実際、増やせないのか、増やさないのか、市民生活を中心に考えるのか、そこら辺は今の答弁で一応納得しておきますが、ただ抑制という言葉はあんまり好きじゃないので。

ちょっと関連して、令和4年に改定しましたときに、市民から料金の上昇、他市に比べたら安いという理屈もありましたけれども、結構、近隣住民からは、水道料金、下水道も連動して上がったねという声を私どもは聞いたんですけど、上下水道局にそういう声は聞こえませんでしたか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

令和4年度の値上げの際、窓口での対応、電話による問合せが多数寄せられました。具体的には、値上げについては知らなかったとか、広報に記載されているのを見逃した

ということがありました。また、自治会に加入していない方からは、広報を見る機会がないので知らないという御指摘がございました。

今後、情報の周知方法は、他の媒体も活用しながら徹底したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

水道はライフラインであり、それなしには生きていけないサービスであります。低所得者に対しては、住民税は非課税、国保においては法定減免や高額医療費の限度額、介護保険の段階区分など、応能負担の原則が取られております。

しかしながら、水道料金に対しては減免制度がない現状があります。ただ、自治体の独自施策として、生活保護世帯や障害者におられる世帯、独り親世帯などを対象に、福祉減免制度を導入している自治体があります。広島市、広島県海田町、府中町、大阪府泉佐野市、貝塚市、枚方市ほか、明石市やつくば市等々、対象者には基本料金を軽減するなどの措置を取っております。

諸条件は異なる部分もありますが、導入に向け、令和9年の改正に向けて、調査・研究をすべきでないでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

令和9年度の料金改定は、令和元年度の審議会で6回にわたり慎重に審議を重ねてきました。また、議会でも決定されたものであります。したがって、現時点では福祉減免制度の導入は考えておりません。

しかしながら、御提案のありました福祉減免につきましては、他県の制度を参考にしながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ぜひ、調査・研究をして、こういう御時世ですので。確かに、条例改正で二段階を経ての値上げということは承知しておりますけど、この福祉減免に対しては低所得者に対して優しい制度だと思います。研究の余地はたくさんあると思いますので、よろしく願います。

緊急的に行ってほしいのは、11月22日に閣議決定されて政府の経済対策に盛り込まれた、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）では、物価高への対応などを柱として、事業規模は39兆円程度になると言われておりますが、この裏づけとなる補正予算13兆9,400億円が国会に提案されたところでありまして。その中には、給付金事業のほか、新たに追加された事業メニューとして、水道料金の減免も対応できるとなっております。この点も検討されたらいかがでしょうか。本市の場合は、結構、k a m i c a（カミカ）のほうに施策を持っていくのが一つの方法論ではありますが、それはそれとして、この水道料金は全市民的に効果があると思っておりますが、

いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

議員のおっしゃられました、重点支援地方交付金の活用につきまして、水道料金の減免にも活用できるという御提案をありがとうございます。交付金の活用につきましては、これから市全体で検討していくところでございますので、今後は、市民に最適な支援方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ぜひ、この件も踏まえて、どういうふうな方向になるかは市長が決めていくことになると思いますが、いろいろなアイデアを出して、市民に喜ばれる施策を取ってもらいたいということと、もし必要であるなら、上下水道審議会等でも検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 上下水道局長が答弁したとおりではありますが、庁内的にしっかりと議論させていただいて、議員が御指摘の点も踏まえて、できるだけ困窮世帯に対して対応できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2番目に移ります。かみーるの休館日について、お尋ねします。

市民から評価の高い香美市立図書館かみーるであります。図書館運営計画に基づき、登録者を令和9年度までに15%まで引き上げる目標を掲げ、努力しているところであります。また、新しく駐車場用地を確保し、整備していく予定で、市の拠点としての役割を果たしてくれるものと思います。

当初、午後6時までの利用時間を、市長の判断にて、火曜から金曜日までは午後7時まで延長されたことは、利用者の方々を第一に考えたサービスと言えらると思います。

そこで伺います。①です。

この間、休館日や利用時間について、市民から寄せられている御意見はあるのかどうか、その点について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

祝日開館につきましては、開館してほしいとの御意見は現在いただいておりませんが、開館時間につきましては1件、午前9時からの開館を望む意見がございました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 私には、この祝日開館について、例えば、子供の日なん

かが開いていないとか、それから、振替休日の日なんか開いていないと言えば、市民サービスの点ではどうだろうかという声が数多く寄せられたんですけど。開館時間午前9時は一つの御意見かもしれませんが、実際にそれが来ていないというがは。アンケート的なものは市民向けに取ったことはありますか、かみーる内でアンケートを書いてもらうような格好でもいいですが、そういう取組をされたことがあるのかどうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 今の段では確認が取れておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） その点は通告していませんでしたので。

蔵書のこととか利用時間のこと、祝日開館とか、今後どうするかは分かりませんが、アンケートめいたものをどこかに置いておいて、自由記載で書いてもらうのもいいかなと思います。そこら辺はどうでしょうか。取り組んでみたらと思いますが、答弁をちょっと求めます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） アンケートにつきましては、御意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

休館日についてであります。多くの市民から、祝日・振替休日の開館を望む声があります。現状は、月曜日、祝日、毎月第3木曜日、年末年始は12月29日から1月4日、ほか蔵書点検期間となっております。利用時間を午後7時まで延長することについても、職員体制の点は危惧されておりました。もちろん、市民要望に応えるためには、職員の増員は避けて通れないところと考えます。また、ぐるりんバスの運行等も、地域交通検討委員会等にて調整が必要と考えます。かみーるの利用者増加、発展を考えると、検討すべき課題と考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

祝日・振替休日の開館検討につきましては、祝日・振替休日に勤務可能な職員の配置・増員が不可欠となりますが、財源や職員の確保の問題が大きな課題となっております。現状では困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） かみーるは、図書館運営計画に基づいてやっていて、登録者とか利用者を増やそうとしてるわけですね。そういう中で、やっぱりそのために

は、私は、この祝日とか振替休日の開館は避けて通れないんじゃないかという認識を持っているんです。連携している高知市のオーテピアなんですけど、祝日や月曜の祝日、振替休日はもちろん開館しております。また、ぐるりんバスのルートであります香美市立美術館は、月曜日が祝日と振替休日の場合は開館して、翌日を休館としております。

もちろん、財源のこととか、職員が一番回していかなといかんので大事な点だと思いますけど、かみーるにはすごく多くの予算を投じているんですよね、今回、また駐車場のために予算を投じて、試掘調査も入るんです。そういうときに、片一方で多くの利用者を誘導しようとしているのに、片一方では、財源と職員不足でちゅうちょされている部分があると。やっぱり、来客増加の可能性は駐車場整備ですごく広がると思うのですが。

市長に対しても聞きたいんですけど、市長が午後7時まで時間を延長されて、これはすごく市民に喜ばれたんですね、そういう提案があって。そのときに、このかみーるが、今、当初予算も10億円ぐらいのお金を投じてるんですわ。そうであるのやったら、もっと開かれてしかるべきと思います。会計年度任用職員を雇わんといかんかもしれませんけれども、財源措置をして、このまちにはかみーるがあるというところまで持っていこうとは思わないのかなと考えますけど。構わざったら、市長の見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 図書館は教育委員会の所管でありますけど、私が御答弁させていただきますと、議員がおっしゃられるように、私が市長に就任しまして、やはり、まちづくりの中で、いろんところで学習できる中でも、図書館は非常に有効であると思ひまして、私の思いとしましては、社会人にも、ぜひとも、職場帰りに図書館へ寄っていただけるような時間帯ということで、午後7時にさせていただきました。職員体制がなかなか動かせない中で、これまでは祝日も図書館を開けておったのですが、それをやめるといふ選択、どちらを取るかという中で、時間延長を取ったということになります。

先ほどから御答弁させていただいておりますが、やはり、図書館司書の処遇改善も言われているところであります、その中で人を増やしていくのは、なかなか今の財政的には厳しいのかなと思っております。思いとしましては、できる限り生涯学習ができるまちを目指したいと思っておりますので、検討課題ということで、今のところは厳しいのかなと思っておりますが、やりたい思ひはございます。

以上であります。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 補足で説明させていただきたいと思ひます。

オーテピアにつきましては、祝日等の開館に対応できるローテーションを組める体制ができているようございますが、香美市立図書館の現状といたしましては、職員の確保に苦慮している状況で、現在、勤務していただいている方も、土日・祝日に勤務できる方ばかりではない等の事情もあつて、数少ない勤務可能な職員で現在のサービスを

構築しているところでございます。また、香美市立美術館につきましては、美術館の来館者は展示物を観覧することが基本である一方、図書館は、書籍等の貸出し、返却、さらにレファレンス、貸し館、貸室等に対応する必要があるため、このサービスに対応する職員数が不可欠となってきます。

このような事情によりまして、現時点では、祝日等の開館によるサービス拡充は困難と考えておりますが、駐車場を拡充し、来館者用駐車場の提供サービスを充実するなど、可能な方法によるサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 課長が言われているのはもちろん分かるんですけど、内向きな理由なんですよ。もちろん大事な側面ですよ、職員の様々な理由とかですが、私は、ここでは市長が言われた、やりたい思いがあるというところに同意しますが、やはり司書の問題とかいろいろありますので、検討課題とさせてもらいたいということなので検討課題としますけれども、やはり発展的に物事は考えてもらいたいとお願いして、次の質問に移りたいと思います。

3番目に移ります。定額減税の事務等について、お尋ねします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として行われた定額減税は、市町村に多大な事務を押しつけたと言えます。

6月定例会議にて補正された補足給付金は1億7,661万円、9月定例会議での補正にて住民税所得割の課税者が加わり、計1億8,596万円を調整給付として支給する事業を担ったところであります。また、これから令和6年分の確定申告にて定額減税が確定すれば、その後の事務が控えております。いつになったら終了するのでしょうか。御苦労さまと言いたいところです。

そこで、数点、お尋ねしてまいります。①です。

そもそも、予算化された調整給付は1億8,596万円で、11月末が期限でありましたが、支給の人数及び金額は幾らなのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 山崎龍太郎議員の定額給付金に関する御質問にお答えします。

9月定例会議の補正予算計上と前後いたしまして再度精査したところ、調整給付金給付対象人数は4,625人、給付金額は少し減りまして1億8,258万円、12月2日時点の給付済みの人数は4,331人、給付済みの振込金額は1億7,463万円でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 4,625人で、12月2日時点で4,331人に振込済

みと。あの方々は、今後振り込むということですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 振込は毎週水曜日、会計課の協力を得まして、本来、市役所の振込日は金曜となっていますが、この分につきましては毎週水曜日に振込をしております。最終が、12月18日水曜日に振り込むようにしております。これは、国の給付金スケジュールの関係で、スケジュール表にあります12月20日までの後倒し可能というところで、12月20日まで延ばして、その手前の12月18日水曜日を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この給付金支給に至るには、支給確認書を返さんといかんがですね、それから振込になるんですが、返していない方がおるとい認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） そのとおりでございます。確認書が返ってきていない方が、12月2日時点で294人ございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） その方々への対応はどうなりますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 福祉事務所の給付係にも聞いておりますが、全員からは返ってこないよということは、私も含めて、係でも聞いておったところがございます。対応としましては、香美市ホームページと10月広報香美でお知らせを出しました。また、11月に入ってから、確認書の返信も少しずつ入ってございましたが、その時点で、返ってこない者を抽出するなりして、再度通知をすべきであったと反省しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 再度の通知はもうできなかったの、結局のところは、12月18日か12月20日ぐらいで、もうこれについての事務作業が終わるということではないですかね。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） これについては、②の御質問とも重なりますけれども、給付した者の人数や金額の事務処理が来年に向けて残っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 本来は確定申告等になっていくろうき、この部分につい

ては、確定した差額を送り返すみたいな格好になるんですかね。

②です（後に「③」と訂正あり）。

事業者等は、令和5年分として申告されている所得控除の状況に基づき、定額減税がし切れないと見込まれる場合、調整給付が支給されております。令和6年分の確定申告にて定額減税が確定するわけですが、調整給付されているときはどうなるのか。申告書には、定額減税対象人数掛ける3万円の金額を入れて計算する様式となっております。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

令和5年所得により、令和6年分の所得税を推計値で計算して、調整給付金の給付を行いました。令和6年分の確定申告により令和6年分所得税が確定し、本来給付すべき給付額と調整給付金の給付額とで不足額が発生した場合は、不足分の給付を行うこととなります。そのため、令和6年分の確定申告書には、定額減税の控除額を記載する欄が設けられる予定であると聞いております。なお、この不足額の給付時期等につきましては、具体的な情報は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 失礼しました、③でした。

ちょっと聞き漏らしたところもありますが、調整給付金は無視してもう申告書を作成し、後で市が計算して追加支給等が必要やったら行うという認識でいいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 給与所得者等で3万円の定額減税による調整給付額を給付されていた方がいたとして、所得を確定させる基準日は令和7年1月1日になりますので、3万円をもらった後に、例えば、扶養家族が1人増えたとなりますと、本来は6万円の給付額が必要であったこととなりますので、その差額3万円を申告後に給付として、納税者からしたらもらう、行政側からすれば給付するという事で、その不足額給付という事務が残っております。残っておりますというか、しなければならない事務となっております。この不足額給付を、いつ、どういう方法でするのかにつきましては、今のところ具体的な情報は持ち得ておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

不足額給付という言葉が出ましたので、これも不足額給付になるのかな。白色事業専従者や青色事業専従者で103万円以下の収入の方は、給付金支給の対象となりますが、そこら辺の時期は、先ほど答弁ではちょっと分からんみたいなことを言われていたんですけど、どうなのでしょう。調べてみますと、不足額給付については申請を要するみた

いなことも書かれていたんですけれども、そこの点について、ちょっと確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 議員がおっしゃったとおり、白色事業専従者、青色事業専従者等の方で給付対象となった場合には、不足額給付対象者となります。この方々には、申請していただき、給付を実施することになるような通知が来ておりましたが、現在のところ、事業専従者等に対する給付時期等につきましての具体的な情報は持ち得ておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この制度は、制度設計されて始まってから、いろいろかいろ後から訳の分からんことが出てきて、私も分からん部分が大変多いながら聞いているので、大変、課にも迷惑をかけていると思いますけども、こういう単年度の施策であって、システム改修も踏まえて、多くの職員の労力も借りて大変な事務量を要したわけですけれども、私どもは、やっぱり給付関係は単純明快で、特に効果の上がる施策がいいと常々思っておりますが、そういうことを国も行ってもらいたいと思っておりますが、課長の見解でえいんですけれども、ここら辺のことを踏まえて、まだ終わっていないですけど、この定額減税については、どういう認識とか見解をお持ちなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 私も、この制度は単年度事業で終わるものと思っておりましたが、6月26日に内閣府から来た説明書を読みますと、先ほど説明させていただいた不足額給付の対象者につきまして、これは令和6年分の所得確定後になりますので単年度で終わるはずがなく、これはまた令和7年度に不足額給付の給付者やその給付額について、補正予算対応になるであろうと予想されております。

給与所得者等に対する3万円の給付については、プッシュ型でいきますよと書かれています。青色等の事業専従者に対しては、申請型を基本にと記載されております。現場では、どうせならもうプッシュ型がいいのにねとも話しておりますし、申請型・プッシュ型両方でいきますと、対象者全員がまた申請してくるとも限らず、恩恵を受けられるべき方々の中で、受けない、また受けられない方も出てくると危惧されております。

また、今回の調整給付金においては、300人弱の方から通知書を受け取っておりませんので、来年度におきましては、その辺のことがないように、課内でしっかりと給付対象者につきましては給付できるよう進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

令和7年1月1日より、確定申告書控え等への收受日付印の税務署での押印がなくな

ります。この押印された控えは、今まで事業者の税状況を示す上で、各種届出、金融機関への提出等、必要なものでありました。税務当局のe-Taxへの誘導が見えますが、高齢事業者等には納得のいかない部分がございます。今まで、コロナ禍における給付金の申請には、收受日付印の押された申告書の控えが不可欠なものでありました。市役所各課において、現在、申告書控えの提出や確認の必要性はないのか、市の事務への影響について、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 国税庁におきましては、税務手続を税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を進めているところです。申告方法も電子申請を進めている中で、申告書控えへの收受日付印の押捺を令和7年1月から取りやめることとなっております。

税務収納課では、申告書の控えは住民税の付加資料として利用しておりますが、他課から申告書控え閲覧等の申請はありません。よって、收受日付印を取りやめることで、本市の業務に支障を来すことはないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、日本共産党の笹岡優です。

深刻な少子化が進行しています。次の世代を担う人口が少なくなっていることは、その世代にいかにかの負担を押しつけない、荷を負わせない方向にベクトルを向けていくのか、その努力を惜しまない政治姿勢、行財政が求められていますので、その点を踏まえて質問します。

まず1番目ですが、借金の在り方、会計収支について、お聞きします。

今、皆さんのところに通知しましたとおり、資料①が日本の借金のカーブです。1989年に赤い線を引いていますが、これが消費税導入です。その導入から日本の財政規律が本当に狂ってきまして、当時、100兆円ぐらいしかなかった借金が1,000兆円を超した借金になっています。

そして、その下の資料②の図が、日本の経済の体力GDPに対してどれくらいの借金

なのかというもので、ここに書いていますように、255.2と主要先進国で最も高い。第2位のイタリア143.2から比べても、深刻な借金を抱えています。

それから、資料③を皆さんに通知します。これも1989年の消費税導入に赤線を引いてますが、それからの所得税と法人税の推移、そして、消費税の推移です。日本の主の税が消費税になってしまいました。地方交付税交付金の財源である税収において、消費税の税収が最も高く、景気の指標となる所得税・法人税は低迷しています。ここではっきり認識を持ってもらいたいのは、消費税は、地方交付税交付金の財源としてあまり好ましくないと言っているんです。

資料④へ行きます。これがそうです。消費税は全額交付税のお金じゃなく、財源とならず、ここに書いてますとおり、消費税の現在10%、7.8%のうちの交付税は1.52%しか交付税措置されていません、財源としては。地方消費税は2.2%です。資料で示したとおり、税収の一部は地方交付税交付金の財源になっていますが、市政運営上に負担した消費税額は転嫁できず、消費税が上がれば市政に出ていく分も出てきます。この分は、香美市は納税業者ではないです。ペイできないんですね。そのために、歳出が増えていく、お金が増えることになります。また、消費税率が上がれば消費が落ち込み、地域経済も冷え込んできます。本市の本体の税収が落ち込むことにつながります。国は、物価高騰になれば、消費税の税収が増えるから、財務省としてはホクホクかもしれません。物価が上がれば上がるほど、その10%で税収が増えますので。日本経済は確実に相対的に縮小しております。ですから、今、30年間経済が止まった国と言われていています。働く方々の賃金は20年間上がってない状態になっていきます。このアンバランスで極めていびつな国の財政状況の中で、本市の財政運営の在り方は見直すときが来ているのではないのでしょうか。その点を踏まえて質問をするわけです。①です。

本市の財政力指数は、令和4年度0.31で、地方交付税交付金に依存しています。地方交付税制度の基準財政需要額は、測定単位と補正係数、単位費用で積算されます。そのうち市町村の運営において経常的に必要な財源として、経常経費に充当する項目は、この40年間で28項目から31項目、介護保険などメニューが増えました。まちづくりなど、地域経済や教育、民生などに積極的に働きかける投資的経費は、17項目と変わっていません。この間、異常に増えたのがその他の経費で、公債費です。当初、10項目しかなかったものが、現在、20項目に倍加しています。

地方交付税交付金総額は、2010年度の24兆6,000億円をピークに、全体として減り続けています。国の借金と地方交付税財源が伸びない現状を考慮し、基金の在り方を見直して、活用し、可能な限り起債、借金を抑える考えはあるのでしょうか。この点についての認識と見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

交付税措置のある有利な地方債が使える間は、起債をするように考えております。地方債を活用することによって、大型建設事業の実施が可能となっており、実施年度の市民の財政負担を後年度に平準化して、将来、利益を受けることとなる後の世代の住民と現世代の住民との間で、負担を分かち合うことを可能としております。

地方債は借金でありますけれども、交付税措置率の高い有利な地方債を起債するほうが、基金を活用して事業を行うより、市の実質的な負担が3分の1程度になるなど、最終的な市の負担は異なってきます。そのため、基金については今までどおり、起債が活用できない経費への活用や国の施策への迅速な対応、緊急的な災害対応経費、現金不足時の繰り替え運用などに活用していく方針です。

また、地方交付税総額が算定項目の追加による変動や公債費分の影響などもありますので、減少傾向にあるとは言い切れないと思っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 本当に、これちょっと作りましたけど（資料を示しながら説明）、これに書いていますとおり、経常経費、投資的経費、そして公債費、全体的な中に外づけで借金したお金が来るやったら、その分はオンされるわけです。ところが、全部地方財政計画の中で枠内に収まります。そうですね、御存じとおり。そして、この間、地方財政計画は財源不足で、もう今、地方交付税特別会計が借金してきて、地方分と国分がやってきた。そのやり方が破産して、この間、臨時財政対策債で地方の借金で先食いして、不足分を埋めてるんじゃないですか。ですから、このことはちゃんと理解しておかないと、どんどん国は全体的に借金、地方交付税交付金の会計も借金、そして今、臨時財政対策債の不足分を借金で補い、これが今の実態ですので、ぜひそこは考えていただきたいと思っております。そうしないと、2015年度の香美市人口ビジョン、ここにありますが（資料を示しながら説明）、本当にこの予測方向に人口が行っているんですね。人口予測は2万4,120人でしたが、香美市の広報によると、令和6年11月1日現在で人口2万4,713人ですので、593人プラスでやっています。これは多分、子育て支援とか予防医療とか介護や移住・定住等の頑張りがあったと思うんですね。ところが、やっぱりこの曲線の方から抜け出してはいません。

公債費、借金の返済期限は20年として、20年後には1万8,274人になっています。6,439人減るといふ予測なんですね、人口ビジョンで。25年後には1万6,989人、7,724人減になっています。この前出てましたけど、この決算のあれ（資料を示しながら説明）。1人当たりの借金を計算しますと、大体これ見たら、現在は1人当たり73.8万円の借金やけど、これ20年後には一人一人の借金が100万円になります。資料をつけてくれていますが、借金のピークも21億円ぐらい毎年返していかにいかにいかに借金ですね、10年後も。どうですかね、これ本当にこういう方向でいいでしょうか。

先ほど有利な起債と言いましたが、起債は借金なんですよ。全然財政措置がない借金

とそうじゃないのとでは有利かもしれませんが、借金は借金ですので。一方で手つかずの現金があるのに、家庭で言ったら自己資金があるのに、わざわざ借金をするのでしょうか。可能な限りやりくりして、後年度にツケを回さない、先送りをしない、人口減をも考慮して借金を減らしていく考えはないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、香美市におきましては、有利な地方債を使うことによって、市の実質的な負担が3分の1程度になりますし、将来利益を受けることとなる後の世代と現世代の住民との間で負担を分担しておりますので、ツケの先送りとは考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 地方交付税交付金の総額が増えない中で、借金払いのお金、公債費、償還すべきお金が増えていくと。財政の膠着が生まれると思いますので、ぜひこの認識を持っていただきたいと思います。

②です。

国の税収の最大が消費税になっています。これは地方交付税財源としては好ましくない。この点についての見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、前提としまして、国は国民がどの地方に住んでいても格差が生まれぬような対応を行うべきであり、税収の財源については関係ないものと考えております。消費税を税収とするかどうかにつきましては、国会において適切に判断されるものであり、私としましては特にコメントはございません。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほどもあった定額減税のことも含めてですが、地方交付税交付金の主要な財源は所得税、法人税なんです。これが33%の財源になるわけですね。消費税は先ほど示したとおりです。所得税、法人税の税収の33%が交付税の財源になります。その税収が伸びて景気がよくなってこそ、消費税を払う体力があるんじゃないでしょうか。消費税は、今、一番税収の中で滞納が多い3,630億円、租税最大の滞納になっています。国の税収の逆立ちを是正を求める必要性を感じます。国会において、今、103万円の壁の話が出ていますが、景気回復や低所得者の応援、物価高騰、地域経済の決め手は、消費税の税率の引下げではないでしょうか。本当にたくさんの事務がかかる定額減税より消費税の減税がいいと思います。また、消費税率が上がれば、市政運営の支出における消費税の負担額も増えてきます。地方自治体にとって、消費税は、地方交付税交付金財源としても、地方経済にとっても、発展、成長に大きな負担の方向にベクトルが働くと思うんです。もともと戦後の税収の基本は何かと言えば、直接税が中心。消費税は間接税。2つ目が累進課税、総合課税、そして、3つ目が生計費非課税、生計には税金をかけない、この3つの原則を壊してきたのが消費税じゃないかと思いま

す。

そうしたら、③に行きます。

国の財政状況が極めて不透明な中、本市としての借金払いの推移、公債費の推移はどうなっていくのでしょうか。資料をいただいておりますが、先ほど示したとおり、やっぱり21億円ぐらいですかね。10年後にも21億円、現在も21億円、21億円毎年払っていかなければならないことになるんですね。資料をありがとうございます。

この内容は、今、建設を予定してます、西庁舎、シェアオフィスや新美良布保育所、今後、朝ドラ「あんぱん」対応などでも起債償還が増えてくると思うんですが、そのことは加味してないという認識でいいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 笹岡議員、③の質問でよろしいですか、その答弁ということで。

企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 加味しておりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ということは、これからまだ増えてくる可能性があるということで、カーブがね。やっぱり本来、人口が減っていくから、本当に借金の払いのカーブは下がっていかないとはいえないんじゃないかと思うんですよね。それが同額で横にいつてるといふ認識ですね、分かりました。

今回の議案質疑でも言いましたけど、ALT、外国人の講師の方々の人件費を過疎債でやっていますけど、これは本当に来年度予算に向けて検討してくれんかなと思います。子供たちを教える先生方の人件費を借金、過疎債は20年返済ですので、自分たちが習った先生の人件費を自分たちが負担して、自分たちが大きくなっても、その借金払いもせんといかんというね。教育論じゃないですけど、その財源を過疎債でやるのは、ソフト分野ということですけど、ちょっと違和感がありますので、ぜひ、そこは検討いただきたいなと思います。

借金は借金ですので、人口が減っていくやったら、やっぱり下がる手だてということは、後でも触れますけど、今後の起債の在り方、借金を起こすときの在り方をちゃんとやらないと、後年度が大変になるんじゃないかなと、次の時代の方々にツケを回すことになるんじゃないかと思っていますので。

④に移ります。

経常収支比率が高い本市、経常収支が高いのは何かと言ったら、1年間に自由に使えるお金がないということなんです、100%になってしまおうたら。だから、香美市は常にお金がない、お金がないと言ってる。この大きな原因は何かといえば、結局、この借金払いで決算カードを見たら（資料を示しながら説明）、令和4年20.3%ですか。一般財源を20.3%借金払いに充てなければならない。これが増えていけばいくほど、財政の膠着化になっていくわけですね。

ですから、経常収支が高いということは自由に使うことができない。先ほど図で示したように（資料を示しながら説明）、これがどんどん大きいということですね、こっちが大きい。だからもう、義務的に出ていく。借金払いのお金は結局何かと言えば、交付税の中から義務的に出ていく、毎年払わんといかんお金ですよ。だから、自由に使うお金、投資的、経常的な経費も含めて、減っているというか、少ないということになりますので、ぜひ、ここを考えていただいて。やっぱり、今、市民からも香美市はお金がないろうと。だけど、一方で基金がありますよね、これはどうかと。

この経常収支は、さっきの借金払いの関係等を精査せんといかんわけですので、ぜひ、今後の事業、公共施設の老朽化に伴う建て替えなど、しっかり精査する必要があると思います。見解と進め方についてお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

老朽化等を理由として、大規模修繕や建て替えの必要性が生じている施設がまだ複数残っているため、道路施設、教育施設、市営住宅などの工事費を含めた普通建設事業費は今後も大きくなる見込みです。

本市では、交付税措置率の高い地方債を活用しているため、世代間の公平性の調整が比較的有利に図られていると言えますけれども、今後の財政運営においては、地方債借入額を抑制しつつ、公債費や維持修繕費などの支出を減らしていくことが必要不可欠と言えます。また、旧合併特例債事業債の終了などを考慮すると、適債性のない事業費にも活用している各種基金が、今後さらに重要となるため、長期的で計画的なやりくりが必要と考えております。

今後の公共施設個別施設計画の見直しにおいて、適切な財政計画を踏まえた具体的な計画となるよう、精査する必要があると認識しております。管財課と調整しながら進める予定としております。各種事業についても、将来にわたって、市として必要な福祉事業や公共サービスを提供し続けられるように、その必要性や公益性の観点から、優先度の高い事業をしっかりと見極めて取捨選択し、予算規模も考慮した上で、集中した事業が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 長寿命計画に基づく建て替え計画は、先ほど言われたように、管財課を含めてやっていくという認識でいいですか。

次に、学校・保育所などの施設建設は全て、やっぱり本来、市長部局の責任において進める必要性を感じているんですね。この間、鏡野中学校の武道館とプールの建設や新美良布保育所の建設、そして、市立図書館かみーるの問題、児童クラブの専用施設も含めて、やっぱり香美市の施設ですので、香美市の専門のセクションが責任を持ってやっていく形でやるべきと思いますが、市長か副市長、何か答弁はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 通告にはないですけど、よろしいですか。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君）　　まず、教育委員会関係の建物につきまして、議員がおっしゃられるように、私も、建設課を含めて市役所全体でやるべきであると思っております。この点に関しましては、私が市長になりましてから、武道館、プールに関しましても、県議会議員時代から、ちょっと危ないのではないかという話もしておったこともありまして、そういう認識は持っております。

一方で、振り返ってみますと、やはり教育委員会とのコミュニケーション不足があったなと思っております。今後はそういったところも改善したい思いもありまして、しっかりと私自身も教育委員会の業務につきましても、ある意味、関わらせていただきたいし、現実、美良布保育園に関しましては関わらせていただいています。将来の子供たちのためにという教育委員会の思いと意見は一致しておりますので、先ほどからありますような将来負担も、できるだけ小さくできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君）　　12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君）　　ぜひ、お願いします。この間、本当にその問題等で、後から後からお金が要ってきたという経過がありますので、しっかり見直しを願います。

⑤です。

第2次香美市振興計画・後期基本計画も、平成38年ですから、あと2年で切れます。この見直しが迫っていますが、どのように進めていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君）　　企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君）　　第2次香美市振興計画の見直しについては、地域の実情やニーズを反映させることが重要であると考えております。そのため、地域住民や関係者から成る審議会を中心に計画を策定します。

具体的には、地域住民を対象としたアンケートなどを行い、振興計画に関する多様な意見を集めることから始めます。これにより、地域の特性や課題を把握し、計画に反映させることが可能となります。

次に、収集した意見を基に、専門家や関係機関と連携しながら具体的な施策案を検討します。地域経済の活性化や観光振興、環境保全など、多岐にわたる分野でバランスよく施策に取り組むとともに、デジタルの技術の活用やSDGsへの対応なども視野に入れた、未来志向の振興計画策定を目指したいと考えております。

○議長（小松紀夫君）　　12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君）　　ぜひ、先ほどの長寿命計画で、管財課の関係も含めて、しっかりお願いしたいと思えますし、それから、ちょっとありましたが、私もこの間、ずっと何度も言ってますけど、香美市人口ビジョン17ページにあるんです、地域全体の労働者数は、その地域の基幹産業の労働者数に比例し、基幹産業の労働者数の維持が人口維持の鍵であると。人口維持はすごく大事なんですね。来年10月1日の国勢調査が交

付税に大きく反映しますので、この観点も含めて、ぜひ産業政策もこの中にちゃんと持ってもらいたいと思います。お願いします。

⑥の質問をします。

美良布保育園の建設計画が、当初の振興計画の実施計画から外れた経過について、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 議員の御指摘のあった、第2次香美市振興計画実施計画ですけれども、現在は、予算のめどのある事業を主に掲載しております。美良布保育園の記載については、平成29年の第1次実施計画には、事業費ゼロ円のまま記載されておりましたが、第2次から第4次実施計画には予算がなかったため掲載を取りやめておただけでして、事業化のめどがついた第5次実施計画から、再度、掲載しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今回これを見たら、第1次実施計画には一応継続であったんですね。ところが、第2次、第3次、第4次実施計画からなくなっていると、項目がなくなつたと。そして、第5次実施計画で建設となったわけですね。

もし、これがずっとあったら、用地を先行取得する問題から含めてやっとなつたわけで、そしたら、小学校近くの用地等で今回みたいなトラブルにはならなかったんじゃないかなと思うわけですので、ぜひ、当初の振興計画も含めて、振興計画と実施計画の整合性、中身、定期的な点検もやっていくようにしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。この点は何かありますか、ない。

次に行きます。大きい2番目です。職員の労働条件とまちづくりに関して質問します。①です。

公務員の成り手不足という事態に直面しています。その原因として、国がこういう会を開いています。社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方に関する検討会・給与分科会報告書が、10月に出ています。その内容等を含めて、この中で指摘していますが、地方公務員の初任給が低い。税と社会保障の負担を引いた手取りは、結婚、出産、教育費等賄うことができません。

お手元の皆さんのタブレットに資料を通知しますので見てください。この資料⑤を見ていただくと分かる通り、1970年度は、税と社会保障の関係の負担が24.3%、それから、その他の税負担を入れても24.9%でした。ところが、これを見ていただいたら、高いときが48.1%。現在でも45.1%、その他の税と社会保障、プラス内容を含めてやったら、50%ぐらいが負担で引かれているわけですね、倍になってるわけですね。

公務労働の現場から、少子化対策としても改善に取り組む必要性があるのではないで

しょうか。本市職員の賃金、労働条件の改善は必要との認識はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市の職員の賃金、労働条件の改善につきましては、国や近隣自治体の動向を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先月の広報を見て（資料を示しながら説明）、大学を卒業した方でも18万7,300円、それにボーナスと期末手当を入れて16.5か月を掛けたとしても、300万円ぐらいですね。それから、先ほど言った、この税と社会保障のお金を引いていったら、もう月額10万円ちょっとぐらいしかないやないろうか。大学で県外から来て香美市に就職したと、アパートを借りていると、このアパート代が4万円、5万円したら、やっていけないじゃないろうかね、これは本当に。結婚して、子育てと言ったら、なかなか展望が持てない賃金だと思います。本市のまちづくりというか、香美市の発展の土台をなす職員ですので、やっぱり中核、ベースになりますので、ぜひ、これはよく研究していただいて、お願いしたいと思います。

②に行きます。

この間、国のやり方等によって、公務員の方々が、結構、マスコミ等で叩かれたと言ったら言葉は悪いですが、いろいろ言われて、そのときに採用になった方と、そうじゃない方で、私自身がすごく心配しちゅうのは、30代に対して、40代の方々の賃金の伸び率が違うんじゃないかなということ、年代によってその影響が出ているのではないかと思います。

特に、今度、国は給与制度のアップデート、給料表の切替え、行政1、行政2ですわね、この切替えをやろうと言っています。そのときに、こういう落ち込んだのも含めて、見直しは必要という認識でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和6年8月の人事院勧告におきましては、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなり、特に、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定となったほか、先ほど議員がおっしゃいました、給与制度のアップデートを行います。それは、1つ目としまして、人材の確保への対応、2つ目、組織パフォーマンスの向上、3つ目、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応を課題としまして、それぞれ具体策を講じるというものでございます。このアップデートにつきましては、令和7年度施行となっており、国や近隣自治体の動向を踏まえ、こちらも前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

- 12番（笹岡優君）            ということは、この3月に向けて人事院勧告が出てくると、表1を使った金額をベースにやっていくという認識なんですかね。出てきた内容によって、香美市としていろんな検討をする形にはなるんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君）            総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君）        まだ、詳細なところが分かってございませんので、これから示されるような情報を確認しながら考えていきたいと思っております。
- 議長（小松紀夫君）            12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君）            私もいろいろ調べましたら、低かった方々が、低かったというか年齢的に下の方々はこう上がっていく。ところが、それより上の方がこう上がっていくという、ここにこういう差ができるのが今度のアップデートの中身みたいです。
- そうやってきた場合に、同じ号の人、級の人で上がり幅が違ってくるという、不公平という言葉がえいかどうかは分かりませんが、ちょっとその辺で矛盾が起こる可能性があるなど、今度の内容は。そこの辺をよく調査して、必要なときは改善というか、香美市としてやらないといけないと思うんですね。モチベーションが保てなくなるようなことになってしまったら、決して高くはないんですよ、香美市職員の給与は高くないわけですので、そこでまた不公平感が出てきてしまったら。今回、国の制度上変えていく。これまで国もひどいですよ、抑えてきちゃってよね、人材、成り手がないなっただので上げると言うけど、なかなかこの矛盾は大きいかなと思いますので。
- これは情報として入ってきているんですかね、何か。
- 議長（小松紀夫君）            総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君）        最終段階まではまだ行っていないと思っております、これから取扱方法であるとかが順次出てくるのだろうと考えております。先ほど言われました、切替え表に絡むところで、後の方が追いつくという状況の取扱方法なんかは、これから情報が流れるんじゃないかとは思っております。
- 議長（小松紀夫君）            12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君）            県で何か説明会とかはあるんですかね、何かこういう感じではない。情報としてはどこから来るんですか、もうネット等で調べているという話ですか。
- 議長（小松紀夫君）            総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君）        もちろん情報は県からも入ってまいります。
- 議長（小松紀夫君）            12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君）            指摘する問題は、先ほど言った市の広報を見たときに、もう一つ気になったのは、年次有給休暇の消化率が低いところで、ちょっとこの前調べていただいたら、令和3年が消化率26.9%、令和4年が29.3%、令和5年が36.1%で、上がってはきてはいるんですが、やっぱりどうかな働く方々のモチベーションとして。民間企業はこれを取りなさいと、働き方改革で100%という推進をしているんです。だから、香美市の場合、この辺がどうしてこうなっているかも含めてやっ

ていかないと、職員の定着率という言葉は悪いかもしれませんが、働く方々にとって、本市として魅力があることにならんとしますので、改善が必要ではないかと思えます。

職員の労務条件に関して、市長等が何かありましたら、ぜひ。以前、同僚議員からの質問で、この5年間に市の正規職員の4分の1が辞められている。定年退職もありますけど、そのうちの78%だったと思えますが、早期というか定年前に辞めている方があったわけですので、本当に本市を支えていく職員が働きやすくするためにも、ぜひ、この改善は来年度に向けて、予算編成の中でもしておいていただくようお願いしたと思えますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありましたとおり、香美市の状況としまして、5年以内に4分の1が入れ替わっておるという状況がありました。私が市長に就任しましてから、市役所職員にやりがいを持って、そして、チームワークで業務に当たっていただきたいということで、いろいろな情報発信もしましたし、また、ある意味、意欲ある職員を応援しながら、組織の雰囲気を変えようと努力してまいりました。

また、今回、朝ドラ「あんぱん」という事業がありまして、この件に関しましては、到底、普通であれば、朝ドラ「あんぱん」のような大きな事業はできないというのが本市の状況でありますけれども、職員も一生に1回だという私の意気を感じてというか、本当に一生懸命やってくれていると思えます。そういう意味では、年次有給休暇もなかなか取れない状況ではあります。仕事の面白さをぜひとも感じていただいて、前向きな職員は応援し、そして、給料ではないけれども、仕事にやりがいを持っていただきたいと思っております。

できる限り職場環境をよくして、私自身がパワハラと言われるような状況もありますが、それでもいい職員が来ていただけるように、香美市で働きたいという職員が増えるように、香美市のイメージアップにも努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ③に行きます。

その面白さをやるためにも、本市で働く職員は宝であり、会計年度任用職員も含めて、その力が市民と共鳴すれば、まちづくりの大きなパワーとなると思えます。朝ドラ「あんぱん」を契機に、やなせたかしさんの生きざま、人生哲学の「人生は喜ばせごっこ」「人生100年時代」という、これを市職員が生き生きと面白がって体現するアイデアや企画が必要じゃないかと思えますが、その辺の募集等も含めて、考え方をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

現在、香美市の若手職員を中心といたしました、サブプロジェクトチーム「つぶあん」を立ち上げております。そこでは、職員一丸となって香美市を盛り上げるために、各事

業のチラシのデザイン作成とか、SNSの運用方針を決めたりとか、連続テレビ小説「あんぱん」出演者のお出迎え等について、意見を出し合ってきました。この「つぶあん」プロジェクトチームに関しましては、希望した職員が参加することができますので、もちろん会計年度任用職員も参加可能です。これからも「つぶあん」では、やなせたかし先生を顕彰するための様々な意見を求める予定であります。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ぜひ、市長、副市長も含めて、本当にチャンスというか、みんながこの機会に、わいわいがやがやじゃないですけど、やっぱりおもてなし、おどける、楽しいことを考えてやるのが大事だと思います。私自身も、四国の道を生かせないだろうかと思って、今度歩くようにしてまして、四国の道とか遍路道がありますよね、やっぱり疑似体験とか、いろんな本当に巡礼の白衣というか、あれを着て、レンタルがあるらしいですので、そういうことも考えてます。ぜひ、来年に向けて、皆さんでそういう方向に動きたいと思います。

次に、大きくって3番目の質問します。学校給食を支える手だてについてです。

学校給食に米と牛乳は毎日不可欠と聞きました。私も聞いてびっくりしてね、ところが、この米が高騰で止まっています、本当に、今、給食センターは困っています。もう米も牛乳も上がっている一方で、給食費を簡単には上げるわけにいかんわけですね。今こそ、学校給食を支えるお米を地域から安定的に供給するシステムづくりが急務ではないでしょうか。中山間地域等直接支払制度をやっている組織もあります、同時に、営農組合等もあります。固定の買取り制度をつくって協議して、JAにも入っていただいて連携し、学校給食を支える取組が、今、求められているんじゃないでしょうか。その点について、お考えはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

米を含んだ地場産物の学校給食における活用につきましては、次のような課題がございます。まず、生産・供給側では、納品に際して、一定の規格にそろえることが求められること、安定した生産量が必要となること、量の多寡にかかわらず日時指定の納品が求められるために配送体制を整える必要があることなどでございます。次に、学校給食側といたしましては、一定の規格を満たした食材を、必要なときに必要な量、できる限り安価に、そして、確実に調達することが不可欠であることです。急な欠品が生じますと、最悪の場合、給食の停止に陥ることも考えられます。その事態だけは何としても避けなければなりません。

学校給食センターでは、翌月1か月分の献立を当月に作成し、米、野菜、肉、魚、加工品、調味料、乳製品などをそれぞれの取扱業者に発注しております。青果につきましては、生産者の供給時期に合わせて、その都度、発注先を変えていくことが事務的に非常に非効率であるため、年度を通じて、単一の受注者を設定できる体制があることが望

ましく、安全性、効率性、経済性、衛生面をバランスよく保つことを重視したいと考えております。

これら諸課題を解決するためには、学校給食側の需要に沿って、生産・供給側の出荷割り振り等の調整を行うこと、生産量や作付の調整、生産や品質の指導を行うこと、欠品や不足をカバーできる体制を整えていることなど、継続可能で安定的な納入体制を構築するとともに、生産側と学校給食側をコーディネートする調整役の存在が不可欠でございます。この機能を担っていただける団体、事業者がありましたら、議員御提案のシステムづくりの実現性が飛躍的に高まるものであり、学校給食センターとしましても検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これが、お米です（資料を示しながら説明）。今、もう外国にどんどん米が出ています。ですから、来年もまた高騰するんじゃないかと言われていきます。それから、米どころが、この間、雪が降りませんので、雪解け水で米をつくってましたけど水がないとなっていますので、これは絶対大事です。いろんな市場に振り回されないような仕組みのためにも必要ですので、ぜひ、協議の場を設けて、可能であれば来年の作付に間に合うことができれば。それはどうですかね。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

給食に使用する米の調達につきましては、現状、JAからの購入となっております。市産米の納入を優先とすることに加えまして、生産側と学校給食側をコーディネートする調整役の機能を担っていただくことなどの要望を引き受けてくださるということでございます。協議は可能と考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この間、聞きましたら、大体5町分作れば可能かなと、年間5町分。農協に納めて、農協から定期的に必要な量だけを精米して持っていくことができれば可能だと思います。

②です。

物部川3市をベースに循環型の農村経済圏構想を議論し、安全安心の食料供給機能を持った地域づくりに取り組むときではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

議員御提案の循環型農村経済圏構想につきましては、知識、見識ともに乏しい私では、その目的、効果を十分にそしゃく、消化できていないのが偽らざる実情でございます。不勉強のそしりを免れないところではございますけれども、愚答を承知で申し上げますと

すれば、異常気象や自然災害による農産物の収穫量減少、物価高騰に直面し、いつでも安価に食料を購入することが当たり前ではなくなっている現在、生産者と消費者がともに支え合い、生産と消費が好循環するシステムの構築と確立は、学校給食事業を維持する上でも重要であると考えます。

ただ、議員から物部川流域3市をベースにとお示ししていただいたとおり、学校給食センター所長に企画立案が許された事業施策のレベルをはるかに超える、高度な政策形成に当たるものではないかとも考えられます。本市の目指す将来都市像、地域づくりの方向性を示すものであるならば、しかるべく議論を経た後に、政策として香美市振興計画などに位置づけることが適切でないかと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 振興計画に入れていくことが大事だと思いますね。高知大学農学部や高知工科大学のマネジメント関係とか、畜産農家もあります。それから、同時に、農業事業体もありますし、農協もあります。そういう関係者の方々が、まず協議の場、プラットフォームをつくるのが、今、本当に大事だと思います。ぜひ、これは次の振興計画の中にも、議論として入れていただきたいなと思うんですね。何かもしあったら、企画財政課長。どうですか、いいですか。ぜひ、よろしくお願いします。

香南市は、この前も紹介しましたが、金芽米をやっているところで（資料を示しながら説明）、大阪府泉大津市と提携して、今、香我美町で作った物を、この金芽米の会社に送って、それで泉大津市は、妊婦や子供たちにお米を無料提供するという子供支援をやっているわけです。香南市が契約を結んでやっていますので、本当に地域循環型も含めてですが、やっぱりそういうことを含めてあります。

そこで、③です。

学校給食の食材を安定供給する機構が必要になると思いますが、今後の構想をお聞きます。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

御提案の機構がどのような組織構成、業務範囲を有するものか不明ではございますが、安心安全でおいしい食事を提供するという学校給食本来の目的を達成するための手段として、有用な機能を果たすものであれば、おのずから組織設立の流れになるのではと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これが、腸内環境を含めて子供たちの食べる物（資料を示しながら説明）。同時に、私、調べてびっくりたんですけど、香南市はオーガニックのマップを作っています（資料を示しながら説明）。全部で14か所の作っているところが

あります。マップを作ってやっていますので、やっぱりこういう方向が、今後本当に必要なと。それで、先ほど言った循環型のそういう組織ができたなら、それが逆に支えていくことにつながっていくと思いますので、多分、それが今後の未来構想かなと思います。

そういう本当に地域のマンパワーで支え合っていくことが、香美市の発展にもなるし、香美市の魅力にもなっていくと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいし、子供たちの健康を含めて、腸内環境という、これを考えることが必要だと考えています。

大きくって4番目に移りたいと思います。住生活基本計画に関連して質問します。

副市長には大変失礼な質問になるかもしれませんが、お聞きしたら、県の住生活基本計画策定の責任者やったということで、ちょっと大変失礼な質問になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

①です。

平成18年に本格的な少子高齢社会、人口世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来の国民の豊かな住生活を実現するためとして、住生活基本法が制定されました。

本市として、どのように具体化されてきたのでしょうか、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 平成18年に策定されました住生活基本法ですが、基本理念として、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、そして、良好な居住環境の形成、住宅購入者等の利益の擁護及び増進、そして、居住の安定の確保といったことを定めております。

国及び地方公共団体は、これらの基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされております。この法律に基づきまして、高知県におきましては、住生活基本計画を策定してございまして、その当時の住宅課長として担当させていただきました。

この平成18年でございますが、合併によって本市が誕生した年でもございます。これ以降に本市が行ってきた住生活に関連する施策、例えば、住宅及び市街地の整備、そして、市営住宅等の整備、住宅の耐震改修等の支援、空き家の活用などによって、この住生活基本法の理念が具体的に市民の住生活の安定と向上を図ることに資するものになってきたということがあると考えております。

住生活基本計画は、国・県では策定を義務づけられておりますけれども、一般市においては策定してもよいという位置づけになってございますので、本市においては策定していないということで、通常の施策の中で、こうした住生活の安定、向上に向けた施策を進めてきたものでございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 第3次香美市振興計画をこれからつくっていきますけど、この視点は必要だと思いますかね、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 市民の住生活の安定と向上、これはもう基本であると考えておりますので、当然、振興計画の中においてもいろんな形で位置づけられていくべきものと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ②です。

国の目標として、これは先ほど言った住生活基本法の中にありますが、子供を産み育てやすい住まいの実現が明記されています。幼児教育から大学院まである田舎町として、香美市は思い切った子育て中のママパパ応援に役立つ子育て支援策を打ち出す考えはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員からの、幼児教育から大学院まであるまちの特色を出すべきだという御指摘は、我が意を得たりという思いでございます。笹岡議員御指摘の点を教育委員の皆様にも御理解いただくべく、私としましても努力し、教育委員が言われる義務教育年代だけではなく、ゼロ歳から18歳までを通した、議員の言葉で言う、子育て中のママパパに役立つ子育て支援策について、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 来年から医療費の無料化が18歳までということで、拡充に取り組んでいただきまして、本当にありがたいと思います。本市として持っているポテンシャルを最大限に生かすための視点として、特別に大事なものは、この方向じゃないかと思っております。

やっぱり、朝ドラの放送も含めてですが、アンパンマンの聖地ということですので、子育てしやすいまち、子育てするやったら香美市という、一つのそういう視点も必要かと思っております。確かに、小児科と産科がないということが一つのネックではありますけど、工夫も含めて要ると思っておりますので。

③です。

高知県は人口の偏在化が極端に進み、高知一極集中が南海トラフ巨大地震の対応でも懸念されています。今日の高知新聞に、昭和の地震のことが出ていまして、こういう浸水をしたと出てましたけど（資料を示しながら説明）、これを考えた場合、住宅の利用策として、転売の促進、賃貸とか民泊推進等も含めた空き家の利活用を進める必要があると思うのですが、この点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 現在、本市の既成市街地の空き家につきましては、老朽住宅の除却による新たな住宅の建設や耐震改修、あるいは、空き家バンクへの登録等による活用の促進を進めているところでございます。

また、これまで実施してきました空き店舗の活用を目的としたリフォーム補助に加えて、連続テレビ小説「あんぱん」の放送決定を契機として、空き家の民泊化のためのリフォームについても支援制度を創設したところでございます。

引き続き、住宅と市街地の地震対策の推進と、空き地や空き家の有効活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 空き家をやるときに、ここにありますが、家財道具等の処分の関係があるんですね。処分の関係を見たら、まず、空き家バンクに登録することが大前提、それと同時に、市外から移住してくる方々がベースなわけです。そして、空き家バンクに登録してから10年間、居住者用住宅としてやる。だから、賃貸でやっている方々が、途中の5年後に売りたいときには、かかった補助金を返しなさいとなっているわけ。これは大変、使い勝手が悪いわけです。本当にこれを進めていくためには、空き家の後片づけというか、家財道具等の片づけにもうちょっといざなっていくような方向に、見直しが必要だと思うんですね。ぜひ、そこをちょっと検討いただきたいと思えますし、特に、来年、先ほど言いましたが、10月1日が国勢調査ですので、空き家ということは、今、市外におると。市外の方々に市に住んでもらうことは、国勢調査の対象になりますので、その辺の施策が要ると思えますが、この空き家の家財道具等処分についての見直しはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 実は、現在の住宅改修の制度においても、家財道具の片づけ等を補助対象とすることが可能ではあるのですが、実際には、工事費で全て使い切ってしまうというのが実態のようであります。空き家バンクの登録に際して、家財を処分してくれる事業者の紹介は考えられるかと思えますので、今後、研究してまいりたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ④に移ります。

昨年、県の調整区域開発ルールが緩和されましたが、これを生かした都市計画に基づく地区計画指定の取組はどうなっているのでしょうか。先日の片地地域も含めてですが、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市街化調整区域は、無秩序な宅地化を抑制することを第一義としつつも、既存コミュニティの維持を図っていくことが必要であることから、市街化を促進しない範囲で地域の抱える様々な課題解決を図るための一つの手法として地区計画がございまして。

地区計画の策定は、住民や利害関係者の方からの提案が必要となることから、市といたしましても、地区計画についての周知を行うとともに、先日11月には、神母ノ木地

区におきまして、地区計画についての説明とモデルケースの作成、そのためのワークショップを行いました。今後、その成果につきましては、香美市のホームページなどへ掲載していく予定としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この間、マスタープラン等をやる中で、小学校区とか集落維持の関係等を含めて、地区計画の対象にしていくという方針を出してますよね。ですから、その進め方はどうやっていくのか。今回も説明会を片地地域でやったわけですが、今後どうなっていくのか、それはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 地区計画の進め方としましては、まず、土地の所有者であるとか、住宅の方からの御提案をいただいと、先ほども説明させていただいたところですよ。

現実的には、不動産会社であるとか開発業者などが中心になって、書類を作ったりから始まるのではないかと思います。そういった計画が持ち上がった場合には、県で御相談をお受けしましたら、その内容であるとか、手続などについては相談や協議をしつつ、手続を進めていく流れになります。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ⑤に移ります。

市街化区域の拡大などによる住宅供給施策の進め方はどうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市街化区域の拡大についてでございますが、高知広域の都市計画マスタープランにおきましては、市街化区域の面積は、市街地の拡大や縮小は行わず、市街化区域の面積を維持すると、現在なっております。また、人口において見ましても、高知県内及びその都市計画区域内の人口も減少傾向にあるという見込みがございます。また、香美市の市街化区域内を見ましても、農地などの未利用地もまだ残されておることから考えますと、市街化区域の拡大は難しいのではないかと、現在では考えております。

先ほど御説明もありました、地区計画という制度が緩和されましたので、既存集落の維持の目的からも、この地区計画を活用して、住宅供給施策などが進めていければと考えます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この間、香美市として、昭和45年度に都市計画の網をかぶせたわけですが、それから後、拡大したところはあるんですかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 市街化区域と調整区域を区分けするというのが線引きに

当たるのですが、それが昭和45年にされておりまして。その後、昭和54年に楠目地区と黒土地区の一部が市街化区域に編入されまして、昭和63年には北組西地区の一部が編入されておると。線引き当時では200ヘクタールであったものが、現在では225ヘクタールまでは広がっておる状況です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったように、高知市がこういう状況なわけですので、この南海トラフ地震を含めて。やっぱり香美市は、土地利用を積極的に進めていく必要性が、本市としての発展にとっても重要だと思っておりますね。

これは、市長、副市長、ぜひ、考えていただいて、次に生かしていただきたいと、振興計画も含めてお願いしたいと思っておりますが、何かありましたら。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほど建設課長からも御答弁申し上げましたけれども、まず、今ある仕組みの中で何ができるのかというところで進めてまいりたいと思っております。具体的には、既成市街地内での未利用地の活用、それから、空き家の活用といったことを進めてまいりたい。また、市街化調整区域におきましては、地区計画の策定といったところを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ⑥です。

I B教育や特色ある学校づくり、よってたかって教育など、本市の持つ魅力を全国発信すべきじゃないかと思っております。その発信をするためにも、ここに書いてありますが「こども未来基金」を募集したらどうかと思っております。朝ドラ「あんぱん」等で香美市がこれから本当に注目されますので、ぜひ、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 公立小・中学校でのI B認定校につきましては、今後、多くの自治体が取り組むとお聞きしておりますので、全国的に見て、香美市のI B教育に関する特色は薄れてくるものと考えております。そこで、私は、生涯学習支援都市という探究をキーワードとした、子供から大人までが生涯学び続けられるまちづくりを実現し、全国に発信できればと考えております。

議員から御提案の基金につきましては、現状、ふるさと納税がその役割を担っていると考えております。ふるさと納税に御寄附いただくためには、香美市のまちづくりに共感していただくことが重要であると考えており、義務教育だけではなく生涯学習支援都市として、社会人の学び直しというような視点で共感していただくなど、多くの方々から御寄附いただけるような、魅力あるまちづくりを実現してまいります。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） こういう方向で打ち出していくのは大事と思っております。

そしたら、最後の5番目の質問です。大規模な太陽光発電、風力発電開発への対応に

ついて、お聞きします。

①です。

ここに構えてきました（資料を示しながら説明）。この赤いところが、全部、今回36基の風力発電をするという地域です。こちらはもう神池の近くまで、こっちは繁藤近くまでの山の上で全部やると。このグリーンは国有林です。それで、これは、土砂流出防備保安林があります。これは作業道をつけるということです。先ほどの保安林のところにも作業道をつけるということですが、大変、広範囲な内容です。

今回の四国最大規模の風力発電36基の計画を知ったのはいつでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。
- 環境課長（依光伸枝君） 令和5年3月です。
- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 庁舎内で、どのような情報共有と協議を行ったのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。
- 環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

計画の情報を知り得て以降、これまで、事業の概要や計画期間、計画の区域、作業道の設置、風量ポールの設置等について、情報共有を図ってまいりました。このような事業に関する情報につきましては、事業者が来庁し、新たな情報が得られた際には、都度、速やかに情報共有を図っているところです。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） この業者が香美市で説明会をやっていますが、何か所か分かりますか。
- 議長（小松紀夫君） 通告がないですけど、答えられますか。

環境課長、依光伸枝さん。

- 環境課長（依光伸枝君） 香美市内では5か所で住民説明会を実施しているとお聞きしております。
- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 先ほどの広範囲の中で、私が調べたら、香北町では永野と谷相と猪野々だけと、そして、物部町は大栃だけ、繁藤は繁藤だけで、この流域の関係でも本当に災害等に関係するところには説明していないですね。分かりました。

②です。

FIT（固定価格買取制度）は、再生可能エネルギーの推進法であるわけですね。推進業者が経済産業省に直接申請します。だから、山を持っている方々の許可をもらって、こうやりますじゃなくて、飛び越えてやるわけですね。そして、発電するという発電所の出力許可を取るわけです。大変これ分かりにくい。普通の建設というのは、全部、市を通して、市から県に行って、県から国に行くわけですね。ボトムアップでいく。とこ

ろが、これは飛び越えていくわけです。市民が気づいたときには手後れで、開発が強行され、トラブルになっているところがたくさん全国にあります。

この問題は、市民の生活圏に関わりますし、深い意味では、基本的人権に関わる問題だと思います。大規模の開発の動きがあったときは、庁舎内で、即、情報を共有して、必要な情報提供を関係の地域に対して、同時に団体に対して等、速やかに行うシステムが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 先ほども申し上げましたが、御質問のような計画を知り得た場合には、速やかに関係各課と情報を共有しております。また、今回の事業は、先ほど議員もおっしゃったように、国有保安林でも計画されていることから、高知中部森林管理署からも情報を頂戴しているところです。

関係地域等への情報提供につきましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、大規模電源や周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアで再エネ発電事業を行おうとする事業者には、周辺の地域住民に対し説明会を実施することが義務づけられているため、法にのっとり対応していただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これは、本当に再エネに逆行することにもなります。なぜかと言えば、こんな反対が、住民の生活を脅かした、本来、住民の皆さんの幸せのためにいかんといかんのがですね。ですから、電力会社の利益最優先ではなく、地域住民の利益になるような再生可能エネルギーの進め方が必要と思います。

③に行きます。

森林面積88%の本市として、森林を経済活動だけの面で見るとはならず、治水とか環境とか、森林の果たす多面的な役割を再度認識し、まちづくりの根幹に据えて対応する必要があると思うのですが、見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 大規模な森林の開発を行う場合は、森林法の規定による高知県知事の林地開発許可を受ける必要があり、その開発許可は、土砂流出などの災害や水源の確保、環境の著しい悪化が生じるか否かを基準として判断されます。

さらに、再エネ特措法に基づく発電事業計画の経済産業大臣の認定要件として、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる関係法令の許認可に係る手続が厳格化されたことから、再エネ特措法に基づく事業計画の認定とは異なる観点の許認可も行われるため、森林の土地利用は適切に進められると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君）　　そうです。今もう全国で問題になっていますので、環境省も異例の手だてを打っています。環境省がやって、総務省も経済産業省へ異例のをやっています。この内容をちょっと紹介しますと、総務省は、①トラブル等の未然防止に向け、経済産業省による現地調査を強化すること、②地方公共団体に対し、設備情報、情報提供フォーム等を周知すること、③法令違反等の状況が未改善の場合の経済産業局から経済産業省本省への協議基準を整理し、文書指導等を着実に実施し、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に行うこととなっているわけです。そして、先ほど言った再生可能エネルギーの事業の不適切案件に対する情報提供フォーラム（資料を示しながら説明）、これは聞いていますか、聞いてません。これがあるんです。これは市町村が情報提供せんといかんということになっています、もしあった場合は。ぜひ、調べちゃってくださいね、こういうのを。だから、そういう形でやっていかないといけないとなっていますので、ぜひ、守っていただきたいと思います。

それから、この間も紹介しましたが、物部川はこういう形で（資料を示しながら説明）、河口9キロメートルのところが決壊寸前だったと、今から6年前に。ですから、これ以上、この物部川をつつくことは本当に危険だと思います。こういう漏水をしてましたのでね（資料を示しながら説明）。堤防の下を抜けていたということですので、本当にこれを考えたときに、どうでしょうか。副市長、何かないですかね。ぜひ、経済面だけやなしに、本当に香美市の持っているポテンシャルを生かしていくまちづくりのためには、やはり風力発電は合わんやないかなと思います。

○議長（小松紀夫君）　　副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君）　　物部川流域の開発・保全に関しましては、流域一貫して考えることが必要であると認識してございます。先ほどの風力発電にしても、流域にどのような影響を与えるのか、例えば、土砂災害の危険性があるのか、ないのかといったところは、今、計画の初期段階でありますので、今の時点から継続的に関心を持って事業者と協議していく必要があると考えてございます。

また、下流の堤防の安全性についても御指摘がございましたけれども、この点につきましても、直轄の高知河川国道事務所等とやり取りをしながら、流域一貫での考え方で保全・整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君）　　12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君）　　環境省が言っていますが、地域脱炭素化促進事業制度というのがありまして、やっぱりその地域の方々の電力を賄っていき、小規模でやっていく、そういう方向に構想を練っていく、香美市としてやるのが大事だと思います。そして、紹介もしたかったのですが、本当に電力とか水、ここにちょっと水を持ってきましたが、この地域は命の水を皆さんが守ってきているんです。だから、山にはほこらがあつて。ですから、物部川の水じゃないです。山から来る水で生活していますので、ぜひ、その方々の生活圏を脅かすようなことは止めていただきたいです。

以上で終わります。

○議長（小松紀夫君） 笹岡優君の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

次の会議は12月11日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時56分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第3号）

令和6年12月11日 水曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第3号)

招集年月日 令和6年11月29日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日水曜日(審議期間第13日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 5番 | 西山潤  | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 6番 | 森田雄介 | 15番 | 利根健二  |
| 7番 | 村田珠美 | 16番 | 山本芳男  |
| 8番 | 小松孝  | 17番 | 山崎眞幹  |
| 9番 | 舟谷千幸 | 18番 | 小松紀夫  |

欠席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 4番 | 西村剛治 | 10番 | 比与森光俊 |
|----|------|-----|-------|

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 市長     | 依光晃一郎 | 福祉事務所長 | 野邑裕永 |
| 副市長    | 村上真祥  | 農林課長   | 川島進  |
| 総務課長   | 竹崎澄人  | 商工観光課長 | 門脇正人 |
| 企画財政課長 | 黍原美貴子 | 《物部支所》 |      |
| 定住推進課長 | 小松伯聖  | 支所長    | 片岡亮  |
| 高齢介護課長 | 中山繁美  |        |      |

【教育委員会部局】

|          |      |        |       |
|----------|------|--------|-------|
| 教育長職務代理者 | 宮地憲一 | 教育振興課長 | 一圓まどか |
| 教育次長     | 中山泰仁 |        |       |

【消防部局】

|     |      |
|-----|------|
| 消防長 | 野口正一 |
|-----|------|

【その他の部局】

|           |      |        |      |
|-----------|------|--------|------|
| 農業委員会事務局長 | 和田雅充 | 上下水道局長 | 西村安史 |
|-----------|------|--------|------|

職務のため会議に出席した者の職氏名

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 議会事務局長  | 一圓幹生 | 議会事務局書記 | 今井沙織 |
| 議会事務局書記 | 横田恵子 |         |      |

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和6年香美市議会定例会12月定例会議事日程

(審議期間第13日目 日程第3号)

令和6年12月11日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 1番 有光 収三
- ② 2番 公文 直樹
- ③ 3番 中平 麻衣
- ④ 13番 濱田 百合子
- ⑤ 7番 村田 珠美
- ⑥ 17番 山崎 眞幹
- ⑦ 4番 西村 剛治
- ⑧ 6番 森田 雄介

会議録署名議員

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君、4番、西村剛治君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 皆様おはようございます。1番、自由民主クラブの有光収三です。通告に従いまして質問いたします。

暑い夏もようやく終わり、秋を飛び越え、急に冬に突入しました。暑さの影響からか、今年は温州みかん、ユズ、柿などのなりものは極端に収量が少なく、葉物野菜を栽培する農家の方に聞きますと、害虫被害に非常に悩まされ、2度種のまき直しをしたとのことでした。農家の皆様は、来年の作付をどうするか、日々頭を悩ませていることだと思います。自然との付き合い方の難しさを痛感した1年でございました。

さて、1つ目の質問は、地域活動の推進についてです。

これは、本年3月定例会議において一般質問させていただきましたが、若干変化があったようですので改めてお伺いいたします。

①です。

12月定例会議に提案されております、香美市給水条例等の一部改正について、改正に至った経過と想定される影響や効果についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えさせていただきます。

給水条例の改正に至った経過は、水道料金はこれまで閉栓の際に、1か月未満であっても2か月分の料金を請求してまいりました。これについて、使用者から、2か月分は取り過ぎではないかなどの御意見をいただいております。このたび改めて他市の状況を調査し、他の市においても1か月未満の場合に2か月分を請求する事例は見受けられないことが分かりましたので、本市においても審議会等で検討した結果、見直すことといたしました。改正後は、一定の料金収入が減少することは避けられませんが、数日使用した場合に、使用者の理解は得られやすくなると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 3月定例会議の質問におきまして、神社や地区集会所の水道料金を抑える方法として、使用日を見越した開閉栓が効果的と御答弁いただきましたが、

今回の改正で、より水道料金を抑えることが可能になったと思われます。

今、タブレットに通知しました資料を御覧ください。これは、ある神社の年間水道料金を表したものです。条件としまして、口径13ミリ、使用水量が2か月で20立米未満、1か月で10立米未満とした場合の料金です。常時開栓している場合は、左端の列のとおり、基本料金2,090円、量水器使用料220円、合わせて2,310円が2か月分の水道料金として課せられ、計6回年間1万3,860円となります。一方、開閉栓を調整することで水道料金を抑制することはできますが、これまでは1週間だけ開栓しても2か月分課されるため、中央の列に示した年間6,930円となっていました。今回の改正で、それが1か月分で課せられることになると、右端の列のとおり、半額の3,465円になります。常時開栓時と比べると、1万395円の差が生じることとなります。なお、これはあくまでも理論値でありまして、実際はお祭りの日も年によってずれてきますので、これほどうまくいくことはないと思われませんが、おおむね今までよりも抑制する可能性が高まったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） このある神社の資料を見ていて、行事を見ると半年間はまず使わないので、何回も閉めるというよりは、夏祭りの前に開けておいて終わったら閉めて、10月中旬ぐらいに開けておいてからあとは年内開けて年明けに切るといったような感じで、それでいっても随分抑制されますので、非常にありがたい改正だと思います。ありがとうございました。

それでは、②の質問に移ります。

各地区にある神社や地区集会所は、地域コミュニティの醸成に大きく貢献しております。地区ごとにお祭りの仕方は様々でしょうが、自然への感謝、そして、これまで地区を支えてきた先人を敬うことは大事なことだと思います。自分勝手な考えや行動ばかりする人が多くなった今日だからこそ、いま一度見直されてしかるべき時期に来ていると感じております。また、地区集会所も同様、敬老会や健康体操など、地域住民の交流に極めて重要な役割を担っております。

各地区が管理する神社や地区集会所は、その性質上、公共物に準ずるものと考えられますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員が御指摘のとおり、神社や地区集会所が地域コミュニティの存在に重要な役割を果たしていることは、私も認識しております。しかし、神社や集会所を香美市の公共財産として所有することは考えておらず、これまで同様に、神社総代会やそれぞれの地区で管理していただきたいと考えております。

一方で、神社を考えたときに、建物自体に歴史的価値があり、国や県などとともに予

算をかけて修復するべしということになれば、私としましては積極的に取り組みたいと考えております。香美市の中には大小様々な神社がありますが、歴史的価値を市として判断することは難しいことから、専門的なアドバイスもいただかなければならないと思います。

地区の集会所につきましては、所有している自治会の世帯数が減り、電気代などの基本料金が負担となって、自治会から退会する世帯があることも聞いております。自治会の実態調査を踏まえ、今後の支援の在り方につきまして検討してまいります。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 神社は、特に維持管理が厳しくなっていて、地区への加入率とか、自治会への加入率がちょっと低い地区については、非常に厳しい状況だというような声も聞いておりますので、私もまたいろいろ地元の方なんかのお話を聞きながら、いい方向に進めていければと思っております。ありがとうございます。

それでは、③の質問に移ります。

香美市地域活性化総合補助金は、生活道や農道の補修、公民館の整備など、市民生活に即した非常に使い勝手のいい補助金であります。その一方、各自治会の申請が年1回だけというルールや、地元直営作業の場合には重機等の借上げ料が補助対象外になる、また、人気があり過ぎるがゆえに年度早々予算残額なしの年もあり、地元要望を十分に満たせない歯がゆい状態が見受けられます。

今年11月7日に開催されました農業委員と市長との懇話会においても、ある委員さんから同様の質問がされており、定期的に関係課での協議や補助要綱の見直しを行っておりますので、今回も御要望としてお伺いしておきますとの回答がされておりました。次年度に向けた本補助金の見直しなどに係る動きをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 地域活性化総合補助金の予算拡充に関しましては、現在、増額する予定はありません。その理由は、ほかの補助金の見直しなどを全庁的にお願いしておりますので、これからの予算ヒアリングの中で調整していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 当初ではなかなか厳しいというのはもう重々分かっておりますが、財源としてはもう一般財源しか充当できないという考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらの財源は一般財源ではなくて、ちょっと勉強不足ですけれども、後からまた回答いたします。一般財源じゃなくて、財源が別にあったと思いますので、すみません。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時10分 休憩）

(午前 9時11分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） まちづくり応援基金です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 通告してなくて申し訳ないです。結局、年度末なんかに、いろいろな生活道の整備とか農道の整備なんかもやるようなパターンが、地元としては非常に、どうしても作付している場合、なかなか上半期は作業できないような状況がありますので、下半期に非常にそういうものを活用したいという声がありまして。一般財源であれば、ずっと執行状況を見ながら積み上げて、補正なんかも組めるのかなと思っていたんですが、まちづくり応援基金であればなかなか難しいことが分かりましたので、ありがとうございました。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。本市の農業振興についてお伺いいたします。

まず、①は、地域計画の進捗状況についてです。

10年後の農村維持を目指す地域計画の策定期限がいよいよ迫ってまいりました。来年1月には、土佐山田・香北・物部の各地区において説明会が行われると聞いておりますが、現在までの経過や進み具合についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 本年度末の地域計画策定に向け、11月から地域計画案の説明会を開催しておりまして、来年1月末には昨年度協議の場を設置しました市内12地区全ての説明会を完了する予定です。現在、4地区で説明会を終了しています。

説明会を完了した後は、農業委員会、JAなどの関係機関に地域計画案に対して意見聴取を行い、地域計画案の公告、公告の日から2週間の縦覧を経て、来年3月末には地域計画を策定する予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ちょっと今年度当初、人員体制とかも不安がありましたが、おおむね順調に進んでいるということで安心しました。

それでは、②に移ります。目標地図等の閲覧についてです。

地域計画策定後、目標地図も併せて整備されますが、その集積された情報については、いつ、どのような形で閲覧や公開がされるのか、いまだ不明であります。これは私見ではありますが、農地管理については農林課、農業経営については農業委員会が担うようなイメージがあります。その点で言えば、目標地図の所管は農業委員会になるんじゃないかと思われませんが、いかがでしょうか。目標地図等の運用についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

目標地図は地域計画の中に附随するものでありますので、一緒に香美市のホームページ上で閲覧できるようになりますが、今の計画では来年3月31日策定予定ですので、4月1日以降にホームページ上では閲覧できるようになるものと思っております。

農地法第3条、第4条、第5条、中間管理機構を通じた農地の管理等について毎年移動項目がありますので、目標地図のアップデートは当然必要に行っていくと思っております。各年度の対応になりますが、農林課に申請される計画の変更と併せ、適宜アップデートをしていく予定です。

本来の目的である集約化・集積化に加え、農林課の農業者に対する補助メニューの中で、地域計画区域か否かによって交付対象の判断がされるものが想定されており、そういった活用が併せて今後行われていくものと理解しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ちょっと確認ですが、ホームページで閲覧ということは、もう大体国でも構わないと決まっている状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） 国への地域計画完了報告自体はあるのですが、成果物を納入するとかいうものではなくて、あくまでも公開することが前提になっております。一般的に見る方法としては、資料の内容からいって膨大なものになりますので、ホームページが一番適当と考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） よく分かりました。そうしたら皆さんが大体いつでも見れるような状況になるということで、情報としては有益なものになって、全然個人情報なんかが載らない形でアップされるのは非常にいいことだと思います。またいろいろ私も聞かれたら、そんなふうに答えるようにいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

前述の目標地図が出来上がりますと、耕作放棄地や今後検討地、耕作困難地が色分けされ、一目瞭然の状態となります。中山間地域の農地保全を考える上で、耕作放棄地等の解消は避けては通れない課題であります。本市の耕作放棄地等の解消に対する見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

昨日も、耕作放棄地の苦情があった農地を現地確認に行っておりました。今後の農業におきまして、耕作放棄地の問題は深刻な懸案事項だと認識しております。

本年11月末に東京で行われました、令和6年度全国農業委員会会長代表者集会へ会

長代理として私も出席いたしました。耕作放棄地解消に向けての取組について、全国の市町村でも対策に手詰まり感があり、2020年には農業者人口が半減するという厳しい予想も出ており、今の耕作放棄地も含め、2030年代には、農業従事者が今の耕作面積の4倍を耕作しないと、耕作放棄地は解消できないとの予想も出ております。

香美市におきましても、耕作放棄地解消に向けての対策の見通しは非常に厳しく、その中でも日々一生懸命に耕作されている農家の皆様には頭の下がる思いです。市内での地域計画の説明会におきましても、廃業となった農家の農地に借手がなく、草刈りに追われ、高齢化と草刈り代の費用負担が大きいことから、放置されている農地が目立ってきているという農家の方の声も多くありました。

農業の先行きに不安を持たれている農家の方が多いことに関しまして、農業委員会の職員として申し訳ない気持ちがあります。何か一つでも前進できることはないのかというお言葉もいただきました。市長も、香美市において一次産業は重要な基幹産業であるとの認識の下に、農林課において支援策を行っておりますが、いま一度、農林課と一緒に知恵を絞りたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 放棄地自体の雑草問題なんかでふだんから対応していただいていますので、ありがたいことです。

ちょうどこの間、農業委員会でいただいた農業委員会手帳の中に、農林水産省のホームページから抜粋した農業基本データがありまして、それを紹介させていただきますと、農業の労働力、基幹的農業従事者111万4,000人のうち、65歳以上が79万9,000人、平均年齢68.7歳とあります。非常に厳しい状況ではありますが、何とかこの基幹的農業従事者を減らさないというところで頑張っていきたいと思っておりますので、私もまたお知恵を借りながらやっていきたいと思っております。

ここからは意見に入りますので、答弁は不要です。

ちょっとタブレットの調子が悪くて写真データを通知できないので、皆さん、すみませんが、資料2枚目の草がたくさん生えている写真を御覧ください。優良農地を守るためにも、耕作放棄地を放置しない手だては必要と考えます。今、見ていただいています写真は、ちょっと近所にありますもともと水田であったところです。令和3年に耕作者が急に倒れたことによって、この3年間作付されていないようなところですが、そこを見ていただいたら分かりますように、もともと土壌改良材としてかなりススキを入れていたんですが、もうセイタカアワダシトウが勝っていると。大きくどんどん繁茂していったら、このセイタカアワダチソウが繁茂してきたら、もうススキも負けていって、全て真っ黄色になっていくというような状況です。3年でこういう状況ですので、5年何も手を入れなければ、もう全面がセイタカアワダチソウになっていくような現状であります。

耕作放棄地の問題としては、1つ目に、雑草などの種の飛散による周辺農地への影響、2つ目、野生鳥獣、イノシシ、鹿、ノウサギなどのすみかとなって、周辺農地や作物を荒らします。3つ目、水の管理が適切に行われなかったことによって、農道や石垣の崩落を引き起こすことが挙げられます。

農林水産省のホームページには、全国の荒廃農地対策事業一覧が掲載されております。その中でも、個人的に一定の効果が期待できるのが、次のページの資料写真にあります、フレールモアによる除草です。トラクターの後ろにつけていると思いますが、その写真を御覧ください。フレールモアとは、主にトラクターの後部に取りつけて使用するタイプの草刈り機です。先ほど言いました、農林水産省のページを抜粋しますと、香川県三木町では、フレールモアを使用した場合の除草作業に対して、1,000平米、1反当たり2万円の補助金を支出しているそうです。通常のトラクター耕うん積みによる防草作業だと、年3回は工期が必要ですが、フレールモアだと2回、圃場の場所や条件次第では1回で足りるかもしれません。農業従事者の生産意欲を損なわないためにも、ぜひ、耕作放棄地解消対策にも目を向けていただきたいと思います。

また、先ほど耕作放棄地の問題点の2つ目に挙げました鳥獣対策におきまして、現在、民間レベルで新たな取組が検討されております。市長にもお話をさせていただきましたので御承知だと思いますが、すごい小さな一歩ではありますが、持続可能な鳥獣被害対策を目指した動きに対しても、どうか御理解、御協力、そして御支援のほど、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 有光収三君の質問が終わりました。

次に、2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、自由民主クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により通告書に従い4点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項1点目は、物部町の市有施設の現状と今後について伺います。

（1）です。閉所中のべふ峡休憩所について。

以前には、べふ峡温泉のリニューアルに合わせて活用方法を考えていきたいとのお話もありましたが、昨日の一般質問の答弁にあったとおり、現時点でべふ峡温泉再開の見通しが立っていないことから、べふ峡休憩所の今後について伺います。

今年の紅葉は例年より遅く色づいた別府峡でしたが、私も11月24日日曜日に現地へ行きました。穏やかな晴天の下、たくさんのお客様が紅葉を楽しみながら散策されており、お昼過ぎには付近の駐車場は満車となり、一時渋滞するなど、大変なにぎわいでした。

そこで、①です。

このたびの紅葉シーズン期間、べふ峡休憩所前に設置された臨時観光案内所の設置期

間や来客者数について、また、休憩所の現状に対するお客様の御意見はどのようなものであったか伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

令和6年度は、10月26日土曜日から祝日の11月23日土曜日までの土日祝日10日間、臨時観光案内所を開設しました。うち10月27日日曜日は選挙事務に従事したため、臨時観光案内所は無人の状態でした。期間中の来客者数は2,000人から2,500人となっております。休憩所の現状について、過去に営業していたもみじ茶屋を利用したことのあるお客様からは、残念という声を聞きました。それ以外のお客様からは、特に御意見をいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 土日祝日10日間に2,000人から2,500人ということですが、昨年の臨時観光案内所の設置日数は7日間、11月6日の悪天候により紅葉シーズンが大変短かったわけですが、それでも推定で3,000人以上の来客があったと報告されています。今年も、べふ峡温泉が休館中であり、農林漁業体験実習館前でべふ峡保勝会が営業していたお店は週末のみ、香美市観光協会の出店は2週間のうちに金曜、土曜、日曜の6日間であったことから、飲食できる場所が限られておりました。こうした状況でも、2,000人から2,500人ぐらいのお客様に訪れていただいている現状に対し、しっかりとおもてなしができる体制が必要と考えます。

そこで、②です。

休憩所開設の必要性や今後の指定管理者の公募予定について伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） べふ峡休憩所及び周辺駐車場は、近接する石立山の登山客や紅葉シーズンの観光客など、一定の需要があるものの、年間を通して休憩所を常時開設するほどの集客は望めない状況でございます。そのため、紅葉シーズンの10月から11月にかけて、期間限定で開設することが望ましいと考えております。

公募につきましては、べふ峡温泉の指定管理者に休憩所の運営も合わせて一括管理してもらえればと考えております。したがって、現在、べふ峡休憩所単独で指定管理者を公募する予定はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 期間限定の運営が望ましく、単独での公募は予定していないということですが、紅葉シーズンに限らず、年間を通して、べふ峡温泉や農林漁業体験実習館も併せて、観光客の皆様へ別府地域を訪れていただけるような観光振興策を早期に実現していただくようお願いします。

次に、（２）大柵バス停（旧ＪＲバス大柵駅舎）について。

①です。

近隣住民より、バス停の建物を地域の交流拠点として活用したいとの声がありますが、現在の対応について伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 旧ＪＲバス大柵駅舎につきましては、地元団体のおおどち食堂（地域と学校をつなぐ会）より、学校、地域のみんなが支え合って、生き生きと元気に過ごせる場所としての利用を目的に、行政財産の目的外利用の申請がございました。

当該建物は、トイレを洋式化する等の改修工事を既に行いましたが、事務室やその他の部屋につきましては、床面や壁面等の劣化が見られるものの、施設の利用計画はないことから改修は行っておりません。また、今後行う予定はございません。

申請団体には事前に現状を説明した上で利用を許可しております。申請団体から施設整備に関する要望がありました際は、地域活性化総合補助金を活用していただき、補助事業の範囲内で支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 施設の改修等の要望に対しては地域活性化総合補助金の活用が可能ということです。

②です。

今年の夏は猛暑日が続く大変な酷暑で、乗り継ぎなどバスを待たれている間、乗客の方の体調も心配されました。そこで、クーリングシェルター機能を持ちながら観光情報発信も行うなどして、住民や観光客の交流拠点として活用できるよう、空調や配電設備などの整備は市で検討できないか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 旧ＪＲバス大柵駅舎をクーリングシェルターとして活用する予定は、今のところございません。本年度は、物部支所、図書館物部分館、奥物部ふれあいプラザをクーリングシェルターとして開設しております。また、交流の拠点となる施設として、奥物部ふるさと物産館を、令和７年４月営業開始に向けて改修工事及び指定管理者指定を進めております。これらの施設を御利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 分かりました。補助金が活用できるということですがけれども、せっかく地域住民が公共の目的にというか、地域のためというところで頑張ってくださいっておりますので、できる限りサポートしていただければと存じます。よろしくお願

いたします。

それでは、質問事項２点目の集落活動センター奥物部推進協議会について伺います。

①です。

同協議会の現住所は暫定的に物部支所内となっていたと思うのですが、本定例会議に上程されている、議案第９２号により奥物部ふるさと物産館の指定管理者が可決された場合、拠点事務所はどこに設置される予定か、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現在、集落活動センター奥物部推進協議会の拠点事務所につきましては、御指摘とおり開設当時には拠点となる施設が決まっていなかったことから、暫定的に物部支所に拠点を置いている形になっております。なお、活動の拠点施設が決まり次第、そちらに事務所機能に移転する予定であります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 次に、②です。

指定管理施設内に同協議会の事務所が置かれるとなれば、地域振興や観光振興などの点において、それぞれが果たすべき役割が同じ部分もあると予想されますが、指定管理とは別に集落活動センターとしての補助金が活用できる、今後３年間の事業計画や予算案について伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御指摘のありました集落活動センター推進事業費補助金に関してですが、集落活動センターが実施する様々な事業が補助対象となっております。今回、集落活動センター奥物部推進協議会が対象となる事業、当初でやる３年間と御指摘があった事業は、整備事業として区分される活動の初期投資等に係るハード、またはソフト事業であります。御質問いただきました整備事業の補助期間は、集落活動センター開始日の属する年度を含む年度から起算いたしまして計算することになっておりまして、以前は最長３年間でありましたが、令和６年度より最長５年間に延長されております。補助対象期間における事業計画につきましては、地域の課題解決に向けて取り組む活動の初期費用等に係る事業を実施する予定で、先ほどお答え申し上げました。今回の議案にもよりますけれども、来年度以降、さらなる詳細な事業計画等を策定して対応していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 今年度より整備計画の部分については３年間から５年に延長されておることで、すみません、自分も勉強不足でしたが、２年延長の時間的余裕ができたことで、充実した事業内容を練っていただきたらと存じます。

事業計画などはこれからということですが、さきに申し上げた、大栃バス停を

活用した交流事業等も連携し、後押しできるような事業計画も検討いただければと存じます。

次に、③です。

指定管理施設と集落活動センターとして行われる地域活動などへの人員配置について伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 奥物部ふるさと物産館の指定管理者として指定された場合の仮定の話とさせていただきます。施設運営及び地域活動それぞれに支障が出ないよう、適当な人材配置を行う予定になっております。なお、物部町で活動する当市の地域づくり支援員においては、施設運営のうち営利事業に従事することがないよう、あらかじめ業務ごとに従事の可否を明確に区別する予定になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 具体的な人数に関しては、今後、指定管理施設を運営してみても調整していくことになろうかと思っておりますけれども、その指定管理者として奥物部ふるさと物産館の運営を任された場合、予定では、来年4月から毎月数人分の人件費をはじめ多額の経費が必要となることから、レストラン業務を軌道に乗せることが最優先の課題であると考えます。そうなれば、集落活動センターとしての業務が後回しにならざるを得ないと思っております。

④です。

せっかくの集落活動センター推進事業費補助金を無駄にせず有効活用できるように、しっかりとした事業計画が実践できる人材確保のため、地域おこし協力隊制度等を活用してはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答え申し上げます。

お見込みのとおり、指定管理を受けるようになったとしたらですが、人員不足になる可能性が懸念されております。御指摘のありました、地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を活用した、新たな地域づくり支援員の追加を検討しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 集落活動センター事業と、議案第92号が可決された場合には指定管理施設の運営と、この大きな事業2つを並行して行っていかなければならない、大変な事業運営になっていくとは思いますが、地域住民の期待も大変大きいところでありますので、ぜひ、両方とも成功していただけるよう、しっかりとしたサポートを市にはお願い申し上げます。

それでは、質問事項3点目の大栃小・中学校の統合案について。

地域住民より、小・中学校はいつ統合するのかと聞かれるので質問いたします。

①です。

先般行われた大栃小・中学校のオープンスクールや、特認校及び山村留学への問合せ状況を踏まえ、今後数年の児童・生徒数の推計をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答えいたします前に、公文議員にお話しさせていただきます。

本年9月6日に、大栃小・中学校の学校運営協議会、コミュニティ・スクールを開催していただきました。そのときの意見交換の中で、私から大栃保育園の園児と大栃小・中学校の今後の推計表をお配りしまして、こういった厳しい状況から学校を存続するためにはどうしたらいいか、保護者や地域の皆様にもお考えの上、御検討いただきたいというお話をさせていただきました。決して学校統合を目的としたお話ではありませんでした。しかしながら、意見交換ですから、委員の中から、行政として何か意図を持って来たのではないかとか、あるいは、統合ありきじゃないかという御意見もいただきました。その場で、私は、決してそうではないんだと、学校を存続するためにはどうしたらいいのかということをお話し申し上げたわけでございます。そうした議論の中で、一つの考え方として、大栃小学校と中学校を一本化する、いわゆる義務教育学校についてもお話しさせていただきました。そういったことも踏まえまして御答弁させていただきたいと思います。

この大栃保育園、小・中学校の児童・生徒数の推計でございます。

お手元のタブレットにある資料を御覧ください。山村留學生の受入れがないものと、それから、山村留學生の受入れをしたもの、これは赤で示してございますが、この2種類がございます。

県教育委員会の令和7年度学級編制基準は、小・中学校では1学級の児童数は35人、複式学級は16人、1年生を含んだ場合は8人でございますが、それから、中学校の1学級の生徒数は40人、複式学級の生徒数は8人となっております。

そこで、その表を御覧いただきますと、大栃小学校は、本年度は複式で3学級でございます。来年度を御覧いただくと、1年生と2年生がいないため児童数11人の複式2学級となります。それ以降を御覧になっていただきますと、児童数がだんだん減少してまいりまして、令和9年度は9人、そして、令和10年度、11年度は6人と非常に少なく厳しい状況になってまいります。

一方、大栃中学校につきましては、山村留学を全く実施しない場合は、もう来年度から直ちに複式学級となりまして、ずっと続いていきます。山村留学を実施しますと、赤字で示してございますけれども、留學生の定員が6人ですから、この留學生を調整しながら受け入れた場合、令和11年度までは通常の学級が3学級となります。ただ、それ以降の複式学級は避けられない状況でございます。また、年度途中で転校する生徒が出

た場合は、この複式学級はさらに加速されるといったことも考えておく必要がございます。

なお、県教育委員会の令和7年度教員配置基準でございますが、小学校は、通常の学級数が3学級では校長を含んで4人、2学級になりますと校長を含んで3人になります。中学校は、通常の学級は3学級で校長を含んで9人、2学級では6人となりまして3人減少いたします。

以上でございます。

- 議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。
- 2番（公文直樹君） 詳しい資料を頂きましてありがとうございました。

次に、②です。

小・中学校の施設を統合すれば、水道光熱費や印刷製本費などの経費が削減できることは容易に分かりますが、9年間の義務教育課程を一体化する小中一貫教育とした場合の、メリットとデメリットについて伺います。

- 議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。
- 教育長職務代理人（宮地憲一君） 現在、学校統合についての計画がございませんので、あくまでも一般論としてお答え申し上げます。

まず、メリットとしましては、児童・生徒にとりまして次のようなことが挙げられます。1つ目は、小学校から中学校への接続をスムーズに行うことができまして、中1ギャップ、不登校の減少につながる、2つ目は、小学校時に学び切れなかった内容を中学校の課程で補うことが容易になる、3つ目は、異年齢とのコミュニケーションの機会が増える、4つ目は、小学校のときから子供を見守り続けている先生が中学校にもいるので安心であるなどが考えられます。また、教職員にとりまして、学校の教育目標の下、10年間で子供を育てるという意識の統一が図れる、小学校と中学校の教職員間でお互いのよさを取り入れるという意識の向上が図れる、指導内容の系統性に関する教職員間の理解が図れるなどのメリットがございます。

一方、デメリットといたしましては、子供たちにとって小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切替えや中学校に進学するという充実感がなくなる可能性がございます。小学校と中学校の組織文化、習慣の違いが大きくて、その調整に時間がかかります。教職員にとっても、お互いの校種や子供の発達段階を理解し、教職員間で協力して指導に当たるという意識の向上が必要になるなどがございます。

- 議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。
- 2番（公文直樹君） 一般的なメリット・デメリットということで、実際に大栃小・中学校に当てはめれば、また状況も変わってくるのかもしれませんが。

③です。

先ほど推計の表をいただきましたが、この表のとおり山村留学を考慮した場合、条件が良好な場合を取っていただいで、いつ頃までに統合することが望ましいと考えていら

っしゃるのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 先ほども申し上げましたが、計画は現在ございませんので、大変申し訳ありませんが、ちょっとお答えを控えさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 計画がないから全く予定していないというお答えです。  
④です。

校舎の構造上、例えば、教室の数、トイレ等設備の大きさ、階段の角度等、あるいは改修費用が安く済むなどの物理的な観点から、小学校舎または中学校舎のどちらが一貫校として適しているのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

これも仮になってしまいますけれども、仮に小中一貫の義務教育学校とするには、小学校、中学校ともかなり施設に手を加えなければならないと。具体的な数字までは出しておりませんが、かなり施設に手を加える必要があるということでございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 現状から仮定すると、どちらも手を加えて改修すれば、一貫校として使えるという認識で構わないですか。選択肢があるというか、どちらが有利、不利は、特に現状ないという認識で大丈夫でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） きちんとした考えがございませんので、数字的なものも何もありませんけれども、仮定として考えた場合には、どちらかの学校にまとめるのが一番いい方法だと思いますけれど、新たな学校を造るとなると大変でございますので、どちらがいいかというようなことになろうかと思えます。ただ、それも今の時点できちんとした計画がございませんので、はっきりしたことを申し上げられないことは、すみませんがお許しください。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ⑤です。

計画がないということですのでけれども、当然そうならば、その後の活用まで話は及んでいないということでもよろしいでしょうか。分かりました。そうしたら、⑤は特に現状、活用案等はないということで理解いたしました。

次の⑥に移ります。

小・中学校を一貫校とする考えに大柘保育園は含まれるのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 大柘保育園も大変厳しい状況でございます。た

だ、具体的に保育園をどうするかというところまでの議論はいたしておりません。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 分かりました。

⑦に移ります。

御存じだとは思いますが、文部科学省が平成27年1月に策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の3ページに、地域コミュニティの核としての性格への配慮と題し、その下に2項目が示された文中には、小・中学校は教育のためだけでなく地域のコミュニティの核としての性格を有する、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を併せ持つ。まちづくりの在り方と密接不可分である。このため、学校規模の検討は、行政が一方的に進める性格のものではない。児童・生徒、就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得、丁寧な議論を行うことといった記述が大部分にあります。まさにこのとおりであると認識します。

今回の提案に対して、PTAや地域の方々からは、小・中学校ともに特認校として校区外からの通学も増えてきている、中学校は本年度から山村留学生を受け入れ始めたばかり、教育長が不在なのになぜ今小中学校統合の話が出るのかなどの御意見があり、不信感や不安感が大きいと感じます。先ほどの御答弁では、9月6日の学校運営協議会の場で、学校をどうやって存続していけばよいかということからお話しされているということですが、このことは私の耳には入っておりませんで、やっぱり現状、現場の意見としては、先ほど申し上げたような、なぜ今なのかという話があっております。先ほどの御答弁でも、具体的な計画そのものがないので決まっていけないということですので、今後、PTAや地域住民と協議を重ね、判断していくことになろうかとは思いますが、やはり、地域の方、PTAの方々は、児童・生徒が減っていく推計から、統合を検討してくださいという受け止めが大きいのは事実だと思います。やはりこういう印象を与える前に、おっしゃっていただいた、どうすれば小学校と中学校が存続できるかという議論に集中して、そこから始めるべきではなかったのかと感じております。

例えば、コミュニティ・スクールの一環で行われる熟議の場で、先ほどお伺いした推計を皆さんに示していただいた上で、保育園や小学校と中学校の存続を議題として、皆さんから御意見や御提案を出していただき、地域と一緒に考える。そして、熟議の結果により、市長部局と予算や実施体制などの協議を行って、保育園や学校の存続を模索していただきたい。当然、移住促進や特認校のPR、スクールバス運行、保育園についての送迎バスや療育機能及び病児保育なども十分に議論を尽くすべきではなかったでしょうか、お考えを伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

これまでの取組につきまして申し上げますと、令和元年8月に香美市物部町保育園及び小学校・中学校等活性化検討委員会が設置されまして、令和5年2月まで積極的に検

討がなされてきました。その結果、令和3年3月に中間提言が出され、特色ある学校づくり、幼児・児童生徒を増やすための方策、物部の魅力づくりと情報発信、この3つが提言されました。その中に、特認校制度の実施をはじめ、山村留学実施の検討、移住に向けての取組の強化が記されております。この中間提言を受けまして、令和3年5月には香美市公立学校特認校制度検討委員会も設置されました。その検討期間中の令和4年5月には、物部地域学校協働本部から、物部町活性化検討委員会の中間提言による大栃中学校への山村留学制度を導入すること及び大栃小・中学校を特認校に指定することの文書による要請もございました。令和5年4月には、大栃中学校山村留学実施検討委員会を立ち上げまして、山村留学の具体的な検討を経て、令和5年度は大栃小・中学校で特認校がスタートし、令和6年4月1日から山村留学が実施されました。

このように、長い時間をかけて検討いたしまして、特認校や山村留学が始まったわけでございます。これらの取組につきましては、物部町、地元の意見を十分にお聞きし、尊重する中で行ってきたものでございます。学校は、児童・生徒、保護者、そして、地域があつてこそ成り立つものでございます。この3者の意向を無視してはならないと考えております。これからも児童、保護者、地域に寄り添った教育行政を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） これまでの取組を御紹介いただいたわけですが、当然、山村留学や特認校については非常に努力をしていただいて、現状何とか生徒数、特認校としての校区外からの通学も一定確保されてきたことはありますけれども、今回の件に関しては、地元の方々には突然に統合案が出てきたという印象を受けています。やっぱりその話が広がっておりますので、これまでの取組は本当に評価し、大変御苦労いただいていると感じておりますけれども、なぜ、こうした受け止められ方をされるのかという一つの大きな要因としては、やはり教育長の不在が大きいと私は考えます。市長や市長部局と十分な連携が取れる教育長がいたならば、段階的な議論ができたのではないかと考える部分もあります。ぜひとも、宮地教育長職務代理者をはじめ教育委員の皆様には、市長からの全幅の信頼と任命権者としての大きな責任を伴った教育長人事の提案に対して、最大限の御理解をいただき、速やかな教育長の選任に御協力願いたいと思います。

それと、先ほどから現時点での計画はないとおっしゃっていただいておりますけれども、改めて確認させていただきますが、小・中学校統合の議論としては、現時点ではゼロベースということよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答えします。

先ほどお示ししましたように、この児童・生徒数でございます。内部で議論しないわけではありません。当然、していくべきだと思っております。ただ、教育委員会として

の意思決定にまでは至っておりません。これは何とかせんといかんねという議論は常々しております。廃止するとか、統合するとか、そういった具体的話ではないにしても、常に我々は危機感を持って臨んでおりますことを御承知いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ⑧です。

学校再編に関わる案件は現時点で大栃小・中学校のみかをお伺いしようと思いましたが、現時点での計画はないけれども全体的に危機感を持たれているといった認識でよろしいでしょうか。

先ほど、危機感を持って常に検討されているということですが、児童・生徒数の減少は避けられない現実から、学校再編の議論は今後必要であるとの認識はしております。けれども、先ほど申し上げた、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の地域コミュニティの核としての性格への配慮に従い、計画的な検討と地元地域への丁寧な説明をお願いいたします。

加えて、保育園の再編についても同様に、統廃合ありきの計画ではなくて、どうすれば存続していくことができるか、当然、御検討はいただいていると思っておりますけれども、そのためには以前から申し上げておりますとおり、なかよし保育園とあけぼの保育園の公設民営化も重要な議論であると考えますので、ぜひ、市長が信頼する教育長の指揮の下、市長部局と連携しながら5年後、10年後のまちづくりを見据えて御検討いただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、質問事項4点目の県一消防及び消防団について。

（1）県内の15消防本部を一元化する方針について。

①です。

9月20日の高知新聞22面には、県が15本部の消防長と協議を重ね、一元化の方針でまとまったとありましたが、これまで協議を重ねた経過と、本市からはどのような意見が出されたのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

今回の骨子案公表は、あくまで県内一つの広域消防になると決まったものではなく、広域化に向けて協議を行うためのものであることを御理解していただきたいと思っております。

経緯につきましては、令和5年6月、総務省消防庁の消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会に、当時の高知市消防局長が検討委員として参画、同年7月、高知県消防長会臨時総会において、消防広域化に関して意見交換が行われ、県及び県下の各消防長で構成されます、高知県消防広域化検討会を同年11月より開催し、その後、協議を重ね、骨子案に至ったものです。

当消防本部からは、慎重、丁寧に物事を進めてほしいとの意見が出されております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 一元化が決定されたものではないということで、承知いたしました。

②です。

一元化のメリットについてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） メリットとしましては、各消防本部の集約化を通じて、総務業務等の間接部分をスリム化し、生じた余力を現場業務に振り向けて現場の消防力を確保するとともに、現場と総務部門等との間接部門の兼務を解消することで、各業務分野における知識・技術等の向上が図られるなどが挙げられると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ③です。

先ほどお伺いした中で、慎重に協議を進めていきたいというお話がありましたが、財政措置が2029年春までというような、一応有利に一元化を進められる期間を設定されておるわけなんですけれども、本年度中に策定される基本構想の現状と、先ほど申し上げた、財政措置のある2029年春までの行程を、分かる部分で結構ですのでお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 現状は、県民に骨子案をお示しして、広く意見を求めている状況かと思っております。工程につきましては、あくまでも最短の想定ではありますが、本年度中に消防広域化基本計画あり方検討会設置の合意、令和7年度に消防広域化基本計画あり方検討会の設置・開催、令和8年度に法定協議会となる高知県消防広域化推進協議会を経て高知県消防広域化実施計画を作成し、令和9年度に広域連合高知県消防局、これは仮称でございますが、設立の合意を行い、令和10年度に発足となる見込みと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） あくまでも想定ということですが、数々の行程を踏んでいくということで、容易ではないなという印象です。

④です。

新聞記事の中でも触れられていましたが、大規模災害や南海トラフ地震対策などを念頭に、津波の来ない本市の地勢や、南国インターチェンジから沿岸部までの中間に位置する道路交通網を生かし、例えば、本市に総務部や消防指令本部を新たに設置する提案や、他県からの応援部隊の駐留地及び待機場所の設置など、本市が復興拠点となり得る

計画立案に積極的な主導を期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありましたとおり、消防の一元化の中で、南海トラフ地震に備えた議論をこれからの話合いでスタートするものと思っております。また、香美市を復興拠点にというご指摘につきましては私も同感でありまして、積極的に進めていきたいと考えております。これは公約でもお話ししていたところでもございます。

現在、高知県が広域の計画を検討しておりまして、南海トラフ地震に対する広域の計画ですね。そこに関しまして、香美市もできるだけ役割を担いたいとお話ししておりますし、また、今、具体的なシミュレーションを深めている状況であると思っておりますので、南海トラフ地震が発災後、速やかに復興できるような計画につきまして、県、また、いろんな関係機関と連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 市長から御答弁いただき、大変心強く感じております。以前から、一般質問でも広域防災の議論があり、また、防災道の駅についても構想が始まりましたので、本市の早期復興を踏まえながら、甚大な被害が予想される沿岸部のバックアップを可能とする県一消防組織となるよう、積極的な御提案をよろしく願いいたします。

それでは、次に、（2）の①です。

県下の消防団は、先ほど伺った15消防本部一元化構想に含まれるのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

消防団は広域化に含まれません。ただし、団事務を消防本部で行っている自治体もあることから、事務の取扱いについては協議が必要になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ②です。

団員の高齢化と新入団員の減少による団員不足に対する最近の取組について伺います。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） ここ最近では、コロナ禍により積極的な取組は行えていませんでしたが、次年度、高知県消防協会団員定数確保対策事業の打診があったことから、現在、協議を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 団員数も年々減っておりますので、ぜひ、積極的な団員不足に対する取組をお願いしたいところです。

そんな中、③です。

近年、女性団員が増加しており、大変心強く感じております。広報香美12月号では、香美市、南国市、香南市の女性団員が集い、活動内容や課題共有を行ったと紹介されており、周辺の自治体でも女性団員が活躍されているようですが、女性団員増加の要因について把握されている部分がありましたらお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 女性団員増加の要因につきましては、絶対的な要因はありませんが、もともと興味があったり、女性団員からの紹介等により入団した経緯があります。消防本部としましては、先ほどお答えさせていただきました、消防団員定数確保対策事業等を活用しながら、さらなる入団につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 最初に入った女性団員が友人や知人に団活動を紹介されて、その紹介された友人・知人も、その団活動に魅力を感じて入ってくれているということだと思っておりますけれども、ぜひ、そうした消防団活動の魅力、また、今の団員が楽しくと言ったらおかしいですけれども、やりがいを持って、自分たちは団員であるという誇りを周りにも伝えていただけるような団活動を、自分も含めてなんですけれども、そういった活動になるように、また御指導いただければと思います。

④です。

6月定例会議において、自治会存続の対策について質問させていただいた際、総務課長にも、市職員に消防団への入団を促していないのかとお伺いしましたが、改めて、消防本部から市職員に対して団員募集活動を行っているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 市職員への特化した募集活動は行っておりませんが、平時等については市職員でもできることがありますので、高知県消防協会や他消防本部と情報共有を行いながら、検討・研究等を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 特には行われていないということで、6月定例会議でも総務課長のお答えに対して申し上げたことなんですけれども、まずは、先にも申し上げたとおり、消防団活動の魅力といたしますか、消防団活動に対する理解を深めていただくことが必要ではないでしょうか。その上で、自分たちの町は自分たちで守っていくという自助の意識向上及び市民の生命財産を守り、安心・安全を確保するという全体の奉仕者である公務員としての役割の再認識、そして、職務上の身分保障なども御理解いただいて、市職員が自発的に入団していただけるような誘導をしていただけると、また状況も変わってくるのではないかと考えますので、積極的な情報提供をお願いできればと思います。

次に、⑤です。

市職員で団員となっている者が消防団の役職に就かない根拠について伺います。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 市職員は、大規模災害時において市としての業務が優先されます。幹部団員として有事に指揮等を行うことができなくなることから、消防団幹部になることは好ましくないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） おっしゃられるとおりではあると思います。大規模災害時には、市役所に災害対策本部を設置して、それぞれの職員が災害対策本部の指揮下に入り、与えられた役割を果たさなければならないのは、これはもうしごく当然のことだと思います。しかしながら、団員活動において重要なことは、日頃からの防災意識の向上及び予防と訓練ではないでしょうか。これは、役職、幹部についても同じことであると思います。日頃からの訓練等でしっかりとした組織力が定着していれば、非常時や有事の際に、市職員、特定の人物が不在でも、現場にいる団員で指揮命令系統を臨機応変に再構築できると思います。

近年、全体的に消防団員が不足する中、日常訓練においても市職員に団の幹部、役職に就いていただき、日頃からの訓練や活動を充実することで、有事の際の消防力強化に御尽力いただきたいと考えますので、その非常時と常時の組織体制をちょっと分けて考えるなど、ぜひ、市職員の役職、幹部起用が可能となるような検討を、今後していただければと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 公文直樹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、自由民主クラブの中平麻衣です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問をしてみたいと思います。

1番、分かりやすい市民サービスについての質問です。

本定例会議初日の提案説明において、市長は横断的な施策の一つとして、親しまれ、信頼される行政窓口への継続的な改善について述べられました。名前が挙がっている職員の方について、私も他自治体の議員より高く評価する声を聞いており、うれしく思っていたところです。御本人の、自分の意思で参加を決め、政策提案という課題に取り組

んだという部分こそが重要なのではないかと思います。市長のおっしゃる、職員の能力開発が不可欠であるという点についても、全く異論はございません。そして、意欲的な能力開発などに職員がリソースを割くために必要になるのが、かねてより課題になっているという認識の、マンパワー不足の解消ではないかと考えます。マンパワー不足を補うための、デジタルツールや外部委託の有効な活用等のシステムティックな方策についての質問です。

(1)について、まずは通告を訂正いたします。2行目に「本年6月」と記載しておりますが、本年6月の部分が「令和6年3月」の誤りでした。訂正をお願いいたします。質問に入ります。

ホームページは、窓口において行われる業務の一部を自動的に行う機能が期待されるものです。どの窓口は何を持っていけば必要な書類が手に入るのか、何かしらの相談をしたいときにどの窓口を訪ねればよいのかなど、分かりやすくホームページ上に示されていれば、何度も足を運んだり、電話をしたりする手間が省けることが多いのではないのでしょうか。市民の利便性だけでなく、窓口業務の負担軽減につながるものかと考えています。

昨年3月と本年3月に、ホームページについて、特に、子育てポータルの整備に関する質問をし、令和6年度にはホームページのリニューアルを行うという御答弁をいただきました。知りたい情報を迷わず探せるようなホームページに、また、市民のニーズを酌み取ったページづくりをということでした。その後の状況等について伺います。

①です。

子育てポータルについて、子育て中や妊娠期にある市民のニーズ調査や他自治体の事例研究などは、既に行われているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御質問いただきました子育てポータルサイトにつきましては、ニーズ調査を行うというところまでは想定してございましたが、令和5年の一般質問時に例示をいただきました香南市や福島市、島根県雲南市も含め、他の先進自治体を参考に、必要な情報の精査と見やすいレイアウトを研究しているところでございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 研究していただいているということですが、また、ニーズ調査などもぜひしていただけたらと思います。

②です。

現在のホームページリニューアルの進捗はどのような状況にあるか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在、全体のページデザインの方針について話を進めており、並行して、情報の分類や整理の仕様を決めていく予定で、令和7年度当初からの運用開始を目指します。リニューアルの主な内容は、シンプルで見やすいデザインやスマートフォンでの閲覧に対応した仕様への改修のほか、問合せやアクセスの多いごみ出しの検索機能、必要な手続、申請等のページが簡単に検索できるナビ機能などを導入する予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 次に、（2）に移ります。本庁舎1階の総合案内について伺います。

資料1の画像を御覧ください。こちらは、香美市ホームページから引いてあるものです。総合案内は、入り口から奥まったところにあり、香美市ホームページのフロアマップには、エントランスを入れて右手に総合案内と示されていますが、市民ホールの使用状況などにより配置自体も一定ではありません。

①です。

この総合案内で、市民にとって親しみやすく、分かりやすい案内が確実にできているという認識でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

総合案内は、来庁された方が最初に接する場所ですので、目的の課室にお客様を案内するとともに、様々な問合せへの対応を行っています。分かりやすい案内が確実にできているかとの御質問ですが、市民にとって分かりやすい案内を可能な限り行っていると認識しております。今後も、いろいろな方の御意見を取り入れて、よりよい案内を行っていきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

先月訪れた香南市では、正面玄関を入れてすぐのところに案内の方が立って来客対応をされていました。来庁者に明るく挨拶をし、困り事がないか声をかけるなどしていて、その感じのよさにいささか驚かされるほどでした。

本市でも、市民などが来庁した際にすぐに声かけができるように、総合案内を入り口ドア付近へ配置変更することはできないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

レイアウトにつきましては多少の配置変更は可能ですが、施設の設計上、また、お客様の動線の関係、電話線などの設備面から、入り口付近への配置は難しいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 入り口付近へは難しいということでしたが、何とか感じよく挨拶もして、しっかり案内できるようにしていただけたらと思います。

2番の質問に移ります。福祉事務所の体制について伺います。

去る11月28日に、プラザ八王子において開催された、第4回中央東圏域精神障害者等支援ネットワーク会議「こころ・らんまんネット」のひきこもり支援に関する研修会に出席してまいりました。ひきこもりに関して、県の支援体制や取組状況、香南市、いの町、南国市の事例などを伺いました。

昨日は、同僚議員からひきこもり支援についての質問があり、御答弁を拝聴する中で感じたことを少し述べさせていただきます。私が聞き逃しているのかもしれませんが、実態の把握はできていないのだろうか、しっかりした体制ができていないのだろうか、正直なところ疑問が生じました。

広報香美12月号の記事に掲載されているQRコードのリンク先の情報、ひきこもりひとりで悩まないでという社会福祉班のページを拝見しましたが、困り感を持った当事者や御家族が、まずはここに相談できると分かりやすく、また、安心感を持って受け取れる情報だとは思えませんでした。市長は啓発ということをおっしゃいました。また、広報香美の「ひきこもりについてご相談ください」という文言などを見るにつけ、ひきこもりということについて、支援を必要としているかもしれない方には情報が届きにくいものだというのを、どれほど認識されているのだろうかとの思いを禁じ得ません。このひきこもりという課題には、当事者が当事者であると認識をしていないことも多いのではないかと思います。通り一遍の啓発はただやっているというアリバイづくりにしかならないのではないかと危惧しております。いかにして寄り添うか、どうすれば届くのか、心を砕く必要があるのではないかと考えています。例えば、国によるひきこもり支援者養成研修があるようですが、支援者として伴走するためにキャパを広げるような研修を、本市の職員は受けているのでしょうか。こちらは通告もしておりませんので答弁は結構です。

今回は、この質問の通告において、リードにひきこもり支援という文言の記載はしているものの、特に詳しく問うつもりで準備したものではありませんでした。あくまでも全体的な福祉事務所の相談体制を確認すべく出したものだったんですけれども、ちょっと昨日の御答弁を聞く中で思うところを述べさせていただきます。

質問に入ります。①です。

現在、本市の福祉事務所窓口には、保健師や虐待対応の専門職の配置がないことで、必要な方に必要な支援が届かない可能性があるのではないかと不安視する声を聞いております。相談に来られた方のニーズをきちんと受け止め、緊急性、切迫性の判断もできる専門職の配置が必須ではないかと思われませんが、見解をお聞かせください。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 福祉事務所において、障害福祉サービスの利用に係る調整や虐待事案の調査につきましては、これまでも事務職員が担当しており、保健師は障害支援区分の認定や障害児通所支援に係る児童の調査を中心に担当しておりました。このため、現状では保健師の配置がなくなったことにより、必要な支援が届かなくなったといった状況にはないものと考えております。
- 議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。
- 3番（中平麻衣君） 届かない状況ではないということなんですけれども、専門的に、虐待があるといった判断ができる、事務職をする中でできると捉えていいんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 障害福祉分野におきましては、一般的に主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、児童心理士といった専門職の配置が考えられるところですが、本市の規模でこうした専門職を常時配置することは難しいため、相談支援事業を社会福祉法人高知県知的障害者育成会へ委託し、地域活動支援センター香美として相談業務を担っていただいております。相談の内容によりましては、こちらの事業所へつなぐ、または、連携して対応しております。
- 虐待相談につきましては、専門性というより事例が少なく、ノウハウの蓄積が難しい上、法的に委託ができないため、職員だけでは対応が難しいと判断したケースにつきましては、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム派遣事業を活用しております。事務職ではちょっと判断が難しいというところでは、専門職に御意見を伺うような体制を取っております。
- 議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。
- 3番（中平麻衣君） 外部にいろいろ委託されているということですね、分かりました。
- ②に入ります。
- 香南市福祉事務所では、社会福祉士の職員が中心となり、ひきこもり支援を継続的に行っているとのことでした。専門職が関係機関等と連携を図りながら継続的に支援を行うことの重要性は明らかです。ひきこもり支援に限らず、福祉事務所で扱う相談には、この継続性が求められるのではないのでしょうか。今年度の異動では、福祉事務所の担当職員全員が変わっていることで、困ることもあるのではないかと心配に思うのですが、継続性という点において何か不具合を生じたりはしていないのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 福祉事務所における相談内容は、障害者、障害者の御家族、ひとり親、生活困窮者、ひきこもり、児童家庭、ヤングケアラーなど多岐にわたります。複数の課題が重複している場合もあり、短期間での解決が難しい事例や、介

入が難しく一定の経験が必要となる事例につきましては、御質問のとおり、継続性の観点は非常に重要となりますので、今後、組織として職員のノウハウを継承していけるような体制づくりが必要であると考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 大きな3番の質問に入ります。「Live119」導入について伺います。

市民の生命・財産を守るべく消防署が担う役割は非常に大きなものです。東西に広い本市で、通報を受けて、1分1秒でも早く現場へと急いでも、駆けつけるスピードには限界があるかと思えます。

資料2の画像を御覧ください。映像通報システムである「Live119」は、通報者のスマートフォンを通じ、通報現場と消防本部がリアルタイムに状況を共有するもので、アプリのダウンロードなども必要なく、迅速かつ円滑な消防・救急活動に役立てることが期待できます。県内では、土佐清水市高幡消防組合で既に運用を開始しています。

①です。

過去3年間の市内の消防・救急の緊急通報件数をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

119番受信状況は、令和3年、火災31件、救急1,439件、その他504件、合計1,974件。令和4年、火災36件、救急1,562件、その他446件、合計2,044件。令和5年、火災15件、救急1,741件、その他530件、合計2,286件となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） かなりの件数だなと思いました。

②です。

通報を受けて現場に到着するまでに要した時間を伺います。土佐山田町、香北町、物部町における平均時間と最大時間をお示してください。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 令和5年度の実績といたしまして、覚知から現場到着までの時間は、土佐山田町が平均7分、最大時間1時間54分、これは救急出動が重複したときでかなり特殊な事例であると言えます。土佐山田町の特殊事例を除くと30分となっております。香北町が平均11分、最大1時間35分、物部町が平均17分、最大時間1時間54分となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 香北町、物部町での最大時間は、かなり大きくなっているよ

うに感じました。

③です。

通報者のスマホを利用したビデオ通話により、映像を使った応急手当などの口頭指導ができる「Live119」を活用することができれば、救急車、消防車の到着まで時間がかかっても、なお救命率が上がるなどのメリットがあるのではないかと考えます。

この「Live119」を導入する考えはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 映像通報システムにつきましては、導入している消防本部等からの情報で有効性を認識しております。来年度に更新予定の指令台には機能を入れておりませんが、業者に確認したところ、後日でも整備は可能とのことなので、情報収集を行い、長所・短所を見極めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 検討していただけるということで、ぜひ、導入していただければと思います。

4番の質問に移ります。救急安心カードについて質問いたします。

救急安心カードは、緊急時の連絡先や持病の情報などを記入して処理することで、もしものときに適切な救急対応に役立つものです。ホームページなどからダウンロードで入手できる自治体も多く、救急安心カードそのものを配布する自治体も増えているようです。

資料3-①を御覧ください。左側が神戸市の安心シートです。家庭内の分かるところに置いておき、緊急時に救急隊などが駆けつけたときの救急活動や搬送、治療に役立つものです。右側は安心カードで、神戸市では1984年から配布を行っているとのこと。こちらは常に身につけて携行するものになっています。

続いて、資料3-②を御覧ください。茅ヶ崎市でも安心カードの配布をしています。自宅用と持ち歩く用の2枚持ちを推奨しています。

資料3-③を御覧ください。こちらが千葉市美浜区のものになります。神戸市と同じく、家庭内に配備する安心カードと携帯用安心カードの配布を、そして、右側の亀岡市は救急医療情報カードという名称のものを配布しています。

①です。

独居の高齢者などが安心シート及び安心カードを活用できれば、特に有用ではないかと思われま。本市でも配布することはできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 救急安心カードは、独居世帯等で救急隊の情報収集が困難な場合等に有効であると考えております。しかし、実際の救急現場では、保管場所がどこかといった問題等や、防犯面、プライバシー等の問題も想定されることから、配布に

向けては関係する市長部局と研究する必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 資料3-①にちょっと戻っていただいて、神戸市です。ちょっとこちらには引いていないんですけども、冷蔵庫なんかに安心シートそのものを貼っていただいて、玄関に安心シートはここにありますがということを示す、ステッカーを貼る形でやっているようです。どこに置いてあるとか、そういうことはまた研究していただけたらと思います。

②に入ります。

災害時にも、医療情報や緊急時連絡先などを記載して持ち歩けるものがあれば、安心の材料になります。ただ配布するだけではなく、書き込む内容を一緒に考えて作成したり、持ち歩くなど、運用の仕方が学べるような講習会なども併せて行うことができれば、いざというときに、どのような情報が必要かということも伝わってよいのではないかと思います。救急安心カードの配布と併せて、このような講習会を行うことは可能でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） 消防本部では、救急安心カードにとらわれることなく、国の施策であるマイナ保険証や、福祉事務所が作成しています災害時避難行動要支援者の個別避難計画等を活用するなど、関係する市長部局と検討を進めたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 連携しながら検討を進めていただけるといいますので、大変期待しております。講習会とかの中で、どちらに置くかというようなことも、併せてお伝えできればいいのではないかなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

次に、13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、日本共産党の濱田百合子でございます。通告に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

最初に、1番、原爆ポスター展について質問いたします。

本市は、核兵器廃絶を願って、毎年8月、本庁ロビーや香北・物部支所の3か所で原爆ポスター展を開催しています。今年の広報8月号には、ポスター展を御覧になった住民からの感想や意見が載っていました。その中には、ぜひこの企画を続けてください、市民の方にもっと見てほしいです、若い人にもぜひ見てもらいたいです、パネル展を続けてくださいなどの感想が寄せられておりました。非核平和宣言都市である本市、平和首長会議にも加盟しています。今までの本市のこの実効ある取組を評価したいと思って

おります。

資料①を御覧ください。この「ねがい」の歌は、2001年、広島市南区市立大州中学校の当時3年生が、平和を訴えて歌う広島合唱団と交流する中で、自分たちの思いを平和宣言としてまとめました。これを基に、2002年2月にこの曲が作られたそうです。平和合唱団団長のたかだりゅうじ作曲、山の木竹志編詞、2003年の毎日新聞でこの歌が紹介されて以来、日本中はもとより、韓国、ベトナムをはじめ世界中に広まり、27か国31言語に翻訳されています。私たちは、この中学生の作った「ねがい」のように、歩み続けることをやめてはいけないと思います。この原爆ポスター展を継続していくに当たり、質問させていただきます。

①です。

ノルウェー・ノーベル委員会は、10月11日、2024年のノーベル平和賞を、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）に授与すると発表いたしました。その意義は、世界で核使用のおそれが高まる現状をやめ、核廃絶へ向かうことにあると思います。被爆者の方々の跡を継ぐ世代がどう行動していくのかが問われているのではないのでしょうか。

12月10日、ノルウェーの首都オスロでノーベル平和賞の授賞式が行われました。そこに被団協の代表の方が3人参列されていまして、そのうち92歳の田中熙巳さんが演説されております。少し紹介したいと思いますが、よろしくお願ひします。今日の高知新聞に掲載されておりました。それを少し略して代読したいと思います。

私は、長崎原爆の被爆者の一人です。13歳のときに爆心地から東に3キロ余り離れた自宅で被爆しました。1945年8月9日、爆撃機1機の爆音が突然聞こえると間もなく、真っ白な光で体が包まれました。一発の原子爆弾は私の身内5人を無残な姿に変え一挙に命を奪ったのです。

長崎原爆は上空600メートルで爆発し、放出したエネルギーの50%は衝撃波として家屋を押し潰し、35%は熱線として屋外の人々に大やけどを負わせ、倒壊した家屋の至るところに火をつけました。多くの方が家屋に押し潰されたまま、焼き殺されました。残りの15%は中性子線やガンマ線などの放射線として人体を貫き内部から破壊し、死に至らせ、また原爆症の原因をつくりました。

1954年3月1日のビキニ環礁でのアメリカ水爆実験によって、日本の漁船が「死の灰」に被爆する事件が起きました。中でも第五福竜丸の乗組員23人全員が被爆し、急性放射能症を発症、捕獲したマグロは廃棄されました。この事件が契機となって、原水爆実験禁止、原水爆反対運動が始まり、そして、第1回原水爆禁止世界大会が広島県で行われ、翌年、第2回大会が長崎県で開かれました。この運動に励まされ、大会に参加した原爆被害者によって、1956年8月10日に、この日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が結成されました。

しかし、今日、依然として1万2,000発の核弾頭が地球上に存在し、4,000発が即座に発射可能に配備がされている中で、ウクライナ戦争における核超大国のロシア

による核の威嚇、また、パレスチナ自治区ガザ地区に対しイスラエルが執拗に攻撃を続ける中で、核兵器の使用を口にする閣僚が現れるなど、市民の犠牲に加えて「核のタブー」が壊されようとしていることに限りない悔しさと憤りを覚えます。

さて、核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。原爆被害者の現在の平均年齢は85歳。10年先には直接の被爆体験者としての証言ができるのは数人になるかもしれません。これからは、私たちがやってきた運動を、次の世代の皆さんが、工夫して築いていくことを期待しています。

世界中の皆さん、核兵器禁止条約のさらなる普遍化と核兵器廃絶の国際条約の締結を目指し、核兵器の非人道性を感性で受け止めることのできるような原爆体験の証言の場を各国で開いてください。とりわけ、核兵器国とそれらの同盟国の市民の中にしっかりと、核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根つき、自国の政府の核政策を変えさせる力になるよう願っています。人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めてともに頑張りましょうという締めくくりになっております。少し端折って代読をさせていただきました。

本市としては、この原水爆被害者たちの核兵器廃絶へのたゆまない努力と行動力に敬意を表し、ノーベル平和賞受賞を掲示してはいかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市におきましては、先ほど議員からも紹介いただきましたとおり、毎年8月に、被爆の実相について理解を深め、世界唯一の被爆国として核兵器廃絶への思いを共有してもらうため、ポスター展を開催しております。御質問いただきました、ノーベル平和賞受賞につきましては、次回のポスター展におきまして、受賞の掲示を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

平和賞受賞理由として、声明文の冒頭には、被爆者としても知られる広島県と長崎県の原爆生存者によるこの草の根の運動は、核兵器のない世界を達成する努力、また、目撃証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないということ、身をもって示してきたことによって平和賞を受賞するとあります。この声明文を、ぜひ、多くの方に読んでほしいと思います。A4にするとちょっと小さい字にはなるんですけども（資料を示しながら説明）、ちょっと拡大すれば読みやすくなるんじゃないかなと思います。ノーベル平和賞受賞と同時に、どういう声明文でノルウェー・ノーベル委員会が、これが受賞に至った思いとかもここに書かれておりますので、これもぜひ市民の皆さんにお読み

いただけたらと思います。そのために掲示も希望するところがございますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 先ほど回答いたしましたとおり、受賞の掲示をポスター展で行う際に、声明文の掲載につきましても検討いたします。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

2025年は、広島・長崎の被爆80年です。被爆者の体験とメッセージを継承する運動を広げるためにも、平和行政のさらなる推進を求めますが、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

市としましても、例年のポスター展の実施に加え、市広報誌にて平和特集を毎年掲載しており、戦争にまつわる体験やエピソードなどを募集・紹介していくことで、平和の大切さを訴えかける取組を行っております。今後も、この取組をしっかりと継続していくことで、平和行政を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 今やっていることを継続して行っていただきたいと思えます。

一つ提案をさせていただきたいのですけれども（以降、資料を示しながら説明）、広島市立基町高校美術部の生徒が、被爆された被災者から対面で直接話を聞いて、それから、2007年から2015年までずっとお聞きしたことを、美術部の生徒が毎年作品として絵をずっと描いてきました。この絵が、今、63枚あります。これには一つ一つ、例えば、被爆体験証言者と高校生の共同製作による原爆の絵ということで表示されていまして、体験証言者の北川建次さんから話を聞いて、基町高校3年生の神垣優香さんが、当日の状況はこんな状態ですか、こうでしたか、火の勢いはこんながでしたかというふうに、本当に身につまされるような経験を聞いて、あるテレビ放送では、高校生がその思いを聞いて夜も寝られなかったと、でも、これは私たちが絵にして残さなければならぬということ、ずっと後輩にも引き継いでこられました。これは、今、全国で自由に、CDの送料が要りますけれども、それを取るとパソコンからこのように出すことができます。先ほどの大州中学校が作詞したものが、冒頭の資料①としてありますけど、やっぱり、高校生がこの思いを持って、次の時代は僕たちの時代なんだということは、すごくインパクトがあると思うんですね。ノーベル平和賞の中で、田中熙巳さんほか被爆者の方々が、もう僕たちの平均年齢は85歳、残りは少ないけれども、私たちの二度としてほしくないというこの思いを今の世代に引き継ぎたいということ、宣言文でも、

講演の中身でも述べられておりました。市も、ぜひこのような原画展を、今のポスター展をもう少し展示の仕方を、従来ではなくて少し工夫することで、展示できるスペースがあるように思うんですけれども、ぜひ、このような展示も今後検討して行ってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） ここで確定的なことは申し上げられませんが、総務課内で検討したいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 来年はNHKの朝ドラ「あんぱん」がちょうど放送中でもありますので、やなせたかし先生の平和への思いはすごくあると思っております。やなせ先生の「おとうとものがたり」に始まりまして書物もございますので、この機会に、閲覧しやすいような展示の方法も一緒にされる。また、来場者が何か行動できるような、例えば、鶴を一つ折っていこうかなという気持ちになるように、折り紙を置いておくとかいうこともお考えいただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） そちらの御意見も承りましたので、考えさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、大きな2番の項目に移ります。生活保護行政の現状について質問いたします。

生活保護法第1条は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとあります。また、第3条には、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと明記されています。コロナ禍で生活保護制度が果たしている役割が再認識されたと思います。また、近年の物価高騰の影響で生活状況は大変厳しくなっています。最新のデータ、2024年6月の厚生労働省の被保護者調査では、対前年同月と比べると1万人ほど減少し、利用者数が201万人、保護率は1.62%となっています。日本の捕捉率は2割から3割程度、諸外国は5割から9割程度です。憲法第25条の理念に基づき、本市の状況からお聞きいたしたいと思いません。

①です。

本市の生活保護基準、3級地-2の基準額をお聞きいたします。世帯構成によって違うと思いますので、ここでは65歳で一人暮らし、持家なしの場合にどうなりますでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 御質問の世帯構成、65歳、一人暮らしで持家ではなく、加算などもついていない場合の生活扶助費につきましては、月額6万7,350円となっております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 持家なしで住宅を借りる場合の住宅扶助はどれぐらいになりますか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 住宅扶助につきましては、1人でしたら広さがありまして、その上限が2万9,000円となっております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 例えば、収入がなく、年金もあまりかけていなくて、本当にこれは大変だというときに、生活保護を申請しようかなと思うんですけども、月の生活、電気代等も含めて、6万7,350円で食事を取らなければならない。家は、2万9,000円以内のアパートを借りなければならないという状況です。収入認定はどれくらい可能になっておりますか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 収入認定というのは、保護の基準というか、該当する場合にということですか。
- 一応、保護はあらゆる収入、資産を活用して、それでもこの決められた金額、65歳でお一人世帯の場合、住宅がないとして、合わせて9万6,350円になりますけれども、それを下回る収入であった場合、その不足する分を補うことになっておりますので、仮に、月に年金収入が2万円ありますと、そこから2万円を差し引いた7万6,350円が支給されるといったことになっております。例えば、ちょっとお仕事をしてお収入があった場合、1万5,000円までは収入としてみなしませんので、それを越えた分、2万円働いたとしましたら5,000円が収入（後に「収入金額に応じ認定額が変わり、2万円であれば1万5,600円の控除をして4,400円の収入」と訂正あり）として認定されて、先ほどの9万6,350円から年金の2万円を引き、給料の5,000円（後に「4,400円」と訂正あり）を引いた残りが、保護費として支給される仕組みになっております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） ②に移ります。
- 生活保護受給者の現状を世帯別にお伺いいたします。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 本市の生活保護受給者の世帯類型別被保護者数につきましては、令和6年5月31日現在、高齢者世帯が171世帯、母子世帯が6世帯、

障害者世帯が36世帯、傷病者世帯が22世帯、その他世帯が39世帯の合計274世帯となっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） これは令和6年5月31日時点ということで、昨年度と比べると増えているのか、減っているのか、どういう状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 今、手元にちょっと同月の比較資料がないですけれども、決算の数字でいきますと、今の時点と令和5年度の決算時の世帯数では、令和5年度が282世帯になっていますので、ちょっと減っている傾向にはなっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

車の保有について、国は原則認めていませんが、現在、地方での車の保有率は、2022年3月の日本弁護士連合会の調査では8割を超えています。

資料を御覧ください。資料②です。資料②-1と、②-2は、県下の福祉事務所の自動車保有状況です。令和元年度から令和5年7月31日の直近月までの状況でございます。そして、香美市の福祉事務所が一番下段に書かれております。それから、資料②-3と②-4は、県下の福祉保健所の状況でございます。これを見ましたら、11市ある中で、本市の令和元年度末を見ましたら、車の保有が6世帯とするとその6世帯の分は否認として6件上がっておりまして、令和2年度末からずっと来まして、令和5年7月31日の監査直近月というところを見ましても、4件が否認になっております。他市の福祉事務所を見ますと、世帯はそれぞればらつきがあるんですけども、容認と、車を認めているところは結構たくさんあるわけです。資料②-3、②-4の県下5か所の福祉保健所にしましても、容認というところが、須崎福祉保健所なんかは結構容認も8世帯と令和元年度末にはなっております。

このデータを見たときに、本市は車の保有、原則、国は車の保有を認めていないということなんですけれども、ケース・バイ・ケースということでしょうか、認めている自治体もあるわけです。その辺りの見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 現行の生活保護制度におきましては、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、その保有を認める段階には至っておりません。ただし、障害者、障害児、または、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方などが、通院や通勤等のために自動車を必要とする場合など、必要な要件を満たせば保有、使用が認められる場合があります。

本市におきましても、一律機械的に保有を認めないというわけではなく、要件を満たせば保有、使用を認めることになります。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

- 13番（濱田百合子君） お示しした、令和元年度末からのこの資料において、本市が認めてないということは、そういう要件に当てはまらなかったとの理解でよろしいでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） その理解で結構です。
- 議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 先ほども述べましたが、車の保有が8割を超えていて、特に、香美市では中山間もあり、交通も不便なところもありますが、車の保有を認めないで、就労支援、自立を促すとかいうような、家庭で十分な生活ができるというような中で、自立を促す手だてとしてどのように御支援されている状況なんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 車を保有されている方が来た場合に、その方の家族構成とか年齢といったことによっても違いますけれども、本人から就労を目指して脱却に向けてやっていきたいというような御相談があった場合には、その処分指導を保留するという体制を取っておりまして、自立支援計画を出していただいて、就労に向けてどのようにして保護を脱却していくのかということ、取りあえず半年をめぐりに立てさせていただきます。その中で、日々のケースワークで就労支援専門の会計年度任用職員も雇っておりますので、その者と、あと、ハローワークなんかとも連携を取りながら就労に努めていただきまして、半年でちょっと成果が出なかった場合には、最長1年まで延ばすことができますので、そういう対応で自立に向けてケースワークをしております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） 所長が先ほどおっしゃられましたが、生活保護のしおりが担当課にあると思うんですけれども、自動車は保有も使用も原則として認められません。ただし、障害者（児）または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方等が、通院や通勤等のための自動車を必要とする場合など、必要な要件を満たせば認められる場合があると書かれているんですが、これを窓口に来た方なんかには手渡して説明されていると思いますけれども、この著しく困難な地域に居住となれば、今、地域交通、市営バスやデマンドバスがそういうところを走っているんですけれども、それが利用できないような地域に住んでいる限られた方みたいにとられるんですけれども、例えば、このような記述ではなくて、現在保有の自動車を使用している場合でも、保有、使用が引き続き認められる場合もありますから、気軽に福祉事務所へ相談くださいというような文言に変えることはできないでしょうか。これはもう全部振り仮名もつけておりますので、どなたでも分かりやすいと思うんですけれども、その書き方によって、これはもう車を処分したら困るからなと思うんですよね。非常に曖昧な点もありまして、著しく困難な地域に居住するというのが、自分の家はどうかという部分もありますので、この辺りは個別なことではあるとは思いますが、ただ、表記として、この

しおりに書く場合には、もう少し緩やかな記載を検討してほしいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） しおりにつきましては、定期的に記載している内容が現状に合っているかどうかを確認して、変えてはおります。

今、お持ちになっている分は、ちょっと最近また、今年の10月から一部記載を変えて出したものにはなるんですけども、おっしゃっていただいていることを検討しまして、可能な限り、それを見ただけで拒否することがないような工夫はできると思いますので、また福祉事務所内で検討させていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それと同時に、ホームページも2022年11月1日の更新から変わっていないですね、私、12月3日に見ましたけれども。冒頭の生活保護の申請についてよくある誤解の中でいろいろ書いているんですが、例えば、そこに車のことも、私が先ほど述べましたような、車の保有、使用についても認められる場合がありますというような文言も、ぜひ、添えていただきたいと思います。本当にこのホームページを見ますと、非常に硬くて、冒頭には小さく、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに御相談くださいと書いているんです。これはすごくいいことだと思うんですよ。できたら、こういう文言をもう少し太字で色を変えるとかして、クローズアップして、同じ色合いでただ羅列しているような内容ではなくて、今、携帯、スマホをお持ちの方もたくさんいらっしゃるし、これは認められておりますので、窓口には行けないけれども、ちょっと調べてみたいなと思ったときに、こういうことだったら窓口にも行ってみようかなと思えるような書き方を、ぜひ、検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） ホームページのリニューアルに合わせて、こちらの文言も、また福祉事務所内で検討させていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、④に移ります。

冬季加算は生活扶助に加算されております。本市で1人世帯の場合、月当たりの加算額をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 1人世帯の場合、居宅基準では2,630円となっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 支給される期間をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 毎年、11月から翌年3月までの5か月間つくよう  
になっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

物価が上がり、灯油代も大変で節約している。エアコンはないとの声をお聞きします。  
これは、今受給されている方からの声です。現在、灯油代が1リットル122円、1回  
に購入するのが大体18リットルとすれば2,196円かかります。月に1回18リッ  
トルだけで、冬季加算はほとんどなくなります。また、ほかの暖房機器を使用すれば、  
当然、電気代も増えてきます。灯油代等の支援が必要ではないでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活保護法による保護の基準につきましては、国に  
おいて地域の生活様式や物価等を考慮して定められておりますので、現在のところ、市  
で独自に支援ということは考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 昨日の同僚議員の質問の中にも若干ありましたけれども、  
今、臨時交付金として、重点支援地方交付金が12月国会で審議されていると思うんで  
すけれども、万が一これが通りましたら、推奨事業メニュー枠を今回新たに設けること  
になっておりまして、追加された事業の中に、先ほど同僚議員が言われた水道料金のこ  
ともありましたけれども、灯油支援もこの追加された事業の中にありますので、その辺  
りは、また通知が今後来ようかとも思いますけれども、市長をはじめ財政部門とも御相  
談されて、もうこの額では、冬季加算が2,630円、そして、例えば、65歳の方が  
9万6,350円なんですよね、物価が高くなっている中でやっていけるのかどうか、  
本当に大変だと思うんですよね。もちろん、国には支援してほしいとは思っています。  
その辺りの検討はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 昨日も御答弁させていただきましたが、困窮世帯があるこ  
とは認識しておりますので、そういった対策をしっかりと庁内で検討してまいりたいと  
考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

国は、エアコンを最低生活維持のために必要な家具とし、一定の条件で購入費や修理  
費を支給していますが、2018年以前から生活保護を受けている世帯は、対象から除  
外されています。特別な事情の方は除くとしまして、本市で対象外となっている世帯数  
についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） エアコンの修理費につきましては、支給できる要件

がないため支給していないのですが、御質問にあります、2018年4月以前より生活保護を受給している方でも、要件に合えば対象となることがあります。

2018年4月以前からの被保護世帯数は、令和6年12月1日現在、140世帯であり、このうち長期入院や施設入所の方を除く居宅生活での被保護世帯数は、123世帯となっております。2021年に福祉事務所で、被保護者世帯に対してエアコンの設置状況について調査を行ったところ、エアコンを保有していない被保護者世帯は52世帯ありました。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 52世帯の方がエアコンを使用していないと。家にエアコンがあったとしても、修理していなくて使えないといったケースも含まれているかと思えます。

⑦に移ります。

エアコン購入費支給対象の方でも、電気代が高くなるなどで設置できない世帯もあります。修理代は出ず購入費用だけですので、つけても電気代が高くなるということで、生活扶助費は限られていますので設置できない世帯もあります。

令和6年3月、厚生労働省社会援護局保護課からの事務連絡の中に、エアコン購入費用に関する取扱い等の通知が来ています。資料③、別添1の内容でございます。2018年7月1日から家具什器費に冷房機具が加わっているわけでございますけれども、所長がおっしゃいましたように、特別な事情もいろいろありますが、特別な事情のない生活保護世帯におきましては、日頃のケースワーカーからの助言、指導がとても大切だと思います。そのことをこの資料に書かれております。例えば、文章にもありますが、夏季や冬季までの期間を考慮して事前に確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けの利用を紹介し貸付けにより購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮いただきたいとなっております。

そのように、被保険者の健康状態、住環境等を総合的に判断して、対応できている状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 福祉事務所におきましては、日頃のケースワークの中で生活状況や健康状態について聞き取りを行っており、その都度個々に合わせた指導、助言を行っております。また、訪問とか記録につきましては、ケース記録として回ってきておりますので、私もそれは日々確認しておる状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑧に移ります。

生活扶助に修理代が加算されていないため、物価高の中、食費代などを切り詰めてまで修理代を残しておくことはできないとおっしゃっていました。エアコンの修理代や電

気代、エアコン購入等についての支援を検討できませんか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活保護制度におきましては、エアコンを含めた日常生活に必要な日用品や、保有を容認している家電製品の修繕につきましては、生活保護費のやりくりの中で計画的に購入、修繕していただくものであります。なお、エアコンにつきましては、生活保護費の一時扶助費の中で、生活保護開始時や災害により喪失し、また、ほかの制度の活用ができないものなど、要件に合致すれば支給対象となっております。

先ほどの通知にもありましたように、福祉事務所におきましても、日頃のケースワークの中で、エアコン購入等に限らず、被保護者の意向を確認し、購入等に向けた家計管理に係る助言、指導を行っており、必要に応じまして、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の案内をしております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 本市で努力していただきたいと思います。

⑨移ります。

エアコンの修理代や購入、電気代の補助について、やはり香美市から国に要望を上げることにも求められているのではないのでしょうか。生活扶助基準が2013年度から1割引き下げられまして、2018年度にも5%引き下げられています。物価が高騰している中で、生活扶助に使われるお金が引き下がっているわけですね。本当にこれでは生活ができないと思います。冒頭にも述べましたけれども、憲法第25条の健康で文化的な生活水準を維持することの保障が、今の状況ではできないと私は思っております。ぜひ、国へも要望するべきではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活保護制度の中では、国が実施要領等を変更しない限り、現行では難しいと考えております。被保護者にかかわらず、全体の施策として国の動向には常時注視していく必要があると考えております。

ちなみに、2023年10月に行った見直しの際には、生活扶助費の金額は下げられておらず、上がったところもありますけれども、下がったところにつきましては手だてをされておまして、現状維持でいくような体制は取られております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 2023年度、2024年度におきましては、据置きといたしますか、そのまま保留になっております。しかし、来年度は分かりません。今まで保留していましたが、物価高騰も続いております。やはり市としても、生活の実態が一番感じているのが各自治体ですので、だから一番住民に身近な、そのためにケースワーカーが本当に御奮闘されていることには敬意を表したいと思っておりますけれども、ぜひ、一人一人の生活状況を十分見た上で、適切な支援をしていってほしいと思っております。

ます。

それでは、大きな3番の。

- 議長（小松紀夫君） 昼食のため午後1時まで休憩します。  
（午前11時49分 休憩）  
（午後 1時00分 再開）

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

初めに、福祉事務所長、野邑裕永さんから発言を求められておりますので、これを許可いたします。福祉事務所長、野邑裕永さん。

- 福祉事務所長（野邑裕永君） 先ほど、濱田百合子議員の質問の中で、収入認定についての答弁のときに、給与収入については、例えば、2万円であれば1万5,000円の控除をして5,000円の収入になるとお答えしたんですけれども、正しくは「2万円であれば1万5,600円の控除をして4,400円の収入」になるのが正しい答えになります。この部分の訂正をよろしくお願いいたします。

- 議長（小松紀夫君） ただいま、福祉事務所長、野邑裕永さんから収入認定についての説明部分を、収入金額に応じて認定額が変わると訂正したいとの申出がありました。香美市議会会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

それでは、一般質問を続けます。

13番、濱田百合子さん。

- 13番（濱田百合子君） 次に、3番、地域公共交通計画に関して質問いたします。

地域公共交通計画は、マイカーに頼れない住民が移動できなくなる深刻な事態が相次ぐ中、2020年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正法施行によって、自治体は地域の移動手段を確保するためのマスタープランとして、計画を作成するよう努めなければならないことになり、本市も策定に至りました。本計画の期間は、2024年度から2028年度のまでの5年間となっています。

交通政策基本法では、第9条に、地方公共団体の責務として、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると書かれています。

愛知大学地域政策学センター研究員の可児紀夫さんは、人が生きていく上で交流とコミュニティの形成が大切であり、交通は基本的な人権、交通権である。地域の交通対策に交通権の保障を理念とし、その実現を図ることが、暮らしと命を守り、安心できる地域社会を形成すると述べています。また、交通の意義について、5点上げられています。1つ目は、交通は持続可能な地域社会をつくり上げる、2つ目は、交通はまちづくりの土台である、3つ目は、交通は社会的な便益を地域にもたらず、4つ目は、交通は人の交流、情報交換などを通じて地域社会や人々の文化を高め、豊かな生活を築き上げる、5つ目は、交通は誰もが人として幸せに生きていくための大切な人権であると述べられ

ています。

以上申し述べまして、質問に入ります。①です。

香北町白川地域の高齢者が、片道だけでも市バスが利用できれば、5年先にはここにいられるかどうかと話されました。昨年度は、計画を作成するに当たり、7月18日から27日の期間に、土佐山田町3地区、香北町3地区、物部町3地区でヒアリングをしています。毎年2地区以上で地域座談会を実施するというのですが、今年度の実施についてお伺いいたします。この計画の95ページに、そのことが書かれております。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市地域公共交通の事業で、市営バス等の改善のため市民ニーズを正しく認識することを理由に、地域座談会を年2回開催する予定でございます。今年度は、1月から3月の間に実施を予定しておりまして、対象地区は未定ですが、中山間地区を想定して準備を進めている最中でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 1月から3月に予定しているということですが、この地域座談会は、その場所で移動するときの困り事とか、いろんな意見を収集し、公共交通への反映を検討するということだと思えるんですけども、実際にそれを受けて、どういうところで、どの期間で、その受けた内容についての検討をされていますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

地域のニーズを募集するというのもございますが、もう一つの重要な役目として、公共交通の利用促進という部分もあります、当事者意識を持っていただくということもございます。収集した情報は、地域座談会によらず、常に寄せられております要望等を収集して、随時、利便性向上の検討はしておる状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 随時しているということですが、定住推進課内で検討しているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 定住推進課だけで決められる問題ではございません。当然、委託しておる事業者等との連携が必要になってきます。改善する内容に応じて対応が違うこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） その都度で対応が違うということですが、随時、意見交換などをして対応してきて、実際に座談会をしたところの住民の方への返事といいます

か、課内で話をした後、こういうことになりましたというような返事については、どのようにされていますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 意見を聴取するところと考えておりますので、特に要望があったところへの回答までは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そうしましたら、年2回座談会を開いて、そこではいろいろ、利用促進も含めるということでしたけれども、こんなにしてほしいという住民からの声を聞いた上で、担当の定住推進課、または、交通事業者等、その時々のあるれによって招集して話をし、その困り事を言った、座談会をしたところの住民には、特に返すことはないということですか。その後どうなったんだろうという声があると思うんですけど、こういうお話を検討していますよというような、お返事をするのがベストじゃないかなと思うのですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 地域公共交通計画は去年度3月に策定されまして、初めて実施する座談会でもございますので、いろんなパターンが考えられると思います。当然、内容に応じては、発言した方にお返しする場合もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そうしましたら、この計画を立てるときに、冒頭で述べましたように、冒頭というか①のところで述べましたように、土佐山田町3地区、香北町3地区、物部町3地区でヒアリングをしているわけですが、それに対していろいろ検討したと思うのですが、その結果といいますか、路線をどんなふうにするとかいうことについては、今後、返事をしていくことになるということですか、去年の夏のヒアリングについては。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 全ての座談会に、私も出席しておるわけではございません。何かを座談会で約束するとか、そういうような会ではございません。質問事項をあらかじめ決めておりまして、それにつきまして情報を収集しておる。計画をつくる座談会でございます、当然、そういうニーズは要望等に加わりますけれども、意見を聞いて、各種交通計画の後にあります各種事業につなげておりますので、特に回答を要するようなことはなかったと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 例えば、香北町清爪という地域、ちょっと北のほうに四、五軒あるんですけど、その地域の人たちが、座談会のときに、ここは市バスの県道ま

で遠くなかなか歩いて行けないので、デマンドバスでもあれば、何か交通機関がないだろうかという話をされたと聞いたので、それがもし検討されて反映されるのであれば、今度ちょっと変更があるときには変えることが可能なのかなと、その辺りの返事はできている状況なのかどうかをお聞きしたかったので、この質問をさせてもらいました。

次の、②に行きます。

市営バス路線は児童も利用しています。教育委員会とバス通学児童の状況は共有できているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

バス通学児童の情報につきましては、香美市には香美市立小中学校通学費補助金制度がございまして、自宅と小・中学校の距離が一定以上ある児童・生徒の市営バス利用料を減免する制度でございます。事務上、市営バス定期券の最長期間は6か月となっておりますから、毎年4月と10月に定期券を発行しております。この定期券発行のため、学校長から、通学証明書に基づきまして、教育委員会を經由した市バス利用者減免申請書が私ども公共交通の担当課に提出されておりますので、バス通学と児童・生徒の状況はお互いで把握されておると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

市営バス白川線ですが、白川を午前7時55分に出発し、大宮小学校前に午前8時4分着です。途中、五百蔵や有瀬には通学児童がいると思いますが、白川から乗車する子供はおりません。このような場合、白川の住民の方が使うのに、午前7時55分ではとても利用できないとおっしゃってございました。デマンドバス運行の検討はできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まず、エリア型デマンドバスの乗降場所についてでございます。時間が決まってくる定時定路型のバス路線、白川線と認識していただいて構いませんが、また、停留所から一定の距離がある地域であれば、地域からの要望により乗降・乗車場所の見直しを行っております。ただ、現在のデマンドバス、特に香北地区は、エリアが広いのはもちろんですけれども利用も多いのですが、今後の運転手とか車両等の増加は、ちょっと見込むのが厳しい状況となっております、人材の不足ですね。乗降場所の新規追加は、場合によりましては慎重に判断を行わざるを得ない状況ではございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そうしましたら、市営バスの走っている、北岸の県道を

走っているんですけども、その停留所から近くであれば、エリア型デマンドバスの停留所を設置することはできないということですよね。それは大体どれぐらいの距離なんですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し上げます。

明確な決まりはなくて、最初にデマンドバスを運行するときに、地区長の意見とかを聞きまして運行通路を決めております。一つの例としまして、五百蔵地区を定時路線が走っておりますが、上平には乗降場所がございます、有瀬とか。高低差がある、距離だけではないところがありますので、御参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 例えば、五百蔵の上平に行くところは、上側に住んでいる方が、下の県道の市バス路線まではとても行けるような距離ではないと考えられますので、地域住民との話合いの中でデマンドバスを行けるように設置したということだと思いますけれども、白川の場合、私がちょっとお伺いしたかったのは、今、実際に小学生が乗っていないので、白川に誰も乗らない車を走らせるのではなくて、もうそのまま五百蔵に行ってもらっていいので、白川で乗りたい高齢者のために、予約型デマンドバスに幾ら県道であっても変更できないかと思ったので、御質問させていただきました。また、そういうケースもあろうかと思っておりますので、御検討いただきたいと思います。

それでは、④に移ります。

福祉タクシーの補助対象額は、利用料金から1,000円を引く残りの半額です。片道1,000円なら対象になりません。今は、初乗り1キロメートルまでが560円、282メートルごとに80円加算されますので、2.4キロメートルで960円となります。補助対象額を、初乗り料金引く残りの半額補助への検討はできないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

福祉タクシー料金助成事業における助成金について、タクシー料金から560円を除いた2分の1の金額を助成する場合、令和5年度の利用実績を基に試算いたしましたら、費用が約1.2倍に増加する見込みとなります。さらに、これまで対象外であった近距離利用の申請増加、例えば、土佐山田町の市街地とかになるろうかと思っておりますが、そういう申請増加も予想されるため、財政的に現状以上の助成は難しいと考えております。

また、本事業は、最寄りの医療機関や量販店の減少が進む中山間地域の高齢者の利便性向上を主軸として考えているため、現行の制度を継続していく方針でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） なかなか難しい現状ではあると思います。ただ、私が住民の方からお伺いした内容を、少しお話しさせていただきたいと思います、なかなか難しいと思いますけれども。例えば、香北町谷相にお住まいの方がおりまして、三十代というバス停まで行くのに1キロメートル近くあるのですが、その方は山道をやつとの思いでたどり着いています。タクシーにされたほうがいいんじゃないかと言いましたら、福祉タクシーの場合は4キロメートル以上ありますので1,500円以上かかりまして、1,250円の自己負担が要るわけです。この方は、一人暮らしで80歳ぐらいの方なので、市バスが無料なんですよね。なので、無理してでも、足を引こずってでも市バスに乗らないかんがやということでございまして、停留所にはベンチもないと思いますけれども、そこに行きまして、行きはよくても帰りはまた荷物がありますので、なかなかまたその重たい荷物を持って山に帰って行くという生活を今しているんです。もし福祉タクシーの制度が、もう少し還元されるような制度にならないか、また、その市バスが走っているところなんですけれども、ちょっと上に上がったところ、それこそ先ほど課長が言いました、五百蔵の上の上平だけにはデマンドが行っているということもありましたので、可能ならばデマンドバスの運行ができないものかと思ったところです。またその辺りも御検討いただけたらと思いますが、どうでしょうか。福祉タクシーはこれでやっているから、もうこれ以上の料金改定はできないんだというのではなくて、もう少し検討してみようかなというふうに行ってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 同じ答弁になると思いますけれども。

高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 中山間でそういう御意見もあろうかと思いますが、現段階では、特に、物部地域の方々も1人当たり4,000円ぐらい多く費用を出されている方もいらっしゃいますし、また、香美市の財政的にも現状以上の助成は今のところ難しいと思いますので、現行の制度を継続していきたいと考えております。

以上です。

○13番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で3項目の質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目、子供の大切な「目と心」を守るために。

文部科学省が、全国の幼稚園や小・中学校、高等学校の5歳から17歳までの子供たちを対象に、令和4年度の学校保健統計調査結果を公表いたしました。それによりますと、裸眼視力が1.0未満の小・中学生の割合が、過去最悪の前年とほぼ横ばいの状態

であることが分かりました。裸眼視力1.0未満の割合は、幼稚園児24.95%、小学校37.88%、中学校61.23%、高等学校71.56%です。年齢が高くなると使用頻度も高くなり増加しております。この数字の全ての子供たちが近視であるとは限りませんが、そのうちの約8割から9割が近視であると指摘されております。

令和5年度児童生徒の近視実態調査事業におきましても、370方式視力測定法で裸眼視力の測定がB、CまたはDとされ、裸眼視力1.0未満の多くが近視であることが示唆されました。

近視は、遺伝的要因と環境要因との両方が関係すると言われておりますが、近年の近視の増加は、コロナ禍でタブレット端末やスマホの利用が増加して、近くを見る時間が長くなり、児童・生徒を取り巻く環境の変化が、裸眼視力低下の要因として考えられております。また、近視は、将来の目の病気との関係が大きいことが分かっております。多くの人は大人になると近視の進行が止まります。最近では、大人になっても近視の進行が止まらない人が増えているようです。理由といたしましては、スマホなどの普及と、近視になっても眼鏡やコンタクトレンズで気軽に矯正ができるため、近視になることを深刻に受け止めず、対策をしないことが挙げられるようです。

以上を述べまして、目の健康について順番に質問いたします。

①です。

子供たちの目の健診は、3歳児健診、就学時健診で実施されております。幼稚園・保育園では現在も実施していないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 公立保育園につきましては、令和5年度より、4歳児を対象に目の検査を年1回実施しました。令和6年度からは年2回実施しております。幼稚園に関しましては、現在のところ未実施と聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 令和5年度から実施していただいているということですので、それによって早期にいろんな対応ができると思います。また、今後ともよろしく願いいたします。幼稚園にもいろんな課題があるとは思いますが、ぜひそちらをクリアして実施できるように、よろしく願いいたします。

②の質問に参ります。

令和6年度から教科書が新しい内容になり、子供たちが学校の授業で使用していることを前提に、紙の教科書と同じ内容をタブレットやノートパソコンで表示できるよう電子化されております。デジタル教科書の普及について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 学習者用デジタル教科書は国から提供されているもので、今年度は、小学校5、6年生の児童と中学校全生徒を対象に、外国語、また、

一部の学校で算数・数学で利用できるようになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 一部の教科だけということですが、その他の教科につきましては有料になるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） デジタル教科書は無償化にまだなっておりませんので、今回、国で提供されているもの以外の科目につきまして利用したい場合には、有料で行うことになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） なかなか金額も結構高いと思いますが、それ以外の、例えば、理科とかの教科なんかも、これからまた検討していただけたらと思いますが、何しろ目に影響がございますので、そこはちょっと何とも言えないところではございます。このデジタル教科書によります、メリット、また、デメリット等もあるとは思いますが、使う時間によって、様々な不安はあります。

③の質問に参ります。

学校での、パソコンやタブレットなどの学習用端末利用時間について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在、どの学校でも、大体最低1日に1回はタブレットを使用しております。その利用時間につきましては、それぞれの学校によっても違っておりますし、学年や授業の中での利用の仕方なども違っておるため、はっきりとお答えすることは難しいと思われまます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 20日の学校訪問で行ったときに、結構、大宮小学校ではどの学年も使っているなと思いました。それ以外の学校等でも、以前よりはやはり使用する時間が増えてきているのではないかと思います。

2022年4月の読売新聞朝刊に「デジタル教科書を問う児童「目がもうダメです」という記事が掲載されておりました。パソコン、タブレットなどの学習端末の長時間利用で、子供たちの健康への影響が不安視されているという内容でございます。東京都の小学校で、総合学習の授業中に女子児童が、目がもう駄目ですと訴えたということです。また、大阪府でも、小学4年生の児童が、学校から支給された端末を持ち帰るようになり、視力が大幅に低下したとのこと。

文部科学省は、2021年10月から2022年2月にデジタル教科書の使用状況や

効果、そして課題などのアンケートを行い、小・中学生約6万5,000人が回答した調査結果によりますと、小学校の低学年では約3割、高学年になりますと約4割の児童が、授業後に疲れや痛みを感じていると回答しており、特に目の疲れを訴え、昼間に眠くなる児童が4割程度を占めているという結果が出たそうです。

④の質問に参ります。

学習用端末を使用しての授業後、首や肩が痛い、目が疲れた、目が乾く、眠くなる、夜なかなか眠れない、頭が痛いなどの疲れが出る子供たちがいるのでしょうか。また、調査はいたしましたか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在、タブレット端末を使用したことで身体的症状が出たという事例は確認しておりません。しかしながら、今後も状況を注視していきたいと考えております。なお、特に調査等は実施しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 確認していないということですので、子供たちに聞くと、そういった事例も全くゼロではないと思います。タブレット化から数年たちましたので、ぜひ、調査等をされて、目の健康についてアドバイス等をしていただけたらと思います。

⑤の質問に参ります。

香美市内の小中学生と中学生の裸眼視力についての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 全国的に見ましても、小・中学生の裸眼視力低下は、子供たちの成長に大きな影響を与える深刻な問題であると捉えられており、それは香美市においても同様であると認識しております。視力低下を防ぐために、家庭、学校、社会全体で協力し、早めの対策を講じることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど調査等はされていないということでしたので、裸眼視力で1.0以下の子供たちが香美市内にどれぐらいいるのか、多分把握できていないと思います。目にはとても大切なことですので、そういった調査等も含めてお願いいたします。

⑥の質問に参ります。

長時間利用で、子供たちの健康への影響が不安視されております。タブレットを利用するときの注意事項等の指導はどのようにしているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） タブレット端末を使った学習、スマートフォン等でのSNSや動画視聴、ゲームといったメディアの使用時間が年々増加する中で、目へ

の影響について心配される状況です。

各学校では、授業でタブレット端末を使用する際には、画面と目の距離を一定に保つことや、目を休ませるといった指導や、掲示物による啓発活動を行っています。また、養護教諭を中心とした昨年度の取組としまして、市内の4小1中学校を対象に、①寝る時間を決める、②寝る1時間前にはタブレット等は使わないというプチチャレンジを実施し、実施後にはアンケートにより子供たちの意識の変容について検証を行うとともに、この取組をおたよりで保護者に情報発信を行いました。ほかにも、1日の生活リズムを見直そう習慣や、メディア機器を上手に使うことを目的とした授業を行うなど、日常的に取組を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 4小1中学校ということですので、ほかの学校等はまだされていないと思うんですけども、その統計を基に、またほかの学校でも調査する必要がある可能性もあると思いますので、全体として香美市の子供たちの目を守るために、またいろんな施策をしていただきたいと思います。

次に質問です。⑦になります。

小学生の中には、友達とLINEをしている児童がおります。友人との間で心配される事案があったと聞きました。家庭でのスマホやタブレットなどの使用については、保護者の指導・協力がとても重要でございます。スマホなどでのいじめ、悪徳商法や、大変危険な闇バイトなどの犯罪から守るために、スマホ等の正しい使用の仕方、ルールの学習会は定期的実施しているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 日頃から、各学校では機会を捉えて児童・生徒への指導を行っております。併せて、講師を招聘し、保護者と子供と一緒に学ぶ機会を設けたり、PTA主催による講演会を開催するなど、未然防止に努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 様々な取組をされているようなんですけども、講師はどういった方でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今、市教育委員会で、ICTの委託事業を夢デザイン総合研究所にお願いしておるんですけど、そこの方が講師となって、子供向けの講義をしていただいたり、また、保護者の方に向けての講習をしていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 分かりました。子供たちには、具体的な例を挙げて説明して

いただかないと、1年生、2年生でスマホを使っているか、持っているかとなると、またそこはちょっと分かりませんが、中学年ぐらいになると持っている生徒もいるようですので、そういった子供たちに、どの学年にも、どの学校にも、しっかり講演というか、そういう勉強をしていただきたいと思います。本当に軽い気持ちで、簡単にお金が稼げるといったことは絶対ありませんし、闇バイトには絶対関わらない、そういったことに引っかけられない子供に育てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

友達同士でもいろんな話をすると思うので、そういったときに、ちょっと気になるなというところがあれば、すぐに先生にお話をしていただくとか、保護者にお話をしていただくとか、お互いに注意し合うこともすごく大事ではないかなと思います。また、子供があることないことをスマホで拡散するという言葉も聞いたので、ちょっとびっくりいたしました。こういったことはいじめや不登校となる可能性が出てまいりますので、誤った使用をしないよう、さらに御指導と啓発をよろしく願いいたします。

⑧の質問に参ります。

香美・香南ネット宣言について、アンケートを基にどのような活動をしているのでしょうか、また、保護者の関心度についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香美・香南ネット宣言は、平成28年に香美・香南PTA連絡協議会が主体となってつくられたものです。作成時にはアンケート調査などを行い、それを基に作成したものを市内の全小・中学校に配布されたと聞いております。また、香美市では、香美・香南ネット宣言を参考にしながら、各学校で取り組み方は違っておりますが、我が家のネット宣言などのルールをつくり、すぐやるなどで定期的に確認しながら、現在も継続して取り組んでいる学校もあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 大体のことは分かりましたが、保護者の関心度まではなかなか調べにくいのではないかなと思ったんです。アンケートを取ったけれども、その後、何のお手紙等も見っていないという声も聞きましたので、子供が見せていないのかはちょっと分かりませんが、せっかくできておりますので、制度の実用性に向けて、また御指導もよろしく願いいたします。

⑧の質問に参ります。

○議長（小松紀夫君） ⑨ですね。途中でずれたみたいですが、次は⑨です。

○7番（村田珠美君） ⑨ですか、失礼いたしました。

熱中症や紫外線などの影響にも配慮する必要がありますが、強い光を避けて木陰や建物の陰で過ごすことで、視力低下や近視の予防として屋外で過ごすことを、文部科学省では推奨しております。緊急性内斜視、視力低下による近視、心身的な症状など、様々な健康被害から子供を守るための対策についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） メディアと視力の低下の関連性を踏まえ、小学校では、熱中症や紫外線対策を行いながら外で遊ぶ時間を増やしたり、また、中学校では、体育保健委員会の生徒とともに集会で啓発活動を行ったり、視力に左右差がある児童・生徒に対しましては、近視が生じる目の仕組みや視力低下を防止するためのトレーニングなどについて、個別指導を行っています。

このような取組を通して、子供自身が目の健康を守る生活習慣を自分で選択できる力を育成したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） そういったトレーニングは、どの学校でもされているとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） やり方はそれぞれ学校によって違うと思いますが、中学校では、鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校でそれぞれの取組がされておると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 小学校ではなかなか難しいところもあると思いますので、保健の先生とかにまた啓発用のお手紙を時々出していただくとかいった形で、啓発していくようなことをお願いいたします。

また、子供の視力回復法としていたしまして、視力ケアセンターによりますと、1日2時間程度の太陽を浴びることとか、近くを見るときは正しい姿勢を取る、使うときは明るくして目の負担を避ける、バランスの取れた食事を取る、長時間物を見続けられないなどが挙げられております。こういったことを学校のどこかに貼るとか、自分の目は自分で守りましょうと啓発していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の大きな質問、小学校の気になることです。

児童・生徒が安心・安全に、また、快適な学校生活を過ごせるように、以下を質問いたします。

（1）です。校庭の雑草の管理についてです。

小学校や中学校のグラウンドは草が生えっ放しになっています。随分前は、どこの学校の校庭も、草は現在のように生えていませんでした。今はまるで校庭を使用していないみたいに、遊具の辺りなど、また、グラウンドの中なんですけれども、一部では草むらの範囲が広がり、根が広がり、生えっ放しになっております。コロナ禍や児童・生徒の減少で、愛校作業日の保護者が少ないことや、今年の猛暑により熱中症などの理由で屋外で遊ぶことが少なくなった、また、草引きを愛校作業日にできなかったのかとも思

いますが、このようになったのには様々な理由があるかと思えます。しかし、害虫被害や、石ころで転びけがをする、また、学校で蛇が出てきたという話も聞きました。草が茂っていると心配されることばかりです。学校により雑草の範囲は違いますが、校庭の管理について質問いたします。

まず、タブレットの写真資料を御覧ください。番号を書いておりますので、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、よろしく願いいたします。

最初は舟入小学校でございます。今、草が枯れておりますのでこんな形ですが、春から夏、秋口にかけては、本当にもう緑一色という形でございます。大分運動場に草が広がっております。

次の資料へ行きまして、草のアップの写真です。これも舟入小学校なんですが、じゃあ地面はどのようになっているのかなと思ひまして、アップの写真を撮ってみました。見ていただいたら分かると思いますが、もう本当にくわをどこに入れようかというぐらい密集しております。

次の資料ですが、イチョウの木が真ん中にある写真でございます。ここは片地小学校の桜のトンネルなんですけれども、左側の桜が古木となって、ちょっと木が倒れそうになっておりますので、安全性はどうなのかというところを、また一度調査していただきたいと思ひます。片地小学校も非常に草が生えておまして、こんな状態です。

次の資料に飛びまして、大宮小学校なんですが、木や枝等が茂って遊具の上に来ています。日陰にはなるんですけれども、今のところ若い木ですから、倒れてきたり折れたりするようなことはないかと思ひますが、ちょっと要注意かなと。

次の資料は片地小学校でございます。この資料とその次の資料、今もなおグリーンの芝が茂っております。

そして、7枚目の資料は大柵小学校でございます。大柵小学校もこのように草が茂っております。

次の写真資料を御覧ください。こちらを見ていただいたら、何の写真かなと思われると思いますが、よく見ると黒いものがいろいろと見えます。これはイシクラゲだそうにして、ネンジュモ科ネンジュモ属に分類されている藻の一種で、海にいるクラゲではございません。イシクラゲの特徴は、水分を含むとぷよぷよとすることで、まるで地面にワカメが生えたように見えます。土や芝生の上だけではなく、コンクリートの表面にも生息し、よく町や自宅の庭とかで見かけたことがあるのではないのでしょうか。イシクラゲは、このような乾燥状態でも死んではおらず、仮死状態で生存しているのですが、時期が来ると非常に広範囲に繁殖し、水分を含むとぷよぷよして、子供たちが滑ってこけたとも聞きました。サッカーゴールや児童クラブの周辺にあります。子供たちがここで大けがをしないように、早めに除去をよろしく願いしたいと思ひます。

それでは、先ほどの写真資料を基に質問いたします。①です。

児童が草むらで遊んでいて、害虫被害や、草・石などでけがをしたことはないのです。

ようか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 学校に聞き取りを行いましたところ、草むらのところだけではありませんが、グラウンドや校庭での虫刺されや、掃除中の草むしり時に草で手を切るという事例はあったようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） グラウンドでは、草の中に虫がわいて飛んできたりします。これは全く関係がないことはないのをお願いいたします。

②の質問に参ります。

校庭の樹木や草の手入れは、PTAも協力して樹木の剪定や草引きをしていると思います。現状をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各校様々ですが、基本的には用務員が手入れを行っております。また、愛校作業時も含め、保護者や地域の方がボランティアで草刈りのお手伝いをしてくださっている学校もあります。なお、樹木の剪定や消毒、夏休み期間の草引きなどは、教育委員会で業者等に委託をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 用務員はどこの学校も多分1人だと思うんですけども、なかなか1人で草の除去は非常に厳しく難しいと思います。地域の草刈ボランティアも、さっきの写真も見ていただいたら分かるように、上の部分だけをゴムみたいな草刈機で刈るだけでは、根っこは全て残ってしまうという状態だと思います。用務員は夏休みと春休み、冬休みはお休みですよ、そうすると、その時期はなかなか大変かなと思うんです。事業者とはシルバー人材センターだと思うんですけども、年に一、二回されているということですね。

各学校の先生方に運動場の管理についてお伺いしてみました。各学校では、委員会から委託しているシルバー人材センターにより、先ほどおっしゃったように年間一、二回の学校周辺の草刈り、庭木など低い木の剪定、大木につきましては業者に依頼して下さって、木を切ってもらっているということでした。

しかし、運動場の草はもう非常に広がり過ぎてお手上げ状態と、どこの学校の先生もおっしゃっていました。大栃小学校、香北中学校には、草そりのトラクターみたいなものが、トラクターという言い方をされたんですけども、ちょっと現物を見ていないので何とも分かりませんが、そういった機械があると。片地小学校の先生なんかは、もうそれを借りてきたいということもおっしゃっていました。それを買いたい学校もあるということでしたけど、なかなかそこまでには至っていないと。家庭数も大変減ってきた

ので、PTAの方とか子供たちにもなかなか、先ほどのようにもうじゅうたんのよう  
敷き詰めた状態では、一本一本引くこと自体が厳しくなっております。教育委員会に要  
望も出したけど、なかなか厳しいようでやってくれないとおっしゃってました。

近隣の南国市、香南市にもお伺いいたしましたところ、どこもほぼ同じような管理の  
仕方で、草が生えて困っているということでした。用務員の雇用形態を来年度に向けて  
ちょっと検討しているというところもあるようでした。

③の質問に参ります。

草引きで、子供、保護者、先生が一緒になって汗を流すことは、子供たちにとって、  
自分の学校を大切にすることを育てるための一つとなると思います。自分が働くことで  
きれいになった場所を見ると、勉強では得ることができない達成感が得られるのではない  
かと思います。草が少ない学校では、取組を検討していただきたいと思いますが、現在  
の状況では難しい学校ばかりでございまして、校庭の剪定、また、除草など、各学校で  
一度には難しいので、順番に業者へ委託して、公費で根こそぎ除けることはできないで  
しょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各校様々ですが、愛校作業時には保護者と児童が  
一緒に草引きを行ったり、美化委員会の呼びかけで休み時間に全校での草引きを実施し  
ておる学校もあります。先ほどの質問でもお答えしましたが、樹木の剪定につきましては、  
教育委員会で業者をお願いしておりますが、予算の都合上、現在のところ隔年実施  
となっております。また、これも予算の都合もあり、他の事業との兼ね合いもありますが、  
今後はグラウンドの整備も行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 樹木のほうは、業者の年一、二回で何とかなるとは思うんです  
けれども、雑草がこれだけ広がってしまうと、愛校作業だけではとてもではないけれど  
も無理です。グラウンドの整備も今後検討してくださるということですが、このように  
草が茂っているのを、学校訪問で県外からおいでの方々もいらっしゃると思いますし、  
運動場にはどうしても目がいてしまいます。校庭の現状を見て、このままでいいと思  
う方はいらっしゃらないと思うんですけれども、写真資料でも見ていただいたように、  
根が張り過ぎて、草が密集してくると、今度はダニがわいてまいります。草むらに  
いるダニは人の血液を吸って大変なことになったりしますので、ぜひとも令和7年度から1  
校ずつでも業者に入ってきていただき、草を根っこから取り除くようにしていただきたい  
と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育委員会と協議しまして、対応してまいりたいと思いま  
す。

- 議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。
- 7番（村田珠美君） 教育委員会との協議ということで、市長もきっとさっきの写真資料等を見ていただいたので、重々分かってくださっていると思います。企画財政課長、よろしく願いいたします、一言もし何かあるようでしたらお願いしたいですけど。
- 議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。
- 7番（村田珠美君） ぜひ検討をよろしく願いいたします。  
それでは、（2）の校庭の遊具についてです。  
学校での遊具の役割は多岐にわたり、身体能力の向上やコミュニケーション能力の育成、想像力の発揮など、児童の成長に深い関わりがあります。また、社会性を身につけるための重要な場としての機能があり、遊具の果たす役割は大変大きいと思います。  
質問でございます、①です。  
校庭の遊具、ブランコ、滑り台、うんてい、ジャングルジム、鉄棒などの遊具の点検はどのようにされているのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 学校の遊具の点検につきましては、各学期ごとに教員による点検を行っており、数年に一度専門業者による点検を実施しております。  
以上です。
- 議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。
- 7番（村田珠美君） 点検はしっかりされているということですので、安心しております。ある学校の先生にも、ジャングルジムは上の塗装がきれいであっても、足元がさびていたりもあるので、そういったところもしっかり見ていますとお聞きしておりますので、一安心でございます。  
②の質問に参ります。  
学校の規模により遊具の数は違うと思います。ある学校では、ブランコが少ないから増やしてほしい、大栃小学校にあった遊具があるとうれしいと子供たちからも聞きました。今のはちょっと飽きたという、本当にかわいらしい子供たちの声も聞いております。今後、遊具について、種類などを見直していく予定はあるのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） 学校からの要望などがあれば検討もしていきたいと思いますが、グラウンドや校庭の広さの関係からも、現在のところ見直しの予定はございません。また、遊具の劣化等による撤去の際には新たな遊具の導入が必要となりますので、その際には学校とも相談していきたいと考えております。  
以上です。
- 議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。
- 7番（村田珠美君） きっとそのようなことだと思っております。  
大栃小学校にあった遊具というのは、資料の最後の端の遊具でして、子供がボールみ

たいな上に座って、ざーっと流れていくこの遊具は、結構人気があるようでして、この日もここだけで遊んでいる子供が多かったようです。

子供たちは学校で遊ぶことが大好きだと思います。学校で遊びたいが、草も生えているし遊具も少ない状況です。先ほど、教育委員会とも相談しながらとおっしゃっていただきましたので、子供たちの希望を聞いて検討していただきたいと思いますし、草についてもよろしく願いいたします。

香美市で公園がない校区の子供たちが大勢います。昨日も同僚議員への御答弁でも聞いておりますけれども、公園を新たに造ることはなかなか大変だと思いますので、学校が一番の遊び場になるのではないかと思います。学校の運動場開放を検討していただき、子供たちがなれ親しんだ学校で遊ぶという、子供の記憶に残してあげたいと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。再度、運動場の整備等、設置場所のある学校には遊具などを充実させて、子供の遊び場をつくっていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

(3) 学校のトイレについてです。

文部科学省が2023年9月に発表した統計によりますと、公立小・中学校のトイレのうち、洋式は68.3%となり、和式31.7%を大きく上回る結果が出ました。政府は、2025年度までに学校トイレの95%洋式化を目指しております。

①です。

香美市小・中学校の和式と洋式の割合をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香美市小・中学校の校舎内では、10校中7校が全て洋式、3校が洋式と一部和式になっております。これは、改修の際に学校の要望を確認した結果となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、②の質問に参ります。

和式トイレについての認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 学校により異なっておりますが、一定必要との声があるのは事実です。和式トイレに対する認識としましては、個人の経験の価値観によって大きく異なるものと考えます。近年は、バリアフリー化や衛生面の観点から、洋式トイレへの置き換えが進んでおりますが、和式トイレにつきましても、今後も一定の需要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 私もそのように思います。子供だけではなくて大人もいらっ

しゃいますので、この3校につきましてはそういった声があるということだと思います。  
それでは、③の質問に参ります。

洋式トイレの暖房便座、温水洗浄便座、洗浄の自動化についてはどのような状態でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今年度、片地小学校の暖房温水洗浄便座化を予定しており、これにより、校舎につきましてはの暖房便座、温水洗浄便座化は、全校完了となります。体育館につきましては、小・中学校合わせまして10校中7校が暖房温水洗浄便座となっております。洗浄の自動化につきましては未実施となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ④の質問をもう課長が答えてくださったので、④はこれで終わりたいと思います。ぜひとも今後よろしく願いいたします。

それでは、大きな3つ目の質問に参ります。ウエルカムを形で伝えるにはについてでございます。

市民の方から、香美市の伝統フラフを声かけをして譲っていただき、物部川の堤防などに立てたら、来た人や子供たちには、香美市での思い出が心に残ると思うよ、こいのぼりも譲ってもらって一緒に泳がせたら、子供も大人も喜ぶと思う、また、別の方からは、道が渋滞していたら来てくれた人に気の毒やね、交通渋滞で香北町まで行くのを断念した人へのおもてなしとして、山でも見て楽しんでもらうことを考えることは大事と思うよと聞きました。フラフ、こいのぼりは寄附していただくことにはなりますが、広報香美などで声かけもできるのではないのでしょうか。ずっとということにはならないと思いますので、ゴールデンウィーク中とかに期間を限定して、フラフやこいのぼりを上げられることを期待して質問いたします。

①です。

朝ドラ「あんぱん」関連のフラフは、アンパンマンミュージアム広場前に掲揚する計画と、それ以外の掲揚場所はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

本年度予算化しております、朝ドラ「あんぱん」フラフ作成後の掲揚場所につきまして、令和7年度は健康センターセレネ広場での掲揚を計画しております。なお、掲揚場所に関して、令和8年度以降はニーズに応じて柔軟に対応することが可能と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 令和7年度は健康センターセレネ広場のみということですよ

ね、大体何本ぐらいになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 発注はまだですが、基本的に1本の予算を計上しております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 1つのみということは、かなり大きい物でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 大きさ的には、通常皆さんが認識しているフラフ、ちょっと大きさを何というのかは分かりませんが、そのくらいだと思っていただいて結構です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 柄につきましては、香美市の伝統的なフラフじゃなくて、朝ドラ「あんぱん」のキービジュアルとかのデザインを予定しておりますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 予算計上時はちょっとイメージが違ったのですが、いろいろと内容等を協議するに当たりまして、御指摘のキービジュアルを用いたフラフ作成なども、候補として挙がっております。今のところ未定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは楽しみにしております。

先ほど、令和8年度以降は柔軟に対応とおっしゃっていましたが、予算的な面からそういった御答弁だったのかはちょっと分かりませんが、せっかくだったら令和7年度にやらないと思ったりもするんですけれども、香北町だけではなくて大栃とか土佐山田町にも、1本ずつぐらいどこかにということは考えていないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

考えていないというお答えにちょっとなってしまいますが、当然ながら、上げるにはポールが必要であったりとか、朝晩の掲揚と降納が必要になってまいりますので、どこでもはちょっと難しいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、②の質問に参ります。

フラフの提供があると、デザインからも迫力のあるものになると思います、これは従来のフラフのことですけれども。フラフやこいのぼりを、物部川や香我美橋、町田橋、佐野大橋とか秦山公園などに立てることはできないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ゴールデンウィーク期間を中心に、秦山公園とアンパンマンミュージアム北側芝生広場の2か所でフラフの掲揚を行っておりますが、雨天時や強風の際には損傷や劣化を招きますので、掲揚は行っておりません。また、掲揚を行っている時期は風が強く吹く季節でもございますし、さらに、橋には川からの風が強くなったりもしますので、安全性などを考慮いたしまして、今のところ、この2か所以外での掲揚は考えておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 確かに、そういった心配をされることは重々分かっている質問ですけれども、もし、大きさ等もあるでしょうけれども、ここだったらできるというところがありましたら、またそんな計画もありかなと思いますので。以前、物部川の堤防沿いにずっと、フラフを見事に並べて立てていたことがあるんですけども、あれもどうしてやまったのか、いつの間にかやまってしまいました。河川敷ではいろんなお店が出たりしてにぎわっておりましたが、そういったことも再度できるようであれば、すごくいいのではないかなと思いますので、また考えてみてください。

それでは、③の質問に参ります。

今年の3月定例会議で、香北町の入り口に「やなせたかしさんのふるさと」というような看板をと質問いたしました。御答弁では、周辺を整え、検討して下さるとおっしゃっていただきました。そして、前回も百石町の花壇のことをお聞きしました。その後についてですけれども、県道にウエルカムボードでおもてなし掲示板の計画はどこまで進んでいますか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 市でのウエルカムボード新設は考えておりません。

ライオンズクラブでキービジュアルを使った看板に塗り替えてくれる話などが今進んでいる状態ですが、市での新設ではありませんので、あくまでもそういうことを聞いているという段階です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は12月12日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

(午後 2時17分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第4号）

令和6年12月12日 木曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第4号)

招集年月日 令和6年11月29日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日木曜日(審議期間第14日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 4番 | 西村剛治 | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 5番 | 西山潤  | 15番 | 利根健二  |
| 6番 | 森田雄介 | 16番 | 山本芳男  |
| 7番 | 村田珠美 | 17番 | 山崎眞幹  |
| 8番 | 小松孝  | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番 | 舟谷千幸 |     |       |

欠席の議員

10番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|                 |       |        |      |
|-----------------|-------|--------|------|
| 市長              | 依光晃一郎 | 福祉事務所長 | 野邑裕永 |
| 副市長             | 村上真祥  | 市民保険課長 | 萩野貴子 |
| 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | 竹崎澄人  | 建設課長   | 野村文紀 |
| 企画財政課長          | 黍原美貴子 | 商工観光課長 | 門脇正人 |
| 税務収納課長          | 猪野高廣  |        |      |

【教育委員会部局】

|          |      |          |      |
|----------|------|----------|------|
| 教育長職務代理者 | 宮地憲一 | 生涯学習振興課長 | 小松幸春 |
| 教育次長     | 中山泰仁 |          |      |

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 議会事務局長  | 一圓幹生 | 議会事務局書記 | 今井沙織 |
| 議会事務局書記 | 横田恵子 |         |      |

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

な し

**議事日程**

令和6年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第14日目 日程第4号)

令和6年12月12日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 17番 山崎 眞 幹

② 4番 西村 剛 治

③ 6番 森田 雄 介

**会議録署名議員**

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして順次質問を許可します。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） おはようございます。17番、山崎眞幹でございます。無党派でございます。1年もあつという間に過ぎまして、いよいよ来年の「あんぱん」放送がそこまで迫っています。今回、自分は11番目ということでこの順番になったんですけど、いつもは自分が抽せんくじを引くんですけど、今回は同僚議員にお願いして引いてもらいました。絶好の場所を引いていただきまして大変感謝しております。来年の「あんぱん」に向けて、皆さんが少しでも幸せになれるように質問していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず1点目、教育長不在問題からでございます。

教育長の不在が長期になっているために、各方面から心配の声が上がっております。人事案が否決されたことを報じた5月22日付の高知新聞の記事では、依光晃一郎市長は全くの想定外だとし、今後、議会側に理解を求めた上で6月以降に再提出する考えを示したと報じられております。6月以降から既に6か月が経過しましたが、市長は再提案に向けて、依然、慎重な姿勢を続けております。

教育長の職務は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮・監督することであり、長期の不在は本市にとって好ましいものではなく、朝ドラ「あんぱん」の放送により本市の知名度が爆上がりするのは間違いのないわけですが、それでも、「愛と勇気の物語のまち香美市」に暮らす幸せ感、私が言っているG k Hのことなんですけれども、このマイナス要因となっている事態は早急に解消しなければならないと考えております。また、昨日の一般質問でも、大栃小・中学校の統合案についてという質問事項の中で、同僚議員から、市長の信頼する教育長の下でという言及もございました。

教育委員や議員に意見を聞く機会を設け、自身が説明を重ねて理解を求めるという趣旨で、議長及び副議長を進行役として行われた市と教育委員の皆さんとの間での話し合いは、10月9日から11月25日まで都合6回行われ、11月25日をもって一旦終了になりましたけれども、話し合いの内容は議事録を閲覧した議員には共有されております。

そこで、これまでの議論の流れを踏まえつつ、市長の再提案に向けて障害となってい

ると思われる2つのポイントを中心に、まずは一定の整理を行いたいと思います。

それでは、①です。

市長が所信表明で触れられていた、山田小学校、鏡野中学校PTA会長、校長会での意見交換の際に市長が行った説明の概要と、相手方から出された質問や意見等の概要をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、教育長不在が長期化しておることにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。

御質問ですが、山田小学校、鏡野中学校PTA会長につきましては、10月22日にお二人で市長室に来ていただきまして、御要望をお受けいたしました。具体的には、教育長不在問題の早急な解決に関する嘆願で、1、教育方針の決定や遅延、2、学校現場の不安定さ、3、地域全体の教育レベルの低下への懸念という3つの視点で御意見をいただきました。この要望につきましては、11月6日に私から書面で御回答させていただいております。内容は、教育長決定に至らない理由、教育委員4人との話合いの論点、そして、そもそもこの問題は、将来の香美市の教育に関わる大きな論点であるので、私と教育委員4人だけで議論するのではなく、PTAの皆さんとも議論すべき内容であるとの考え方から、私自身がPTAの皆さんに御説明させていただく機会をつくっていただきたいと書かせていただきました。

また、校長会の皆さんにつきましては、11月13日に校長先生10人全員でお越しいただきました。教育長不在状況の早急な解決に向けた要望書ということで、具体的には、宮地教育長職務代理者をトップとする教育委員会体制への御心配、また、保護者や地域の方々の協力をいただきながら発展してきた、香美市の教育の特色が失われることへの不安などでした。私からは、これまでの経緯を御説明し、校長先生お一人ずつから御意見をお聞きいたしました。このお話から私が感じた、校長先生たちが特に御不安に思われている主な内容は2つでした。1つ目は、来年度予算に関すること。このことにつきましては、私が直接学校ごとの要望を把握する旨をお答えいたしました。本来は教育長を間に挟むのですが、これまでも、予算につきましては前教育長とはやり取りをしたことはありませんでしたので、学校関係予算につきましては、来年度はむしろスムーズな予算編成になると考えております。全体的な予算を見ながらですが、できる限り校長先生の御要望に沿って予算化する旨をお約束しております。2つ目は、来年度の教員人事についてです。このことにつきましては、私の力ではどうしようもないため、おわびを申し上げます。一方で、高知県教育委員会の長岡教育長からは、教育長がいなくても、香美市教育委員会が他の市町村より見劣りする体制にはならないとの確約をいただいております。私としましては、校長先生のお手を煩わすことは避けたいという思いから、PTAや保護者から教育長問題について学校長にクレームがあった場合には、私が直接出向いてPTAや保護者とお話しさせていただき、学校長の負担になら

ないよう対応する旨をお約束いたしております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それでは、先ほどの市長の説明にもありました、まず、障害となっていると思われる1つ目のポイントです。教育委員との合意について、ちょっと確認していきたいと思います。

②です。

市長は、11月11日の土佐山田小学校PTA会長に宛てた嘆願書への回答の中でも、香美市におきましては、教育委員4人の御了承をいただいた後に、議会にお諮りすることが慣例となっておりますと、教育長の選任については、教育委員の合意を得た後に議会に提案したいと、このようにおっしゃっていたと思いますが、教育委員の皆さんも同様の見解なのか。つまり、市長の再提案に際しては、教育委員の皆さんの合意が必要だと考えておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） おはようございます。お答え申し上げます。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、市長と教育委員の話し合いにつきましては、10月9日から11月25日まで6回行いました。その際、教育委員としましては、9月定例会議で御答弁申し上げましたとおり、前教育長ではなく、別の方の名前を挙げて話し合いに臨んだものでございますが、市長が5月臨時会議で提案して否決された方に一貫して固執されましたため、合意には至らなかったのが現状でございます。11月13日に市長と話し合いをした際には、我々教育委員は市長が5月臨時会議で提案して否決された方については合意しませんと、しかし、教育長不在の状態がこれ以上長く続くことは、子供たちや保護者、市民に対する教育行政が進展しないので耐えられないと、議案提出権は市長にしかございませんので、どうぞ議会に議案提出をしてくださいと市長に申し上げました。これが教育委員全員の最終的な結論でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ちょっと確認ですけれども、議案提出をしてくださいという事は、別に合意は必要でないという理解でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、市長には議案提出権がございますし、教育委員にはございませんので、市長の権限に沿ってどうぞお願いしますという意味でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 分かりました。この合意ですけれども、ちなみに、平成2

7年3月31日までの旧制度では、市長が議会の同意を得て非常勤の教育委員を任命して、そして、教育委員会がその中から常勤の教育長を任命するという立てつけでございましたので、教育長は教育委員の合意があって選ばれている形にはなっています。そうですね、合意は必要ないということ。

③です。

これはちょっと適当かどうか分かりませんが、取りあえず通告しましたのでお尋ねしたいと思いますが、両者の合意が提案に向けた必要条件であるとするならば、この件はどちらかが入れ替わるまで解決しないと思いますけれども、それぞれの見解をお尋ねしますということで一旦お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、合意に私自身がこだわっている理由は、やはり市長部局と教育委員会は一体でまちづくりを行うべきだと思っております。これまでの議会でもありましたとおり、香美市の教育行政を考えたときに、建物を建てる時であるとか、執行部との責任のなすり合いみたいなこともあったと思っております。市長として、その部分は解決したいと思っております。

また、今回、その合意というところにこだわるもう一つの理由につきましては、やはり、私と教育委員の皆様との意見の相違が、議会の皆様方から不安視されておるので否決になったと、私自身は理解しております。この点に関しましては、私が提案した方に問題があるのではなくて、これまでの考え方の違いが大きいものと思っております。私は、生涯学習という社会人まで含めた教育の在り方、教育行政を望んでおります。一方で、教育委員の皆様方は、義務教育に特化した形で思われております。ここのところが一番大きなポイントではないかなと思います。教育委員の皆様方から御推薦いただいた方につきましては、実は2月14日にも挙げられていた名前でありました。なぜ私が提案した方が駄目なのかということについては、教育委員との話合いによりまして、義務教育籍ではない方を御提案したことが、教育委員の皆様には御納得いただけない理由であると考えています。

そして、私自身が今後どうしていったらいいのかを考えたときに、住民の教育委員会へのニーズは、例えば、高等学校等奨学金廃止について署名運動が起こったように、高校生や大学生への支援、また、先日議会からいただきました、香美市外の高等学校に通学する者への対策も視野に入れた新たな支援策を行うという提言など、義務教育を超えたニーズがございます。本定例会議冒頭で提案させていただきましたが、PTAや住民も含めて議論すれば、教育委員の皆様にも、私が言う高校生や大学生も含む生涯学習支援都市という考え方への御理解が得られるのではと考えております。私としましては、引き続き教育委員の皆様に分かっていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

先ほど市長がおっしゃいましたけれども、私も市長と教育委員会が一体となって行政を進めていくことについては、全く異論はございません。後段に言われました、いわゆる生涯学習と義務教育につきましては、若干、考え方に相違がございます。これについては、何度もこれまで市長にも申し上げてきたわけですがけれども、なかなか分かっていただけない部分もございました。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、市長には提案権がありますので、議案提出をしていただければと思います。ただ、何度も言うておりますけれども、人事案でございますので、我々教育委員は、市長が5月臨時会議に提案して否決された方については、合意はできないのが見解でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ちょっと自分の意図しているところと違う答弁をいただきました。もっと簡潔でいいんですけれども、解決しないのか、するのか、どちらかが入れ替わるまで解決すると思っているのか、そうじゃないと思っているのかだけを聞きたかったんです。お願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今のところはそういうことかなとも思いますが、私としましては、しっかり努力したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答えします。

どちらかが入れ替わるまでとは考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） じゃあ、取りあえずこの部分は一旦ここまでにして、次、④に行きたいと思えます。

市長が提案をためらうに2つ目のポイントとしては、人事案を二度にわたって否決されることは自身の進退に関わることだという、自身の発言だと思われまますけれども、この点に関して、教育委員の皆さんの見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

市長の御発言につきましては市長御自身のこととございまして、我々教育委員会としての見解は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 差し控えることは、関わるかもしれんし、関わらんかもしれんということですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） ここでは見解を述べないということでございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ということだそうでございます。

じゃあ、⑤に移ります。

両者はこの間十二分に協議を行いまして、市長が教育委員の質問等についてそれぞれに見解を述べております。議員の皆さんには、先ほど申しました議事録を共有していますので、読まれた方は分かると思います。教育委員は、市長の推す人物が誰で、どのような理由から推しているのかについては分かったけれども、その提案には合意できないという理解で、これは何度も確認してごめんなさい、いいのかをまず一旦お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それでは、⑥です。

ここで、なかなか市長は、すぐ次に向かって提案しそうにないので、何とか、そうじゃないよと、すぐ提案してもいいし、しなきゃ駄目だよということを、ちょっと言わせてほしいなと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の任命は、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するとされております。この法律の改正に当たって、衆参両院で行われました国会議論を集めた、地方教育行政改革と新しい教育委員会というレポートでは、教育長の資格要件、教育行政に識見を有するものの意味に関して、新教育長は行政法規にも通じ、組織マネジメントにも優れるなどの資質が求められることから、法律上、教育行政に識見があるものという要件を定めており、この教育行政に識見があるものとは、教育委員会事務局や教職員の出身者だけではなくて、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当すると考えているという旨の答弁がなされたこと、また、議会同意に際しての資質・能力チェックとしてまとめられた文章では、首長による教育長の任命に際して議会に期待される同意プロセスの在り方に関して、新教育長についてはこれまで以上に職責が重くなることを踏まえ、例えば議会同意に当たって所信表明を聴取するなど、議会において教育長の資質、能力をより丁寧にチェックすることが期待される旨の答弁があります。加えて、教育長任命に当たり議会の同意を必要とする理由に関して、重要な職責を担う新教育長の人選はこれを慎重に行い、ふさわしい資質能力を担保し適材を確保する観点からである。議会の議員の所属政党は構成が様々で必ずしも政治的に中立ではないからで、議会同意は教育の政治的中立性の担保のための手段ではない旨の説明があったと記載されております。

す。

これまでの本市議会の慣例としては、人事案について質疑、討論を行わないということがありまして、私自身もこの部分を見落としていましたけれども、市長もこの部分の重要性を認識し切れていなかったと思います。今回の事態は、教育長の任命に至って、これらの意味を理解して手順を踏まなかったことが招いた結果ではないかと考えております。ここのところですね、さっきも言いましたけど、議会同意に当たって所信表明を聴取するなど、議会において教育長の資質、能力をより丁寧にチェックすることが期待されるという部分なんですけれども、このことについては市長も足りなかったということで、再三にわたって反省の弁も述べられておられます。

法改正の趣旨について、当時の下村文部科学大臣は、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、1つは教育行政における責任体制の明確化、2つ目に迅速な危機管理体制の構築、3つ目に地域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、4つ目にいじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることなどによって、教育委員会制度の根本的な改革を行おうとするものであるという旨の説明を行っております。

本市も、一日も早く改正の趣旨に沿った体制を整え、必要な教育行政の推進を図るべきだと考えます。提案権は市長にのみ与えられておりますので、議会に対して再度所信表明を行った上で、一日も早く再提案を行うべきだと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私は、これからの教育長像に関しましていろんな課題があると思っております。それをしっかり解決していける方にやっていただきたいと思っております。人口推計に基づく今後の子供の数を考えたときに、このままでは将来的に小・中学校の統廃合、そして、山田高校も存続できなくなるのではと、私自身が危機感を持っております。そういう意味では、10年後、20年後の教育の在り方をも考えて、生涯学習支援都市という特色あるまちづくりを掲げ、市長選挙にも立候補し、今ここに立たせていただいております。この考え方を実現するためのプロセスとして、今、教育委員の皆様と話し合いを続けているという認識でございます。教育委員の皆様としっかりした合意が得られないままに教育長を選んでも、結果として、私の考える市の将来ビジョンとのギャップから、市政の運営はスムーズにいかないのではと考えております。

また、所信につきましては、教育長を選ぶ際、議会の皆様方に資質をチェックしていただくことにつきまして、例えば、新しく教育長になられようとする方が所信を述べられる。私自身も、提案説明を5月臨時会議でさせていただいたときには、一定、私がお願いしたいという方のこれまでの御経歴も披露し、こういった方ですということ、ある意味、自信を持って御提案させていただきました。当然、議会の皆様方も御納得いただけるであろうと思っておりましたが、そこではなくて、やはり、教育委員との合意が

得られていなかったことに対する御不安から、否決されたものと思っております。そういう意味では、私自身の進退ではなく、そもそも香美市の教育がどうあるべきかというところを、今、しっかりやらなければいけないと思っておりますし、冒頭に述べましたように、10年後、20年後の人口推計も含めまして、ちょっと時間はかかっておりますけれども、しっかりベクトルを一致させることが、10年後、20年後の香美市にとってもいいことであろうと思っております。

提案に関しましては、私の考える義務教育だけではない、社会人も含めた生涯学習というまちづくりをするのか、また、教育委員の皆様が言われるように、小・中学校だけでいいんだという教育行政の在り方なのか、そこを住民の皆様にお聞きするような機会も必要ではないかと考えています。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 市長の言われることは一定理解するものでありますけれども、そこまでかたくなにやる必要もないなとも思っています。教育委員と教育長の立場というものは、教育委員は教育長に対してチェックする機能を持たされているわけですね。だから、そこにおいて、市長がこれまでもずっと述べられてきて、同じ方なんですから、そこが変わらない以上、そこに置いてみて、上げてみて、やってみて、もう少し議員の皆さんにもね、自分はさっき言ったように、これまでの慣例があって、それほどどういう方なのかをチェックするという気持ちというか、議会としてですよ、議員個々の話ではなくて、議会としてチェックするという気持ちは、あんまり自分自身も含めてなかったんじゃないかなという気がしてるわけですね。だから、そのところの思い違いもあるし、あと、やっぱり市長が提案する方が、これこれの目的でこういうことを期待してお願いしますと、それに対して、教育委員は同意、合意するんじゃないくて、その方が、市長の言われるようにちゃんと任務を遂行できるのか、しているのかをチェックすることが期待されていることなんですよね。

だから、もうこれ以上、ある種言葉が正しいかどうかは分かりませんが、こういう事態を長引かせる必要はないと、教育委員も別に合意は必要ないとおっしゃっているし、これ以上幾らやっても、合意なんてことにはどう考えても行き当たらない。市長の言われることは分かりましたと、じゃあ、おやりになってみてくださいという状態じゃないかなという気はしないでもないですけど。そのところは、やっぱりもう早く一旦決断したほうが、皆さんの安心でもないですけど、次のステップに向かって道が開けるといえることになると思うんですけども。市長の言われる説明したいということは分かりますけれども、もう説明しても、結局、その方がそのポジションに行けなければ、確かに教育振興基本計画がありますけれども、行けなければ、言われることはある種実現できないわけで、新教育長の任期は3年になっていますが、その3年の意味は、市長が4年の任期ですので、その市長が4年の任期のうちに一度は自分の思う教育長を提案できると、その権利を担保している制度なんです。だから、もう早く、

私の考えとしては、多分、いろんな嘆願書を出している皆さんもそういう意味合いで話をされていたと思います。ある種かたくなというか、自分が見たらそう見えるがですけど、それはもうちょっとこう柔らかくじゃないけど、取りあえずもうその人しか出す人がいないわけですから、議員の皆さんもずっと聞いてきています、見てきています中で、本当にどこかが変わるとかいう話になってくると、市長の在任中に一度も自分の思う教育長を示せずに終わる可能性だってあるわけで、どうですか、やっぱり指名しませんか、朝ドラ「あんぱん」が始まる前に。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども御提案がありましたので、議会の同意でありますし、私自身が言ってしまったことではあります、2回否決したらという話もありますので、ちょっと議会の皆さんともしっかりと相談させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 議会としっかりと相談というか、協議をするようにと国のほうでも言っていますので、そこのところをよろしく願いして、本当は分かりましたと言ってほしかったんですが、なかなか説得力がなくて申し訳ないですけども、この制度の意味合いについては一旦ちょっと整理した上で、もう次に進むべきだという話は少しできたかなと思いますので、この件に関してはこの辺でとどめておきたいと思いません。

次に、2点目の地区計画についてお尋ねしていきたいと思えます。

去る11月24日に、香美市街化調整区域における地区計画づくりワークショップが、片地地区多目的集会場で行われ、神母ノ木地区での地区計画について説明を受け、ワークショップを行いました。このことに関連し、以下にお尋ねいたします。

①です。

参加人数をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

18人の参加をいただきました。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 18人ですね。どうですか、参加者は思っていたとおりののか、ちょっと少なかったのか、多かったのか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 正直言いますと、当初予定していたより多かったので急遽机と椅子を慌てて出したような状況で、大変ありがたかったです。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） そうですよ、ばたばたしましたね。

②です。

参加者の中にも、都市計画や地区計画についての認識の違いがあったと思いますけれども、行って見ての率直な感想を一旦お伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

地区計画というなじみのない専門用語、また、分かりにくい制度ということもございまして、実際に身近にあります地区計画、香美市土佐山田町の前山地区では、地区計画で実際にやっておりますし、南国市の植田団地など、実際に地区計画を利用して整備された事例も交えて、御紹介、また、説明を行わせていただきました。

この地区計画の策定というのは、住民の方や土地の利害関係者などからの御提案によりなされる場所もあるのですが、今回は市が主催でワークショップを実施したということもございまして、香美市が地区計画をつくるのかとか、既存の集落の区画整理を市がするのかという御意見もいただきました。

また、御説明した後は、この辺りの場所がいいのではないのかとか、道路の幅員はこれぐらいは欲しいよねといったような、活発な御意見も出されたように感じております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎真幹君。

○17番（山崎真幹君） 4班に分かれてワークショップをやりました。私も参加していましたが、先ほど課長が言われるように、そのグループによっては、本当に都市計画を行政がやるのかとか、地権者にも何人かに声をかけていましたので、その人たちにとってはまたちょっと違うイメージで受け取られたようなこともありました。相対にやってよかったなという感想でございます。

③です。

結果等については、年内に取りまとめを行い公表するとのことでしたけれども、その後は、策定に向けたもう一段の働きかけを行うのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

11月24日に開催させていただきましたワークショップの内容につきましては、取りまとめをさせていただいたものを、御参加いただいた神母ノ木地区の方に、自治会長を通じて回覧させていただきたいと考えております。また、その成果品につきましては、年度末までに取りまとめましたものを、ホームページ上に掲載するよう考えてございます。今回御参加いただきましたワークショップでつくっていただきました、地区計画のモデルケースにつきましては、最終的にホームページにも掲載はするんですけれども、それだけではなくて、窓口に来られました不動産会社の方、また、開発業者などへも、神母ノ木でワークショップをした結果、地区計画について地元ではこういうお考えがあるんですよと、こういったモデルケースをつくっていただいたんですよというのを、担当から御説明をするように考えております。

また、今後、そういった取組とか公表によりまして、御興味を持たれた開発業者がお

られましたら、実際にこの地区計画策定へ前進していただけるんじゃないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ぜひ、一步も二歩も進んでいけたらいいな思っております。神母ノ木地区は、本当に前からずっと言わせていただいていますけれども、過疎化が進んでいまして、これがどうもならんという形で、計画でつくったあの地域に、例えば、10軒、20軒できても大して変わらんのではないかという意見もあるんですけど、いや変わるよということ言わせてもらっているんです。

④に移ります。

片地地区以外にも市街化調整区域はありますけれども、それらの地域でも同様の働きかけを行う予定があるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

今回、県で市街化調整区域の地区計画策定の緩和がなされたわけですがけれども、この緩和をするに際しまして、都市計画班で窓口に来られました不動産会社などにも聞き取り調査を行っておりました。その結果、宅地分譲とか住宅系の地区計画の条件が緩和された場合に、香美市内のこういったエリアであれば活用できると思いますかと聞き取りをさせていただきましたところ、市街化区域の北部あるいは西部の辺りであればいいんじゃないろうかと、ニーズがあるというお答えをいただきまして、残念ながら、今回やりました神母ノ木などの東部では、不動産会社からのニーズはございませんでした。ただ、この神母ノ木地区は、民間業者からのちょっとニーズは、その聞き取りではなかったんですけども、大規模指定集落という指定をされております。また、保育園や小学校、高知工科大学もございまして、水道や下水道などのインフラ整備も整っておることから、今回、この地区計画の制度周知も兼ねまして、神母ノ木地区を選ばせていただいたところでございます。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域という性格は変わりませんし、それに加えて、地区計画の策定は住民や利害関係者からの御提案ということもあります。原則としましては、民間需要があるエリアにつきましては民間主導で実施していただけたらという考えでおりますので、今回ワークショップを神母ノ木地区でやらせていただきましたが、今後、ほかの地区での予定はございません。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ワークショップではなくても、規制緩和に当たって、開発業者とかは北部、西部の辺りではその可能性があるかと見ていると、それに向けての動きももしかしたら今後あるかもしれないという認識でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、もちろん市街化区域にインフラ整備をして集まっていたかどうかというのも一方ありますけれども、調整区域におきましても、集落の維持とかが必要になってきます。また、小学校区単位での学校の生徒数のこととかもありますので、地区計画の制度が変わりましたと、当然、県からも周知していますので、業者も御存じのことではあるんですけれども、窓口へ来られた際とか、折を見てまた御説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ということは、その業者が来られたときに、ある程度の汗かきというか、行政として、例えば、地権者はどの方ですよとかいうことまでは汗をかきという感じでいいですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） なかなか行政からは、例えば、地図上で広い土地があって、この地権者は誰さんですよとかいうことはもちろんできませんけれども、制度が緩和されましたよと、具体例としまして、神母ノ木でやった場合にはこういった御意見もありましたよというところは、御紹介できていくと思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） なかなか開発業者とかにはあまり評判がよくないという言い方はちょっと違うと思いますけれども、可能性があまりないという地区でワークショップを開いていただきましてありがとうございました。いろいろ勉強になりまして、用途区域の網かけ地図があったじゃないですか、あれを見ると、本当にできる場所はもう決まっているんですよ、ほぼ決まっている。そのとき思ったんですけど、今後、南海トラフ地震発災後に、例えば、仮設住宅を建てられる可能性のある場所とか、一旦、全体の網かけをもちろんやられているかもしれませんが、そういうのにも役に立つとか、そして、その地域の方も、ここはこんなことなんだねと理解する。神母ノ木の場合、あそこに参加された18人は、この地域にどういう網かけがあって、網かけのないのはそこで、そこで例えば地区計画としてすれば、こういう計画ができるということで話が進んだので、そういう意味も含めて、ワークショップをやったほうがいいのかなという気はするんですけど。取りあえず、今のところないということで、もしそういうニーズというか、そういう候補地を調べなければいけないみたいなニーズがあったときには、ぜひ、またワークショップをやられたらいいと思いますので、引き続き、市街化調整区域のある意味維持というか、その集落の維持に向けて努力していただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次、3番目、まちづくり委員会についてです。

第5期まちづくり委員会の役割は、（1）香美市協働推進計画の進捗状況についての協議、（2）市民提案型事業、自治会の活性化等に関する事、（3）その他市長が必要と認めることについての検討・意見提言とされております。

①です。

令和5年度は役割に沿った運営がなされていた委員会が、令和6年度は5月31日に1回のみ開催となっているようですけれども、今後の開催予定についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

来年2月から3月にかけて、第2回目を開催する予定をしております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ということは、もうそれで終わりですよ。

ちなみに、まちづくり委員会につきましては、もう自分がずっと関心を持って、経過も含めてずっとウォッチしてきたものです。第1期は、会としては14回行いまして、委員が30人で公募委員が15人だったんです。このときは、応募してきた方はみんな入れようということで、もうばんと公募委員が増えて15人おったんですね。このときは、まちづくりとは何ぞやという座学から始めました。第2期目が一番多くて19回開いているんですよ。それで、24人の委員の中で公募委員が10人です。第3期と第4期は私自身が委員長やらせていただいたんですけれども、第3期が25人のうち公募が12人、第4期が21人のうち公募が5人と、第3期、第4期につきましては、ちょっとコロナの真っ最中でなかなか開催できませんでした。協働推進計画をつくることに皆さん御努力いただきまして、計画は出来上がったという形になります。第3期はコロナの中でも6回やりました。第4期では8回です。ちょっといいのかなという、せっかくやっているのにみたいな。

②です。

5月に行われた第1回目では、連続テレビ小説「あんぱん」の放送をきっかけに香美市を盛り上げるという議題でグループワークが行われまして、各班の発表の中から市への提言として、昨日の質問でも取り上げられておりましたけれども、フラフの作成とか、朝ドラ「あんぱん」に関する講演会、ガイドブックの作成、缶バッジの作成等が挙げられています。議事録を読ませていただくと、次回はより具体的な意見を出してもらおうとあります。もう次回が2月だったら朝ドラ「あんぱん」に向けて直近ですけれども、この件は次回に話をするんですかという。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 次回のまちづくり委員会では、朝ドラ「あんぱん」について、また新たな提案があればまた具体的にお伺いもしたいなと思っておりますし、提案いただいたことについては各担当部署に引き継いでおりますので、そのことについての事業がどのように行われる予定になっているかなど、説明したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ちょっと本当に残念ですが、手いっぱいなかなかまちづ

くり委員会まで回らないということは、一旦は理解したくないですけど理解したいと思  
いますけれども、もったいないなという気が物すごくします。例えば、昨日、同僚議員  
からフラフの話が出ましたよね、この提案の中でもフラフをとということがあって、1本  
作成するというような話でした。物部川の堤防にフラフが並んでいたというのが、物部  
川ジャンボリーという、もう何年前かな、随分前に始めたんですけど、そのときの旗印、  
目印として、国土交通省に許可をいただきまして、堤防に20個の穴を開けました。そ  
の中にパイプを入れて、またいつでも再開できるんですけども、再開する人がおった  
らいつでも再開してください。そのフラフの件で課長が答弁していた、上げ下げが大変  
なんですよという話ですよ、まさにそれなんです。上げ下げが大変で、あと、フラフ  
のさおは竹を切ってきて立てていたんですけど、切って運んで立てる作業が大変で、さ  
すがの僕たちも折れたと、もうようせんということでやまったんです。でも、フラフは  
やっぱりいいもので、ここの伝統産業でもありますし、至るところで山ほどのフラフが  
はためくことはすごくいいと思うんですよ。ただ、それを行政だけでやろうとすること  
は、ちょっと無理があるんじゃないかなと私自身は思っています、せっかくまちづく  
り委員会もあるわけですから、例えば、すみません、議論がばらばらになりますけれど  
も、どうやって市民の参画を促すか、その協力、朝ドラ「あんぱん」に向けての盛り上  
がりをつくっていくかという観点で言えば、例えば、フラフに関してのスポンサー募集  
とか、それから、上げ下げに関してはもう隊員募集とか、何とか市民の皆さんの協力を  
得ながらやっていくことを、やっぱり一定やられたらどうかと。2月でも遅くはない  
と思いますので、そういう投げかけもして、もうちょっと知恵をいただいて、1本じゃ  
なくてももっとたくさん作りましょうよ。わっといっぱいやりましょうという御提案です。  
絶対賛同してくれる方が僕はいると思うんですよ。朝ドラ「あんぱん」特別委員会  
でも、1回、お手ふり条例というのを検討して、アンパンマン列車が通るとか、バスが来  
たときに、みんなにやれというわけじゃなくて、見かけたらいらっしゃいと手を振ると  
いう条例案をつくったんですね。ところが、皆さんの賛同が得られずポシャってしま  
いまして、それ以降、決定的な市民みんながそれに向けて機運を醸成することについて  
のアイデアが、なかなか出ていないんですけども、フラフなんかは本当に認知されて  
いる物ですから絶好の物だと思うので、ぜひ、またやっていただければと思います。

③です。

今後の開催において、(1)の香美市協働推進計画の進捗状況についての協議や、  
(2)の市民提案型事業、昨日も自治会の調査についても言及がありましたけれども、  
自治会の活性化等に関する協議などは行う予定があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 私どもが考えておりました次回の内容については、  
朝ドラ「あんぱん」に関することも話し合う予定ですけども、今後、委員にどのよう

にまちづくりに関わっていただく方法がいいのかなんかも話し合いたいと思っておりますので、委員にパブリックコメントがほかの課から出されていますよという案内をしたりとか、各種いろんな計画がありますので、その計画について御意見をいただくとか、いろんなことについての意見をいただける話合いができるようなまちづくり委員会にしたいということも、議題にしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） この推進計画をつくるまでに、いわゆる様々な問題点をこら並べまして、機能的につくっていったわけです。その中で、ここのタイトルにある進捗状況についての協議であるとか、自治会の活性化等に関する協議というのは、マストのものとして入っているわけですね。それで、昨年度の内容を見ると、3回の会にしてはすごい充実した形になって、おまけに職員のためのハンドブックまで、案ですけども出来上がっているんですね。それが突然、朝ドラ「あんぱん」があるとしても、何かエネルギーがぎゅっとしぼんだみたいな形で、みんなで築くまちづくりの指針として大切な推進計画の進捗、いわゆるP D C Aの進捗が協議されないということについては、ちょっと残念なところがあります。言いましたように、担当課として持っている業務が大きくて、朝ドラ「あんぱん」が物すごく大きなものであるということは分かりますけれども、そこら辺についても、せっかく今年のまちづくり委員会はということで冊子にまとめて、これをやりますと3つのことについてまとめていますので、そういう約束については、できるだけそのとおりにやっていただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。4番目、臨時観光案内所についてです。

市長の提案説明では、集落活動センター美良布内に臨時観光案内所を開設して、運営を香美市観光協会に委託する予定であるとのことですので、以下にお尋ねしたいと思います。

①です。

まず、委託する予定の業務内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

臨時観光案内所の業務内容といたしまして、周辺の地理案内を含め、観光施設、観光拠点、交通、市内の飲食店や宿泊施設、スポーツ、イベント、地元の催事、広域観光情報等の案内を行いまして、周遊を促進していただきたいと思いますと考えております。

予定の開設日は、観光博覧会「ものべすと」のオープニングイベントに当たります、令和7年3月29日と30日、4月から11月までの土日祝日、ゴールデンウィークにおきましては平日を含む4月26日から5月6日、お盆の時期につきましては平日を含む8月9日から17日までを予定しております。

集落活動センター美良布は、観光客の休憩所ともなっておりまして、人の往来が多い

ことも鑑み、臨時観光案内所の開設場所に適していると判断しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） たくさんの業務ですよ。

②に移ります。

現在、その観光協会には地域おこし協力隊が1人配置されていると思いますけれども、私の記憶が正しければ、その方を入れても現状観光協会は4人、香美市いんぷおめーしょんの人員を除いてですけど、だと思えます。先ほど言われたたくさんの業務委託を新たに受けて、確かに土日祝であっても、今の人員ではとても対応し切れなくなるのではないかと心配しております。

そこで、委託費の中に人件費は含まれるのか、一旦お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

臨時観光所の運営につきましては、委託費の中で1日当たり人件費2人分を見込んでおります。なお、この2人は、現在、観光協会との連携のための地域おこし協力隊の職員は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ということは、2人分を見込んでいるので、観光協会ですら新たに2人を募集してということですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

そのように考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ちなみに、その2人分として見込んでいる金額を教えてください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

概算ですけれども、人件費といたしましては約72万円、消費税を含めません、と見込んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） その2人をどういうふうにするのか、結局、今観光協会の中にいるメンバーをその時期にそこへ派遣して、観光協会事務所というか、そこにその2人を当てていくと。その人件費の使い方については、もう観光協会に委ねるとい

とでいいですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

委託内容の仕様等については、まだ細かいところは詰め切れておりませんので、ひとまず、先ほど御質問がございましたとおり、業務内容を提示いたしまして、その中の委託につきましては、実質稼働日での精算を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 2人分を見込んでいるけれども、今の4人の中で手分けして、その時期にそこに行って業務に当たるということでも可とするのか、そこら辺のことはどういうふうにイメージしているんですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） その辺りも、実際に委託する前段で観光協会等と協議したいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 業務内容も広範にわたりますよね、今まで全然それに関係したことの無い人にその期間で委託するのは、ちょっと通告もしていないですけども、いつ委託して、その間にいわゆるトレーニング期間、人を新しく雇用してトレーニングするとしたら、トレーニング期間はあるのかないかみたいなことも含めて、本当は聞きたいんですけども、通告をしていないので、そういうことを協議するときには、ぜひ、観光協会と詰めてほしいんですけど、どういうふうにしようとしているのか。これはすごくやっぱり大事なことだと思うんですよね。案内所へ行ったけど、何かよう分からざったみたいな話になると、これはまたイメージが悪くなるし、次の質問のシティセールスのところへも関係してきますけど、ちなみに、過日の朝ドラ「あんぱん」特別委員会での協議というか、中では、現在、物部川のDMO協議会は、そのものがわエリア観光博に対応するために、9人体制でやっているということでした。自分がちゃんと聞けたかどうかは分かりませんが、その9人のために1,466万円の人件費を打っているということだったと思います。ちょっと副市長もおられますし、その内容については自分がメモ書きしていたものなのであれなんですけれども。9人体制で、実際に事業計画案にある64項目の事業を推進しているわけですね。要は、観光協会とお話をするときに、地域おこし協力隊の方が、やなせ先生に対する思いがすごくあふれている方で、いろんなアイデアを持っていますし、その方ともよく話し合いをしながら、来られる方をいかにおもてなし、お迎えすればいいのかを一定整理しながら、そのために必要なものについては、ちょっと観光協会への聞き取り調査のときにやっていただきたいなと思います。お迎えする気持ちが強い方がその議論の中心にいて、その方の話を

中心に、できるできない、やってみようか、これはちょっと無理だねとかいう話をしていたほうが、ある種短期決戦なので、ぜひ、そういうふうにしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃったことも踏まえまして、また、臨時観光案内所と観光ガイドの連携についても考えておりますので、現在は予約のみでガイドに対応することを考えておりますが、先々には当日受付も行うようなことも考えておりますので、おもてなしの点といたしましては、地域おこし協力隊の職員がガイド育成セミナーなどにも参加して協力しておりますので、その辺りも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 繰り返しになりますけど、その方はすごくもう本当にやなせ先生愛にあふれています。その方から見て、現状がどうなのかということは、ぜひ、一旦整理するというか、できることは今からでもどんどんやっていったほうがいい結果が出ると思いますので、市長もまたよろしくお願いします。

それでは、ちょっとその話にも関連しますけれども、5番目のシティセールスについて質問していきたいと思えます。

①です。

朝ドラ「あんぱん」放送は、市長の言われるように、観光振興による経済活性化にとって大きなチャンスであると同時に、香美市の好感度を上げる大きなチャンスでもあると考えます。去る10月12日に、アンパンマンミュージアム前広場で開催された「ピクニック・ア・ゴーゴー」は、その場所の環境も含め、本市の持つ様々な側面が盛りだくさんに詰め込まれた楽しいイベントでした。アンパンマンミュージアムに来られた観光客にとっても思わぬプレゼントとなり、喜んでいただけたのではないかと思います。

そこで、流域博の開催中で多くの来訪者が予定される期間、先ほど言われた土日祝とかですね、に合わせて、アンパンマンミュージアム前広場で流域3市のPRを兼ねて、「ピクニック・ア・ゴーゴー」や、来る12月14日に開催される、これはチラシで物部っ子Fes & 青空市とありますが（資料を示しながら説明）、このような催しを行って、本市の様々な食や文化を紹介してみてもどうかと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

芝生広場を囲むアンパンマンミュージアム周辺施設は、今まで施設の横のつながり、連絡等があまりありませんでした。その状況を踏まえ、現在、香北支所を中心といたしまして、アンパンマンミュージアム周辺施設連絡協議会を大体月1回開催しております。

来年度の連続テレビ小説「あんぱん」放送開始に向けての問題点とか、今後のイベント、事業展開などについて協議をしております。その中でも、やはり集客できるイベントなどをするには駐車場問題などもありまして、いろいろ課題があるものと考えております。市においても、アンパンマンミュージアム前芝生広場の利用促進についてはどんどん行っていただきたいので、検討しないといけないと思っておりますし、いろんなイベントについてもいつでも大丈夫、実施可能というわけではありませんけれども、広く募集はしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 集客イベントという意味ではないです。来られた方に、ここに書いてありますように、本市とか、流域3市のいろんな側面を御紹介している、行ったらそんなことをやっていたと、いや、アンパンマンミュージアムへ行ったら周りこんなことやっていて、香美市ってこんなのがあんの、いざなぎ流があるの、あつ菰生太鼓もあるのと、そういうふうなイメージです。だから、別にそれを目指して集客をするというのではなくて、来たらそういう楽しいおもてなしのイベントみたいな催物がありました、楽しかった、おいしい物が食べられた、うれしかったみたいな、そんな感じのことです。今、課長が言われたような、募集しますという話もそれはそれでいいですし、アンパンマンミュージアム周辺施設連絡協議会の中で話されても構いませんけれども、そうじゃない、そこでは把握し切れない人脈があったり、つながりがあるところもあるので、そこはもうちょっと枠を広げるというか、イベントを見に来てくださいじゃなくて、来られた方をお迎えする。その手前には、周辺で飲食するブースがないからということもありましたので、その「ピクニック・ア・ゴーゴー」を見たときに、いっぱいあるんですね、これを見たら（資料を示しながら説明）。フードが、かき氷、空揚げ、コーヒー、フライドポテト、クラフトビール、ナシゴレン、プルコギ、まあいっぱい。それから、ショップが、レコード屋さんであったり、革製品、本屋さん、野菜を売っている、手拭いを売っている、ハンドメイドのものを売っている、水てっぽうをつくって遊んでいる、いろんなものがばあっとあって、当日は、結局、来られた方もアンパンマンミュージアムへも行っているし、子供は芝生広場でごろごろ転がって遊んでいる。それから、遊具でも遊んでいるし。そういう何というか、ある意味愛にあふれたまち、愛と勇気の物語のまち、笑っちゃいけません、しっかりとせっかくスローガンをつくったので。じゃあ、その中身をどう盛り込んでいくか考えていかなければいけないと思うので、ぜひ、笑わずによろしくお願ひしたいと思ひます。笑っていません、にこっとしただけですね、ごめんなさい。にこっとしていただいて結構ですから、よろしくお願ひします。

最後、②になります。

これは、先ほど言われた、観光協会に委託するところにもちょっとつながりますし、それから、市長が昨日でしたかね、香美市の職員が一つ農業関係で発表して、すごくい

い評価を受けたと言われた話にもつながります。

こういう催物を行うに当たっては、総合プロデューサー的な人員配置が欠かせません。流域3市や周辺施設との連携、予期せぬ事態への対応等を考えると、地域に詳しくて様々な人脈を持つ行政職員が最適ではないかと考えます。さきの同僚議員への答弁で、若手の職員の集まりである「つぶあん」についての説明がありました。楽しいことは楽しんでやることによって楽しさが伝わります。そこで、開催に向けては、開催するとしたらですけど、その役割を担いたい者を市内で、自分の意思で参画を決めるお手挙げ方式で募集してみてはどうかと思いますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 現在、先ほども述べましたように、アンパンマンミュージアム周辺施設連絡協議会でいろいろ話し合っておりますので、1人の職員を手挙げ方式でとは、今のところ考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 今のところは考えていないということだと思います。今のところ考えていなくても、情勢の推移によっては推薦したい人間もおります。推薦はいかんと思いますよ、議員がそんな推薦をしたら大きな問題になりますからいかんと思いますけど、自分の目から見て適任者は何人もいますよ、本当に。土日祝であれば、普通の業務をこなしながらそのときだけで、ちょっとボランティアは大変です、ボランティアは家族が心配します、ボランティアはいかんがやないかと。そこでちょっと対価というか、何かを加えれば、家族も賛成、いいですね、あなたのやりたいことをやりなさいとなると、僕は信じています。周辺活性化があるとしても、自分はそのだけでは捉え切れないぐらいのポテンシャルを、香美市も流域3市も持っていると思っていますよ。そこを紹介していくのも、この絶好のチャンス、いわゆるシティセールスに向けて絶好のチャンスだと思うので、ぜひ、やってほしいなと思います。その「ピクニック・ア・ゴーゴー」のときに、あまりにもおもてなしに向けてすばらしい、これをやったらえいやんと思ったので、一旦ちょっとその後に、僕は興奮しながら副市長に相談しましたけれども、ここまでの話を聞いて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、貴重な御意見をありがとうございました。「ピクニック・ア・ゴーゴー」につきましても、私自身が参加できておらなかったのですけれども、議員に来ていただいて、そしてまた、香美市の職員も関わっておりまして、それはボランティアということですが、お褒めもいただきましてありがとうございます。

今回の朝ドラ「あんぱん」につきましても総力戦と思っています。そういう意味では、香美市の職員も、市長がボランティアと言っただけはいかんかもしれませんが、やっぱり関わってもらいたいですし、また、住民の皆様方も参加、関わりたいというお話があればぜひとも巻き込んでいきたいと思っています。例えば、高知県の観光について何が

よかったかをお伺いしたときに、人がよかったということです。結局、いろんな観光地はあるけれども、高知の県民性にほれ込んだということでありまして、そういう意味では、高知県のちょっとおせっかいな関わり方の中で、あんだ、これを食べていきや、あんだ、あそこに寄っちよきやというようなことは、住民の皆様方からもできるのではないかなと思います。例えば、住民なのか、観光ボランティアのお手伝いをしているのかが分かりやすくなるような、ちょっと目印みたいなものをつけて参加していただくであるとか、また、例えばですけれども、安芸市では、職員に兼業届を出していただいて、ユズの収穫を手伝っておるといような話を聞きました。御配慮もいただきまして、無報酬でということであれば、ちょっと観光の手伝いに、兼業ではないですけれども、何かできないかといったことも幅広く考えて、市役所職員、また、住民の皆さんも含めて、総力戦でおもてなしをしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ぜひ、その方向性でお願いします。ボランティアであっても、自分から好きでやっているボランティアと、行政、いわゆる香美市がお墨つきというか、与えたボランティアとはちょっと違うと思うんですよね。家族の認知も違うと思うので、ぜひ、そこはよろしくお願ひしたいと思います。本当に、誰がと言えませんが適任者はいますので、何となく感じてもらえると思います。その適任者が、私がやりたいと言える環境を整えてあげていただきたいと思います。

もうあと48秒になりました。質問は終わりますけれども、市長に再度、再提案に向けて、ぜひこの際、提案できる人は市長しかいませんので、そのことが本当に朝ドラ「あんぱん」に向けての一段の加速、みんなの思いがそこにつながっていくと思いますので、再度要望をして、全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 4番、子どもと町を楽しくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問をさせていただきます。アイデア型のまちづくりで私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つ町、若い世代が暮らしたくなる町にしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切に、真摯に取り組んでいく所存であります。本日もどうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。本日、マスクをつけたままで質疑をさせていただきます。

ちょっと聞きにくいところもあるかと思いますが、御容赦ください。

大きな1番、「ハラスメント防止条例」の必要性についてです。

香美市のハラスメント防止の取組として、香美市職員のハラスメント防止に関する要綱があります。これまでの質疑を重ねる中で、この要綱についてはあくまで一般職を想定したものであり、特別職が関係する問題が発生した場合には対応できない、お手上げという状態になることが明確になっております。これまでも、ほかの人権関連の現行制度の条文について、解釈を交えながらいろいろ提案をしてきましたが、どれも特別職を想定したものではないので、適用は難しいということに行き着く方向性でした。

いずれにしても難しい問題であると改めて感じるわけではあります。ただ、これは特別職は想定していないので仕方がないよねとか、仮に問題が取り下げられたならばそれでオーケーといった類いの話ではないのだと思います。これは、香美市の行政運営に穴が見つかったというふうに、重く受け止めるべき事案であると思います。そして、十分起こり得る穴を発見した以上は、制度の見直しや新しい条例をつくるなど、穴を埋める取組を速やかに検討し、行政が責任を持って動かなければならないのではないのでしょうか。奇しくも全国各地で多様なハラスメント問題が取り上げられている中で、特別職の立場だけではなく、市民、そして、職員を守っていくためにも、運用面で実効性を伴う内容が明記された香美市ハラスメント防止条例を、今後、整備していく必要があるのではないかと思います。以下を問います。

①です。

前提として、制度上の穴になってしまっているとの認識は、共有できているのではないかと思います。特別職が関係するハラスメント事案に関する対応策について、9月定例会議以降、何か検討を行ったり、調査をしたといった動きはあったのか、現状確認としてお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、6月定例会議で答弁をしましたとおり、本市のハラスメント対策は一般職を想定したもので、特別職に適用できるものではございません。御質問いただきました、特別職が関係するハラスメント事案につきましては、現在のところ具体の検討まで至ってございません。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 変化なしということです。

②です。

多くの自治体で一般職員に加え、議員を含む特別職を対象とするハラスメント防止条例を制定する動きが進んでいます。その背景には、まず、ハラスメントに対する認識が近年格段に厳しくなってきたことがあると思います。そういった中で、市長や教育長といった特別職が関連するハラスメント事案が各地で多発していること、また、同じく、

特別職である地方議員についても、議員と行政職員間のやり取りにおけるトラブルや、選挙時の議員と有権者の間で起きるハラスメントの発生が、新たに問題として取り上げられるようになってきております。

ハラスメント防止条例の制定事例は非常に多くあります。令和6年度直近でも岐阜県白川町、各務原市など非常に多くありますので、参考になる事例はあると思います。ただ、自治体によって、対象としている特別職の範囲には異なる場合があります。

香美市の場合は、少なくとも、一般職を対象にした要綱の対象にならない特別職が関係する事案が発生した場合の相談窓口や相談員の配置、また、事実関係を把握し対応措置を協議する審議会や第三者委員会の設置についての規定が必要であり、それらを網羅したハラスメント防止条例の制定が急務であると考えます。市として、こういったハラスメント防止条例を新たに制定する必要性についてはどのような認識か、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） ②の御質問でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） ②です。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

全国で見ましたところ、平成30年から現在までに70以上の団体で、独自に首長等や議員によるハラスメントに関する条例を制定している事例がございます。近県で見ましたところ、香川県で1団体、徳島県で3団体が策定しています。

しかしながら、本市におきましては、現在、必要性の有無の検討までには至ってございません。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） すみません、②でした。

穴を認識している以上は、何もしないわけにはいかないと思います。市長にもちょっとお伺いしてみたいのですが、今回は、個別の事案を指して指摘しているわけではないことは御理解いただけていると思います。その上で、こういった制度の穴を埋めるために、市長からハラスメント防止条例等の法的な整理を指示していただきたいなど思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市議会は、通年議会の開催であるとか、反問権を認めたりとか、全国的にも誇れる議会であると思っております。条例に関しましては、議員の大事な仕事でもありますので、議員提案条例がいいのではないかと思います。また、香美市の職員が特別職をある意味縛るような条例をつくるというのは、私としても指示することは考えておりませんので、西村議員が中心に条例をつくっていただければ、私も疑惑、疑惑なのかどうなのかも含めて、私自身が前教育長からパワハラを言われておりますので、そこについてはその中で調査いただければ、私としてはありがたく考えて

おります。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そのように自分も研究していきたいと思っております。

③です。

ハラスメント防止条例とは少し離れますけれども、過去の市長の発言や議論の中でも度々出てきている守秘義務違反の訴えに対する扱いについても、ひょっとしたら同様の穴になっているのではないかと思っております。業務上の守秘義務違反の訴えがあった場合に、事実関係の把握と対応措置はどのようにすることになっているのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

地方公務員法第34条においては、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とすると定められており、罰則も規定されております。本市では、香美市職員懲戒取扱規程において、規律違反をした職員への取扱いが定められており、また、香美市職員の懲戒処分の基準に関する規程における懲戒処分の標準例を参考に、判断することとされております。標準例において、お尋ねの守秘義務違反そのものはございませんが、秘密漏えいが例示されており、処分の対象とされております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） それについても、結局、一般職と特別職で事情が異なってくるとは思いますが、今のお話というのは、あくまで一般職を対象にしたものであり、仮に、特別職が関係した場合にはどのようなになるのか、ちょっと参考というか、考え方を教えていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 現在、私からお答えできるほどの情報を持ち得てございません。それこそ、外部の方にお聞きするとかいうところで情報を集めないと、現状ではお答えできません。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ハラスメントの問題と実はやっぱり同じで、特別職というポジションにも対応するような制度にはなかなかないわけです。それに対して、さっきも言いましたが、仕方がないねで終わらせるわけではなくて、しっかり議論、協議していただきたいというのが願いであります。

大きな2番に移ります。議員及び特別職給与についてです。

物価の高騰や最低賃金の高水準改定を背景にして、今後、香美市職員給与も民間企業の給与水準を基にした人事院勧告を受ける形で議会に条例改定案が提出され、審議され

ていくものと認識しています。一方で、特別職である市長、副市長、教育長の給料及び議員の報酬は、民間給与水準とは切り離された自治体独自の条例によって定められており、特別職の給与報酬に関する条例を議会に提出する際には、香美市議員報酬及び特別職給料審議会、以下、審議会とさせていただきますが、の審議を受けることが必要と定められております。今後、議員報酬を含め、特別職給与見直しが行われる可能性も考慮して、以下を問います。

①です。

特別職給与は、平成18年の香美市合併以降、これまでに何回見直しがなされたのか、教えてください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

特別職の給料の見直しに係る審議は2回行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） その2回はこういった内容だったか、簡単に御説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） まず、1回目は、合併当時が合併協議の暫定的な給与体系でありましたので、それを踏まえて直近で行ったものが平成18年11月にございました。その後、平成22年4月に、市政を取り巻く厳しい社会情勢、また、財政状況等を鑑み審議した、合わせて2回となっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②に移ります。

議員報酬は香美市合併以降、これまで何回か見直しをされてきたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員報酬につきましては、同じ時期に同じ回数、先ほどの回答と同様でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 同様に、2回の内容を簡単に御説明いただけますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 審議会は、この2つを同時に行っておりますので、理由についても同じでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほどの特別職給与の2回目に関して、平成22年4月ですね、こちらでは増額、減額、何か給与に対する変更の審議がされたということでしょうか。その具体的な内容をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 2回の詳細を御説明いたします。

1回目の平成18年11月の審議会におきましては、特別職につきましての改定はなしです。議会議員につきましては増額改定となっております。2回目の平成22年につきましては、特別職が減額の改定、議会議員につきましては改定なしとなっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 直近で平成22年ですので、十五、六年前になると思うんですけれども、それ以来、特別職給料、または議員報酬が変わっていないというのは、なかなか意外と変わらないものなんだなというのと、あと最後の特別職給与については、平成22年4月に減額をされたまま現在に至っているの、この辺は社会情勢の変化に合わせて協議する余地があるのではないかなと思います。

③です。

これまでの審議会の開催回数は2回とお伺いしましたが、これらの審議会委員の人選方法はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

委員の人選につきましては、金融機関、商工会、社会福祉協議会、婦人会等、香美市の区域内の公共的団体の代表者、その他住民の中から、審議会が必要な都度において任命しております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 審議会の委員には市民も含まれているということで、やっぱり目的としては、金額について市民感覚とのずれがないか、また、市民の理解を得られるのかを評価してもらう意味で行われているという認識でいいかと思います。

それを踏まえて④です。

先ほどもちょっと述べましたけれども、開催回数も含め、香美市議員報酬及び特別職給料審議会の制度は、これまで適切に運用されてきたと考えているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在までの運用で特段の問題はないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 制度上は問題はないと思いますし、改定があるときにその都度招集すると、声かけをする方式であるので問題はないかと思うんですけれども、いろいろと他自治体のことを調べてみますと、給料改定のタイミングだけに限らず、特別職の報酬について有識者や市民の意見をもらう場と位置づけて、ちょっと自治体名は忘れましたが、年に1回開催している自治体もあったような気がしますし、そうでなくて

も、何年かに1回は開催して、議員報酬の額並びに特別職の給料の額、退職金、また、そういった支給基準についても幅広く審議をしていただいて、それを今後の協議に生かしていくという位置づけで、市長が呼びかけている自治体もあるように思います。私は、どちらかというと定期的に、市長に関しては、例えば、市長の任期に1回、また市長が変わったらというぐらいの位置づけで、ぜひ、市民に自分たちのお給料について意見を聞く場を設けていただけたらなと思います。よく理解できました。

大きな3番に移ります。精神障害者医療助成制度についてです。

高知県の精神障害者に対する医療助成は、全国に比べて遅れていると言われていています。この内容を簡単に説明しますと、県の補助を受けて全市町村が導入している重度心身障害児、また、障害者医療助成制度では、重度の身体障害者と知的障害者は、あらゆる疾患での通院・入院に医療助成があり、医療費の自己負担がないのに対して、精神障害者はこの制度の対象外となっている現状が問題となっています。

香美市における実情と認識を問います。①です。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられている市民の数はどれくらいでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 平成6年12月1日時点で235人となっております。失礼しました、令和6年12月1日時点です。
- 議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 253人は、ちなみに増減傾向としてはどんな感じなんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 235人なんですけれども、ここ10年で約1.7倍になっています。平成27年時点では136人でしたので、大分増えている感じはあります。
- 議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 増えていると。手帳の発行数イコール香美市における精神障害者のほぼ実数という捉え方は合っていますでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 休憩いたします。
- （午前11時01分 休憩）
- （午前11時02分 再開）
- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を行います。
- 福祉事務所長、野邑裕永さん。
- 福祉事務所長（野邑裕永君） 先ほどのお答えなんですけれども、精神での通院の中に自立支援医療制度がございまして、そちらは手帳を所持していなくても使える方がいらっしゃいます。ちょっと人数については今手元ですぐに把握はできないのですけれ

ども、その人数を足すともう少し増えてくるとは思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） さらに、重度心身障害の助成制度と重複される方もおるのかなと思います。

②に移ります。

さきに述べたように、精神障害者に対しても、医療費の自己負担がない重度心身障害児・障害者医療助成制度対象者と同様の医療助成を求める声があります。これについて、市が把握している状況や市民の声、また、この助成制度の必要性に対する認識はどのようなものか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

今年8月に県から高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に関しまして、助成対象に精神障害のある方を含めることについての意向調査がありました。現在、対象外となっている精神障害者を助成対象とする制度改正を県が行った場合には、実施する方向で検討したいと回答いたしました。対象とする障害の程度や医療費助成等のシステム改修などに係る財源など、今後の検討が必要な課題も多くありますが、前向きに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） この問題については精神障害者の親でつくる「高知はっさくの会」というグループがありまして、この市民グループは、助成制度の見直しを求める活動を広く続けられてこられて、署名を提出されたり、自治体に意見書の提出をお願いしたりと、努力されてきました。そして、現状としては、先ほど述べていただきましたように、県議会でも質疑等が行われ、先日の地元紙にも、濱田知事が精神障害者に対する医療助成の拡大を検討する会合を開催し、2026年度の実施を目指すといった内容の記事が載っておりましたので、おおむね前向きに問題解決に向けて進んでいるのではないかと思います、うれしく思っております。対象者の区分や所得制限など、なかなか難しい部分もありますけれども、今後、制度ができたとしても香美市としての費用負担は発生するのが実情ですので、市内対象者の実情や声、そして、行政側の意見も、引き続き県に届けていただきたいと思います。そうした新たな助成制度ができた際にはスムーズに導入されるよう、情報収集をよろしくお願ひしたいと思います。

大きな4番に移ります。市民目線の「事業評価」の導入をです。

厳しい財政運営が続く中で、市民から預かったお金、財産を守り、無駄なく効率的に使うことは、言うまでもなく行政に課せられた最大の責務であります。同僚議員の質問でもありましたけれども、近年の業務の多様化・複雑化の流れの中で、マンパワー不足、財源不足を抱える自治体が、市民の福祉向上を高い水準で実現するために必要になって

くる要素は何かを考えたとき、やはりしっかり議論をしていくために、これまで以上に民間の感覚や市民の意見に耳を傾ける姿勢だと思います。言い換えれば、行政だけでは完結しない協働、そして、共創の視点をより多く取り入れた事業計画をつくっていかにかかっていると、私は確信しております。

今回、ちょうど第3期策定のタイミングである、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略を取り上げて質問していきませんが、ぜひ、香美市もPDCAサイクルを、もう1回と言わず年度内に何度でもぐるぐる回せるようになっていただきたいと思いますし、とにかく実行をベースにして、事業目標の見直しの議論が活発にできるような職場環境をつくっていただき、事業改善の好循環を市政の中で実現していただきたいと思います。以下を問います。

①です。

第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終了します。新たな第3期5か年計画の策定は、先日、11月18日だったと思いますけれども、第1回の戦略審議会があったと聞いております。新たな計画をどのようにつくっていくことになったのか、決まっていることなどがあればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

現在、第3期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。この新たな戦略は、地域の特性や課題を踏まえて、持続可能な地域社会の実現を目指したものになります。現在、香美市では第3期の策定に向けまして、本部会や審議会を開催し、具体的な目標や政策について議論をしております。

また、第3期では、デジタル化の推進や地域経済の活性化、子育て支援、高齢者福祉の充実など、多岐にわたるテーマが取り上げられる予定になっております。特に、デジタル田園都市国家構想に基づく取組といたしまして、テレワーク環境の整備や地域資源のデジタル化を進めることで、若者の定住促進や地域産業の振興を図る方針です。

今後は、具体的な施策や予算案を検討し、令和7年度の施策に向けて準備を進めていく予定です。また、市民の意見募集も行いながら、透明性のあるプロセスで進めていく予定です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 新しいこともしっかり盛り込みながら、新たな計画をつくっていらっしゃるということで非常に期待しております。

②になります。

今の答弁でもお答えいただいているようにも思いますけれども、こういった新しい事業目標を策定する際に、市民の意見がしっかり反映される仕組みは用意できているのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 審議会の委員には、地域住民の代表の方が参加しておりますので、意見の吸い上げはできていると思いますし、先ほども言いましたけれども、パブリックコメントで広く意見を募集することも実施してまいります。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） パブリックコメントも実施しながら、広く、透明性のある作業をしていくということによってよろしくお願いします。

ただ、これまで議会へ総合戦略等の進捗について報告を受けた際に、自分もよく指摘させていただいている部分がやはりどうしても気になっております。というのも、第2期の総合戦略の進捗報告を拝見する限り、その全てとは言いませんけれども、傾向として、進捗管理目標であるはずのK P Iが、やっぱり5年の間、年度を重ねるうちに、それだけが事業目標の本体になってしまいがちである傾向に対して、強い懸念を持っております。

K P Iは、よく言えば継続的な事業の進捗に方向性を持たせるランドマーク、道しるべ的なものですので、計画策定時におけるK P Iの数値設定はとても重要ではありますが、一方で、そのK P Iは、実態としては計画策定時、つまり計画を始める前に決めたものであって、実行しながら変化していくものに対してはなかなか対応しづらいものがあります。目標の設定についても、前例に影響されやすかったり、実現可能な範囲の低いハードルを設定しがちであるとか、根拠の部分が曖昧になりがちな傾向があるように思っております。

行政は2年、3年で担当職員が入れ替わり、適宜、引き継ぎをしながら事業を続けていく仕組みなので、仕方がない部分もあるかとは思いますが、一つ例を挙げますと、ユズの総合的な産地強化という事業がありまして、5年後に目指すK P Iは販売総額5億円となっていました。年度を追うごとに、本来、この事業の最終目的は販売総額5億円ではないのですが、5億円だけを取り上げて評価を続けることになっていました。ちょっと口でうまく説明できているか分からないんですけども、どうしてもそういう落とし穴があるということ、考えて理解していただけたらと思うんですけども、計画策定の際には、今おっしゃったように、審議会に参加されている有識者、市民の意見がある程度反映できるかもしれませんが、実際に動き出した後は、第2期もそうでしたが、計画決定以降の評価自体は担当課職員のセルフ評価のみで行われておりました。市民や第三者の評価、指標がない、言わば手前みその状態であったわけです。

③です。

先ほども述べたように、個々の事業計画が本来目指すべき目的を見失わないためには、行政内での評価・判断だけでは終わらない別の軸、客観的な指標を併せ持つことが重要であると考えます。新たな総合戦略の事業評価に、外部評価、市民評価の導入については検討されているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

外部評価や市民評価の導入について、具体的な方策を検討し、よりよい行政サービスの提供と市民満足度の向上を目指すよう検討していきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ、そうしていただきたいと思えます。ちなみに、香美市の教育委員会の事業評価は、既に外部評価委員を1人入れております。そして、セルフ評価と外部評価を並べて、しっかりと、独りよがりといいたいまいしょうか、手前みそにならないようにされております。ただ、南国市などはもっと進んでおりまして、外部評価を複数入れております。たしか3人だったか、5人だったか、ちょっとそこは曖昧ですけども、非常にいろいろな目を入れて、そのほうがより客観性が増し、多様な意見を聞くことこそが事業の改善につながる、その精神が発揮できると思っております。

④に移ります。

こちらは、ちょっと先ほどの総合戦略に限った話ではないと思っております。香美市も積極的に単年度ごとの事業計画、事業評価を詳細に行うべきであると考えています。実際、他自治体が導入している事務事業評価や公共事業評価など、参考になるものもたくさんたくさんありますので、今後、香美市の事業に継続的かつ客観的視点の評価手段を取り入れるお考えはございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

単年度ごとの事業評価も重視いたしますし、ほかの自治体の取組を参考にしながら、継続的かつ客観的な視点で評価体制を検討していくように考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私は、市民目線での事業評価こそ一番大事だと言いつけるぐらいだと思っております。そう思うようになるきっかけがありまして、情報公開に積極的なことで非常に有名な自治体として西宮市があります。ここのホームページを見ると、もうあらゆる情報を公開しておりますし、また、その公開する目的や指標に対する説明、要は誰が見ても分かりやすいように、誰がというか、市民が、素人が見ても分かりやすいことについて、非常に重きを置いて取り組んでおります。そして、先ほど取り上げた事務事業評価を行う大きな理由として、掲げられていたものが3つありまして、1つ目は市民満足度の高い行政サービスを提供をするため、2つ目は市民にも分かりやすい客観的な指標を用いることで、行政の透明性と説明責任を果たすため、3つ目は事業の目的やコストを意識することによる職員の意識改革とされております。事業は市民のために行っている立ち位置を明確にしています。ぜひ、参考に研究していただきたいと思えます。

大きな5番に移ります。部活動の地域移行についてです。

部活動の地域移行については、議員になりたての令和4年12月定例会議で、同様の

タイトルで一般質問をさせていただきました。当時の状況としては、専らブラックだと言われていた教員の働き方を見直す動きを背景にして、翌年度から部活動の地域移行がスタートするという段階での質問でありました。そのときの主な答弁としては、香美市中学校部活動検討委員会を立ち上げたこと、また、年明けに公開されるであろう県が学校、保護者、子供を対象にして行ったアンケートを基に協議を深めていき、今後、検討会を検討審議会に移行して、より具体的なものにしていくというものでした。自分からも部活動の地域移行には正解がないんだと、いろいろ試行錯誤をしながら香美市の部活動を考えていかなければならないと述べさせていただき、試行錯誤の具体的な提案として、企業版ふるさと納税を財源にして地域のスポーツ団体を支援していくとか、地域おこし協力隊で都市部からスポーツインストラクターを呼ぶとか、スポーツが盛んな山田高校や高知工科大学との連携を検討するなどを挙げさせていただきました。

その後、多くの自治体から文部科学省スポーツ庁に、地域移行の準備が間に合わないという声が多く寄せられたこともあり、国は、令和5年からの3年間を改革推進期間と位置づけ、一旦先送りされたような形になり、香美市での議論もそこから聞こえなくなったように思います。しかし、こうやってのんびりしてるうちに、改革推進期間の残りは1年半を切り、令和8年からの本格移行に向けた準備に本腰を入れて動かなければならない状況となっております。それを踏まえて以下を問います。

①です。

香美市の現在の部活動地域移行の検討状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

香美市では、令和4年度と令和5年度に、香美市立中学校部活動検討委員会として部活動の地域移行について検討会を開き、検討を行いました。令和6年3月に行われた検討会では、香美市は香美市なりの部活動の在り方を考えていくということで、受皿不足の問題や地理的条件から、地域クラブ等に活動を移行する地域移行ではなく、各学校を拠点とし、地域の指導者と部活顧問が指導に当たる、地域連携を中心に進めていくことがよいとの意見となりました。これに基づきまして、令和6年度は、市内3中学校におきまして、部活動の状況をヒアリングし、指導者が足りない部活に指導者を派遣することで、学校の部活動を支援しております。現在、鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校の吹奏楽部及び鏡野中学校の卓球部に、指導者を派遣しております。

以上が現状でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 水面下でしっかり動いていただけていたことは、とてもうれしいです。それが地域移行であるかを考えると、まだまだ十分ではないかなと、まだまだ入り口の段階だと思いますので、これからも引き続きというか、より加速して協議をしていかなければならないと思います。そのためには、いろいろ予算を使ってでもやる

べきことであると思います。

ちょっとお答えいただいていますけれども、②です。

市民、教員、学校、保護者、スポーツ団体及び生徒・児童に対する意向調査は行われているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 市独自で、これらの方々に対するアンケートは行っておりませんが、先ほどと重なって申し訳ございませんけれども、令和4年度、令和5年度に実施しました香美市立中学校部活動検討委員会では、各校の校長のほか、小・中学校PTAの代表や、以前にPTAの代表をされていた方にも御参加いただいて、御意見をお伺いしたところでございます。令和6年度当初には各学校を訪問いたしまして、部活動についての意向調査を実施しております。

なお、スポーツ協会やスポーツ少年団所属団体の代表の方々につきましては、地域連携や地域移行に関して協力をいただくかもしれない旨のお話をし、連携や移行につきましては協力できることがあれば協力するという御意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ある程度継続的な調査、アンケートなどを実施して、それを検討の土台にするのが定石なのかなとも思うところもありますし、やっぱり保護者はどんどん入れ替わっていく、この間まで小学生の保護者だったのが中学生になってみて初めて、部活動問題とはこういうことなんだと気づくこともありますし、子供の部活動を終える高校年代になったときに、また見え方が変わることも十分あり得るわけなので、特に、保護者に対しては、お子さんにどういった部活動の環境を与えてあげたいのかという希望調査的なものを、ぜひ、継続的にやっていただきたいと思っておりますので、検討をお願いします。

③に移ります。

以上を踏まえまして、今後、どのように部活動の地域移行を香美市として推進、そして、実現していく方針か、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

各中学校へ年度初めに部活動の状況をヒアリングいたしまして、状況に応じて、地域の指導者に学校へ入ってもらえないか、スポーツ協会やスポーツ少年団所属団体と連絡・調整をして、香美市の子供たちが少しでもスポーツや文化・芸術に触れられるよう、部活動の支援を行っていきたいと考えております。

また、国が令和8年度以降に改めてガイドラインを見直すことにしておりますので、令和8年度以降の国や県の動向を注視しながら、併せて、他市町村の取組状況等も参考にしつつ、香美市の実情にふさわしい部活動の在り方を見つけられればと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今、課長が述べられたように、国は令和7年までを改革推進期間と定め、猶予期間というよりも、正確に言うと、休日の部活動から始めてくださいというのが、この期間のまず目的であったということです。そして、先日、スポーツ庁が、令和8年度からの6年間は改革実行期間だと定め、その期間については、いよいよ平日の部活動も地域移行していくための動きをしてくださいという方針を示したんだと思います。実情としては待ったなしであります。早急な協議、また、協議に加わっていただく人を増やす、場合によっては先進事例を視察に行くなど、非常にやることは多いかと思えますけれども、ぜひ、子供たちにとっての部活動環境、学ぶ機会、体験する機会を少しでもいい形で増やせるように、御努力いただけたらと思っております。

本当は、こういうときに教育長の覚悟といいたいまいしょうか、その意見を聞きたくなるわけでありませぬけれども、残念ながらいらっしやいません。宮地教育長職務代理者に、申し訳ありませんけれども、この部活動について、なかなか簡単ではなく、都市部に比べて非常に制限がある中での挑戦になりますけれども、どのような覚悟でされていくのか、一言いただけますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

中学生にとりまして、この部活動は非常に大事なものでございますから、様々なことを考えていかなければなりません。まず、生涯学習振興課長がお答え申し上げましたように、人材不足とか、施設の関係もございまして、一朝一夕にはなかなかいかないのが現実でございまして、今、申し上げたような取組をしているわけでございますが、将来的に、やはり一つには働き方改革という観点もございまして、そういったものも入れていく中で、どうやったら香美市の中学生の部活動がもっと盛んになるのかという視点を持って、やはり外部人材を私どもで探して、それぞれの中学校で伸び伸びと子供たちが部活動できるようなことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 外部人材というのが一ポイントになるかと思えます。場合によっては、早い段階にコーディネーターを設定してしまっていて、もう特任といいたいまいしょうか、部活動の地域移行を専任でお任せするようなポジションをつくって、積極的に動いてもらうことも効果的なのではないかなと、お話を聞いていて思いました。また、よろしく検討をお願いいたします。

大きな6番、教育長の長期不在における責任についてです。

これについては、先ほど直前に眞幹議員が教育長の問題を取り上げられまして、いろ

いろ新しい情報というか、分かったことがありましたので、正直申しますと、少し時間を置いていろいろ精査してみたいなと思うところなんですけど、そうもいきませんので、通告を基に自分が気になっている点をストレートに伝えていきたいと、問いかけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

香美市において、教育長が不在になって半年以上が経過いたしました。想像をはるかに超えて長期化してしまった教育長不在の不安に対して、教育現場、保護者、市民の間からは、これまでに、早期の教育長不在の解消を望む要望書が複数、直接市長の下に届けられていると先ほど説明がありました。しかし、そういった教育委員会の早期正常化を願う市民の思いとは裏腹に、今12月定例会議にも、現時点ではありますけれども、新たな教育長人事案は提出されておらず、年内には何とか教育長不在を解消してほしいという市民の希望も、厳しい現実が変わってしまいそうな予感がします。

これまでに何度も述べてきておりますけれども、教育長の長期不在というのは、まさに教育行政にとっての異常事態、緊急事態であります。教育とは、多様な子供たちの進級に合わせて、年度単位できめ細やかに取組を進めていくオーダーメイド的なものであり、それだけに予想外の変化や問題が起こりやすいという緊張感も必要な仕事であります。その香美市の教育行政全般をつかさどる組織のトップが半年以上も空席のままであることは、市民にとって悲劇以外の何物でもないと思います。教育長不在が半年以上というのは、恐らく全国的に見てもそんなに事例はないのじゃないかなと思っており、ちょっとそこら辺を議員としては非常に重く思っているわけです。この先も教育長の不在が長期化するのだとすれば、どうしても気になるのが緊急時対応の面についての危惧であります。以下を問います。

(1) です。

まずは、現状確認として、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、協議の進行状況について、市長にお伺いしたいと思えます。

①です。

10月、11月の間に、非公開でかなり頻繁に話合いが行われたと聞いております。その話合いの中で、多少意見の違いがあったかとは思いますが、協議によって、人物像、人選の方法といったものについての協議は進展したのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 進展しておりません。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） していませんね、そこまではっきり言うのであれば。2か月、半年間かけて進展しなかったというのは、やっぱり何か一方的な問題ではなくて、双方、教育委員側、市長側の両方に何かしら問題がなければ、大の大人が、しかも組織の上に立つような大人が話合いをして、何の成果も得られませんでしたとは、ちょっとそんなことがあるのかなとやっぱり思うわけです。ただ、先ほどの眞幹議員の一般質問

の中で、教育委員側としては合意が必ずしもなくても、市長権限の中で対応していただくことについては構わないとなっておりましたし、個人的には、先ほどの眞幹議員ではないですけれども、市長からの提案が近いのかなと正直期待したところであります。

②になります。

期待を込めてお伺いしますが、議会への人事案提出はいつになるのか。ちなみに、前回は全くの未定ですと、こちらも端的に答えられてしまったのですが、もし、そうであるならば、せめて、年度内なのか年度をまたぐぐらいで考えているのか、現在の市長の認識で構いませんので、一旦お答えいただけたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 山崎議員の一般質問の中で、教育委員から合意は必要ないというお話がありました。一方で、市長と教育委員の意見が非常に合わないことは事実であります。いつになるのかお示しすることはできませんが、山崎議員からのお話もありましたので、議会とは一度相談させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 印象として、市長としてはもうほぼ人選は固まっているんだろうなと思います。であるならば、いつまでも人事案を出さないのは正直間違った選択であると思うわけです。忘れていないとは思いますが、最終的には議会の同意がなければ、どのような人事案でも絵に描いた餅でなってしまう可能性もありますし、白紙になってしまうこともまた起こり得る状況であると分かった上で、さらに議会に対してしっかりと説明をする姿勢を口にしていただけていますけれども、しっかりと議会に対して説明を始めると言ったらいいんでしょうか、していただきたいなと思います。

そして、先ほどちょっと答弁でもありましたけど、所信表明を提案するということは、僕もちょうど市長に機会があれば提案したいなと思っていたので、そういったことも考えられているということで、今後の展開を期待して質問を続けさせていただきます。

（2）です。教育長不在における「責任」の所在についてであります。

今年の夏、高知市では児童が亡くなる痛ましいプール事故が発生し、教育長が責任を取り、交代する事態となりました。その際に驚いたのは、新たな教育長決定までの期間が1週間程度だったということです。組織のトップの交代で空白ができてはならないという考えの下、水面下で関係者が最大限の努力をされた結果だったのではないかと推測いたします。

一方で、香美市であります。教育長不在期間が解決の見通しを示されないまま半年を超える状況の中で、やはり心配になるのは、まさに今、緊急事態、非常事態、大地震等が発生した場合に、しっかりとした対応ができるのか、そして、その際の責任の所在は明確なのか、その辺について気になっております。以下を問います。

①です。

本来、教育長が集権的に担うはずであった教育の責任の所在について、組織の長であ

る教育長不在期間に教育委員会の所管で事件・事故が発生した場合、また、前例がなく、容易には解決できないような事案が生じた場合の責任は、誰が負うことになっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） お答え申し上げます。

教育委員会が所管する学校、その他の教育機関において、事件や事故が発生した場合、教育委員会に瑕疵があれば教育委員会の責任となります。ただ、事件・事故には様々なことが考えられますので、その事件・事故の個々について責任の所在を判断することになります。前例がなく解決が簡単でない事案についても、一くくりには申し上げることができませんので、お許し賜りたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほど、教育委員会の責任とおっしゃいましたが、それはイコール教育長であるというのは、ちょっと考えとして間違っていますか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 教育委員会の代表者は教育長でございますので、教育長が責任を取る場合もございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちょっと質問の仕方を変えたいと思います。②です。

教育長不在期間の現在、教育長職務代理人は、教育長が本来果たすべき責任の全てを丸々請け負う立場になっているのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 先ほど、山崎眞幹議員もおっしゃっておられましたけれども、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条で、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると規定されております。つまり、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどると、教育委員会事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮、監督するものとされております。教育長職務代理人につきましては、この条の第2項に規定がございまして、法律上、教育長の権限に属する一切の職務を行うものとされております。したがって、教育長職務代理人の任期中は、基本的に教育長と同じ責任があると考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 教育長職務代理人は、非常勤であるにもかかわらず、特別職、教育長と同じ責任を負わされて、日々仕事をしていただいていると。そう思うと非常に頭が下がるところであります。

③についてです。

同様に、教育長不在期間がある場合、同じように非常勤である教育委員に、教育長の本来果たすべき責任が新たに加わるということはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 先ほどお答えいたしましたように、教育長職務代理人は、教育長の権限に属する一切の職務を行うこととされております。ただし、職務代理人の行う職務のうち、具体的な事務の執行と職務代理人が自ら事務局を指揮、監督して事務の執行を行うことが困難である場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会の事務局職員に委任することが可能とされております。こうしたことから考えますと、教育長職務代理人は、基本的に教育長と同じ責任があるものの、非常勤でございまして、全ての事務を指揮、監督して執行することは難しいため、このような法解釈がなされておると思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） つまり教育委員は、教育長不在期間があつたとしても責任に変わりはないということですね。

④です。

そうしましたら、今度は、教育長不在期間中に市長が教育長の本来果たすべき責任の一部を負うことはあるのか、あり得るのかと聞いたほうがいいのかもかもしれませんけれども、端的で構いませんのでお答えください。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 教育長の不在期間中は職務代理人が職務を行いますので、市長が教育長の代わりに職務を行うことは考えられません。先ほど申し上げました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第4項の、地方公共団体の長に対して、第21条に規定する事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならないという規定に抵触することになります。なお、第21条は教育委員会の職務権限を規定したものでございまして、第1号から第19号までございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） よく分かりました。市長は教育委員会の非常事態であっても、その業務に責任を負うことはできない、関われないことがしっかり定められているということですね。

（3）に移ります。市長の取るべき姿勢、責任について述べさせていただきたいと思っております。

教育長人事案が否決された直後の6月定例会議一般質問で、私はこのような質問をさせていただきました。少し長いですが読ませていただきます。前文省略で、教育委員会制度の根幹にあるのは、教育の首長からの独立性の尊重であり、市長は教育行政の過度な介入を行わず、中立公正な対応を改めて心がけるべきではないかと考えます。その上で、現在の教育委員会制度において、特に扱いが難しいのは、市長が教育長を任命できるとされる点であります。教育の独立性をうたいながら、一方で、自治体の長にそ

の教育長の任命権限が与えられる仕組みについて、市長はどのように考えるか。これが私の問いでありました。そして、その際の市長の答弁はこうです。首長が直接教育長を任命することにより、首長の任命責任を明確にするものであると、非常に端的に述べられました。私はこのとき、内心、さすが議員歴の長い市長であり、また、法への理解、問題の本質を十分理解しているのだなと思ったところでした。ただ、やっぱりこうやって6か月たってきますと、あのとき市長が述べられた任命責任というのは一体何だったのか、教育長不在が長期化することによって非常にぼやけてしまったように感じる、その市長の権限、責任の部分について聞きたいと思います。

①です。

まず、確認ですけれども、教育長不在が理由で教育長の代わりに市長が教育委員会の業務、または、教育委員会の職務に指示を出す必要に迫られた事例は、この半年間で何かありましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理人、宮地憲一君。

○教育長職務代理人（宮地憲一君） 一般論としてお答え申し上げます。

教育長の不在が理由で、市長が教育委員会の業務や事務局職員に指示を出すことはあり得ないと思っております。これを行えば、先ほど申し上げました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第4項に抵触することになります。これは決して解釈論で述べているものではございません。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

ここら辺からは、自分もうまく説明できるかちょっと自信がないですけれども、ぜひ、お答えいただけたらと思います。教育長は市長が議会の同意を得て任命できるようになっています。今のような教育長不在の長期化状況においても、市長の持つ教育長を任命できるという権限は、その教育委員会の円滑な業務を阻害したとしても容認される、正当化ができるものであるか、この点について市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私の認識では、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員長が廃止となり、教育長は市長が選任するという法律改正が行われておりますので、完全に独立した組織ではなく、法改正以前より市長に役割が与えられたと認識しております。もちろん教育行政の最終的な執行権限は教育委員会にあることも認識した上です。

また、教育長不在の長期化につきまして、文部科学省や高知県教育委員会には御相談しておりますが、市長に責任があるとの話は今のところいただいております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 事例がないので、正直、何とも答えようがないんですけれども、ただ、事実として、教育行政に影響が出ているとの認識はしっかり持っていただき

たいと思います。これは間違いない事実であると思います。

③です。

教育長不在による影響は、教育委員会の組織運営はもとより、広い分野に影響が及ぶ状況となっています。教育長の不在がこのまま続くことは、教育の独立性、安定性、継続性という教育委員会制度の根幹を脅かしかねない、極端に言えば、危機的状況であると思います。と同時に、結果的に、原則禁じられているはずの市長の教育への介入、影響を、事実上行っている状況がつくられてしまっているとも考えられるのではないかと思います。この点について、まず、教育長職務代理者はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 教育長不在の状態が約6か月も続いておりまして、これ以上の長期化はあってはならないと考えております。一日も早く、香美市の教育行政を担っていくにふさわしい方を教育長に任命していただき、教育行政の正常化を図っていただきたいと教育委員全員が願っております。

また、9月12日に行われました9月定例会議の一般質問で、市長は森田議員の質問に対し、当然、教育に対して介入することはないと御答弁されております。この発言を信じたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市長の御見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私が教育に介入しているのではないかという御質問であると思いますが、私はそうは考えておりません。むしろそれを言われるならば、教育委員の皆さんが、慣例として政治家である市長の提案に意見を言い、今回の件におきましては、市長が提案しようとする以外の方について独自に人選し、市長に先んじて議会に要望することは、教育委員が政治的に介入すること、イコール政治活動であり、こちらのほうが法律違反ではないかという声があることを御紹介させていただきます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 質問の趣旨とはちょっと違って、ちょっと自分の設問の立て方が悪かったのかなと反省するところではありますけれども、教育行政に影響が出てしまうということは、結果的に介入しているのと非常に似た状況ではないかということと言いたかったわけです。設問が悪かったので、これはこれまでにさせていただきましても、市長もいろいろこれまで丁寧に説明されておりますし、自分としては常に中立、公正公平な立場で物事を発言しているつもりではありますけれども、正直に申しまして、市長には一度冷静になっていただきたいと思うわけでありまして、5月以降、いろいろな問題が重なり過ぎて、うやむやにというか、忘れてしまっているものの一つに、

この教育長人事において、本来、市長が果たさなければならなかった最大の責任は何だったのかという点であります。これはもう本当に端的に言いますけれども、教育長の任期切れとなる5月25日までに、新しい教育長の同意を議会から得ることがシンプルなミッションであったはずですが、そこにいろいろなものが加味されて現在に至っているわけですので、なかなか簡単には解決しないかとも思いますけれども、その5月25日の期日までに市長が任命できなかった事実は、まず、謙虚に受け止めていただきたいと思います。その上で、市民の利益を大きく損なうようなことも、客観的に見れば表面化してきておりますので、ぜひ、少し冷静になって、一旦考えていただく時間を持っていただきたいなと思います。

④です。

これまでに市長の下に届けられた、市民の意見、要望は、一貫して教育長不在の一日も早い解決を望むものであったと思います。市長には、市民の切実な願いに耳を傾け、先ほどもちょっと触れましたけど、期日を守るという法令遵守の姿勢を再度確認していただき、早期解決を目指すことこそが最優先事項なのではないかと私は思います。市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、教育長の任期切れの時点で教育長を決めることができず、また、今まで長期化していることは、私の責任であると思っておりますので、おわびを申し上げたいと思います。

一方で、教育委員との関係性を修復しなければ、かえって問題が起こるのではないかとということも、市民の皆様も含めて、要望いただいた皆様にも御説明はさせていただいています。今回の教育委員との論点は、香美市の教育行政は義務教育だけに特化するべきか、または、私が目指す人生を通じての学びの機会、生涯学習的な視点で捉えるかであると思います。この点につきましては、市民の皆様にもしっかりと御説明することが、結果、市民の利益につながると考えております。教育委員の皆様にも早期の合意を得られるよう、努力してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） よろしく申し上げます。

⑤です。

市長は、自らの行動について、市民に分かる形でしっかり説明をしなければならないと思います。重要なのは、教育長不在の状況を解決できる鍵は市長が持っていること、これは間違いがないかと思えます。早期に人事案を提出する意思を、ぜひ、表明していただきたいと思います。市民に対して、自ら提出期限を示すお考えはありませんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回のお話につきましては、まさに議員が言われるように、

市民不在になってはいけないと思っております。私としましては、教育委員が掲げる学園都市構想がどういったものを明確にさせていただき、私が考える構想と何が同じで何が違うか、明確にする必要がまずはあるものと思っております。

また、山田小学校PTA会長でありますとか、鏡野中学校PTA会長、校長会の皆様とも意見交換をさせていただきました。私としましては、第2期教育振興基本計画を高いレベルで実現させるために、PTAの皆様や香美市民の御協力が不可欠と考えておりました。私と教育委員4人だけで協議するのではなく、PTAの皆様にも議論に加わっていただきたいと思っております。例えば、市民向けの説明会として、まず、私が考えている構想を発表し、次に、教育委員から学園都市構想を発表していただいて、御参加の市民から御質問を受ける形で共通したイメージを導き、そして、住民も納得した形で教育長を選べればと考えておりますので、具体的なことはまだこれからではございますが、私と教育委員が一緒になって、市民向けの意見交換会などを開ければと思っておりますので、この場を借りまして教育委員の皆様をお願いしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 最後になりますけれども、今、市長がおっしゃったような、保護者の意見を聞きながら選ぶことが正しいやり方とは、正直僕は思いません。それはなぜかと言いますと、今ここに至っては、一日も早く新しい教育長案を出すことが重要であります。もちろん、市長が言われるように人選も大事であります。この2つ、早く出すこととしっかり人選することを天びんに乗せてみて、どちらが重要であるか、どちらが先に解決すべきことなのかをしっかりと協議していかなければ、なかなか市長の思うようには進まないかなというのが、正直な印象であります。

ただ、今回、解決の方向性について、ちょっと自分としては見えたのかなと思うところもありましたので、議会にお声かけもいただけるということですし、ぜひ、早い動きを期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。本日、最後でもありますし、年内最後の質問となります。いい形で質問を終わればと思っております。

今回は、大きく4点にわたって質問をさせていただいております。

まず1点目、国の先進的窓リノベ事業についてお伺いしていきたいと思っております。

カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅の省エネ性能の向上は欠かせません。国も昨年度より先進的窓リノベーション事業に取り組み始め、本年度も引き続き予算が組

まれ、取組が進むことを期待されておりました。しかしながら、12月1日時点で補助金申請額の割合は56%となっており、いささか事業への反応が弱まっている感じを受けます。補助金の申請は工務店を通じてということもあり、関心のある層を除けば認知度は高まっていないのかもしれませんが。

そんな中、来年度に向けての国の取組は、新築住宅への省エネ基準に断熱性能4以上を義務づけるとともに、さらに高い断熱性能を持つ住宅を新築する場合に、子育て世帯限定で断熱性能5基準の新築住宅への補助金、また、全世帯を対象にした断熱性能6以上のGX志向型住宅への補助金を新設していることなどから、より断熱性能を高めやすい新築住宅への住み替えを後押ししていくように思われます。

ちなみに、今申し上げた断熱性能5は、いわゆる「ZEH」ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略語で、エネルギー収支をゼロ以下にする家相当の基準で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電などで作るエネルギーをバランスして、1年間で使用するエネルギー量を実質的にゼロ以下にする家であります。本当に、少し前では夢のような家でありました。本来なら、もっと早期に取り組むよう、SDGsの観点からも言われておりましたけれども、具体化が間に合わないため延期されていたという話も聞き及んでおります。

私も窓リノベではないZEHの住宅については、2021年の時点で質問もさせていただきましたが、啓発を求めた際、日本建築とは考え方の違う家づくりになるという見解にとどまりました。

そこで、①の質問です。

住宅分野のカーボンニュートラルに向けて、本市の受け止めや取組は、今後、どうなっていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 住宅分野のカーボンニュートラルについて御質問がございました。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築分野における取組を進めるために、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネルギー法）が制定されています。この法律は、2022年に改正されまして、2025年、つまり来年4月以降に着工する原則全ての住宅建築物について、省エネ基準への適合が義務づけされることになってございます。現在、国において円滑な施行に向け、住宅事業者、それから、省エネ基準への適合判定審査者への周知、あるいは、設計をする建築士へのサポート等の準備が進められてきています。ちなみに、私が高知県庁から本省に戻った際には、この改正前の法律制定の一部を担当しておりました。当時は、本当にこんなことができるのだろうかと思いながら、立法作業に携わった覚えがございます。

本市の行政として、住宅分野のカーボンニュートラルに向けた直接の施策としてでき

ることは、より省エネ性能の高い住宅への建て替え、あるいは、住み替えの促進が最も効果的であると考えております。例えば、住宅以外の分野においても、省エネ性能の高い家電製品の普及促進などといったことも可能でありますので、こうした施策を総合的に進めながら、住宅分野の省エネ化に資する施策を進めていきたいと考えてございます。また、その際に、国・県の制度等の活用も含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 副市長がこの法律制定の一部に携わっていたということで、本当に心強く思って少しお尋ねしたいんですけど、本当にこれは実現できるだろうかというところが大事だと思います。実際に、理念としては分かるけれども、具体化は難しいというところではあったのですけれども、義務化になりましたので、これはもう具体化できると、また、そのような状況になっているという受け止めをされておるのか、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 法律制定当時は、新築住宅、それから、既存住宅のいわゆるリフォームを並行して立法作業を進めていたわけなんですけど、新築住宅に関しては、基準の引上げによって一定対応できるかと思えます。先ほど申し上げましたが、国でも円滑な施行に向けた取組を進めていることで、来春から義務づけされていくことになろうかと思えます。一方で、既存住宅のリフォームにつきましては、先般の定例会議で断熱リフォームについての御質問もございましたが、効果を発現するのはなかなか難しい分野でございます。例えば、戸建て住宅の2階建てをリフォームした場合に、断熱改修だけで300万円ぐらいかかるといった事例もございますので、一部分の改修だけで今回求める断熱効果を上げていくというのは、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

国におきましても、先般の法改正において、増改築をした部分、とりわけ10平米以上の増改築をした部分についてのみ基準を満たすということで、逆に現実的な方向にかじを切っているなという制度改正をしてございますので、できることを少しずつやっていくことになろうかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 分かりました。

それでは、②の質問に移りたいと思います。

確かに今おっしゃっていただきましたように、新築住宅では実現の可能性が見えているということですが、実際には、新築、家全体のリフォームは、なかなか予算との兼ね合いもあろうかと思えます。それで、今回質問する二重窓への取組といったことになるのですけれども、ちなみに、私も本年度、この制度を使いまして内窓改修を行ったわけです。南向きの大窓2か所を行って、補助金が13万円出たんですけど、そ

れでも持ち出しが18万円と、それなりに高価な改築費用が必要だと思いました。

そこで、改まったの提案にもなるんですけども、既存住宅の改修で、全体は難しいけれども部分改修として省エネ効果が高いと言われる窓リノベ事業を、本市として応援する考えはないのか、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） お尋ねいただきました先進的窓リノベ事業2024ですが、断熱窓への改修を促進し、既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギーの費用負担軽減、それから、健康で快適な暮らしの実現といったところを目指す事業でございます。また、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化といったところも、事業の目的となっております。窓の部分に限って申しますと、断熱性能が一定向上し、既存住宅の省エネ化に効果はあると考えておりますが、先ほど申し上げましたように、家全体として省エネ性能を大きく向上させるのはなかなか難しいと考えております。

この先進的窓リノベ事業2024ですが、今朝の時点でホームページを拝見しますと、交付申請額が大体予算の60%という数字でございました。まだ余裕があるということですので、ぜひ、活用していただきたいのですが、この事業につきましては、先ほど御質問の中でもございましたように、住宅所有者が登録事業者と契約して行う工事について、直接補助金の申請を行っていただくものでございますので、市の行政としては、例えば、こういった事業がありますよといった御紹介ぐらいまでしかできないかなと思っております。また、この事業については、申請期限が2024年12月31日までに着工したものになってございますので、期限が迫ってきております。今回、市としては応援できなかったわけなんですけど、今後、こうした機会がありましたら、例えば、市民への周知といった形で支援することができればと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも周知していただきたいと思っておりますし、確かに、全てのおうちで効果があるとは保証できないと思っております。一定、窓以外の断熱も当然必要でありまして、無理にしなくてもいい場合もあるかと思っております。実際に補助金申請をするに当たって、登録業事業者になるには、自ら手を挙げればよいという制度だったと思っております。つまり、逆に言うと、どの事業者でも申請事業者になれまして、補助があるからもう窓だけにしたらいいよと熱心に勧めたけれども、実際には思ったほど変わらなかったということになっても、ちょっと残念な結果でありますので、本年度はちょっと時間もないんですけども、来年度に取り組むに当たっては、よくよく相談しやすい事業者を紹介するなどの支援をしていただければいいなということ、申し述べておきたいと思っております。

それでは、大きな2点目の質問に移りたいと思っております。県道・市道の草刈りについてお伺いしていきます。

せんだって議会で取り組みました議会報告会では、地域の皆さんとじかに触れ合うとともに、様々な課題や思いを聞かせてもらう機会となりました。その場でお答えしたことや、改めて担当課へおつなぎしたことが大半ではありますが、やはり市民の立場から現状を見直してもらいたいとの思いを感じるお話でもありまして、質問をするものです。

私たちがお聞きしたのは、土佐山田町植の自治会で、県道前浜植野線から大日寺を東に向かう市道沿いの草刈りをやっているということでもあります。この道にはサザンカが植えられておりまして、今まさに花の見頃という時期でもあるんですけども、この場所の草刈りは、下草とサザンカの剪定をセットで行っているということです。そしてまた、どの地域でも同じことですが、春先から秋口にかけて、年に4回ほどは草刈りの必要性があるということでした。そんな中で、これまで草刈りを担ってきた人も高齢となり出てこれなくなったり、取り組んでいる人の負担も増す中で継続は困難だと感じているということでもあります。そこで、現在、自治会で請け負っている草刈りの状況をお聞きし、また、地域の意見などを述べたいと思って質問します。

①であります。

県道・市道の草刈りを請け負っている自治会はどれくらいあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

県道につきましては19、市道につきましては81となります。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 県道・市道ともそれなりの数があるということです。

もし分かりましたら、これは市道で聞きましたので、自治会の数で言いましたら、全体のどれぐらいがこういった道路の草刈りをやっておられるのか、おおよそで構いませんが、割合などが分かりましたらお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 通告にないですけど、大丈夫ですか。

建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 先ほどお答えしました、19と81が、道路の路線数ではなくて請け負っていただいている団体数になります。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 分かりました。

では、②に移ります。

県道と市道の草刈り費用は幾ら支払われているのでしょうか、それぞれの単価をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、高知県が行います県道の道路維持地域委託業務につきまして問合せをしましたところ、高知県道路課が定めております単価を用いておるということでございますが、

その単価につきましては非公表でございました。

香美市におきまして、地元自治会にお願いしておる単価につきましては、1メートル当たり25円の単価を設定させていただいております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本市は1メートル25円ということで、当日お聞きした自治会長からもそのように御説明いただいたんですけども、実際に、ほかの市町村、全国ではどんな感じか調べようとしたんですけども、道路の場合、そして、個人のお庭をする場合、また、一定広いグラウンドをする場合と、草刈りといっても多岐にわたっており、単価は一定ではないことが分かった程度でありました。

それで、別の方向からお聞きしたいということで、次につながっていくのですが、③でお聞きいたします。

この請け負っている自治会で草刈りができなくなった場合、市道の草刈りはどうなるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まずは職員で、直営で草刈りができないか、それが難しい場合には、香美市の小規模工事等の契約を活用しました業務委託が考えられます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、④に移りたいと思います。

先ほどありましたように、職員で行っている場合もあるかと思いますが、現時点で業者に草刈りを頼んでいる市道はどれぐらいあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 業者をお願いしておりますのは、土佐山田地区で市道が11路線ございます。香北地区では、市道は1路線ですが、林道が12路線ございます。物部地区につきましては、市道が34路線、林道が20路線でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 最初にお聞きした自治会に頼んでいる数よりは少ないということが分かりました。

それでは、⑤に移ります。

業者に頼んでいる場合もそうなんですけれども、道路ののり面を防草シートで覆っているものも見かけます。こういった防草シートをすることは可能なんでしょうか。また、草刈りを委託する場合に比べての費用対効果は、防草シートのほうがあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

防草シートの設置自体は当然有効だと考えておりまして、場所によっては実際に防草シートを設置しておるところもございます。ただ、先ほどちょっと議員からもありまし

たけれども、その設置には相当の費用がかかります。また、その費用についての財源措置がない関係で、なかなか御要望のところ全てに行うことは難しいと考えております。人通りが多い場所であったりとかを見ながら、また、費用対効果を考えながら、防草シートの設置を実際に行ったりもしておりますし、検討もしていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちなみにですけれども、草刈りをする場所の一般的な費用と、そこに防草シートを設置した場合、およそどれぐらいの費用となるのか、ちょっとお分かりでしたらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 防草シートを設置した場合、一定ではないんですけれども平米当たり5,000円程度、当然、入札とかをして変わる可能性もありますが、設計段階では平米当たり5,000円程度が必要ではないかと考えております。今の自治会でいくと1メートル25円、もちろん業者へ委託しておる分、あと、小規模工事等へ出す分は、もちろん県の単価を使っておるため費用は高くなっております。防草シートについても、5年もつのか、10年もつのか、途中で穴が空いたりするとそこから草が生えてきたりとか、強風で外れたりとかいうこともありますので、一概に何年もつとは言えないところもありますが、ただ、費用的には財源措置もなくして全てをやるのは難しいのが現状でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 丁寧にお答えいただきました。財源措置がないということですけど、草刈りを小規模事業者へ委託する場合も、基本的にやっぱり財源はないということではよろしいでしょうかね、分かりました。草刈りのほうが単価は高くなると、防草シートよりも草刈りを委託したほうがちょっと高いと、逆でしょうか、分かりました。

⑥に移りたいと思います。

地域に愛着を持って隣近所で共同作業を行うことは、コミュニティーの形成にも役立っていると思います。ある意味、自治会の継続にも役立つ取組であると考えます。一方で、行政としても、業者に委託するよりは安く、手間も少なく済むんじゃないかと思っております。防草シートの場合は、少し高くなるということでもありました。

自治会が引き続き管理を行うために、単価の引上げを求めています。市としても、もっと総合的に検討するべきではないかと考えるんですけれども、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この自治会へお願いしております草刈り単価につきましては、昨年度までは1メートル当たり20円と設定させていただいていました。本年度より5円の値上げをさせてい

ただきまして、1メートル当たり25円に現在なっております。

先ほど議員からもおっしゃっていただきましたけれども、この地域委託、自治会へお願いすることは、業者をお願いするよりも道路管理費用の低減を図ることができるだけでなく、地域の方に道路の草刈りをしていただくことで愛着を持っていただいて、道路に穴が空いているとか、異常があった場合の早期発見にもつながるだろうということで、市としましても、なるだけ地元で御協力を願いたいというところがございます。

ただ、値上げをというお声を行政連絡会などでもいただいております。令和7年度につきましての単価引上げはちょっと難しいと考えておりますが、御協力は今後も当然続けていただきたいと考えております。また、昨今の燃料費高騰、物価の上昇などもございますので、情勢などを見極めまして検討を行いたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 前向きな御答弁をありがとうございます。

ただ、私もこの自治会の継続というか、活性化というところも加味していただきたいなと思い、ちょっと資料なんかを見ておりましたら、御存じの方もおられるかもしれませんが、戦前の明治時代から自治会はあったんですけれども、戦後、一旦GHQが、町内会・自治会を封建社会の名残として廃止の通達をしたことがあったという話に行き着きまして、サンフランシスコ講和条約以降はそのGHQの通達によらない、独自の取組が日本で進んでおるんですけれども、やっぱりそのときの名残というか、町内会・自治会に対する支援をあまり積極的にはしてこなかったという流れのようであります。しかし、もう少なくともサンフランシスコ講和条約から70年、戦後80年といった辺りで、日本独自の町内会・自治会の在り方を支援する考え方があってもよいのかなと思ったところでもあります。この点ではどうでしょうか、市長。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 自治会の在り方につきましては、これまでも議会の中で答弁させていただいておりますが、非常に重要なものであると思います。

また、サンフランシスコ講和条約というお話もありましたが、そもそも日本は農村社会でありまして、米作りなどを通じて地域を挙げて助け合って生きてきた民族であると思っております。そういう意味では、自治体としてこういった自治組織についてどういった支援ができるか、あるいは、人口減少の中で集落の維持すら厳しいところには支援しなければならないと思っております。そういった意味では、実態調査も含めて検討していきたいと思っておりますし、また、草刈りに関しましては、例えば、夏場の暑い時期の草刈りは非常に体力的にも厳しいだろうと思っておりますので、市としましても、自治会の皆様方の健康も配慮しながらお願いし、また、若干ではあります但し単価も上げさせていただいておりますので、引き続き今後もできるところから検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、大きな3点目の質問に移りたいと思います。不在者投票の在り方についてお伺いしてまいります。

本市には高知工科大学がありまして、市外、県外から多くの学生がやってきます。中には、運転免許の取得を出身地で行う等を考えて住民票を移していない事例があることは、見聞きするところでもあります。

また、期日前投票ができるようになって必要とする人は減ったとも言われておりますが、一定期間の出張や旅行などの理由で不在者投票が必要な方も当然いると思われれます。政治への無関心や低投票率が話題になる中、投票する意思はあるのに、住民票所在地から離れてしまっていて投票するいとまがないために棄権することが減るようお願い、お聞きいたします。

①であります。

さきの第50回衆議院選挙におきまして、不在者投票を行った人数をお聞きいたします。他市に住民票がある人が行った数と、本市に住民票があり不在者投票を行った数、それぞれの件数を併せてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、他市町村選挙人の不在者投票者数が40人、香美市選挙人の不在者投票者数、こちらは遠隔地における投票者のみで15人となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ②に移ります。

先ほど40人と15人とお聞きいたしました。本市には高知工科大学がありますが、住民票を移せていない学生もいるんじゃないかと思えますけれども、不在者投票の啓発など、大学と一緒に取り組むお考えはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

学生の方が選挙権を行使するためには、下宿等の所在地の市町村において住民登録を行い、当該市町村の選挙人名簿に登録されることが必要となっております。

不在者投票の選挙啓発へのお尋ねですが、本市では、住民票の異動を行い転出した後、転入先の市町村の選挙人名簿に記載されていない香美市の選挙人に対しましては、投票所の入場券に不在者投票の案内を同封することで、啓発とさせていただいています。

啓発などを大学と取り組んではということですが、学生の不在者投票の場合、実際の居住地の問題があるために、なかなか選挙啓発は難しいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） たてりはそのことだと思えます。投票自体も基本的には自由投票の原則もありますので、投票したくない、投票しないという判断も尊重されております。しかし、主権者として投票を行う意思があれば、その権利はできるだけ保障

されてほしいとの思いで質問させていただきました。今回は、大学ということで取り上げておりましたけれども、入院中の方なども選挙権が保障されるように、市内の病院施設や介護施設との課題共有も考えていけたらいいなということを申し添えます。

大きな次の4点目の質問に移りたいと思います。103万円の壁と税収減についてお伺いいたします。

さきの第50回衆議院選挙におきまして、所得税103万円の壁を見直して手取りを増やすと主張した国民民主党が躍進し、その実現性が議論を呼んでいます。今朝も、この壁を引き上げる、実際に178万円を目指すという報道がされておりましたし、併せて、学生である子の特定扶養控除を引き上げることも示されました。今後、それに向けて議論が進んでいく、具体化が進んでいくものと思われれます。

この議論は、103万円の所得税が課税対象となる壁だけではなくて、先ほど申し上げた扶養控除の話、それから、106万円で従業員51人以上のところは厚生年金に加入しなければならない健康保険の壁、そしてまた、130万円以上になった場合には国民年金と国民保険への加入という壁があります。そして、150万円では配偶者特別控除満額の壁も併せて考える必要があって、さらには、国や地方自治体の税収が減るという課題が持ち上がっています。

そこで、①でお聞きいたします。

所得税の非課税枠を178万円に引き上げるとの議論に、地方税収が減るので反対という意見があるのですが、本市で試算などはしたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

県が行った試算が11月8日高知新聞の記事に出ておりました。この試算では、基礎控除を現行より75万円引き上げた場合、県民税約90億円、市町村分も合わせて約220億円規模の減収が想定されるとありますので、これを市町村分の約130億円を用いて令和4年度決算額で試算してみました。高知県全体の個人市町村民税の税収は、令和4年度で約312億1,400万円で、そのうち本市の市民税は9億4,300万円ですので、本市の占める割合は約3.02%になります。130億円に3.02%を掛けた3億9,260万円が減収額として試算されております。

ただし、この試算額は、市県民税の基礎控除が国と同じように75万円上がったとした場合ですので、市民税と県民税で所得割10%が課税されていますので、10%の7万5,000円が納税者全員に、適用されたらこの金額になるということで、給料から毎月1万円引かれておったら12か月で12万円引かれるので、7万5,000円が減収になりますけど、所得割が1,000円の方ですと1万2,000円ですので、7万5,000円基礎控除が上がっても1万2,000円が減収になると。この試算は、7万5,000円未満の市県民税がかかっている人の割合がどれぐらいいて、どれぐらいの税収があってということは加味しておりませんので、この約4億円がそのまま減額にな

ることではない。

また、市町村民税におきましては均等割と所得割がありますので、均等割の市民税 3,000 円で県民税 1,500 円の計 4,500 円、徴収される際には森林環境税の 1,000 円も含まれて 5,500 円徴収されていますけれども、この 4,500 円につきましても加味されておられませんので、そのことをお知らせしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 確かに、今の御説明の 130 億円掛ける 3% というのも一つの考え方ですけれども、多分それよりかは少ないだろうということで理解したいと思います。

試算を聞いたわけですけれども、②です。

この減収分は、今まで納税されていた皆さんの手取りになるということが、まず一つ言えると思います。そしてまた、地方財政には国からの補填の仕組みがあります。地方交付税の決定には、基準財政需要額と基準財政収入額の差額計算が用いられています。地方税収の 25% に当たる留保財源分は目減りをするかもしれませんが、残りの地方税の減収分は地方交付税で補填できるのではないのでしょうか。この議論の方向性次第で、地方財政に影響を与えない手だてが取られる可能性はあると思われませんが、減収にならないように申入れなどはしたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 何らかの影響はあるかと思いますが、今の段階では特に要望などはしていません。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 影響はゼロではないけれども大きくはないと、特に今要望もしていないということであります。

それでは、ちょっと別視点で③の質問に移りたいと思います。働く人の立場から、1 点お聞きいたします。

本市の会計年度任用職員で、配偶者控除や社会保険料の負担を理由に短時間勤務を希望している事例はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

正確なデータはございませんが、本人の希望、本人の都合により、扶養の範囲内での勤務を希望する職員もいると伺ってはおります。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 希望する方もあると、全くないという形ではないことを確認させていただきました。もし、この引上げがあった場合には、そういった方の働く時間延長にもつながるかもしれない。会計年度任用職員の考え方では、そこに仕事自体があ

るかどうかも関係すると思いますので、一概に希望どおりというわけではないかもしれませんが、そうかなと思ったところであります。

④に移ります。

この壁の引上げは、今朝の報道でもありましたように、引き上げる方向で決まっております。どのように具体化されるのか、今後はそういうところであろうかと思えます。また、先ほど申し上げていなかった部分では、この引上げをした場合に、年収の高い人ほど引上げの効果があると、逆進性があるという課題も残っております。そういったところで議論を重ねて、よりよい形にしてもらいたい、地方財政にも影響がないようにしてもらいたいところではありますが、一方で、この引上げを前提に、多少税収が減るかもしれない場合にでも、行政サービスが縮小しない配慮を求めておきたいと思えます。特に、現時点での市政の受け止めはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども御答弁しましたが、香美市財政にどれだけの影響があるかはまだ分からない状況でございます。そこで、これからの予算編成につきましては、歳入減となっても市民生活に影響が及ばないよう、できる限り努力してまいります。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そういったことをお聞きしたところで、私の一般質問を全て終わりたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は、12月13日午前9時から開会します。

（午後 1時44分 延会）

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第5号）

令和6年12月13日 金曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和6年11月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日金曜日（審議期間第15日） 午前 9時09分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 4番 | 西村剛治 | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 5番 | 西山潤  | 15番 | 利根健二  |
| 6番 | 森田雄介 | 16番 | 山本芳男  |
| 7番 | 村田珠美 | 17番 | 山崎眞幹  |
| 8番 | 小松孝  | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番 | 舟谷千幸 |     |       |

欠席の議員

10番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|        |       |              |      |
|--------|-------|--------------|------|
| 市長     | 依光晃一郎 | 建設課長         | 野村文紀 |
| 副市長    | 村上真祥  | 農林課長         | 川島進  |
| 総務課長   | 竹崎澄人  | 商工観光課長       | 門脇正人 |
| 企画財政課長 | 黍原美貴子 | 環境課長         | 依光伸枝 |
| 定住推進課長 | 小松伯聖  | 管財課長         | 三谷恵司 |
| 防災対策課長 | 中川英斉  | ふれあい交流センター所長 | 原美和子 |
| 税務収納課長 | 猪野高廣  | 会計管理者兼会計課長   | 明石清美 |
| 高齢介護課長 | 中山繁美  | 《香北支所》       |      |
| 福祉事務所長 | 野邑裕永  | 支所長          | 石元幸司 |
| 市民保険課長 | 萩野貴子  | 《物部支所》       |      |
| 健康推進課長 | 宗石こずゑ | 支所長          | 片岡亮  |

【教育委員会部局】

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 教育長職務代理者 | 宮地憲一 | 教育振興課長   | 一圓まどか |
| 教育次長     | 中山泰仁 | 生涯学習振興課長 | 小松幸春  |

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

|           |      |        |      |
|-----------|------|--------|------|
| 農業委員会事務局長 | 和田雅充 | 上下水道局長 | 西村安史 |
|-----------|------|--------|------|

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生      議会事務局書記 今 井 沙 織  
議会事務局書記 横 田 恵 子

## 市長提出議案の題目

- 議案第 77号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）  
議案第 78号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）  
議案第 79号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 80号 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 81号 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 83号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 84号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 85号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 86号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 88号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 89号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 90号 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 91号 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 92号 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について  
議案第 93号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について  
議案第 94号 令和5年度香美郡殖林組一般会計歳入歳出決算の認定について

## 議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

令和6年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第15日目 日程第5号）

令和6年12月13日（金） 午前9時開議

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1  | 議案第 | 77号 | 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）                           |
| 日程第2  | 議案第 | 78号 | 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）               |
| 日程第3  | 議案第 | 79号 | 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第4  | 議案第 | 80号 | 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第5  | 議案第 | 81号 | 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第6  | 議案第 | 82号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について         |
| 日程第7  | 議案第 | 83号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第8  | 議案第 | 84号 | 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第9  | 議案第 | 85号 | 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第10 | 議案第 | 86号 | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第11 | 議案第 | 87号 | 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 88号 | 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第13 | 議案第 | 89号 | 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第14 | 議案第 | 90号 | 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第15 | 議案第 | 91号 | 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第16 | 議案第 | 92号 | 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について              |
| 日程第17 | 議案第 | 93号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について                   |
| 日程第18 | 議案第 | 94号 | 令和5年度香美郡殖林組一般会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第19 | 請願第 | 2号  | 谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願                            |
| 日程第20 | 陳情第 | 1号  | 教育長不在問題に関する陳情                                   |

#### 会議録署名議員

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時09分 開議)

○議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第77号、令和6年度香美市一般会計補正予算(第8号)から、日程第5、議案第81号、令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算(第1号)まで、以上5件を一括議題とします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第83号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第84号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第85号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第86号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第87号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第88号、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第89号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第90号、香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第91号、香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第92号、香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 質疑させていただきます。

今回は、指定管理者の指定についての議案でありまして、これまで、全員協議会、また、産業建設常任委員会でのヒアリング等があったわけですけれども、そこでかなり多くの未解決というか、未整理事項があることを確認できていると思います。自己資金、お金の問題であったり、人員とか拠点の問題等、集落活動センターの活動とのすみ分けがまだしっかりできていないように思います。こういった明確にできていない状況で新たな指定管理者を指定するのが適正かどうか、ちょっと判断が難しいと思うのですが、現在のそういう整理状況、また、確実に適正と言える根拠のようなものがあればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

人員、会計につきましては、指定管理者の候補であります、集落活動センター奥物部推進協議会、県物部川地域本部、定住推進課と協議を行い、一定の方向性を確認しまし

た。指定管理業務の年度計画の策定や施設管理をはじめ、レストランやふるさと市等の営利事業も集落活動センターが行うこととなります。現時点で集落活動センター奥物部は任意団体であります。法人化する準備を進めております。法人化する際に、定款に課税部門の収益事業と非課税の公益目的事業を定めます。地域づくり支援員は、この公益目的事業、非課税、非営利の部門を担うこととなります。また、集落活動センターが指定管理施設を拠点とすることにつきましては、事務所運営に要する経費を指定管理業務とその他の業務に分類し、明確に会計を分けることを確認しております。

今後も協議を重ねていく必要はありますが、集落活動センターは指定管理の提案に当たり、業務分担を事務局と物産館の職員に分類するなど、適切な提案書の作成に取り組んできた団体でございますので、指定管理者としての適性を欠くとは考えておりません。以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第93号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第94号、令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第77号から、日程第18、議案第94号までの質疑は全て終わりました。

各案件はお手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定いたしました。

日程第19、請願第2号、谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願についてを議題といたします。

#### 【請願第2号 巻末に掲載】

請願第2号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定いたしました。

日程第20、陳情第1号、教育長不在問題に関する陳情についてを議題とします。

【陳情第1号 卷末に掲載】

陳情第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は12月19日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月20日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前 9時18分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第6号）

令和6年12月20日 金曜日

令和6年香美市議会定例会12月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和6年11月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月20日金曜日（審議期間第22日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 有光収三 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番 | 公文直樹 | 12番 | 笹岡優   |
| 3番 | 中平麻衣 | 13番 | 濱田百合子 |
| 4番 | 西村剛治 | 14番 | 山崎龍太郎 |
| 5番 | 西山潤  | 15番 | 利根健二  |
| 6番 | 森田雄介 | 16番 | 山本芳男  |
| 7番 | 村田珠美 | 17番 | 山崎眞幹  |
| 8番 | 小松孝  | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番 | 舟谷千幸 |     |       |

欠席の議員

10番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|        |       |              |      |
|--------|-------|--------------|------|
| 市長     | 依光晃一郎 | 建設課地籍調査班長    | 大和正明 |
| 副市長    | 村上真祥  | 農林課長         | 川島進  |
| 総務課長   | 竹崎澄人  | 商工観光課長       | 門脇正人 |
| 企画財政課長 | 黍原美貴子 | 環境課長         | 依光伸枝 |
| 定住推進課長 | 小松伯聖  | 管財課長         | 三谷恵司 |
| 防災対策課長 | 中川英斉  | ふれあい交流センター所長 | 原美和子 |
| 税務収納課長 | 猪野高廣  | 会計管理者兼会計課長   | 明石清美 |
| 高齢介護課長 | 中山繁美  | 《香北支所》       |      |
| 福祉事務所長 | 野邑裕永  | 支所長          | 石元幸司 |
| 市民保険課長 | 萩野貴子  | 《物部支所》       |      |
| 健康推進課長 | 宗石こずゑ | 支所長          | 片岡亮  |

【教育委員会部局】

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 教育長職務代理者 | 宮地憲一 | 教育振興課長   | 一圓まどか |
| 教育次長     | 中山泰仁 | 生涯学習振興課長 | 小松幸春  |

【消防部局】

|     |      |
|-----|------|
| 消防長 | 野口正一 |
|-----|------|

【その他の部局】

|           |      |        |      |
|-----------|------|--------|------|
| 農業委員会事務局長 | 和田雅充 | 上下水道局長 | 西村安史 |
|-----------|------|--------|------|

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生      議会事務局書記 今 井 沙 織  
議会事務局書記 横 田 恵 子

## 市長提出議案の題目

- 議案第 77号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）  
議案第 78号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）  
議案第 79号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 80号 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 81号 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第 82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 83号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 84号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 85号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 86号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 88号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 89号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 90号 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 91号 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 92号 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について  
議案第 93号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について  
議案第 94号 令和5年度香美郡殖林組一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 95号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第9号）  
議案第 96号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）  
議案第 97号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

- 議案第 98号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 99号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 令和6年度香美市立やなせたかし記念館改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 5号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第17号 高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第18号 安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出について
- 意見書案第19号 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出について

#### 議事日程

令和6年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第22日目 日程第6号）

令和6年12月20日（金） 午前9時30分開議

##### 日程第1 諸般の報告

###### （1）専決処分事項の報告について

- 報告第 12号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第 13号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第2 議案第 77号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第3 議案第 78号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第 79号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 80号 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 81号 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第 82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

|        |     |         |   |
|--------|-----|---------|---|
| 日程第 8  | 議案第 | 8 3 号   | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第 9  | 議案第 | 8 4 号   | 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 10 | 議案第 | 8 5 号   | 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第 11 | 議案第 | 8 6 号   | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 12 | 議案第 | 8 7 号   | 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 | 8 8 号   | 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 14 | 議案第 | 8 9 号   | 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 15 | 議案第 | 9 0 号   | 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 16 | 議案第 | 9 1 号   | 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 17 | 議案第 | 9 2 号   | 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について              |
| 日程第 18 | 議案第 | 9 3 号   | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について                   |
| 日程第 19 | 議案第 | 9 4 号   | 令和 5 年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第 20 | 請願第 | 2 号     | 谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願                            |
| 日程第 21 | 陳情第 | 1 号     | 教育長不在問題に関する陳情                                   |
| 日程第 22 | 議案第 | 9 5 号   | 令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）                       |
| 日程第 23 | 議案第 | 9 6 号   | 令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）           |
| 日程第 24 | 議案第 | 9 7 号   | 令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）           |
| 日程第 25 | 議案第 | 9 8 号   | 令和 6 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 2 号）       |
| 日程第 26 | 議案第 | 9 9 号   | 令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                |
| 日程第 27 | 議案第 | 1 0 0 号 | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 28 | 議案第 | 1 0 1 号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する                      |

条例の制定について

- 日程第29 議案第102号 令和6年度香美市立やなせたかし記念館改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 日程第30 発議第 4号 香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 発議第 5号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 意見書案第17号 高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書の提出について
- 日程第33 意見書案第18号 安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出について
- 日程第34 意見書案第19号 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第35 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第36 議員派遣の件

**会議録署名議員**

2番、公文直樹君、3番、中平麻衣君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(小松紀夫君) ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんより協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第12号及び報告第13号の報告がございました。

これから、報告第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番(山崎晃子君) 報告第12号でお聞きいたします。

草刈り機を使用するということでしたけれども、草刈り機を使用した場合、小石とか、刈った葉っぱとか、いろいろ飛び散ったりはするんですけども、事前にそういうことは分かっているかと思うのですが、何らかの対処をしなかったのかという点と、それから、今後、どういうふうに対応していくのか、お聞きいたします。

○議長(小松紀夫君) 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長(一圓まどか君) この草刈りを行っていた場所については、香長小学校の正門前の田んぼの縁を刈っておったということもございますが、その反対側にある駐車場に軽自動車が止まっており、あぜ道だったようなので、ちょっと草刈り機での作業中に小石が飛散してしまったということです。今後の対応としましては、周辺に注意をもっとしていきながら安全に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長(小松紀夫君) ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番(山崎晃子君) 道路を刈ったりとか、それから、人家でもそうですが、防護柵を置いて刈ったりしているがですけども、その辺りはしていなかったとは思いますが、そういったことも検討していかないかのじゃないかと思っておりますけれども。

○議長(小松紀夫君) 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長(一圓まどか君) そういったところにつきましては、また来年度以降になると思いますが、何か対策は考えていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） そうしますと、これは保険適用ということでよろしいでしょうか、確認です。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。
- 教育振興課長（一圓まどか君） こちらに上がっております損害賠償の保険で全額補償をしております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。
- 以上で、報告第12号についての質疑を終わります。
- 次に、報告第13号について質疑を行います。質疑はありますか。
- 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） パーキングに入れずにシフトを入れたままでブレーキを踏んだら、それが緩んでしまって前にぶつけたということで、金額も大きいのですが、全額保険適用なのかも含めて、ちょっと事故の内容をもう少し詳しくお願いしたいと思いますし、損傷の状況もお願いしたいと思います。
- 議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。
- 高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。
- これは香南市野市町の病院駐車場で、介護認定の調査のために行っておりましたが、駐車場で書類を確認している際、エンジンを切らずにシフトレバーをドライブにしていたため、時速2キロメートルぐらいのクリープ現象で当たったということでございます。相手方が新車であったため、後部のバンパーにちょっと傷があることと、それから、後部ドアが少しだけですけどへこんでおりまして、全部取り替えたということでございます。
- 今後は、事故再発防止のために、駐車場では必ずエンジンを切ってから書類を確認するように、課内でも指導しているところでございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 管財課長、三谷恵司君。
- 管財課長（三谷恵司君） 今回生じました賠償金24万8,400円につきましては、全額が保険の対象となっております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。
- 以上で、報告第13号についての質疑を終わります。
- 日程第2、議案第77号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）から、日程

第19、議案第94号、令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上18件を一括議題とします。

初めに、12月13日に開催されました予算決算・総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会での審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告のとおりです。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第77号から、日程第19、議案第94号までの18件を一括して採決します。

以上、18議案に対する委員長の報告は可決であります。18議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第77号ほか17件は、委員長の報告書のとおり可決されました。

日程第20、請願第2号、谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願を議題とします。

初めに、12月13日に開催されました総務常任委員会の審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告のとおりです。

これから総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第21、陳情第1号、教育長不在問題に関する陳情を議題とします。

初めに、12月13日に開催されました総務常任委員会の審査結果につきましては、

お手元にお配りしました委員長報告のとおりでございます。

これから総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第22、議案第95号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第9号）から、日程第34、意見書案第19号、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出についてまでの13件は追加の案件であります。香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第22、議案第95号から、日程第34、意見書案第19号までの13件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第22、議案第95号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 議案第95号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度香美市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,479万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億6,864万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 令和6年度補正予算資料（集計）が議案細部説明書の9ページに載っております。先ほど提案されましたが、実際、令和6年4月1日に遡及して会計年度任用職員の人件費、また、正規職員の給与表が令和6年4月1日に遡及して改定予定となることに伴い増額補正するという関係のもので、財政調整基金からの繰入れが2億1,293万5,000円、9ページの下には人勧に伴う補正額2億1,479万6,000円ということでございます。

一つ聞きたいのは、給与については交付税措置もされている中で、今回のこの二億一千何がしのお金ですけれども、どういう交付税措置がされるのか、時期及び額が分かればそれについてお尋ねします。

併せて、期末手当の議案提案が遅れた理由及び期末手当の支給時期はいつになるのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 交付税の追加交付の範囲の中で措置されるようになっております。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

期末手当の提案が遅れた理由でございますが、国の給与法の改正法案に係る国会への提案が例年より遅れたため、本年は最終日の追加となったものでございます。それと、手当の支給時期はということでございますが、人勧のアップ分が加味されていない12月の期末勤勉手当は既に支払い済みです。なお、令和6年4月1日に遡り、人勧による改定後の給与及び期末勤勉手当の差額分を来年1月に支給予定となっております。併せて、1月からの給与は改定後の額を支給するものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 新給与法によって、今後、対応していくことになるかと思いますが、追加の手当とかいうことについては何もないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） ございません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案書18ページでお聞きいたします。

3の1の4の18節は香南香美老人ホーム組合の人勧分の人件費で、人件費は、本来、介護保険報酬の中で賄っていくことが民間なんかではもちろんそうなんですけれども、今回は人勧分を負担することになっておるわけです。今後も、そういうことがあればこ

ういう形でやっていくのかという点と、それから、やはり限られた介護報酬の中ですので、利益を上げていくことはなかなか難しいかとは思いますが、やはり経営努力も必要かと思えます。施設の稼働率についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、香南香美老人ホーム組合の人勘分につきましては、両施設の利用者数割、また、香美市・香南市2市の人口割、平等割によりまして、香美市・香南市両市の負担ということに決めております。両施設は、介護を必要とする高齢者、また、生活困難や経済的理由により自宅生活が困難な高齢者などを受け入れる、公的公営施設としての役割は大きく、市民のセーフティネットを担っていく老人福祉施設であるため、今後も、支援が必要であると考えております。

また、施設の利用率につきましては、11月末時点で三宝荘の施設入所、短期入所の合計稼働率が92.9%、通所介護、デイサービス稼働率が81.1%、居宅介護支援事業所の稼働率が87.5%です。なお、白寿荘の施設入所と短期入所の合計稼働率が89.7%、通所介護支援事業所のデイサービス稼働率が80.3%、居宅介護支援事業所が99.6%、また、養護老人ホームの白寿荘の入所率が90%となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第96号、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 議案第96号、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

令和6年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,225万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細につきましては、議案細部説明書11ページでございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第97号、令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 議案第97号、令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

令和6年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,455万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、細部説明につきましては、議案細部説明書11ページにございますので、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第97号を採決します。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第25号、議案第98号、令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 議案第98号、令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）

令和6年度香美市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,273万1,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

細部説明につきましては、同じく議案細部説明書11ページでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第26、議案第99号、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 議案第99号、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度香美市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,759万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細は、議案細部説明書12ページでございます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第100号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 議案第100号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細につきましては、議案細部説明書のとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第100号を採決します。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第101号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 議案第101号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

詳細につきましては、議案細部説明書のとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 確認なのですが、単純労務に雇用される職員の方々の給与表は規則だと思いますので、規則で改定させていくということと、同時に、先ほど、議案第95号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第9号）があったわけですが、それにも計上されていると。それで、支給は来年1月という認識でいいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

単純な労務に雇用されている方の給料表は、12月に規則を改正する予定でございます。また、その方々の支給につきましては、来年1月を予定してございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第101号を採決します。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第102号、令和6年度香美市立やなせたかし記念館改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 議案第102号、令和6年度香美市立やなせたかし記念館改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和6年10月22日付で契約した標記の工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出、香美市長 依光晃一郎

- 1 変更前の契約金額 1億3,750万円
- 2 変更後の契約金額 1億4,138万3,000円
- 3 変更による増額 388万3,000円

変更に係る内容等につきましては、議案細部説明書を御覧いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子さん） 議案細部説明書にも変更点が書かれていますけれども、それについて金額等も含め詳細をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

今回の変更は、来館者の増加を見据えた動線の見直しによりまして受付カウンターの場合を変更するため、カウンターの製作及び設置工事と、これに伴うカウンター用サインの作成、この受付カウンター場所の見直しと入館ゲート設置に伴う電気設備工事とLANの配線工事の追加でございます。また、家具等の更新の追加もございまして、床の固定椅子とロールスクリーンの劣化による取替えでございます。

変更契約増額の内容でございますが、受付カウンターの工事が192万882円、カウンター用サインが48万221円、電気設備工事が34万685円、LANの配線工事が18万1,571円、固定椅子の取替え工事が74万7,864円、ロールスクリーンの取替え21万1,777円でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、発議第4号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 発議第4号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和6年12月20日提出、香美市議会 小松紀夫殿、提出者 香美市議会運営委員会委員長 舟谷千幸

趣旨説明を行います。

本案は、刑法の改正により、令和7年6月1日から懲役、禁錮が拘禁刑として一本化されるため、香美市議会の個人情報の保護に関する条例第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

御審議よろしくお願いいたします。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、発議第5号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 発議第5号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発言を提出します。

令和6年12月20日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛同者 同 笹岡優、賛成者 同 村田珠美、賛成者 同 西村剛治、賛成者 同 舟谷千幸、賛成者 同 公文直樹、賛成者 同 小松孝、賛成者 同 利根健二

趣旨説明を行います。

本案は、市長等特別職の期末手当の支給割合の改定に伴い、議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うものです。

御審議よろしくお願いいたします。

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、意見書案第17号、高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 意見書案第17号、高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書案への趣旨説明を行わせていただきます。

私は、地域でこの間、学生支援に関わる中で、学生の思いを受け止め、この意見書を提案するに至りました。

今、高等学校卒業後に専門学校や大学へ進学する生徒に、学費の負担が大きく降りか

かっています。そして、保護者は進学する子供たちへの学費をつくるため、日夜働き、生活にゆとりがありません。高校生が高い学費のため進学を諦めたという話も聞きました。経済力で進路が左右されてはいけません。大学生はアルバイトが当たり前で、本来の学習や研究に使用する時間が取れない状況も生じています。コロナ禍ではアルバイトもなくなり退学した学生もいました。本末転倒ではないでしょうか。来年4月に学費値上げを予定している大学もあります。大学生たちは、学費値上げは学ぶ権利、学生のことを学生が決める権利を奪うものだと訴えています。国がすべきは、経済的な不安なく安心して学べる環境をつくっていくことではないでしょうか。

未来の社会を担う子供たちへの投資は未来の社会の担い手への投資であり、その意義は大変大きいと思っています。今回の意見書は、無償化を段階的に進めるよう求めるものです。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第17号、高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書案の賛成討論を行います。

日本政策金融公庫2021年度教育費負担の実態調査結果によると、大学入学から卒業までの教育費用は、国公立の場合、平均481万2,000円、私立文系の場合、平均689万8,000円、私立理系の場合、平均821万6,000円となっています。内閣府の調査によると、教育費負担に関する国民の意識調査結果では、子育ての不安要因は、経済的負担の増加が71.7%で最も多く、ほかの要因を大きく引き離しています。経済的な負担として大きいと思うのは、大学等の学校教育費が68.9%と最も多くなっています。一方で、国立大学の経営は、2004年の法人化以降、1,600億円以上も運営費交付金が減らされ、国立大学協会はもう限界と悲鳴を上げる状況に追い込まれています。

また、意欲ある子供たちの進学を支援するための修学支援新制度は、2024年度から授業料の減額対象を拡充していますが、扶養する子供が3人以上いる世帯（多子世帯）

と、子供が私立の理工農系に通う世帯に限って、中所得世帯まで支援対象にしたものです。そもそも修学支援新制度は、2019年の消費税10%への増税と引き換えに創設されました。増税で生じる4兆円のうち、7,600億円を高等教育無償化に充てるとしていました。ところが、支援対象を非課税世帯などに狭く設定したことで、修学支援新制度の予算は毎年度5,000億円台にとどまり、さらに実績額は3,000億円前後にとどまっています。4,000億円超が、毎年度無償化に使われていないこととなります。なぜ、高等教育無償化に充てないのでしょうか。国は、学びたいという子供たちの声に耳を傾けてほしいと思います。

最後になりますが、子供たちが将来、経済的に苦しまなくて済むように、国は、子供たちに安心して学ぶことができる環境を、憲法に基づき保障していくべきだと訴えます。高等教育の無償化を段階的に進めることは喫緊の課題だと思います。

以上を述べまして賛成討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第17号は、否決されました。

次に、日程第33、意見書案第18号、安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山潤君。

○15番（利根健二君） 議長、登壇者は1人やないが。

○議長（小松紀夫君） 1人ですね。

○5番（西山潤君） 分かりました。自分でやります。

意見書案第18号、安心できる年金制度への改善を求める意見書案の趣旨説明を行います。

まず初めに申し上げたいのは、2025年、通常国会に年金改正案が上程されます。私は今回の年金改正が高齢者の命と暮らしを守り、若い人、現役労働者の将来受給する制度の改善につながるよう、切に願ってこの意見書案を提出いたしました。タイミングとしても絶好のタイミングだと考えました。案文を読んでいただければ私の趣旨は十分に伝わるとお思いますので、ここでは年金受給者の実態を紹介したいとお思います。

このボードを御覧ください。老齢基礎年金のみをもらっている方、いわゆる国民年金第1号被保険者の方、自営業者、農家、フリーランスの方などは月額6万8,000円です。ただし、これは二十歳から60歳まで、毎月の保険料を40年間1回も欠かさず

に完全納付された方の満額が6万8,000円です。なかなかそうはならないのが実情で、老齢基礎年金の平均受給額は5万6,000円となっております。これを女性に限定して調べてみますと、平均受給額は月額4万9,000円、驚くほど少ない額となっております。会社員や公務員など、第2号被保険者のもらえる老齢厚生年金の平均受給額は14万4,000円です。こちらはまだましだと思いますが、それでも令和4年老齢年金受給者実態調査によりますと、年金受給者の支出月額の中央値は18万3,000円です。ということは、厚生年金をもらっている方でも毎月3万9,000円の赤字が出ていることとなります。しかも、この支出月額は2年前のもので、平均物価指数が8.9%上昇、食料品のみだと19%値上がりしている現在、この赤字額はさらに大きくなっていると思います。追い打ちをかけるようにガソリン価格も値上がり、多分、本市のガソリンスタンドも今日から値上がりになっているのではないかと思います。

ここで御紹介したいのが年金者新聞です（資料を示しながら説明）。これは全日本年金者組合という組織がありまして、全国に約10万人の組合員がおり、942支部があります。私もそのうちの一つ、香美支部の役員をしております。年金者の切実な要求を基に全国で活動するとともに、11月28日には中央役員が厚生労働省と交渉もしております。この全日本年金者組合が発行している機関紙が年金者新聞です。この中に川柳コーナーがありまして、年金者の笑うに笑えない実態がリアルに映し出されたコーナーで、最後に紹介したいと思います（パネルを示しながら説明）。年賀状はがき値上げで思案中、古稀も過ぎこれが最後と買う家電、高血圧塩分よりも物価高、杖ついてスーパーはしご年金者、物価高半額商品を買いたる、年金日妻とサンマを半分こ。

以上、申し上げます、私の趣旨説明とします。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

**【意見書案第18号 巻末に掲載】**

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がございますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 公明党の舟谷千幸です。今定例会議に提出されています、意見書案第18号、安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

国においては、平成28年12月14日、第192回臨時国会において、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（年金改正法）

が成立しています。成立した年金改正法の概要は、公的年金制度について、制度の持続性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直しなど、所要の措置が講じられています。

その主な内容は、平成29年4月から短時間労働者への被用者保険の適用拡大を推進しており、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能としています。また、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障しています。さらに、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、次の措置を講じております。1、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない処置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する。2、賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底する。以上の年金額の改定ルールの見直しが、1つ目については平成30年4月から、2つ目については令和3年から実施されております。このことにより、令和7年度の公的年金支給額は3年連続で引き上げられ、令和7年度は1.9%増となります。

以上のことから、国としても公的年金制度に対して、制度の持続性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図る努力を続けていることから、提出された意見書には賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。意見書案第18号、安心できる年金制度への改善を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

現在の年金制度では老後は大変です。先ほどの趣旨説明にもありましたように、特に国民年金の金額は大変低く、食べるものを削りながら生活しておる方もおいでます。また、非正規やフリーランスの方の賃金は低く、退職金もないまま貯蓄もできずに老後を迎えます。年金受給額は低額となり生活が成り立ちません。保険料は払えず無年金となる人も少なくありません。国民全ての高齢期の生活を支える命綱、それが公的年金だと思います。

令和4年7月、厚生労働省は7年ぶりに社会保障に関する意識調査を実施し、その結果が今年8月に公表されました。全国から無作為で抽出された7,128人の方へのアンケートをまとめたものですが、非常に重要な内容を含んでいますので紹介します。

国民生活に役立っている社会保障はどの問いに対し、最も多かった回答の1位が年金

で65%、2位が医療保険と体制で53%、3位は老人医療と介護で45%となっています。そして、老後の生計を支える手段はどの問いに対しては、1位が公的年金で57%、2位の就労収入が22%、3位の貯蓄・退職金の8%を大きく引き離しています。今後充実させる必要があるものはどの問いに対しては、1位が年金で63%、2位が老人医療と介護で43%、3位は医療保険と体制で34%となっています。いずれの回答からも年金が最も重要視されていることが分かると思います。そして、先ほどの無作為抽出された7,128人のうち、65歳以上は3,104人、43%であり、高齢者だけではなく若い皆さんも年金を重視していることが分かると思います。

ところが、現状の年金制度を見れば、2024年改定でも物価上昇に追いついておらず、実質マイナスが続いています。一刻も早く物価上昇を上回る支給額に引き上げるべきです。また、現行の年金制度は、旧来の家族制度の下につくられており、そのことが女性の低年金問題にもつながっていると思います。したがって、具体的には、全額国費負担による最低保障年金制度を実現するなどの改善が必要です。

全ての国民が安心して老後を迎えられる年金制度となるよう改善を求め、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第18号は、否決されました。

次に、日程第34、意見書案第19号、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、笹岡優です。意見書案第19号、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書案について、提案の趣旨説明をさせていただきます。

国内農業を支えている一つの力は、中山間地域・農村の農業者です。そして、地域において、国土と環境を守り、農業の果たす多面的な機能を支えてきたのも、家族農業従事者です。しかし、政府は、中山間地域等直接支払制度の第6期対策（令和7年度から令和11年度まで）では、集落機能強化加算と生産性向上加算を廃止し、複数の集落協定間での活動連携、ネットワーク化や統合した場合のみに加算支給する方向に変えようとしています。肝腎な農地の保全の基礎的な活動交付単価は据置きで、実態に合っていない。それに、来年3月までに確定する地域計画との整合性を求めており、また、ト

ラクターでの耕起、耕すことですね、その義務化を徹底することも言っています。今でも担い手不足で苦しんでいるのに、集落協定組織の維持もままならないことが懸念されます。まして、複数の集落間の連携による事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設利用の共同化、農作業の共同化等、ネットワーク化を推進すると言っていますが、その担い手は誰がやるのでしょうか。9月25日付の農業新聞でも、集落機能強化加算とネットワーク化加算は目的が異なる、他の集落協定と連携ができない地域もある、まるで付け焼き刃的な内容だ、農林水産省の急な方針転換に、第三者委員会の委員からは厳しい批判も出ているとしています。また、現場は混乱し、制度自体の信頼性を損ねることになるという指摘もあります。

このような集落機能強化加算の廃止は、農村の生活基盤があるからこそ営農を継続できるという認識が欠落しているのではないのでしょうか。中山間地域等の農業を維持するために、営農以外の視点も含めた集落機能強化が、近年ますます重要となっています。地域コミュニティ機能の維持や強化を求めて、趣旨説明とさせていただきます。本市の中山間地域等の実態を考慮し、同僚議員の賛同を求めるものです。よろしくお願いたします。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 1番、自由民主クラブの有光収三です。意見書案第19号に反対の立場で討論を行います。

中山間地域等直接支払制度における集落機能強化加算は、新たな人材の確保や営農以外の集落機能を強化する取組を行う場合に加算するものであり、対象となる活動例としては、インターンシップ、コミュニティサロンの開設、高齢者の見回りなど、地区外の方との交流を図ることが挙げられております。集落の活性化を期待した加算措置ですが、本市においてはなかなか広がりを見せず、定期的な草刈りなど、長年守ってきた農地の維持で精いっぱいというのが地域の実情であります。1期5年間で加算措置の効果を検証するのは早過ぎるという見方もありますが、全国的に小規模協定の廃止意向が高い背景があり、農業生産活動等の共同活動を継続できるよう、複数の集落による人材の確保を支援していく、新たな加算措置へ移行するのが次期対策への方向性であり、今回の加算措置見直しは中山間地域の農地をより継続的に維持していくための発展的解消と捉えます。

また、本市においては、集落機能強化加算で例示されているような集落の活性化につながる取組について、地域住民の熱意と工夫次第で香美市提案型市民主役事業補助金の対象事業に該当する可能性があることを考えても、本加算措置が継続されなくとも地域住民の主体的な取組を支援する体制は整っていると考えます。

以上のことから、意見書案第19号には反対いたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第19号、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今、急速に、耕作放棄せざるを得ない農地、耕作放棄地が広がっています。困難な中で、中山間地域等の農地を守ってくれている農業従事者の年齢を考慮すれば、中山間地域等直接支払制度の第6期対策（令和7年度から令和11年度）の5年間の在り方が決定的になるかもしれません。

現行の食料・農業・農村基本計画の中で、今後の農村政策として、農業以外の視点も踏まえ、地域のコミュニティー機能の維持や強化を推進することがうたわれ、集落機能強化加算は、こうした動きを受けて、第5期対策（令和2年度から令和6年度）の重要項目として新設されたものであります。にもかかわらず、その成果について、第三者委員会等での検証も行われないうまま短期間で廃止することは、継続性、基本計画との整合性、政策形成の透明性から見ても重大な問題がございます。

実際に、集落機能加算は広く活用されて集落機能の強化に大きな役割を果たし、耕作放棄の抑制や農業生産の維持にも効果を発揮しています。また、中山間地域が、国民、市民にとって重要で大事だという位置づけとともに、今後、どういう地域にしていくか、農村振興のためには何が必要かというビジョン・展望を示すことが必要なのに、制度いじりばかりしているとわざるを得ません。農業は継続です。地域農業、農民、農村の営みを守るためにも本意見書を国に届ける必要性を訴え、賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第19号は、否決されました。

日程第35、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会及び朝ドラ「あんぱん」特別委員会の各委員長から、香美市議会会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第36、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で、今定例会議に付された事件は全て議了しました。

これで12月定例会議を終了します。

お諮りします。香美市議会会議規則第7条の規定により、本日をもって令和6年香美市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

閉会に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和6年香美市議会定例会12月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

先月29日に開会いたしました12月定例会議も、小松議長の円滑なる会議運営によりまして本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました。その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会議では、朝ドラ「あんぱん」に向けた御質問、また、神社の維持管理などの地域コミュニティーに関わる論点や、片地地区での地区計画に関する説明会、また、県一消防などの住民生活に関わる御質問、また、子供の視力低下や手話言語条例など配慮

が必要な課題への問題提起、そして、市役所ホームページのリニューアルなど、数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

そして、本定例会議でも御質問いただき、また、陳情として採択されました教育長の問題についてです。教育委員の皆様と求められる教育長像について話を重ねましたが、進展は見られませんでした。そこで、教育委員の皆様と合同での住民説明会を開催したいと御答弁させていただいたことを受けて、宮地教育長職務代理者に共同開催を打診しましたが、私との説明会は開催しないということでした。私としましては、私だけでも市民に御説明し、御意見をお聞きするべきと考え、1月19日曜日午前10時からと午後1時半からの2回の予定で、中央公民館で説明会を開催させていただきます。内容は、これまでの経緯と、私がこれまで教育委員の皆様にお伝えした、求められる教育長像についてまず御説明し、その後は質疑と御意見をいただく時間といたします。PTAの皆様には御案内するほか、市民やマスコミの皆さんどなたでも参加していただけます。なお、この会は私個人が主催するもので、市役所が直接関わっているものではございません。多くの市民の御参加をいただき、長期化している状況について市民の御理解をいただけるよう努力したいと思います。また、教育委員の皆様には、教育委員としての考え方について、市民に説明していただく機会をぜひともつくっていただければと思います。そして、両者が直接市民の声を聞いた後、再度求められる教育長像についての話し合いをして、合意が得られればと思っております。

年の瀬となりまして何かと慌ただしくなり、また、寒い日もかなり増えてまいりましたが、議員の皆様方には御自愛いただければと思います。結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） それでは、閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

1月29日に開会されました令和6年12月定例会議は、本日までの22日間、議員各位の御協力により無事終了することができました。

今定例会議に提出されておりました、一般会計補正予算をはじめ、条例改正、指定管理者の指定、さらに請願、陳情につきましても、議員各位の慎重審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。また、一般質問につきましては、13人の議員が市政全般にわたって市長の政治姿勢や行政課題について、見解をただすとともに、施策の提言が行われました。市長並びに執行部の皆さんにおかれましては、今後の市政運営に生かしていただきますよう、申し上げておきます。

なお、市民からの陳情、議員の一般質問にもございましたとおり、教育長人事につきましては、これ以上の不在期間は、教育行政の停滞、学校現場への影響が懸念されることから、市長におかれましては早急に対応をされますよう求めるところでございます。

結びに、令和6年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、健康に十分御留意いただき、新たな年を迎えていただきますようお願い申し上げます。新しい年が香美市民の皆様にとりまして幸多き年でありますように、また、香美市にとっても飛躍の年となりますように御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

以上をもちまして令和6年香美市議会定例会を閉会します。  
(午前10時48分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

12月定例会議会議録

卷末掲載文書

令和6年香美市議会定例会12月定例会議審議期間予定表

| 審議期間 | 月日(曜日)    | 会 議 等 |        |  |
|------|-----------|-------|--------|--|
|      | 11月22日(金) |       |        | 再開要求通知・議案書発送   |
|      | 23日(土)    |       |        |  |
|      | 24日(日)    |       |        |  |
|      | 25日(月)    |       |        |  |
|      | 26日(火)    |       | AM9:30 | 議会運営委員会  |
|      | 27日(水)    |       |        |  |
|      | 28日(木)    |       |        |  |
| 第1日  | 29日(金)    | 本会議   | AM9:00 | 審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告<br>市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明 |
| 第2日  | 30日(土)    | 休 会   |        | 休日、議案精査のため   |
| 第3日  | 12月1日(日)  | 休 会   |        | 〃  |
| 第4日  | 2日(月)     | 休 会   |        | 【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】                                |
| 第5日  | 3日(火)     | 休 会   |        | 議案精査のため  |
| 第6日  | 4日(水)     | 休 会   |        | 〃  |
| 第7日  | 5日(木)     | 休 会   |        | 〃  |
| 第8日  | 6日(金)     | 休 会   |        | 〃  |
| 第9日  | 7日(土)     | 休 会   |        | 休日、議案精査のため   |
| 第10日 | 8日(日)     | 休 会   |        | 〃  |
| 第11日 | 9日(月)     | 休 会   |        | 議案精査のため  |
| 第12日 | 10日(火)    | 本会議   | AM9:00 | 一般質問①  |
| 第13日 | 11日(水)    | 本会議   | AM9:00 | 一般質問②  |
| 第14日 | 12日(木)    | 本会議   | AM9:00 | 一般質問③ 会派代表者会議  |
| 第15日 | 13日(金)    | 本会議   | AM9:00 | 議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会<br>教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会      |
| 第16日 | 14日(土)    | 休 会   |        | 休日、議案審査精査のため   |
| 第17日 | 15日(日)    | 休 会   |        | 〃  |
| 第18日 | 16日(月)    | 休 会   |        | 議案審査精査のため  |
| 第19日 | 17日(火)    | 休 会   |        | 〃  |
| 第20日 | 18日(水)    | 休 会   |        | 〃  |
| 第21日 | 19日(木)    | 休 会   |        | 〃  |
| 第22日 | 20日(金)    |       | AM9:00 | 議会運営委員会  |
|      |           | 本会議   | AM9:30 | 議案採決(付託議案の報告～採決)   |

補正予算・議案審査

|           |           |                             |
|-----------|-----------|-----------------------------|
| 12月13日(金) | 予算決算常任委員会 | 議案第77・78・79・80・81号          |
|           | 総務常任委員会   | 議案第82・83・90・94号 請願第2号 陳情第1号 |
|           | 教育厚生常任委員会 | 議案第84・85・86・87・88. 89号      |
|           | 産業建設常任委員会 | 議案第91・92・93号                |

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

| 事件の番号  | 件名  | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|--------|---|-----------|------|------|
| 議案第77号 | 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）                           | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第78号 | 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）               | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第79号 | 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                    | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第80号 | 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）                         | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第81号 | 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）                       | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第82号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について         | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第83号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                         | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第84号 | 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について                    | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第85号 | 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第86号 | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について               | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第87号 | 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第88号 | 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第89号 | 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 教育厚生常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第90号 | 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第91号 | 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について                       | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第92号 | 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について              | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |

| 事件の番号  | 件名                            | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|--------|-------------------------------|-----------|------|------|
| 議案第93号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について | 産業建設常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第94号 | 令和5年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定について | 総務常任委員会   | 原案認定 | 全員賛成 |

## 2. 請願関係

| 事件の番号 | 件名                   | 所管委員会   | 審査結果 | 備考   |
|-------|----------------------|---------|------|------|
| 請願第2号 | 谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願 | 総務常任委員会 | 原案採択 | 全員賛成 |
| 陳情第1号 | 教育長不在問題に関する陳情        | 総務常任委員会 | 原案採択 | 全員賛成 |

令和6年香美市議会定例会12月定例会議 請願文書表

| 受 理<br>番 号   | 受 理<br>年 月 日           | 件 名                    | 請 願 の 要 旨 | 請 願 者 の 住 所<br>及 び 氏 名 | 紹 介 議 員<br>氏 名 | 付 託<br>委 員 会 |
|--------------|------------------------|------------------------|-----------|------------------------|----------------|--------------|
| 請 願<br>第 2 号 | 令 和 6 年<br>1 1 月 2 1 日 | 谷相大豊地域での風<br>力発電計画について | 別紙請願書のとおり | 香美市香北町谷相<br>小野 麻里      | 森田 雄介          | 総務常任委員会      |

請願第 2 号

谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願書

|        |          |
|--------|----------|
| 提出者の住所 | 香美市香北町谷相 |
| 提出者の氏名 | 小野 麻里    |
| 紹介議員   | 森田 雄介    |

件名 谷相大豊地域での風力発電計画について

趣旨 谷相～大豊地域に 36 基の大型風力発電の建設計画があり、住民説明会も有りましたが、水源地や米づくりへの影響、森林や生態系の影響、低周波による健康への影響など住民だけでは捉えきれない疑問があるので、ぜひ議会でも調査していただきたいです。

また、愛南町では、建設後に体調不良を訴える住民があとを絶たず、ついにはゴーストタウン化した事例や、ニワトリが卵を産まなくなったり、卵が白身だけだった事例もあることがわかったそうです。風車の塗装につかわれている P F A S が、環境に影響がないかなど、実態が不明瞭なところもあります。企業が倒産した際の、施設の撤去についてもくわしい説明がありません。

愛南町などの例をみながら調査をおねがいたします。

上記のとおり請願書を提出します。

2024年11月21日

香美市議会議長 小松 紀夫 殿

令和6年香美市議会定例会12月定例会議 陳情文書表

| 受 理<br>番 号   | 受 理<br>年 月 日   | 件 名         | 陳情の要旨     | 陳情者の住所<br>及び氏名   | 付 託<br>委 員 会 |
|--------------|----------------|-------------|-----------|--|--------------|
| 陳 情<br>第 1 号 | 令和6年<br>11月22日 | 教育長不在問題について | 別紙陳情書のとおり | <p>香美市香北町葦生野<br/>香北中学校保護者有志代表<br/>西本 清光</p> <p>香美市香北町下野尻<br/>大宮小学校保護者有志代表<br/>山中 孝徳</p> <p>香美市土佐山田町岩積<br/>舟入小学校保護者有志代表<br/>井上 貴由</p> | 総務常任委員会      |

陳情第1号

令和6年11月22日

香美市議会議長 小松 紀夫 殿

教育長不在問題に関する陳情書

香北中学校保護者有志 代表 西本 清光  
香美市香北町菰生野  
大宮小学校保護者有志 代表 山中 孝徳  
香美市香北町下野尻  
舟入小学校保護者有志 代表 井上 貴由  
香美市土佐山田町岩積

件名 教育長不在問題について

趣旨 日頃から市政の発展にご尽力いただいております事に深く感謝申し上げます。

現在香美市においては、教育長不在の異常事態が、5月市議会にて人事案が否決されてからの、半年に渡り続いております。

この間教育長職務は代理人が行っているものの、来年度に向けた人事異動等、重要な決定には慎重にならざるを得ず、先の見通しが立たない状況が、教育現場や子どもたちへ与える影響に、私達は大きな不安を感じています。

この件につきましては、現在議長も参加し、市長と教育委員による話し合いの場がもたれているとのことですが、多様性が求められる時代に対応できる、新しい教育長人事に集中し、前向きな話し合いが円滑に進められる事を、私達保護者一同は強く求めます。

以上、香美市の子どもたちが安心・安定した教育を受けられる、正常な教育行政が至急再開する事を願って、陳情趣旨とさせていただきます。

上記のとおり陳情書を提出します。

発議第4号

香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次の  
とおり発議を提出します。

令和6年12月20日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 舟谷千幸

香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年香美市条例第16号）の  
一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議第5号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和6年12月20日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 香美市議会議員 | 山崎真幹 |
| 賛成者 | 〃       | 笹岡優  |
| 賛成者 | 〃       | 村田珠美 |
| 賛成者 | 〃       | 西村剛治 |
| 賛成者 | 〃       | 舟谷千幸 |
| 賛成者 | 〃       | 公文直樹 |
| 賛成者 | 〃       | 小松孝  |
| 賛成者 | 〃       | 利根健二 |

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の153.75」を「100分の161.25」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の161.25」を「100分の157.50」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の香美市議会議員の条例」という）の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の香美市議会議員の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の香美市議会議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

意見書案第17号

高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和6年12月20日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 // 山崎晃子

賛成者 // 西村剛治

高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書（案）

日本は、高等教育における公費投入がG20諸国で最下位クラスとなっています。1971年に1.2万円だった国立大学の学費は、その後急上昇を続け、今や53.6万円となっています。入学金も重い負担です。高等教育における私費負担割合は、64%（2020年）に達し、経済開発協力機構（OECD）平均30%の倍以上です。

また、学生が利用できる奨学金は、貸与制が中心で、半分は有利子のものです。2022年度は、学生の2人に1人が平均で約300万円の奨学金の給付を受けている状況で、その返済が、卒業後の生活や将来の重荷となっています。日本学生支援機構による貸し付けは、628万人（無利子、有利子の延べ人数）、総額9兆4,000億円にもなっています。

国際人権規約は、高等教育における「無償教育の漸進的導入」をうたい、学費を値下げし無償化に進むことを世界的標準と位置付けています。日本政府も2012年に、同規定への保留を撤回していますが、学費の値下げと奨学金の抜本拡充は進んでいま

せん。

よって、国におかれては、憲法第26条に定められた教育を受ける権利を全ての国民に保障するために、以下のとおり高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求めます。

## 記

1. 国の助成で、ただちに国公立すべての授業料を半額にすること。
2. 大学・短大・専門学校の入学金を無くすために、必要な措置を講じること。
3. 成績や世帯人数などの「条件付き」ではない給付型奨学金を創設すること。
4. 国が支援し、貸与奨学金の返済を半額にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長  | 額賀福志郎 | 殿 |
| 参議院議長  | 関口昌一  | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 石破茂   | 殿 |
| 財務大臣   | 加藤勝信  | 殿 |
| 文部科学大臣 | あべ俊子  | 殿 |
| 内閣官房長官 | 林芳正   | 殿 |

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第18号

安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和6年12月20日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 西山潤

賛成者 〃 山崎晃子

賛成者 〃 森田雄介

安心できる年金制度への改善を求める意見書（案）

国民すべての高齢期の生活を支えるために、公的年金制度があります。しかし現状は老齢基礎年金のみの方は満額でも月6万8,000円程度であり、一方この少ない年金から医療・介護保険料が天引きされ、とても生活できる金額ではありません。さらに2024年度改定で年金額は1.9%プラスになったものの、全国消費者物価指数は前年比8.9%上昇、食料品のみだと19%上昇と、まったく物価上昇に追いついておらず、年金受給者の生活は苦しくなるばかりです。これは物価や賃金が上昇してもマクロ経済スライドが年金額の改定を抑制する仕組みとなっているからです。年金はそのほとんどが消費に回っており、高齢者の購買力の低下は地域経済にも大きな影響を与えています。

よって、国におかれては、安心できる年金制度へ改善されるよう、以下のことを求めます。

## 記

1. 物価上昇を上回る支給額に引き上げること。
2. 国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。
3. 年金支給を隔月ではなく、国際標準である毎月支給にすること。
4. 年金積立金を活かして、年金保険料の軽減や年金給付の充実をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長  | 額賀福志郎 | 殿 |
| 参議院議長  | 関口昌一  | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 石破茂   | 殿 |
| 総務大臣   | 村上誠一郎 | 殿 |
| 財務大臣   | 加藤勝信  | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 福岡資麿  | 殿 |
| 内閣官房長官 | 林芳正   | 殿 |

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 19 号

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 小松 紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 〃 小松 孝

賛成者 〃 山崎 龍太郎

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書（案）

国内農業を支えているのは、中山間地域・農村の農業者です。

しかし、高齢化や後継者難などで営農が厳しい状況にあり、農業だけでは生活できない現状に陥っています。

農水省は、来年度予算に向けて「中山間地域等直接支払制度」の「集落機能強化加算」を基本的に廃止することを明らかにしていますが、中山間地域等の農業を維持するために、営農以外の視点も含めた集落機能の強化が近年ますます重要になっています。

また、気候変動によって雑草の繁殖がひどく、その対策は担い手不足もあり大きな負担となっています。これに耕起まで「義務」づけられると組織の維持そのものも困難になる事が懸念されます。

よって、国におかれては、「中山間地域等直接支払制度」の「第 6 期対策（令和 7 年度～令和 11 年度）」では、今後の農村政策として、農業以外の視点も踏まえ、地域

コミュニティー機能の維持や強化を推進することや実態を考慮した上での制度の継続と基礎ベースの拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 衆議院議長   | 額賀福志郎 | 殿 |
| 参議院議長   | 関口昌一  | 殿 |
| 内閣総理大臣  | 石破茂   | 殿 |
| 財務・金融大臣 | 加藤勝信  | 殿 |
| 農林水産大臣  | 江藤拓   | 殿 |
| 内閣官房長官  | 林芳正   | 殿 |

高知県香美市議会議長 小松紀夫

令和6年香美市議会定例会12月定例会議決一覧表

1. 議案関係

| 事件の<br>番号  | 件名  | 議決結果 | 議決<br>年月日 |
|------------|---|------|-----------|
| 議案<br>第77号 | 令和6年度香美市一般会計補正予算（第8号）                           | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第78号 | 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）               | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第79号 | 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                    | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第80号 | 令和6年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）                         | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第81号 | 令和6年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第1号）                       | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第82号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について         | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第83号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                         | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第84号 | 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について                    | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第85号 | 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第86号 | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について               | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第87号 | 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第88号 | 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第89号 | 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第90号 | 香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第91号 | 香美市給水条例等の一部を改正する条例の制定について                       | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第92号 | 香美市交流促進施設（奥物部ふるさと物産館）の指定管理者の指定について              | 原案可決 | 6.12.20   |
| 議案<br>第93号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について                   | 原案可決 | 6.12.20   |

| 事件の<br>番号      | 件名   | 議決結果 | 議決<br>年月日 |
|----------------|--|------|-----------|
| 議案<br>第 94 号   | 令和 5 年度香美郡殖林組合一般会計歳入歳出決算の認定について                  | 原案認定 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 95 号   | 令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）                        | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 96 号   | 令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）            | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 97 号   | 令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）            | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 98 号   | 令和 6 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 2 号）        | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 99 号   | 令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                 | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 100 号  | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について                | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 101 号  | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 議案<br>第 102 号  | 令和 6 年度香美市立やなせたかし記念館改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 発議<br>第 4 号    | 香美市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について              | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 発議<br>第 5 号    | 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について   | 原案可決 | 6. 12. 20 |
| 意見書案<br>第 17 号 | 高等教育の無償化を段階的にすすめるよう求める意見書の提出について                 | 原案否決 | 6. 12. 20 |
| 意見書案<br>第 18 号 | 安心できる年金制度への改善を求める意見書の提出について                      | 原案否決 | 6. 12. 20 |
| 意見書案<br>第 19 号 | 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を求める意見書の提出について                 | 原案否決 | 6. 12. 20 |

## 2. 請 願 関 係

| 事件の<br>番号   | 件名                   | 議決結果 | 議決<br>年月日 |
|-------------|----------------------|------|-----------|
| 請願<br>第 2 号 | 谷相大豊地域での風力発電計画に関する請願 | 原案採択 | 6. 12. 20 |
| 陳情<br>第 1 号 | 教育長不在問題に関する陳情        | 原案採択 | 6. 12. 20 |